

令和5年11月定例会会議録

令和5年11月24日開会
令和5年12月12日閉会

宮崎県議会

令和五年十一月定例会会議録

宮崎県議会

令和5年11月宮崎県議会定例会会議録 目次

11月24日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 開 会 -----	4
1. 議席の一部変更 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
野崎幸士議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議案第1号から第32号まで上程 -----	5
1. 知事提案理由説明 -----	5
自11月25日（土曜日）	
至11月28日（火曜日） 休 会	
11月29日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	11
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	11
1. 一般質問 -----	12
坂口博美議員質問 -----	12
・知事の政治姿勢について	
・国の総合経済対策を踏まえた本県の経済対策について	
・日本一挑戦プロジェクト及び関連問題について	
・新幹線問題について	
丸山裕次郎議員質問 -----	26
・畜産振興について	
・国際交流について	
・森林行政について	
・医療行政について	
・獣医師確保について	
・コロナ禍世代の対応について	
・災害対応力について	
脇谷のりこ議員質問 -----	39
・知事の政治姿勢について	
・台湾有事に対する県の対応について	

- ・民間企業との連携について
- ・新規就農者・後継者の確保・支援について
- ・交通・物流対策について
- ・宮崎港の今後の在り方について
- ・文化継承について
- ・母子生活支援施設について
- ・交通安全のための施策について
- ・技術・専門職の確保について

西村 賢議員質問 ----- 53

- ・本県DXと行政改革について
- ・障がい者の就職支援について
- ・地域医療の存続について
- ・ライドシェア導入と互助輸送について
- ・本県の企業誘致について
- ・宮崎国際音楽祭と文化振興について
- ・不登校問題について
- ・ネット誹謗中傷対策について

11月30日（木曜日）

1. 出席議員 -----	69
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	69
1. 一般質問 -----	70

安田厚生議員質問 ----- 70

- ・国指定重要文化財那須家住宅（鶴富屋敷）について
- ・道路整備について
- ・ダム事前放流について
- ・防災・減災対策について
- ・土捨場について
- ・災害廃棄物について
- ・医療政策について
- ・藻場再生について
- ・猫の去勢問題について
- ・スマート農業について
- ・ソーラーシェアリングについて
- ・J-クレジット制度について
- ・日向備長炭について

川添 博議員質問	83
・知事の政治姿勢について	
・子ども・若者プロジェクトについて	
・グリーン成長プロジェクトについて	
・スポーツ観光プロジェクトについて	
・国土強靱化施策について	
山内いっとく議員質問	95
・女性の活躍支援について	
・LGBTQの相談支援について	
・子供の不登校支援について	
・若者の地域参画支援について	
・高齢者の健康支援について	
・障がい者の居場所支援について	
・外国人の共生支援について	
・就職氷河期世代の就職支援について	
・自殺対策について	
福田新一議員質問	110
・農業の直面する課題と県でできる対策について	
・子ども・若者プロジェクトについて	
・再造林率日本一への挑戦について	
・国スポ・障スポに向けた施設の整備状況について	
12月1日（金曜日）	
1. 出席議員	125
1. 地方自治法第121条による出席者	125
1. 一般質問	126
山口俊樹議員質問	126
・防災対策について	
・基礎自治体との連携について	
・教育政策について	
・福祉保健政策について	
・県有財産の運用等について	
山内佳菜子議員質問	141
・知事の政治姿勢について	
・手話言語条例について	
・子供について	

<ul style="list-style-type: none"> ・教育について ・女性について ・文化について 	
前屋敷恵美議員質問	154
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・不登校の子供たちの現状と支援策について ・公営住宅の充実について ・農業を支える施策について ・林業と災害対策について 	
松本哲也議員質問	165
<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方の関係について ・物価高対策について ・企業誘致について ・鉄道網整備について ・スマート農業について ・防災道の駅について ・県道整備について ・不登校対策について ・社会教育振興について 	
自12月2日（土曜日）	休　　会
至12月3日（日曜日）	
12月4日（月曜日）	
1．出席議員	181
1．地方自治法第121条による出席者	181
1．一般質問	182
黒岩保雄議員質問	182
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・行財政改革と予算編成方針について ・農林水産業の振興について ・総合交通と安全対策について ・企業立地について ・台湾との交流促進について ・特別養護老人ホームの経営状況について ・子宮頸がんと県立病院について 	

下沖篤史議員質問	197
・農畜産業振興について	
・防災・減災について	
・行方不明者の捜索活動について	
・観光政策について	
・外国人材確保について	
・奨学金返還支援について	
・公共工事における地産地消の推進について	
・公共用地取得について	
・里親制度について	
・県内の公共交通について	
今村光雄議員質問	210
・重点支援地方交付金について	
・入札参加資格申請の負担軽減について	
・本県の農業施策について	
・不登校生徒のオンライン学習について	
・社会的援助を必要とする方々の支援について	
・国民スポーツ大会について	
・介護に関わる人材について	
12月5日（火曜日）	
1. 出席議員	227
1. 地方自治法第121条による出席者	227
1. 議案第33号から第45号まで追加上程	228
1. 知事提案理由説明	228
1. 一般質問	229
重松幸次郎議員質問	229
・令和6年度当初予算の概要について	
・国の総合経済対策について	
・健康・福祉行政について	
・商工観光の人材確保について	
・再造林率日本一へ	
・教育行政について	
佐藤雅洋議員質問	243
・神楽等の伝統芸能について	
・本県の国宝について	

- ・五ヶ瀬ハイランドスキー場について
- ・道路整備について
- ・西臼杵郡3公立病院の統合再編について
- ・農畜産行政について
- ・空き家対策について
- ・高千穂高校の全国枠について
- ・ゼロゼロ融資対策について
- ・宮崎ーソウル線の再開後の状況について
- ・細島港における東京航路について
- ・不妊治療に対する助成について
- ・国スポ・障スポ大会について
- ・不登校生徒へのサポートについて

二見康之議員質問	257
・新型コロナ対策について	
・災害対策について	
・子育て支援について	
・公共交通対策について	
・森林行政について	
・屋外型トレーニングセンターについて	
・教育行政について	
1. 議案第29号から第32号まで採決	270
1. 議案第1号から第28号まで及び第33号から第45号まで委員会付託	271
自12月6日（水曜日）	
常任委員会	
至12月7日（木曜日）	
12月8日（金曜日）	
特別委員会	
自12月9日（土曜日）	
休 会	
至12月11日（月曜日）	
12月12日（火曜日）	
1. 出席議員	275
1. 地方自治法第121条による出席者	275
1. 常任委員長審査結果報告	276
山下 寿総務政策常任委員長	276
重松幸次郎厚生常任委員長	277
佐藤雅洋商工建設常任委員長	278
安田厚生環境農林水産常任委員長	280

山内佳菜子文教警察企業常任委員長	281
1. 討 論	282
前屋敷恵美議員	282
1. 議案第4号、第26号及び第44号採決	284
1. 議案第1号から第3号まで、第5号から第25号まで、第27号、第28号、 第33号から第43号まで及び第45号採決	284
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	284
1. 議員発議案送付の通知	284
1. 議員発議案第1号から第4号まで追加上程、採決	285
1. 議員派遣の件	285
1. 閉 会	285
<hr/>	
1. 資 料	287
令和5年11月定例会日程	289
議案送付文書	290
一般質問時間割	292
議案委員会審査結果表	293
閉会中の継続審査・調査申出一覧	295
1. 議案議決件名一覧表	297
1. 議員発議案等	301
HPVワクチン接種政策の充実を求める意見書	303
食品ロス削減へ国民運動の推進を求める意見書	304
高病原性鳥インフルエンザの対策強化を求める意見書	305
地方公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書	306
議員派遣（令和5年度九州各県議会議員交流セミナー）	307
1. 議事経過	309

11月24日（金）

令和 5 年 11 月 24 日 (金 曜 日)

午前10時0分開会

出席議員 (38名)

- 1 番 齊 藤 了 介 (志 誠 会)
- 2 番 永 山 敏 郎 (県 民 連 合 立 憲)
- 3 番 今 村 光 雄 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
- 4 番 工 藤 隆 久 (同)
- 5 番 内 田 理 佐 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
- 6 番 川 添 博 (同)
- 7 番 荒 神 稔 (同)
- 8 番 福 田 新 一 (同)
- 9 番 本 田 利 弘 (同)
- 10 番 山 内 い っ と く (同)
- 11 番 山 口 俊 樹 (同)
- 12 番 下 沖 篤 史 (同)
- 13 番 濱 砂 守 (同)
- 14 番 黒 岩 保 雄 (緑 風 会)
- 15 番 脇 谷 の り こ (親 和 会)
- 16 番 松 本 哲 也 (県 民 連 合 立 憲)
- 17 番 山 内 佳 菜 子 (同)
- 19 番 西 村 賢 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
- 20 番 二 見 康 之 (同)
- 21 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 22 番 山 下 寿 (同)
- 23 番 野 崎 幸 士 (同)
- 24 番 佐 藤 雅 洋 (同)
- 25 番 安 田 厚 生 (同)
- 26 番 日 高 利 夫 (同)
- 27 番 岡 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひまわり)
- 28 番 前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
- 29 番 井 本 英 雄 (自 民 党 同 志 会)
- 30 番 岩 切 達 哉 (県 民 連 合 立 憲)
- 31 番 重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
- 32 番 坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
- 33 番 武 田 浩 一 (同)
- 34 番 山 下 博 三 (同)
- 35 番 日 高 陽 一 (同)
- 36 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 38 番 外 山 衛 (同)
- 39 番 日 高 博 之 (同)

欠席議員 (1名)

- 18 番 坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|---------------------|-----------|-----|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 日 隈 俊 郎 | 俊 郎 |
| 副 知 事 | 佐 藤 弘 之 | 弘 之 |
| 総 合 政 策 部 長 | 重 黒 木 清 | 清 |
| 政 策 調 整 監 | 田 中 克 尚 | 尚 |
| 総 務 部 長 | 吉 村 達 也 | 也 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 横 山 直 樹 | 樹 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 川 北 正 文 | 文 |
| 環 境 森 林 部 長 | 殿 所 大 明 | 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 丸 山 裕 太 郎 | 太 郎 |
| 農 政 水 産 部 長 | 久 保 昌 広 | 広 |
| 県 土 整 備 部 長 | 原 口 耕 治 | 治 |
| 会 計 管 理 者 | 長 倉 佐 知 子 | 子 |
| 企 業 局 長 | 井 手 義 哉 | 哉 |
| 病 院 局 長 | 吉 村 久 人 | 人 |
| 総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長 | 高 妻 克 明 | 明 |
| 教 育 長 | 黒 木 淳 一 郎 | 郎 |
| 公 安 委 員 長 | 江 藤 利 彦 | 彦 |
| 警 察 本 部 長 | 平 居 秀 一 | 一 |
| 代 表 監 査 委 員 | 川 野 美 奈 子 | 子 |
| 人 事 委 員 長 | 佐 藤 健 司 | 司 |

事務局職員出席者

- | | | |
|---------------|-----------|---|
| 事 務 局 長 | 渡 久 山 武 志 | 志 |
| 事 務 局 次 長 | 鬼 川 真 治 | 治 |
| 議 事 課 長 | 福 島 久 大 | 大 |
| 政 策 調 査 課 長 | 牧 浩 一 | 一 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 佐 藤 亮 子 | 子 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 弓 削 知 宏 | 宏 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 上 園 祐 也 | 也 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 山 本 聡 | 聡 |

◎ 開 会

○濱砂 守議長 これより令和5年11月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 議席の一部変更

○濱砂 守議長 ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 会議録署名議員指名

○濱砂 守議長 会議録署名議員に、福田新一議員、坂本康郎議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○濱砂 守議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、野崎幸士委員長。

○野崎幸士議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る11月17日の議会運営委員会において、本日招集されました令和5年11月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計32件、その内訳は、補正予算2件、条例5件、予算・条例以外25件であります。このほか1件の報告があります。

また、国の補正を受けた経済対策に関する補正予算や職員の給与改定等に係る議案も追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員

会において審査した結果、会期は、本日から12月12日までの19日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

本定例会は、11月29日から5日間の日程で一般質問を行います。

一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。

12月6日から2日間の日程で各常任委員会を開催し、12日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○濱砂 守議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○濱砂 守議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月12日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から12月12日までの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第32号まで上程

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第32号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○濱砂 守議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

令和5年11月県議会定例会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、3点御報告を申し上げます。

1点目は、宮崎県人会世界大会についてであります。

先月27日から29日にかけて、19の海外県人会と14の国内県人会の代表者270名に御参加いただき、本県初の宮崎県人会世界大会を開催しました。

濱砂議長をはじめ県議会議員の皆様、市町村や各団体の代表の方々にも、記念式典、歓迎セレモニーに出席いただき、多くの県民の皆様とともに、温かい歓迎の気持ちをお伝えすることができました。

この大会を通じて、参加された皆様がふるさと宮崎への思いや本県との絆を深めるとともに、本県の魅力を再発見する機会となり、世代や地域を超えた交流により新たなネットワークが築かれるなど、大変意義深いものとなりました。御協力いただいた全ての皆様に深く感謝申し上げます。

今後、それぞれの県人会が、より一層充実した活動を展開され、ふるさと宮崎の熱烈な応援

団として、国内外に向けた本県の魅力発信や県産品の販路開拓、観光誘客、国際社会で活躍する人づくりなどを力強く後押しいただくことを期待しつつ、今大会の成果を本県の安心と希望あふれる未来につなげてまいります。

2点目は、「東京食肉市場まつり2023」についてであります。

先月14日及び15日の両日、品川駅近くの東京都中央卸売市場食肉市場において、「東京食肉市場まつり2023」が開催されました。

このイベントは、年に一度、食肉市場が一般開放され、特定のブランド牛を推奨牛として、牛肉や豚肉、食肉加工品の特別販売、無料試食などが行われる肉のフェスティバルです。私も濱砂議長とともに参加し、関係機関の方々とともに、宮崎牛をはじめとした県産品のPRを行ってまいりました。

宮崎牛が推奨牛となるのは2度目で、昨年の鹿児島全共での4大会連続内閣総理大臣賞受賞や、今年九州管内系統和牛枝肉共励会での個人賞金賞・団体優秀賞受賞など、絶好のタイミングでの開催となりました。

2日間で約1万7,000人の来場があり、用意していた牛肉を完売する店舗も出るなど、改めて首都圏における宮崎牛のブランド力の高まりを実感しました。

引き続き、関係機関と連携し、おいしさ日本一の宮崎牛の消費や販路の拡大に努めてまいります。

3点目は、高速道路についてであります。

今月3日、濱砂議長をはじめ関係議員の皆様にご出席いただき、五ヶ瀬町にて九州中央自動車道「蘇陽五ヶ瀬道路」五ヶ瀬区間の着工式を開催しました。さらに、来月9日には、西日本高速道路株式会社により、東九州自動車道「高

鍋一西都」間の一部4車線化の着工式が新富町で行われます。

これまで力強い御支援をいただきました県議会の皆様をはじめ、御尽力いただいた国土交通省や関係者の皆様方に、心より御礼申し上げます。

私は、先月12日、高速道路の整備促進を目的として全国50の団体に組織される全国高速道路建設協議会の会長に就任しました。その重責に身の引き締まる思いであります。

私はこれまでも機会あるごとに、本県の高速道路の整備促進に向けて、東九州道と九州中央道のミッシングリンクの解消や、東九州道の暫定2車線区間の4車線化等を国に要望してまいりました。今年6月には、全国高速道路建設協議会の総会で地方代表として意見発表を行い、その後、首相官邸で松野官房長官に高速道路の整備と必要な財源の確保を訴えてきたところであります。

今後は、さらに協議会会長の立場も加わり、来週月曜日には協議会会長として国への要望活動を行うこととしており、全国の構成団体の力を結集することで、本県の高速道路整備はもとより、全国の高速道路ネットワークのさらなる整備促進に向けて、政府や関係機関への政策提言及び要望活動に取り組んでまいります。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計10億7,252万6,000円です。この結果、一般会計の予算規模は7,009億7,530万円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金6億9,036万6,000円、繰入金7,166万円、県債3億1,050万円です。

続きまして、今回の一般会計補正予算案に計上した主な事業の概要について説明いたします。

まず、災害弔慰金は、令和4年台風第14号で被災し、死亡された方の御遺族に対し、弔慰金を支給する市町村に負担金を支出するものであります。

次に、「県有施設LED照明導入事業」は、林業技術センター等の照明の一部をLEDに更新するものであります。

次に、「県内河川等におけるPFAS存在状況緊急調査事業」は、健康被害が懸念されている有機フッ素化合物(PFAS)について、県内の河川や地下水を網羅的に調査するものであります。

最後に、緊急治山事業費は、令和5年台風第6号の豪雨により、新たに発生した荒廃山地を緊急に復旧整備するものであります。

また、議案第2号「港湾整備事業特別会計補正予算」につきましては、細島港の埠頭用地造成等に係る繰越明許費を変更するものであります。

なお、国におきましては、現在、物価高対策等を柱とする補正予算案が審議されております。本県としましても、国と一体となって宮崎再生の着実な推進と県土のさらなる強靱化を進めるため、今議会に補正予算案の追加提案を検討しております。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第3号は、令和9年開催予定の「第81回国民スポーツ大会」及び「第26回全国障害者スポーツ大会」に向け、来年度から「宮崎国スポ・障スポ局」を新たに設置するために改正するものであります。

議案第4号は、国の森林環境税が令和6年度から課税されることに伴い、関係規定を改正するものであります。

議案第5号は、宮崎県総合運動公園の屋内走路の供用開始等に伴い、使用料等を改正するものであります。

議案第6号は、森林法及び同法施行令、また、同法施行規則に基づく知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町村に権限を移譲するために改正するものであります。

議案第7号は、旅館業法等の事業譲渡手続に関する規定等の改正に伴い、関係規定を改正するものであります。

議案第8号は、県プール整備運営事業に係る事業契約の変更について、議会の議決に付するものであります。

議案第9号及び第10号は、北浦漁港衛生管理型荷捌き所建設主体工事及び4年発生道路災害復旧事業国道327号野地工区道路災害復旧工事(その1)に係る請負契約の変更について、議会の議決に付するものであります。

議案第11号は、県立学校で発生した部活動中の事故に係る民事訴訟事件の和解及び損害賠償額の決定について、議会の議決に付するものであります。

議案第12号から第27号までは、宮崎県男女共同参画センターなど47の施設の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決に付するものであります。

議案第28号は、令和6年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、議会の議決に付するものであります。

議案第29号及び第30号は、収用委員会委員、

岡田英治氏及び坂本義広氏が令和5年12月27日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、堀野誠氏及び小八重英氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第31号及び第32号は、収用委員会予備委員、堀野誠氏及び小八重英氏が令和5年12月27日をもって任期満了となりますので、その後任予備委員として、鈴木一郎氏及び高原みゆき氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

今回提案いたしました議案の概要については以上であります。

議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○濱砂 守議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日25日から28日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、29日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時14分散会

11月29日（水）

令和 5 年 11 月 29 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (38名)

1番	齊藤了介	(志誠会)
2番	永山敏郎	(県民連合立憲)
3番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
4番	工藤隆久	(同)
5番	内田理佐	(宮崎県議会自由民主党)
6番	川添博	(同)
7番	荒神稔	(同)
8番	福田新一	(同)
9番	本田利弘	(同)
10番	山内いっとく	(同)
11番	山口俊樹	(同)
12番	下沖篤史	(同)
13番	濱砂守	(同)
14番	黒岩保雄	(緑風会)
15番	脇谷のりこ	(親和会)
16番	松本哲也	(県民連合立憲)
17番	山内佳菜子	(同)
18番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
19番	西村賢	(宮崎県議会自由民主党)
20番	二見康之	(同)
21番	後藤哲朗	(同)
22番	山下寿	(同)
23番	野崎幸士	(同)
24番	佐藤雅洋	(同)
25番	安田厚生	(同)
26番	日高利夫	(同)
27番	凶師博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄	(自民党同志会)
30番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	武田浩一	(同)
34番	山下博三	(同)
36番	丸山裕次郎	(同)
37番	中野一則	(同)
38番	外山衛	(同)
39番	日高博之	(同)

欠席議員 (1名)

35番	日高陽一	(宮崎県議会自由民主党)
-----	------	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	川北正文
環境森林部長	殿所大明
商工観光労働部長	丸山裕太郎
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	原口耕治
会計管理者	長倉佐知子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
総務部参事兼財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	米良勝也
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	鬼川真治
議事課長	福島久大
政策調査課長	牧浩一
議事課長補佐	佐藤亮子
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	山本聡

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。通告に従って、ただいまから一般質問を行ってまいります。

河野知事は、昨年末の知事選挙において、4期目への信任を得られ、御自身が描かれている本県の将来ビジョンを確かなものとすべく、去る6月議会において、本年度の骨格予算に肉付け補正を行われました。

今ここで、知事選挙以降、政治が私どもの生活に大きな変化を及ぼした事象の代表的なものとして何を挙げるべきかを考えますときに、その一つには、4年間にわたり私たちの暮らしに脅威を与え続けてきた新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、2類相当から5類へと見直されたというのがあろうかと存じます。

新型コロナウイルスが2類相当とされていた期間には、本来自由であるべき私たちの日常生活に対する抑止力として、必要に応じ公権力が行使されておりましたが、移行後はそれが極めて限定的となりました。

そのようなことから、私どもの暮らしも形の上からは、ようやくコロナ前の状況に戻れるのではなかろうかと少なからぬ期待をいたしました。

しかしながら、この大禍を乗り切るべく対応

を余儀なくされてからの社会の流れは、私たちの暮らしの多くの部分において大きな変化をもたらすところとなり、その結果、世の中の姿は今大きく変わりつつあります。

私といたしましては、ソーシャルディスタンスだのフィジカルディスタンスだのと、その違いはいまだによく分からないままでありますが、とにかく日常生活においては、人と人との接触を避け、距離を空けるべきとされてきました。

また、幾度も発出された緊急事態宣言等では、経済活動がそのたびに制限されたことから、個人間あるいは地域間の経済的格差がさらに広がるとともに、コロナがもたらしたデジタル化への対応においても、経済的格差がデジタル格差を助長するなど、ますます格差社会が拡大しており、その是正や解消が強く求められております。

我が国が全てを失った敗戦から、国民が力を合わせて世界の奇跡とすら評される発展をなし得たことは紛れもない事実であり、かようなことから我が国は、賢い国日本、強い国日本などとして、世界に冠たる先進国家であり、かつ不沈国家でもあると、つい今日まで私もまたそう思い込んでおりました。

しかしながら、世界に堂々と誇れる国家と思い込んでいた我が国も、長きにわたったコロナ禍や記録を塗り替え続ける自然の猛威においては、その当時国として手をこまねくこともしきりでありました。

ましてや、ロシアのウクライナ侵攻やイスラエル・パレスチナ問題など先が見えない国際紛争、さらには、覇権主義的行動を強める中国の動向などを目の当たりにするとき、果たして今の日本には、いかなる事態にあっても自国を守

り、そして自国民の安全を保障できる能力や覚悟は存在するのであろうかとの大きな不安を抱くのであります。

そして、先ほど申し上げましたような社会問題、経済問題に対して、なされるべき対応の先行きをこれらと併せて思うときに、改めて現在、私たちが、いかに先行きが不透明で予測困難な時代、いわゆるブーカの時代に生きているのかをまざまざと痛感するのであります。

このように、国の在り方が大きく変わらざるを得ぬところに来てはなお、政府は私どものこの日本国をどう変えていこうとしているのか、そしてまた同様に、重要政策に関しても、いまだ明確な財源の裏づけも見通しも示し切れておらず、国の将来ビジョンも全く見えないままなのであります。

これらのことの全ては、国民の不安をこの上なく増幅させている悪因以外の何ものでもない不幸事だと、あえてこの場で断じておきます。

このような予測困難にして大きく変わりゆく流れの中であって、知事はこの先どのような時代が我々を待っているとお考えか、そしてそれらを見据え、将来にわたり確固たる宮崎をどう実現させようとしておられるのか、知事の理念やビジョンについてまずお尋ねいたします。

続けて、国の税財政対策について伺います。

政府は、「今まさにデフレ脱却の瀬戸際、あらゆる政策を総動員する」として、11月2日に「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を閣議決定しております。

そして、今回の柱となる政策が、物価高により、厳しい状況にある生活者への支援策である、所得税、個人住民税を合わせた1人当たり4万円の定額減税と、減税の恩恵が受けられない低所得世帯向けへの7万円の追加給付であり

ます。

ただし、定額減税については、「減税には法整備が必要で実施までに時間がかかり、経済対策としての効果は限定的」「1回限りの減税で長年のデフレを脱却できるのか」「財政健全化の観点から、税収の増加分は赤字国債の返済に充てるべき」との否定的な意見もあります。

一方、政府は、国を取り巻く状況が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境にあることから、防衛力の強化を打ち出し、その財源の裏づけとして、6月に防衛財源確保法を成立させております。

具体的には、税外収入や決算剰余金、歳出改革等で賄うこととされておりますが、不足額については、法人税や所得税等の増税により確保することも想定されております。

また、現政権の看板政策である異次元の少子化対策の財源についても、医療や介護など社会保障費の歳出改革のほか、医療保険料に一定額を上乗せし、国民から広く負担を求めることを検討しております。

このように減税を打ち出す一方で、将来的な増税等が見え隠れすることから、総理は「増税メガネ」などと悪意に満ちた呼ばれ方をされることもあるようであります。

私は、財政健全化の観点からも、将来世代に負担を先送りするのではなく、今を生きる我々が応分の負担を行うことは、政策の内容によっては当然必要であると考えております。

しかしながら、打ち出される政策の目的等が国民の十分な理解が得られないままに進められる。あるいは、先ほども申し上げましたが、予測困難で先行き不透明な時代であって、将来に向けたビジョンが示されない。

これらが国民の不安につながり、それが現政

権の支持率の低さにも現れ、その延長として、今回の経済対策の反応の悪さにつながっているのではないかと考えております。

国の税財政に関し、国や地方の置かれた現状等を踏まえ、本来どうあるべきとお考えか、全国知事会の地方税財政常任委員長であり、政府税制調査会の委員も務められた知事の御見解をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わり、あとは質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。まず、確固たる宮崎の実現に向けた理念等についてであります。

御指摘のとおり、コロナ禍を経て世界経済や安全保障環境など国際情勢も一段と流動化する中、物価高騰やデジタル化・脱炭素化の波が押し寄せ、私たちの価値観や生活様式に急激な変化をもたらしております。

加えて、人口減少の影響がいよいよ顕在化・深刻化する中で、産業や生活の基盤が揺るがされ、社会不安にさらなる追い打ちをかけております。

しかしながら、私たちの先人も、度重なる戦争でありますとか大規模災害、さらには、世界恐慌やオイルショックといった経済危機などを乗り越えて、今のこの社会を築いてくださったわけであり、今を生きる私たちも、このような変化や困難を乗り越え、人口減少が進む中にあっても社会経済基盤が維持されるとともに、多様性を前提に、新たな生き方や働き方が肯定され、一人一人が未来に希望を持って挑戦できる、そして心豊かに暮らせる社会を構築しなければならない、そしてそれを将来世代に託していかなくてはならないと考えております。

このような認識の下、県では今年、2040年を

見据えた総合計画を始動させました。このような先行き不透明な時代だからこそ、また2030年代に入るまでが少子化傾向を反転させるラストチャンスと言われているような状況であるからこそ、この4年間の集中的な取組が極めて重要であると考えております。

宮崎再生の早期実現に加え、新たな未来創造に向けた3つの日本一挑戦プロジェクトにも取り組むなど、今後とも、明確なビジョンとリーダーシップの下、私が先頭に立って、県民の皆様とともに一丸となって現在の閉塞感を打ち破り、県政の発展に努めてまいります。

次に、国の税財政についてであります。

私も委員として参画しました政府税制調査会の中期答申では、これまで税の3原則と呼ばれておりました公平・中立・簡素に加えて、世代を超えた負担のバランスに配慮し、必要な税収を確保していく「租税の十分性」が重要であるということについて盛り込まれております。人口減少・少子高齢化が急速に進展する中でも、持続可能で国民が納得のいく税財政運営が、国・地方問わず、求められているものと考えております。

一方、今回の総合経済対策では、デフレから脱却し、経済を成長路線に乗せることを現下の最優先課題とし、緊急的な生活支援対策や、一時的な所得税及び個人住民税の減税も含めた所得向上対策を実施するものであり、地方としても協力して取り組む必要があると考えております。

なお、地方におきましては、独自の施策など地域の実情に沿った行政サービスを担っていくため、その基盤となる地方税財政の安定が極めて重要であります。このため、減税による地方財政へのしわ寄せがないよう、国の責任におい

て補填することを含め、地方税財源の確保・充実について、全国知事会として強く要望しているところでもあります。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 引き続き、国の総合経済対策に関連して伺います。

現在開会中の臨時国会において、総合経済対策の財源の裏づけとなる予算規模13.1兆円の補正予算案が審議されており、その内訳として、地域の実情に応じた物価高騰対策等を講じるための財源となる重点支援地方交付金や地方交付税の増額のほか、国土強靱化対策などが計上されております。

そこでまず、本県の物価やエネルギー価格など現在の経済状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 本県の経済状況につきましては、物価は上昇傾向が続いており、消費者物価指数は10月現在、前年同月比で24か月連続のプラスとなっております。

ガソリン等のエネルギー価格も近年の原油高や円安等の影響により、今年1月に過去最高となり、その後、国の支援策により下落しましたが、現在も高い水準が続いております。

このような中、企業の生産活動は一部に弱い動きも見られますが、個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、社会経済活動の正常化を背景に、前年を上回る状況が続いております。

以上のことから、経済全般の状況としましては、緩やかな回復傾向にあると認識しておりますが、物価上昇に賃金の伸びが追いつかない状況が続いておりますので、引き続き、物価や賃金等の動向について、十分注意する必要があると考えております。

○坂口博美議員 本県の経済は緩やかな回復傾向にあるとのことでありました。ただ、多くの

県民は、食料品やガソリン価格に加え、資材価格等も依然として高い状況が続いておりますことから、大変厳しい日常生活を余儀なくされております。

今議会に追加の補正予算案を計上する予定とのことではありますが、本県ではどのような対策を講じるのか、また、どの程度の予算規模になるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 先般、衆議院において可決されました補正予算の効果を我が国全体に早期に波及させていくためには、地方も国と一丸となって、事業の早期執行に努める必要があると考えております。

このため、本県におきましても、物価高対策や県土のさらなる強靱化などを柱とした補正予算案を、今議会に追加提案したいと考えております。

このうち、物価高対策につきましては、国の重点支援地方交付金を活用した生活者支援や、1次産業及び中小企業等への事業者支援を検討しております。

また、防災・減災、国土強靱化対策などの公共事業につきましては、国庫補助金や県債を活用し、国への要望額を踏まえ、事業実施に必要な額の計上を検討しております。

加えて、県内市町村に対しましては、住民税非課税世帯に対する7万円を目安とした低所得世帯支援策について、早期の予算化を依頼したところでもあります。

○坂口博美議員 壇上での先ほどの質問に対しまして、知事は、新たな未来創造に向けて、3つの日本一挑戦プロジェクト事業を展開すると答弁されましたが、その事業の目的は何なのか、また、事業の説明に際して議会に示された目標について、現下の状況を正しく分析した上

で達成可能な数値として設定されているのか、再び伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県では、「安心と希望あふれる宮崎」の実現に向けて、総合計画を策定するとともに、今年6月には、4年間で取り組むアクションプランを定めて推進しております。この3つの日本一挑戦プロジェクトは、その中でも特に本県が優位な分野におきまして、その強みをさらに伸ばし、県政の新たな成長につなげ、目指す姿の早期実現を図りたいという思いから取り組むこととしたものであります。

それぞれのプロジェクトには、その取組に依りて、今後、様々な指標を設定してまいります。まずは合計特殊出生率や再造林率など、3つの日本一の目標値について、プロジェクトの目指す姿を県民の皆様に分かりやすくお示しするため、全国と比較可能な項目を選定し、近年の実績の推移を踏まえて設定したものであります。

これら3つの目標は、相当高いものと認識しておりますが、来年度に向けて、これまでにない施策の構築を進めるとともに、プロジェクトを強力かつ安定的に推進するための基金を造成するなど、必要な財源も確保し、任期中に必ず成果を上げるという強い信念と覚悟を持って取り組んでまいります。

○坂口博美議員 基金を造成していくということでありましたけれども、どの程度の規模を確保しようと考えておられるのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国や地方におきまして、重要な施策を着実に実施していく上で、その裏づけのある財源をしっかりと確保することは大変重要であります。

このため、来年度の当初予算編成方針におき

まして、3つの日本一挑戦プロジェクトを推進するための基金の設置を打ち出したところであります。

現在、各プロジェクトチームから提案がありました。今後3年間で実施する事業の内容や所要額について、総合政策部や総務部を中心に、全庁的な検討を指示しているところであります。

また、基金の規模につきましては、これまでに特定施策の推進を目的として、県単独で設置した、例えば宮崎再生基金などの規模等も勘案しながら、当初予算の編成作業において適切に判断してまいります。

○坂口博美議員 明年度からの事業ということで、その段階とは思いますが。

ただ、日本一を目指すとなりますと、そう簡単に達成できるものではないと思います。当然ながら、全庁的な取組が求められる事業になります。したがって、その推進には、対策本部を設置して、知事自らがトップとして、確固たる覚悟と責任を持って不転退の決意で事に当たるべきと考えますが、御所見を伺います。

○知事（河野俊嗣君） このプロジェクトにつきましては、現在、来年度当初予算に向けまして、私の指示の下、関係部局によるプロジェクトチームを中心としまして、課題の抽出や今後の事業展開などについて、部局横断的な検討を進めているところであります。

このような中、議員御指摘のとおり、日本一という高い目標を達成し、県民の皆様が実感できる成果を上げるためには、進捗状況を常に把握・検証するとともに、全庁的に認識を共有し、プロジェクト以外の施策とも有機的な連携を図ることが重要であると考えております。

このため、プロジェクトの本格展開に向けま

して、庁内に私をトップとする推進本部を設置することとしております。そして、この推進体制の下、庁内の知恵を結集しまして、県議会をはじめ県民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、強い覚悟と責任感を持ってプロジェクトを牽引してまいります。

○坂口博美議員 プロジェクトの中のグリーン成長プロジェクトの取組の柱の一つに、二酸化炭素吸収源の確保につながる循環型林業を進めるとありますが、その具体的な仕組みに加え、二酸化炭素吸収源及びその確保の意味するところについて、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 樹木は、光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として固定させながら成長していきますが、成長の鈍化に伴って吸収量も減少するため、森林においてその機能を維持していくためには、切ってすぐ植えることにより、森林の樹木を循環させていく必要があります。

また、伐採後は、枝や樹皮などは、バイオマス発電の燃焼等により、固定された二酸化炭素が放出されますが、全体の4割強は住宅建材等として活用されており、例えば木造建築物は60年後も半分程度が残存するなど、伐採後も一定期間、炭素として固定し続ける効果があります。

このように、循環型林業は、二酸化炭素吸収源としての森林の機能を確保することにもつながるものであります。

○坂口博美議員 つまり植栽後、40～50年もすれば、せっかく固定した炭素も半分余りは二酸化炭素に戻って、建材とされた部分もいつかは解体され、廃材として処分された時点で、それまでの間に固定された炭素も二酸化炭素に変わるということを今説明されたのだと思います。

切ったらすぐに植えて、次世代杉がその役割を引き継いで果たす。すなわち、それが循環型林業の持つ公益的機能だと思いますが、そのためには、植える、育てる、切り運び出す、この工程の全てに公的支援を要し、そしてまた、次世代育成も、次々世代育成も、その繰り返しを要するわけでありませう。

つまり次のようなことだと思います。森林は公益的機能を持っているので公的支援を行うが、経済林では、いつかはそれを切り、切られた木は光合成をやめ、やがてはまた二酸化炭素となって大気中に戻る。だから、それに代わって、その機能を果たす後継木を育てる必要があるということ。例えて言うなら、仮に1ヘクタールの山が500トンの二酸化炭素固定機能を有しているとすれば、その機能維持のためには、伐採ごとに造林を繰り返す、すなわち循環型林業を確立する必要が生じる。

したがって、今と同じような林業の経済状況であるなら、そこにはまた、植林から伐採に至るまでの間、同様の支援の繰り返しが伐採のたびに必要になってくる。

しかし、公的支援はその都度積み重ねることになるが、その際の二酸化炭素の量というのは積み上げられることはなく、初めの500トンが引き継がれていくだけであります。

そのような仕組みを考えると、当然ながら県は、よほどの覚悟を持ってそこに公益的機能を見だし、発揮させないといけないと思います。知事の決意をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 重要な御指摘だと考えております。森林は、木材など林産物の供給だけでなく、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止など、公益的機能を有しております。その発揮を通じて、我々の生活に様々な恩恵を

もたらしています。

森林を守り、これらの機能を持続的に発揮させるためには、「伐って、使って、すぐ植える」資源循環型林業の確立とともに、伐採後の更新を行う上では、林道等からの距離などの社会的条件や適地適木の観点による多様な森林づくりが必要であると考えております。

このため、グリーン成長プロジェクトをはじめとする森林・林業施策の推進に当たりましては、県民の皆様から十分な理解が得られるよう、県民の安心・安全な生活のため、森林の持つ多面的機能を発揮させ、全国に誇れる森林づくりに、県と事業者が一体となって、強い覚悟を持って取り組んでまいります。

○坂口博美議員 山への公的投資エネルギーと、そこから還元される県民への安全・安心などとの整合には、極めて大きな努力を要すると思えます。努力の多なるを期待いたします。

ところで県は、ゼロカーボンの推進に向けて、林業を中心とした農林水産業分野は、二酸化炭素の吸収を果たすものとして、社会全体の脱炭素化に貢献することが強く求められているとしておりますが、なぜ中心が林業だと書かれているのか。つまり、農業、水産業の分野と比べ、どのような貢献が優位にあるとしているのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 二酸化炭素の吸収に関しましては、林業分野はもとより、農水産業分野についても、藻場などは二酸化炭素の吸収や固定の効果があり、グリーン成長プロジェクトにおいて、関連する取組を進めていくこととしております。

グリーン成長について議論するプロジェクトの中でも、グリーンという名前がついていながらも、藻場等にしっかり取り組んでいく必要が

あると、私自身、そのプロジェクトの中でも申し上げたところであります。

現在、林業を中心としている理由につきましては、森林資源については、現時点では、国において吸収に係る計算方法が確立されていること、また本県においては、排出される温室効果ガスの約4割が森林により吸収されている状況にあることを踏まえたものであります。

○坂口博美議員 二酸化炭素の中の炭素固定作用、つまり光合成による酸素の発生についてであります。そもそも地球が誕生した時点では、大気中には酸素は存在していなかったとされております。

しかしながら、現在では、大気中の約21%を酸素が占めております。その酸素については、どのようにして地球上に発生し、現在の量まで至ったのか、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 大気中の酸素につきましては、今からおよそ20億年以上前に、海洋中に誕生したシアノバクテリア——日本では藍藻と言われておりますが、これが光合成を行うことによって生成され始めたと言われております。

また、その後、生物の進化に伴って多様な植物が誕生し、海洋だけでなく、陸上においても光合成が活発に行われるようになったことで酸素の割合が増加し、現在に至っているとされております。

○坂口博美議員 つまり光合成の結果、二酸化炭素と水との化学反応によって、二酸化炭素の中の炭素が糖類などとして固定され、そのときに水と酸素とをつくるということだと思えます。

それでは、そのときに、陸地における樹木と海中における海草や海藻が占める炭素固定量や

その割合はどうなっているのか。

また、二酸化炭素は水中に溶解する性質を持っていますが、世界の海にはどれくらいの量の二酸化炭素が存在しているのか。

さらにまた、固定された炭素が酸化により二酸化炭素に還元されることについては、その間の年数や量は、海と山とではそれぞれどうなっているのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 気象庁の資料によりますと、2010年代には、年間平均109億炭素トンの二酸化炭素が排出されております。

そのうち、陸地では、主に樹木の光合成により34億炭素トン、海中では、藻などの光合成や海水への溶解により25億炭素トン吸収しており、それぞれ排出量全体の3分の1、4分の1に相当いたします。

産業革命以降、大気中の二酸化炭素濃度は年々増加しておりますが、海中には、その50倍の量に相当する1,700億炭素トンが蓄積されております。

また、樹木が成長に伴って吸収した二酸化炭素は、10年から100年単位で炭素として固定されますが、藻などが海底に沈殿した場合は、1,000年単位の長期にわたって固定されることとなります。

○坂口博美議員 そして、海水中であるなら、どれだけたくさんの二酸化炭素が吸収されても温室効果ガスとなることはありません。しかし、大気中だと、光合成による吸収分を上回った分は温室効果を高めることとなります。

また、炭素固定期間については、海底には分解バクテリアがないため、沈殿した海藻などが固定し続ける期間は、今では3,000年から5,000年にも及ぶということも認知されつつあります。そして当然のこと、公的支援などはこれ

には要しません。

ところで県は、再生林による山地災害の防止についてもその効果を主張しており、このことに関して県は、再生林をしないことは、山地災害を誘発するなど県民の不利益につながるとしております。その根拠について、再生林された山と再生林されていない山との災害発生状況及び理由につき、その違いの実証的、合理的な説明を環境森林部長に求めます。

○環境森林部長（殿所大明君） 「再生林をしないことは、山地災害を誘発するなど県民の不利益につながる」という説明につきましては、再生林された森林と再生林をしない森林とを比較した災害発生状況に関する実証的な根拠を十分に持ち得ない中で、的確性を欠いた表現となっております。今後は丁寧な情報提供に努めてまいります。

○坂口博美議員 その証明ができていない状況というのは、森林国家、日本の醜態だと言えます。

表層崩壊の原因は、土に働く剪断力であります。そして、その崩壊を止めようとするのが剪断抵抗力でありますが、この力を大きくするのは、草や木などの根と土との間に働く摩擦力です。そしてまた、剪断力は水平方向への力ですが、これに対して杉の木は直根ですから、剪断力、つまり横方向への抵抗はほとんどありません。

しかし、草類や他の樹木は、横根をネット状に張ります。それで抵抗力がかなり大きくなります。そして、経済林として伐採されることなく千年の森となり、強固な摩擦力を持つことになるのであります。

これに対して杉の木は、何十年かごとに伐採され、壊れやすい状態を繰り返すことになりま

す。この違いから、表層崩壊に対しては、天然再生林のほうがはるかに強いことは明確であります。

そうなりますと、山地崩壊抑止の視点からは、杉の再造林地は天然更新林より劣る上、炭素固定についても、飢肥杉の場合は、樹齢が100年程度に達すると、その成長量はピーク時の10分の1以下になる。つまり光合成の働きが急激に低下するような樹種の経済林では、果たして長い時間にわたりそれが信頼できるのか甚だ疑問であります。万が一にも見せかけの環境配慮、グリーンウォッシュなどと指摘されるようなことは決してあってはならないのであります。

このような中で、グリーンカーボンのキーワードの下で、山を様々な公的支援の対象とするのであるなら、海をそのまま捨て置くことは、なおさらこれは許されない事態であります。ブルーカーボンに係る知事の所見を伺います。

○知事（河野俊嗣君） ブルーカーボンにつきましては、2009年に国連が重要性を提唱後に研究が進み、近年の科学的根拠の蓄積から、藻場や海藻養殖も効果的な二酸化炭素の吸収源に含められたところであります。今後、クレジット化などの活用についても多くの可能性を有しており、グリーンカーボン同様、積極的に進めていくべきものと認識しております。

ブルーカーボンを蓄積する藻場は、「海のゆりかご」として漁業生産を支える重要な役割を有しており、これまで漁業者が保全活動を行い、水産試験場では、増殖に関する調査・研究に取り組んでまいりました。藻場が二酸化炭素の吸収源として注目されれば、社会的関心の高まりと活動の活性化が期待をされます。

広大な日向灘を有する本県におきまして、ブルーカーボン推進をグリーン成長プロジェクトにしっかり位置づけ、藻場の再生、漁業者等による保全活動への支援、水産試験場の研究体制の整備などを通じて、着実に進めてまいります。

○坂口博美議員 ぜひこれは全力で取り組んでいただきたい。また、取り組んでいただく必要があると信じております。

このブルーカーボンをはじめ、海あるいは水産への関わり方につきましては、もっともっと注目度を高め、知見を積み上げ、そしてそれに値するだけの対応をぜひお願いしておきます。

それでは、ここでまた山地災害の問題に戻ります。

山地崩壊による様々な問題については、県も深刻に受け止めておられるようではありますが、山が壊れることにより、私どもが大きく迷惑を受けている問題の一つに、河川の濁水があります。

そして、その要因となる山地崩壊の発生状況は、樹木が伐採されることのない山、つまり経済林以外のエリアでは、その頻度は極めて低く、発生地の多くは、伐採が行われる経済林が占めております。

もちろん山地からの土砂の流下は、河床や海岸の汀線の安定などに必要不可欠なものであり、山地からの土砂の流下そのものを否定するものではありません。問題とすべきは濁水の長期化なのであります。

ところで国土交通省は、本県において、大淀川から耳川の間河川流域で、土砂に起因する様々な課題が明らかになり、その解決に向けての取組を始めたとしております。

そして、その要因は複雑であり、かつ不明な

ことも多く、従来の管理者による対策では解決は困難であるとして、関係機関が協力し、解決に向けて取り組むことを目的に、平成19年10月に宮崎県中部流砂系検討委員会を立ち上げ、これまでに9回の委員会を開いてきております。

特に小丸川につきましては、令和元年9月に小丸川水系総合土砂管理計画を策定・公表いたしております。

宮崎県中部流砂系検討委員会の構成員及び、小丸川水系総合土砂管理計画について検討委員会で取り組んできたこと、整理されたことについて、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 宮崎県中部流砂系検討委員会は、大淀川から耳川間の土砂に関する様々な課題の解決に向け、山地から河川における改善策などを検討することを目的としており、その構成員は、学識者と国、県、企業局、九州電力であります。

その中で、小丸川につきましては、総合土砂管理計画の策定に当たり、崩壊地面積の調査や河床変動のシミュレーションなどを行い、山地領域からダム、河川流域における治水、利水、環境面の課題の検討に取り組んできたところであります。

検討の結果、土砂災害の発生やダム貯水池の土砂堆積の進行、河床低下や洗掘などの課題が明らかになり、その課題に対し、ダム管理者は、堆積土砂の掘削等による治水機能の確保、河川管理者は、堤防の強化等による河床低下や洗掘への対応など、取り組むべき対策の必要性を整理したところであります。

○坂口博美議員 それでは、小丸川水系総合土砂管理計画において、ダム貯水池における問題点、河川の河床及び堤防などへのリスクについて、検討委員会ではどのように分析されている

のか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 小丸川水系にある松尾ダムや渡川ダムは、県管理のダムとしては最も古く、経年的なものに加え、近年の出水により大量の土砂が貯水池に流入し、治水容量の不足に伴う治水安全度の低下が課題となっております。

また、小丸川においては、洗掘による護岸の被災が発生しているほか、急勾配区間では高速流の発生が確認されており、大規模な洪水時には、堤防などの構造物が被災する可能性が高まっております。

近年、水害リスクが増大する中、洪水時にも堤防などが適切に機能を発揮できるよう、河川管理施設をより強固なものにする必要があることから、河川管理者である国と県が主体となり、流域の関係者と連携し、小丸川の強靱化にしっかりと取り組んでまいります。

○坂口博美議員 ということは、つまり小丸川の被災リスクについては、ハード面では極めて深刻な状況にあり、洪水時における生命や財産への危険性が大きく懸念されるとの答弁だと受け止めましたが、そのような解釈でよろしいのか、知事に確認いたします。

○知事（河野俊嗣君） 小丸川におきましては、今部長も答弁しましたように、ダム貯水池の土砂堆積が進むとともに、大規模な洪水時には、堤防などの構造物が被災する可能性も高まっております。

また、他の河川と比較し、急勾配区間では高速流の発生が確認されるなど、その特殊性を踏まえると、強靱化対策を優先的に進める必要があると認識しております。

小丸川の対策を加速させるためには、国土強靱化予算をはじめとする河川整備に必要な予算

の確保が重要となってまいります。

今後とも、国土強靱化予算の必要性を国に強く訴え、県民の命と暮らしを守るため、私が先頭に立って、必要な予算の確保に全力で取り組んでまいります。

○坂口博美議員 大変リスクが迫っておりますので、ぜひこれは早急に全力を尽くしていただきたいと思っております。

では続けて、生態系への影響についてであります。小丸川水系総合土砂管理計画では、小丸川管理上の現状と課題の中で、「洪水後の濁水が長期に及ぶと魚類等への影響が懸念」であるとして、濁水長期化の軽減対策の必要性を指摘しております。

この指摘に対する見解と併せ、濁水が長期化することの主因につき、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 小丸川の濁水の長期化につきましては、魚類や景観など、河川環境全般にわたる影響があると認識しております。

小丸川の上流域における地質の特性上、濁水には、沈降しにくい細かい粒子が多く含まれているという特徴があります。

ダムにおいては、洪水時にこの濁水を貯留した後、細かい粒子の沈降や貯水池全体の水の入れ替わりに時間を要し、濁水が長期間にわたり滞留することに加え、貯留した水を発電使用やかんがい用水の供給のために継続的に放流することなどが、長期化の要因と考えております。

県としましては、濁水の長期化は重要な課題でありますので、関係機関とより一層の連携を図り、濁水長期化の軽減に向けた取組について検討してまいります。

○坂口博美議員 よろしく願いいたします。

ここでまた、再生林の問題に戻ります。

山にはもう切る木がないとも聞きますが、実際に山地を通行するときなどは、相当な量の杉などを各所で目にいたします。これは何を意味するのか、そしてまた、現在の山では年間どれくらいの杉のストック量が育っているのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 本県では現在、杉の年間伐採量の60年分以上に相当する資源量がありますが、これまで伐採の多くは、林道や作業道から近いなど搬出等の条件がよい森林から行われていることから、切る木がないとの話につながっているものと推察されます。

杉のストック量につきましては、全体の蓄積量は9,600万立方メートルで、そのうち36年生以上の収穫可能な蓄積量が約8,900万立方メートルと、93%を占めております。また、年間の総成長量は約132万立方メートルとなっております。

○坂口博美議員 年間総成長量の132万立方メートルは私有林分であって、国有林を合わせると、約185万立米程度になるのではないかなと考えております。

現在の年間需要が190万立米前後ですから、これでほぼ需給は合おうかと思いますが、人口減少による住宅建築戸数の減少の流れの中で、今後にかけて8,900万立米に及ぶ高齢木のストック分が市場に出回るとなると、材価への影響が心配になりますが、今回はあえてこれには触れずにおきます。

続けて、九州の林業県の丸太の価格及び林業作業者の労務費や福利厚生などはどうなっているのか、これらに対しての御認識と併せ、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 九州で50万立方メートル以上の素材を生産しているのは、本

県、熊本、大分、鹿児島の4県となっています。

製材用杉丸太の価格については、国の統計によると、直近4年間の立方メートル当たりの平均価格で、本県は約1万5,000円と熊本県より2,000円程度低く、他の2県と比べると、同程度か、やや低い水準にあります。

また、造林を主とする森林組合作業員の日額については、本県は9,400円で大分県より4,000円程度低く、他の2県とは、同程度か、やや低い水準にあります。

社会保険をはじめとする福利厚生については、国の統計や聞き取り調査によると、各県ともほぼ同様の水準にあります。

県としましては、特に労務費について大分県とは大きな開きがあることから、担い手の確保に向けては、作業員の待遇改善が課題であると認識しております。

○坂口博美議員 担い手が足りないということですから、そこは大変重要な部分だと思えます。ぜひこれは丁寧な研究・検討を重ねていただき、実行に移していただきたいと思えます。

では次に、新幹線問題に関して伺います。

新幹線整備につきましては、昭和48年の国の基本計画への位置づけ以来、整備計画への格上げを目指し、長年にわたり多大な努力を注いできているところであります。

大都市圏から遠い地にある本県にとっては、申すまでもなく、安全性の向上や移動時間の短縮が図られるなど、大量かつ高速移動のための優れた交通手段であり、県民の大きな夢や希望そのものであります。

しかしながら、県を挙げて長期にわたり取組を続けているにもかかわらず、いまだ一步の前進すら見ることなく、現在に至っております。

そのような中、過ぐる本県知事選挙に際しまして、河野知事と票を二分した相手候補者は、日豊本線を生かしたミニ新幹線構想を打ち上げ、相当数の県民がこれを高く評価し、大きな関心を見せました。

私個人といたしましては、工事施工上の問題あるいは現在運行中の列車の問題などを思いつくときに、この構想につきましては、極めて現実性に欠けると考えております。この構想に係る知事の御見解を伺います。

○知事(河野俊嗣君) ミニ新幹線は、在来線の線路の幅を改良することなどによりまして、在来線上を新幹線が運行する方式であります。全国の導入事例を見ますと、これまで平成4年開業の山形新幹線及び平成9年開業の秋田新幹線の2例にとどまっております。導入が進んでいない状況にあります。

これは、急カーブや踏切のある在来線を運行する関係上、線路の曲線改良、橋梁補強、トンネル改修など、大規模な線路の改良工事が必要となるということがございます。ミニ新幹線という名前から想定されるような、予算の大幅な削減というものが期待できるわけではない。こういったことに加えて、工事期間中における在来線の運休や減便、ミニ新幹線導入後の既存ダイヤの利便性低下といった問題があるためと考えられます。

また、仮に改良工事を実施した場合でも、最高速度の上限が特急と同程度にとどまることなど、多額の投資に見合う効果が得られないことも要因となっております。

こうした現状を踏まえますと、ミニ新幹線の整備には様々な課題があると認識しており、県としましては、引き続きフル規格による新幹線の実現に向けて取り組んでまいります。

○坂口博美議員 現実味に欠けると申し上げましたけれども、結果的に私は、ミニ新幹線構想については、実現は困難であり、本県の選択肢とはなり得ないと判断いたしております。

では、知事がその必要性を強く主張しておられる東九州新幹線はどうなんだということになりますが、これについて、基本計画では大分ー宮崎ー鹿児島ルートとなっております。

そして、これとは別に、この構想よりも九州新幹線を宮崎まで延長させる手法のほうが、実現の可能性はむしろ高くなるといった話もまた他の方面から耳にいたします。

しかし、私はそのいずれについても、投資費用や両隣県との負担金などの調整が極めて高いハードルになるだろうと推察しており、これまた実現には甚だ大きな疑問を感じております。

そういった中、大分県では、従来からの日豊本線ルート構想に加えまして、日田市や由布市などを通る久大本線ルートの調査にも着手し、去る21日にその結果を公表しております。

これらを総合的に考えますときに、知事が本気で新幹線の宮崎乗り入れをかなえようとされるなら、本県も熊本県の新八代からの九州横断ルートを調査・検討されることがぜひとも必要であろうと、かように考えます。知事の御所見を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 大都市圏から遠隔地にある本県にとりまして、速達性、大量輸送性に優れた新幹線の本県への乗り入れは、産業や人材を地方に呼び込み、地方創生を加速させ、本県が将来世代にわたって繁栄していくための重要な交通インフラになるものと認識しております。

東九州新幹線につきましては、昭和48年に基本計画路線に位置づけられて以降、進展のない

状況にあります。毎年これは要望しているところではありますが、まだ打開しない状況でありませぬ。

本年6月に国は、「基本計画路線等について、地域の実情に応じた今後の方向性について調査・検討する」との方針を示したところであります。

また、隣県の大分県では、整備計画路線への格上げに向け、独自に複数のルートを検討するなどの取組を行っております。

このような中、熊本県新八代と本県とを結ぶルートにつきましては、今後の実現可能性などを踏まえすと、有力な選択肢の一つであると認識しております。

県としましては、県民の新幹線実現に向けた夢や期待に応えるため、新幹線をめぐる様々な動向を引き続き注視しながら、御提案のありましたルートを含め、調査・研究にしっかりと取り組んでまいります。

○坂口博美議員 ぜひともよろしく願ひします。

日本一挑戦プロジェクト事業については、「県民と一丸となって現在の閉塞感を打ち破り、県政の発展に努めてまいります」との強い決意を先ほど示されました。その決意については高く評価させていただきます。

しかし、このプロジェクト事業もそうではありますが、今お答えをいただきました新幹線問題、あるいは再生林に対する県民の理解の獲得、理解の醸成、さらにはグリーンカーボンやブルーカーボン問題、いずれも難易度の高い課題であり、恐らくは、これまでの行政の常識を超えた対応すら必要になってくる場面も多々あるかと思ひます。

そういった中で、これまでの河野知事の県政

運営を思い起こしますときに、私はどうしても河野知事は官僚の域を抜け切れない方だなと感じております。

申し上げましたように、そのいずれもが、これまでの取組の延長では突破することが至難極まる取組であります。今までの姿勢で臨んだ場合、大きな失敗はないでしょうが、日本一という成果も厳しいと思います。

経済評論家の大前研一氏は、次のようなことを言っています。「突破できる人間とできない人間の違いは、要するに自分にはまだ経験がないというときに、そこを避けて通るか、とりあえず入ってみよう、何かあるかもしれないと思うかの違いである。なぜなら最初から成功の道が見えている人間など今の世界にはいないからだ」と。

そしてまた、次のようにも言っています。「答えのない世界では、新しいことにトライして試行錯誤していく能力が問われる。リスクを取る、リスクのあることを選んでやっていくということが正解への唯一の道となる。答えのない危険な道を歩むことが、成果を出すための当たり前の道となるのだ」と。ぜひ一步、踏み込んでいただきたいと思います。

そしてまた、ノーベル賞受賞者のマザー・テレサは次の言葉を残しています。「大切なのは、どれだけ多くのことをしたかではなく、それをするのにどれだけ愛を込めたかです」。私はあれもやった、これもやったというものもよいけれども、このことに私は愛を込めて成し遂げたということが大切だと。

「県民の未来の幸福のために心から愛を注ぎ込んだ」と振り返られる仕事を河野知事にぜひ期待いたしております。知事の御所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 我が国は今、急速な社会経済の変化や国際情勢の不安定化など、これまでの常識では予測不可能な時代に直面しております。さらに、デジタル化の加速化やゼロカーボン社会づくり、人々の価値観や行動の大きな変容などへの新たな対応も必要となるなど、時代はまさに大きな転換点にあります。

このような中においては、御指摘がありましたように、前例にとらわれることなく、より一步踏み込んで、未知なる領域に積極的に挑戦していくことが求められており、議員御紹介の大前研一氏の言葉は、まさにそうした取り組むべき姿勢を表しているものと考えております。

また、議員御紹介のマザー・テレサの言葉は、愛情や情熱を持って事に当たることの大切さを説いたものだと、それぞれ議員の御指摘をしっかりと受け止めているところでございます。

私は13年前、口蹄疫という未曾有の事態に直面するこの愛する宮崎で、自分が役に立ちたいという思いで、これまで経験のない政治という世界に一步踏み出す決断をいたしました。その就任直後に、300年ぶりのマグマ噴火、新燃岳の噴火にも直面し、未曾有の災害となった東日本大震災、それを踏まえた南海トラフへの対策、そして、かつてない人口減少というような様々な課題に真正面から取り組んできたところでございます。

先行きの不透明感や閉塞感が増す中だからこそ、不安や苦悩を抱える方々にしっかりと寄り添い、未来は自らがつくっていくという強い気概を持ち、県民の皆様と一緒に新たな県づくりに取り組み、共にこの困難を克服し、県政のさらなる発展に尽力をしたい、その覚悟でございます。

先人の皆様が築き上げてきた本県の強みや財産などを力として、県民の幸せを第一に考えながら、変化や失敗を恐れることなく、情熱を持って積極果敢に新しいことに挑戦し、議員の御指摘というものを肝に銘じながら、安心と希望あふれる未来をしっかりと切り開いてまいります。

○坂口博美議員 ぜひよろしく申し上げます。

これは先が見えない、そして閉塞感が漂っている、県民みんなが大変心配、不安な中での日々であろうかと思えます。

しかしながら、県民の皆さん、そして国民の皆さんというのは、見るときは愚のように見える。愚のごとくして実際は賢なんだと。人々は本当に賢いんだと。だから、見えるものはちゃんと真実は見抜く。そこに愛があるなら、心があるなら、それはしっかりと響いていく。そう私は信じております。

ぜひとも愛を込めた仕事というのを、この難局を切り抜ける、打破していくに当たって、県民のために尽くしていただきたい、心していただきたいと強く願っております。

これをお願いしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守議長 次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の丸山裕次郎です。4月の県議会議員選挙におきまして、小林市、高原町の皆様のおかげで7期目を当選させていただきました。誠にありがとうございました。いま一度、初心に戻り、県民の負託に応えられるよう努力してまいりますので、よろしく申し上げます。

それでは、通告に従い順次質問しますので、知事をはじめ、執行部の皆さんの明快な答弁をよろしくお願いいたします。

本日は11月29日、「いい肉の日」ですが、まず、畜産振興についてお伺いいたします。

昨年10月の鹿児島で開催された第12回全国和牛能力共進会では、出品された畜産農家、関係団体の日本一の努力と準備のおかげで、4大会連続の内閣総理大臣賞を受賞し、「日本一おいしい」というすばらしい成果を上げていただき、心から敬意と感謝を申し上げます。私も会場に行き、宮崎牛の名前が呼ばれるたびに大きな歓声と拍手があり、感動を共有させていただきました。

その鹿児島全共からはや1年がたち、次回の北海道全共に向けた取組として、6月議会に優良雌牛保留対策事業を提案されました。次期北海道全共に対する意気込みを感じたところであります。

そこで、第13回全国和牛能力共進会北海道大会に向けてどのような姿勢で取り組むのか、知事にお伺いいたします。

次に、国際交流についてお伺いいたします。

まず、宮崎県人会世界大会ですが、海外から19団体、国内14団体から約270名の方々が参加され、県議会からも、濱砂議長をはじめ多くの議員や県内各種団体の方々が一堂に会し、「つながろうひなたで つなげよう世界へ」のテーマの下、有意義な交流の機会となったと感じております。

私も、約10年前のブラジル移住100周年記念事業で、ブラジルでお世話になった県人会の皆様と再会でき、当時、私も準備に関わった高千穂の夜神楽の公演の思い出など、大変盛り上がったところであります。

今回の大会は、置県140年を記念し、本県としては初めての開催であり、ふるさと宮崎の再発

見、ネットワークの強化など、所期の目的を果たしたと思っておりますが、一方で、ハワイ県人会会長が謝辞の中でおっしゃったように、大会でできたふるさと宮崎との絆をいかにつなぎ続けていくか、またその成果をいかに生かしていくかが大変重要ではないかと思っております。

そこで、宮崎県人会世界大会の成果を今後どのように生かしていくのか、知事にお伺いいたします。

あわせて、台湾との国際交流についてお伺いいたします。

台湾は、地理的にも近く、本県ゆかりの先人たちの活躍など歴史的にもつながりがあり、経済面、文化面など、国際交流のパートナーとして大変重要な地域であります。県議会では、平成15年に日台友好議員連盟を設立し、これまで長年会長であった星原元議長のリーダーシップの下、精力的な交流事業を続けており、本県と台湾の新竹県や桃園市との交流協定にもつながったと考えております。

このたび、僭越ながら私が連盟の会長を引き継がせていただき、責任の重大さを感じております。

来月は、議員連盟のメンバーとともに、宮崎と台湾との定期便の再開を含め、新型コロナウイルスで疲弊した経済活動を活性化させるため、台湾との国際観光交流促進、貿易、企業誘致などの経済交流を目的に、台湾総統府など関係機関を訪問する予定にしております。

特に、今年の7月に県商工会連合会と台日商務交流協進會が業務協力覚書(MOU)を締結されたほか、11月には、台湾の台中市にある日南駅と宮崎の日南駅が同名駅ということをつなぐために、JR九州と台湾鐵路管理局とで姉妹駅

の協定が結ばれるなど、民間レベルの交流が大きく進展しております。日南駅のある台中市との交流協定などの検討など、県としても、さらなる進化に向け、動き出す時期ではないかと考えております。

そこで、台湾との国際交流について、今後どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

次に、森林行政についてお伺いいたします。

森林は、木材の供給のみならず、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など、多面的な機能を発揮しており、我々の日常生活に様々な恵みをもたらしております。この森林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という形での循環利用をすることが重要であります。

我が県は、御承知のとおり、32年連続杉素材生産日本一、製材品出荷量日本一の林業県であります。令和6年度重点施策として、日本一挑戦プロジェクトの本格展開を掲げ、この中のグリーン成長プロジェクトにおいて、再造林率日本一への挑戦が打ち出されました。また、再造林の推進に関する条例(仮称)の制定を目指すとも伺っております。非常に期待しております。

そこで、再造林率日本一への挑戦及び再造林の推進に関する条例(仮称)の制定についての知事の思いをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終え、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。まず、全共についてであります。

昨年の鹿児島大会におきまして、本県が4大会連続で内閣総理大臣賞を受賞し、「おいしさ日本一宮崎牛」の称号を獲得できたことは、議

員の地元の西諸県も大きな力になっていただいたわけでありますが、県内生産者の大きな誇りとなるとともに、国内外における宮崎牛のブランド力強化につながっております。

一方で、次回大会は、開催地の北海道をはじめ、他県のレベルも向上していることから、さらに厳しい戦いになると思われま

す。この全国和牛能力共進会は、本県の和牛改良の進捗を他県と比較できる重要な機会でありま

す。このため、過去の栄光にとらわれることなく、購買者や消費者のニーズに応える肉質や生産性向上が期待できる種雄牛造成にしっかり取り組むとともに、能力の高い繁殖雌牛づくりに努め、本県の肉用牛全体をレベルアップしていかなければならないと考えております。

前人未到の極めて困難な道、困難な目標であると考えておりますが、関係機関と連携して日本一を目指してまいります。

次に、宮崎県人会世界大会についてであります。本大会に当たりましては、濱砂議長をはじめ、県議会、市町村や各企業・団体、さらには、多くの県民の皆様

の御理解と御協力をいただき、参加された方々に温かい歓迎の気持ちを伝えることができ、全体として成功裏に終えることができたものと考えております。

大会会場では、様々な場面で世代を超えた交流の輪が広がり、ふるさと宮崎への思いや絆を深めるとともに、本県の魅力の再発見にもつながるなど、参加された皆様から「すばらしい大会であった」とのお声をいただいたところであります。

私自身も、県人会の方々との交流を通して、つながりを広げていくことの大切さ、またこういう場を設けていることの重要性を改めて感じ

たところであります。今後は、これらの成果を生かし、それぞれの県人会の活動をより一層充実し、次世代への継承につなげていくとともに、県人会とのネットワークをさらに強化して、本県の魅力発信や県産品の販路開拓、観光誘客、また国際社会で活躍する人づくりなどに積極的に取り組んでまいります。

最後に、再造林の推進についてであります。グリーン成長プロジェクトにおきましては、林業先進県としての強みを生かし、持続可能な林業の確立に向けて、再造林率日本一という高い目標を掲げ取り組んでおります。

再造林の推進は、森林資源の循環利用はもとより、森林の公益的機能の維持にもつながる重要な課題であり、林業関係者や県民が一丸となって取り組んでいくことが必要不可欠であります。

このため県では、再造林に取り組む関係者の役割や施策の方向性を示すことで意識醸成につなげ、再造林を強力に進めるため、全国に先駆けて、再造林に関する条例を制定することとしております。

先日、私も椎葉村におきまして、杉の植付け作業を体験するとともに、作業員の方々と意見交換を行い、改めて植林作業の大変さや現場の課題といったものを実感したところであります。

県としましては、関係者が一体となって、再造林に先導的に取り組む宮崎モデルを構築するなど、再造林率日本一の達成に向けて、しっかりと取り組んでまいります。以上であります。

〔降壇〕

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） お答えします。台湾との国際交流についてでありま

す。

台湾は、本県にとって、新竹県及び桃園市と友好交流協定を結び、高校生の招聘事業や訪問団による相互交流を積極的に行うなど、国際交流のパートナーとして大変、大切な地域であります。

特に今年は、議員のお話にもありましたように、社会経済活動や人流が戻り、今月初めには日南市の日南駅と台中市の日南駅の間で姉妹駅協定が結ばれるなど、民間レベルでの交流も大きく進展しております。

県といたしましても、来月、台中市内で初めて宮崎フェアを開催し、県産品のPRを行うこととしております。県人会世界大会に続く台湾との交流促進を図る絶好の機会でありますので、国際交流の新たな方策等について、台湾の皆様と積極的に意見交換を行い、さらなる友好関係の構築につなげてまいります。

○丸山裕次郎議員 それでは、再質問を行います。

再質問に入る前に、全国和牛能力共進会の第13回大会、2027年は北海道に決まっております、さらに第14回大会、2032年は岐阜県での開催が決まっております。ちなみに、全共の第1回目は昭和41年に岡山県で、第2回は昭和45年に鹿児島県で、第3回は昭和52年に本県で開催されております。岐阜県は、第8回の平成14年に全共を行っており、実に30年ぶりの2回目の開催をする予定になっております。昨年開催された鹿児島県も2回目の開催をしております。

北海道全共が開催される同じ年に、宮崎県では2回目の国体改め国スポを迎えます。2回目の全国和牛能力共進会を本県でも開催する検討があると思っておりますので、2回目の開催の検討をまず要望しておきます。

北海道全共に向けて、困難な道ですが、関係機関と連携して日本一を目指していくという答弁を知事からいただきました。ぜひ日本一を目指していただきたいと思っております。

私としては、北海道全共の課題として、牛の移動距離の対応はもちろんのこと、現在、和牛経営の危機的状況を含め、全共対策どころではないという農家の意識が心配であります。

10月に開催された第64回宮崎県畜産共進会で、畜産農家から、非常に経営が厳しいので、4年後の北海道全共どころか、明日の経営をどうしたらいいかわからないという実態を聞かされました。

また、先日の西諸畜連での子牛の競りを見に行きました。子牛の競り価格は先月の取引価格より若干戻したものの、前年同月と比べると15万円近く安くなっており、約49万円で採算性を大きく下回っており、非常に危機的な状況と痛感しました。

そのような中、11月20日付の日本農業新聞に、「和牛の増頭抑制へ 24年度、更新事業を後押し」という表題で、高齢の繁殖雌牛から成長がよく肉質に優れた繁殖雌牛への更新に重点を移して支援する「優良繁殖雌牛更新加速化事業」が新たに打ち出され、約52億円を計上、更新1頭当たり交付単価は、優良な繁殖雌牛で10万円、遺伝的多様性に配慮した優良な繁殖雌牛に15万円と記載されております。

そこで、国の補正予算案に盛り込まれた繁殖牛の更新事業について、県はどのように考えているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 現在の子牛競り市の動向を見ますと、高齢な繁殖雌牛から生産された子牛が平均価格を引き下げている傾向にあります。

このため国は、高齢な繁殖雌牛の増加という全国的な課題に対応するため、若い繁殖雌牛への更新を推進する「優良繁殖雌牛更新加速化事業」を創設し、補正予算案に盛り込まれました。

本県としましても、9月補正予算で「宮崎県和牛繁殖経営維持緊急対策事業」を措置し、より能力の高い繁殖雌牛への展開に取り組んでいるところであり、大変ありがたく感じております。

引き続き、国の事業も有効活用しながら、関係機関と一体となって、肉用牛生産基盤の強化に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 国の補正予算で打ち出された優良雌牛更新事業等で取引価格が回復してほしいと思っておりますけれども、12月まで措置されております子牛生産者臨時経営支援金のようなセーフティー制度が1月以降も必要だと考えております。国の動向を注視してまいりたいと思っております。

和牛生産の厳しい状況を打破するためには、牛肉の消費拡大が必要であります。県は10月に東京食肉市場まつり2023に協賛されております。宮崎牛の消費拡大につながる、よい機会だったと考えております。

また、11月21日付の日本農業新聞に、国の補正事業として、和牛肉需要拡大緊急対策事業として50億円を計上し、新たに需要拡大に取り組む食肉事業者を対象に、1頭当たり最大15万円の奨励金を交付するほか、和牛の魅力伝えるイベントの実施や、輸出拡大に向けたインバウンド、訪日外国人へのPRにも支援するようあります。非常に時宜を得た事業ではないかと感じております。

そこで、東京食肉市場まつりの手応えと今後

の消費拡大について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 10月14日、15日の2日間にわたり開催されました東京食肉市場まつり2023では、約1万7,000人も首都圏の消費者に御来場いただきました。

私も会場で宮崎牛が飛ぶように売れていく様子を目の当たりにし、首都圏における消費者の購買力の高さを改めて認識するとともに、卸売業者にも広く宮崎牛をPRできたものと大きな手応えを感じたところです。

今般、国の補正予算で消費拡大対策も拡充されましたことから、県としましても、引き続き、国や市町村、関係機関と一丸となって、イベントの開催や様々なメディアを活用した宮崎牛のPRを行うとともに、海外のバイヤーとの商談会の実施など、国内外への販路及び消費の拡大に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 消費拡大を推進するには、全共で日本一おいしい宮崎牛の称号を有効に使うことは重要と考えておりますが、そのためには、どの宮崎牛を食べてもおいしい、おいしさにばらつきがないようにしていくのが必要だと思っております。

県の畜産共進会の枝肉部門において、これまでBMSナンバー、A5などの肉質だけでなく、おいしさの評価の基準の一つとして使われているMUF Aのデータも入れた評価をする必要があると思っております。

いずれにせよ、関係団体と連携を図りながら、全共で日本一おいしい称号を最大限に活用し、消費拡大を要望しておきます。

次に、国際交流について再質問を行います。

国際交流をする上で、本県からの国際便が不可欠です。ソウル線に関しては、9月からアシ

アナ航空により再開されましたが、残念ながら、宮崎—台北線は就航されておられません。福岡県や熊本県では既に台北線が再開され、羨ましく感じております。

駐福岡台湾総領事や台湾日本関係協会の皆様が日本に来られる際などに、宮崎—台北線の再開について私も要望させていただきました。協力はしていきたいと思いますが、旅客機、人員の確保などの課題を解決しないといけないという話は伺っております。

そこで、全国の台北線の就航状況と、宮崎—台北線の早期再開に向けた取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 台北線につきましては、昨年10月に新型コロナの水際対策が緩和されて以降、全国の空港で順次運航が再開されており、コロナ前の令和元年10月末の25空港に対し、現在は新規就航を含め20空港まで回復しているところであります。

一方で、本県におきましては、令和2年2月以降、定期便が運休していることから、これまで知事や副知事、経済団体が現地を訪問し、チャイナエアラインをはじめ、その他の航空会社に対しても、就航の働きかけを精力的に行っているところですが、再開のめどは立っていない状況にあります。

本県にとりまして台北線は、台湾との交流拡大を図る上で重要な基盤であるため、引き続き県議会の皆様にも御支援いただきながら、関係団体等とも連携し、一日も早い再開に取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員 答弁にありましたとおり、約8割の便が再開されており、宮崎線の遅れを感じております。一日も早く再開できるように、全力を挙げて取り組んでいただきますこと

を要望しておきます。

次に、森林行政について再質問させていただきます。

本県は、杉素材生産が187万8,000立方メートルで、平成3年以降、32年連続日本一、なおかつ製材品出荷量も2年ぶり2度目の日本一の林業県であります。

この日本一があるのは、先人のたゆまぬ努力のおかげであり、宮崎の森林資源を次世代につなげていくためには、再造林などの着実な推進が我々に課せられていると考えております。

そこで、県内でどれくらい的人工林が伐採され、再造林はどれくらい行われているのか。また、再造林されなかった面積はどれくらいあるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 人工林針葉樹の伐採面積は、国が発表する木材統計による素材生産量から推計しており、令和3年度は2,854ヘクタールとなっています。

一方、再造林面積は、人工林伐採地における補助事業等の造林実績を集計したもので、令和3年度は2,092ヘクタールで、再造林率は73%となっています。

また、伐採面積から再造林面積を差し引いた再造林されなかった面積は、平成24年度から令和3年度の10年間の累計で約6,200ヘクタールとなっています。

○丸山裕次郎議員 答弁にありましたとおり、令和3年度で約700ヘクタールが再造林されておらず、平成24年度から令和3年度の10年間の累計で、約6,200ヘクタールが再造林されていないようであります。

本格的伐採の時期を迎えている本県にとって、森林資源の再構築には再造林の推進が不可欠ということで、壇上から述べましたように、

再造林率日本一を掲げていることは大変期待しておりますが、現在の再造林率は全国3位の73%になっております。

そこで、再造林率が73%にとどまっている要因と、それを向上させるための具体的な支援策について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 再造林率が向上しない要因としては、森林所有の大半が小規模・分散的であることなどによる経営意欲の低下や、作業員や事業者の担い手不足、林業採算性の低さなどが考えられます。

このため、グリーン成長プロジェクトでは、意識の醸成や支援体制の充実、新たに再造林に取り組む作業員の確保や処遇の改善、生産性の向上や省力化につながる新しい技術の導入、県産材需要の拡大などに取り組むこととしております。

さらに、これらの取組をより実効性のあるものにするため、各地域ごとに関係者間で再造林に関する情報を共有し、連携・調整を行う体制を構築することについても検討してまいります。

○丸山裕次郎議員 平成3年から杉素材生産32年連続日本一は、先人の努力のたまものですが、昭和40年代の拡大造林の際は、急峻な山でも植付けをしましたがけれども、そのような急峻な場所は再造林に不適で、自然の山に戻したほうがよいと考えております。

そこで、再造林は林業経営に適した場所に集中的に行うべきだと思っておりますが、県の考えを環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 林道や作業道から近いなど、採算性が高く、効率的な林業経営が可能な森林において、伐採後の再造林が行われることは、本県の誇る木材安定供給能力の

さらなる強化と循環型林業の実現に向けて、重要な課題であると考えております。

このため、グリーン成長プロジェクトでは、特に林業経営に適した森林において、しっかりと再造林に取り組まれる仕組みを検討しており、市町村や森林組合等とも連携しながら、循環型林業の実現を目指してまいります。

○丸山裕次郎議員 北海道の再造林率は90%で日本一と伺っております。日本一になることは非常にハードルが高いと感じております。

日本一の再造林を目指すために、知事から「関係者が一体となって、再造林に先導的に取り組む宮崎モデルを構築し、しっかりと取り組んでいく」と答弁がありました。

宮崎モデルに再造林の適正ゾーニングを設定すべきと考えており、また、再造林を推進するためには、森林の集約化・スマート化等が不可欠だと考えております。宮崎モデルを構築する際には参考にさせていただくことを要望しておきます。

壇上から述べましたように、再造林の推進に関する条例（仮称）を制定することは、再造林に向けた意識の醸成を期待する一方で、精神条例にとどまってはもったいないと思っております。

そこで、制定予定の条例に、森林所有者や森林組合など再造林に関わる関係者の役割を明記すべきだと思っておりますが、どのように考えているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 条例において、県をはじめ、市町村、森林所有者、森林組合、事業者、県民等のそれぞれの役割を規定することは、再造林に関わる全ての関係者が一丸となって再造林を進めていきたいという、県の

強いメッセージを打ち出すことにつながるものと考えております。

各関係者の役割を含む条例の案については、森林審議会における専門的意見のほか、市町村や関係団体等の意見も踏まえて、しっかりと検討してまいります。

○丸山裕次郎議員 森林を伐採するときには、市町村に伐採届を出すことが必要ですが、伐採した後には再造林すると申請したにもかかわらず、再造林しない事例があるようです。

森林組合など優良事業者が伐採した箇所は、しっかりと再造林が行われている一方で、森林を伐採する際に森林所有者へ再造林を働きかけることをしないまま伐採地を離れる事業者があるようですが、指導できないのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 昨年、県が実施したアンケート調査によると、森林所有者が伐採事業者から再造林の必要性や必要経費などに関する説明を十分に受けないまま売却しているケースが多数見受けられ、再造林が進まない原因の一つとなっています。

県では、「伐採・搬出・再造林ガイドライン」の中で、伐採事業者が森林所有者に再造林の働きかけを行うことを規定しており、研修会の開催や、市町村と連携して行う伐採現場パトロール等を通じて、周知徹底を図っています。

グリーン成長プロジェクトでは、ガイドラインを通じた取組をより実効性のあるものにするための仕組みについても検討しているところであります。

○丸山裕次郎議員 伐採届並びに再造林の確認作業を行う市町村の役割は大きいのですが、市町村の林業行政に携わる職員の専門性、人員が十分でない状況だと感じておりますので、県の

支援が必要だと強く感じております。市町村への支援を強く要望しておきます。

次に、医療行政についてお伺いいたします。

私の地元の高原町立病院では、医師確保に苦慮しており、来年4月からは病床を減らして運営することになっております。

また、えびの市の民間病院では、医師が集まらないということで、病床をなくして運営することになった事例や、小林市内の内科や耳鼻咽喉科などの病院が閉院するなど、ここ数年で急速に病院、医師が減少していると感じております。

そこで、医療圏ごとの10万人当たりの医師数の状況を踏まえ、医師の偏在にどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 令和2年12月時点の医師数は、10年前と比べ226人増加していますが、大半が宮崎東諸県医療圏での増加であり、その他の医療圏では、人口10万人当たりの医師数が全国平均を下回るなど、地域間の偏在が拡大しています。

県では、自治医科大学卒業医師を計画的に配置するとともに、医師修学資金貸与者等に対して、免許取得後、県内で9年間勤務するうちの4年間を宮崎東諸県医療圏以外の医師少数区域等に配置するキャリア形成プログラムを適用し、偏在解消に努めております。

また、国に対しても、知事会を通じ、臨床研修医や専攻医が都市部に集中しないための制度の見直しなど、全国的な偏在是正の提言を行っているところであり、今後とも、宮崎大学や関係機関と連携して取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員 県全体では医師数が増加していることは分かりましたが、宮崎東諸県医療

圏域に医師が集まっており、他の医療圏との医師の偏在が広がっていることを懸念しております。県内どこに住んでいても適切な医療を提供する体制が必要と考えており、医師の偏在是正に取り組むべきと考えておりますので、偏在是正ができるようにまず要望しておきます。

医師の偏在是正には、自治医大卒の医師の活用が必要だと考えております。自治医大卒の医師は累計100人を超えていると伺っておりますけれども、県内で従事している医師は約7割と伺っております。3割の医師がスキルアップ等のため県外で頑張っていると思いますが、できるだけ早く本県に戻っていただきたいと考えております。

また、県内の医師の偏在是正には、自治医大卒の義務年限が過ぎた医師をいかに県内にとどめるかが必要だと考えております。

そこで、義務年限終了後の自治医科大学卒業医師の県内定着に向けてどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 義務年限終了後の自治医科大学卒業医師の県内定着は、地域医療体制の充実を図る上で極めて重要であります。県内定着に向け、将来のキャリアに関する面談を行う中で、義務年限終了後の県内勤務を働きかけており、自治医制度開始当初は定着率が5割程度でありましたが、ここ10年では約7割となっております。

なお、義務年限終了後は、一旦県内外の大学等で最先端の技術を学び、専門性を高めたいとの希望を持つ医師も多いことから、継続して本県の地域医療の重要性を訴えるとともに、他県の取組等も参考に、市町村や大学等の関係機関と連携して、今後とも、より多くの自治医科大学卒業医師の県内定着が図られるよう取り組ん

でまいります。

○丸山裕次郎議員 自治医大卒で義務年限を過ぎた医師を県職員として採用して、県立病院や市町村の公立病院と連携して派遣できるようなシステムができないのかなどの検討も要望しておきたいと思っております。

私の地元の高原町立病院には、県立宮崎病院から非常勤医師に来ていただいております。町民から非常にありがたいという声を聞いております。

そこで、県立病院から医師不足地域への医師派遣の状況と今後の取組について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 医師不足地域への医師派遣による地域医療の充実への貢献につきましては、県立病院が担うべき重要な役割であると認識しております。「宮崎県病院事業経営計画2021」の中でも、基本目標である「県立病院へのニーズに対応した医療機能の一層の充実と地域との連携強化」のための具体的取組の一つとして掲げているところであります。

現在、国民健康保険高原病院のほか、小林市立病院、日南市立中部病院、高千穂町国民健康保険病院など県内の医師不足地域の医療機関からの要請に応じ、できる限りの派遣を行っております。

今後は、特に中山間地域において深刻な医師不足が懸念されますので、派遣のための体制等について、福祉保健部と連携しながら検討してまいります。

○丸山裕次郎議員 県内どこに住んでも適切な医療を受けられることが重要だと考えております。そのためには適切な医療体制の構築が必要で、その基になっているのが地域医療構想だと思っております。

地域医療構想を基に、西臼杵では、高千穂町立病院、日之影町立病院、五ヶ瀬町立病院がそれぞれ役割分担を協議し、病床の統廃合等が進捗していると思っておりますが、県全体を見たところ、新型コロナ感染のため議論が進んでいない状況だと思っております。

そこで、各医療圏ごとの地域医療構想の進捗状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 現在、各圏域の地域医療構想調整会議において、病床の機能転換や公立病院経営強化プランの検討など、地域の実情に応じた医療提供体制の構築に向けての議論が行われております。

そのような中、西臼杵郡3公立病院では、人口減少に伴う患者の減少や医師確保など将来の課題を見据えながら、来年4月の経営統合、病床機能再編に向けた準備が進められております。また、日南、串間や西諸医療圏においては、将来の医療需要を踏まえた病院間の連携や役割分担の在り方について検討が行われております。

県としましては、引き続き、地域の意向を十分に尊重しながら調整会議における議論を促進し、地域医療構想の推進にしっかりと取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員 次に、獣医師の確保についてお伺いいたします。

9月に我が会派の野崎議員が行った、県職員獣医師の過去の採用状況と今後の退職者の見込みについての質問に対し、「令和2年度が採用予定者12名に対して、受験者は12名、最終的な採用者が8名、令和3年度が採用予定者11名に対して、受験者は13名、最終的な採用者が7名、令和4年度が採用予定者12名に対して、受

験者は10名、最終的な採用者は5名となっております」との答弁を総務部長がしております。

畜産県である本県にとって、生産の現場や食肉の現場は非常に危機的な状況になっているんじゃないかと思っております。今の仕事を行っていくために、退職した獣医師等を非常勤として対応しているのが実情だと思っております。

そこで、食肉衛生検査所に勤務する非常勤獣医師の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 食肉衛生検査所に勤務する獣医師には、正規職員と非常勤職員がおり、令和5年度は合わせて118名となっております。10年前の平成25年度と比べますと、全体数は1名増とほぼ変わらないものの、正規職員は8名減少し55名、非常勤職員は9名増加し63名となっております。近年の獣医師確保が大変厳しいことから、検査実務を担う非常勤職員の割合が増加傾向にあります。

また、非常勤職員の高齢化が進んでおり、70歳以上の人数は、10年前の2名から現在は22名と、3人に1人を占めている状況であります。持続可能な検査体制を維持していくため、今後も引き続き獣医師確保に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 答弁にありましたとおり、非常勤獣医師が半分以上になっている状況が続いており、さらに高齢化が進んでおり、危機的な状況だと感じております。令和6年及び令和8年には、8名ずつの定年退職者が見込まれるとのこと。そのため、職員の不足がさらに進み、生産現場、食肉現場の疲弊を懸念しております。今後しっかり獣医師を確保していくためには、特に新卒者の確保が重要になります。

そこで、新卒者獣医師確保の有効な手段として、修学資金の給付が挙げられると思えます

が、本県における県職員獣医師確保のための修学資金と実績について、関係部局長を代表して農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県では、平成21年度から、国の制度も活用し、県職員獣医師として本県に勤務する意志のある獣医学生を対象に、修学資金を給付しております。

給付期間につきましては、現在は獣医学生の4年生から6年生までの最大3か年で、卒業後2年以内に獣医師免許を取得した後、県職員獣医師として所定の業務に一定期間従事すれば、修学資金の返還が全額免除される制度となっております。

また、毎月の給付額につきましては、国公立大生は10万円、私立大生は18万円となっております。この制度を活用し、これまで48名に修学資金を給付しており、県職員獣医師の確保につながっております。

○丸山裕次郎議員 隣県の熊本県、鹿児島県や多くの県では、獣医師の初任給調整手当の上げが既に実施されております。また、NOSA I宮崎も、獣医師確保のため手当を充実したことにより、獣医師の確保につながったと伺っております。

本県でも、獣医師確保の手当の上げや、獣医師が意欲や働きがいを持っていくための負担軽減策の充実、さらには、獣医師を目指す学生に対しての修学資金の拡充を早急に実施できるよう強く要望しておきます。

次に、コロナ禍世代の対応についてお伺いいたします。

新型コロナにより行動制限を受けたことにより、生活リズムの乱れや友好関係が築きにくいなど、様々な影響で2022年度に不登校になった小中学生が、全国で29.9万人と過去最高になっ

たと、文部科学省が公表しております。また、本県でも、公立小中学校で過去最多の2,337人と報道がありました。

そこで、不登校生徒の増加について、本県の特徴と要因並びに対策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県公立学校の不登校児童生徒数は、小・中・高等学校とも全国平均を下回ってはおりますが、小学校での増加が全国と同様に顕著となっております。

その理由は、無気力や不安など様々ですが、国の分析にもある、コロナ禍で子供たちの生活のリズムが乱れやすい状況が続いたことも背景と考えております。

不登校児童生徒の置かれている環境は様々でありますことから、各学校では個に応じた支援や居場所づくり、関係機関との連携など、学校復帰に向けた取組を粘り強く進めております。

県教育委員会といたしましても、スクールカウンセラー等の専門スタッフ配置を小学校段階からも強化したり、県全体の教育支援センターの在り方を協議するなど、国の動きも見ながら、現在、研究を進めております。

○丸山裕次郎議員 宮崎県の不登校の特徴で小学生が多いということは、非常に気になっております。小学校、中学校からの不登校が続き、近年のひきこもりや8050など、相談しにくい家庭内問題が増加するんじゃないかと危惧しております。

昨年11月に行ったアンケートを基に、今年3月末に発表された内閣府の調査では、ひきこもりの推計が146万人とあり、また、5人に1人がひきこもりになった理由を新型コロナウイルスの流行と挙げております。

そこで、新型コロナウイルス等により、ひき

こもりが増加しているが、県の取組を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） ひきこもりは、本人だけでなく、職場や学校、家族など様々な要因が複雑に絡み合っており、また長期化すると、家族の孤立や困窮につながるおそれがあることから、社会全体で考えていかなければならない問題であります。

このため県では、精神保健福祉センターにひきこもり地域支援センターを設置し、医療や福祉、教育、雇用など幅広い分野と連携して支援を行うとともに、県民向けセミナーの開催等に取り組んでおります。

さらに、今年度から、身近な地域においても様々な相談に対応できるよう、市町村の支援体制整備に取り組んでいるところです。

今後とも、これらの取組を進めることで、本人や御家族に寄り添った適切な対応に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 市町村等と連携を取り、ひきこもり支援が充実することを要望しておきます。

ひきこもりの課題などと同様に懸念しているのが県職員等の休職であります。休職者数等の質問を我が会派の山口議員が6月に行っており、「令和2年度が61名、令和3年度が63名、令和4年度が74名となっている。若手職員の精神疾患が増加傾向にある。本県の精神疾患による休職者が他県より割合が高いことを受け、職位や年齢に応じた研修や相談業務にさらに生かしてまいります」などと答弁しております。

新型コロナにより、行動制限やマスクをしたことにより、職場内でのコミュニケーションが取りづらくなったのが一因になっているんじゃないかと思っております。

そこで、職員が働きやすく、風通しのよい職場づくりに向けた県の取組について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 職員がやりがいと意欲を持って働くためには、職場内でのコミュニケーションが図られ、互いに助け合える風通しのよい職場づくりが重要であります。

このため、新規採用職員に対しては、県庁生活に早くなじむことができるよう、中堅職員が新採グループアドバイザーとして悩みや相談に応じるとともに、若手職員に対しては、同じ所属の先輩職員がOJTサポーターとして仕事のルールや進め方を助言する取組を行っております。

また、管理者においては、職員一人一人の状況を把握するための個別面談や、職員に寄り添った指導方法を学ぶ管理者向け研修の受講などを通して、組織マネジメントの向上を図っております。

これらに加え、職員同士が世代や組織を超えて交流する機会として、職員運動会などのレクリエーションも通常どおり実施しております。

○丸山裕次郎議員 職員一人一人が意欲を持って働きやすく、風通しのよい職場がどの職場でもでき、宮崎県の発展につながる人財育成、県職員を宮崎県の財産として養成していくことを強く要望しておきます。

最後に、災害対応力についてお伺いいたします。

昨年の台風第14号により、県管理分で451件、市町村管理分で937件、合計1,388件、被害額として約347億円の公共土木被害が発生しました。災害対応に当たっていただきました県・市町村職員並びに建設関係者のおかげで復旧に向かっており、感謝申し上げます。

昨年の台風第14号の大きな被害は平成17年ぶりで、久々の大規模な災害でありました。また、県北が中心のため、県央、県西からの応援があつて現場が対応できたとも聞いております。もし県全体で大きな被害が出ていたらどうなっていたかという声も建設関係者から聞いております。

そこで、昨年の台風第14号における公共土木施設災害について、復旧工事着手までの初期対応をどう総括し、どのように考えているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(原口耕治君) 昨年の台風第14号では、県北部を中心に甚大な被害が発生したことから、被災直後より県全域から被災地域に対する支援が行われたところです。

県におきましては、県土整備部の「大規模災害復旧応援チーム」や、県の土木職OBで組織する「災害復旧エキスパート」を派遣し、技術的な支援を行いました。

また、測量設計業協会や建設業協会などの団体に対し、大規模災害時における協定等に基づいた要請を行い、被災状況の調査や応急工事など、迅速に対応していただき、県全域での官民一体となった取組の結果、全ての災害査定を終え、復旧工事の着手が可能となったところであります。

県としましては、大規模災害に備え、昨年の災害で見えてきた課題への対応も含め、さらなる体制強化に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 答弁にありましたとおり、大規模災害に備え、昨年の災害で見えてきた課題にしっかり対応できるよう、市町村並びに建設関係の団体も含めて、体制強化を要望しておきます。

災害対応力を確保するためには、土木人材の

確保が重要だと考えております。しかし、近年、土木事務所等では土木職の欠員が生じており、今後起こり得る大規模災害に対応するためには、早急な人員の確保が必要と考えております。

そこで、土木職の採用の状況と確保に向けた取組について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(吉村達也君) 土木職の採用につきましては、令和4年度の大学卒業程度採用試験の競争倍率が1.4倍と低い状況にあり、採用辞退により採用予定数を確保できない年もあるなど、人材の確保は大変厳しくなっております。

このため、受験者確保に向け、人事委員会や関係部局と連携し、特別な公務員試験対策を必要としない試験方法の導入や、高校、大学での説明会への参加のほか、インターンシップの受入れ等にも取り組んでおります。

また、これらの取組に加え、県土整備部では今年度から、職員のやりがいの向上等を図るため、若手や中堅職員から意見を聞く取組を行っており、その内容も踏まえ、業務効率化などの働き方改革や県職員の魅力PRなど全庁的な取組を通し、働く場として選ばれる環境づくりに努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 林業活性化議員連盟の県外調査で、熊本震災や人吉水害などの被害のあった熊本県では、国土交通省や農林水産省が航空レーザー測量を行っており、災害が発生する前の現状を把握できており、事前防災にも活用されると伺いました。

本県で、災害対応力の充実、事前防災のための測量設計も充実が必要だと考えておりますが、測量設計の現状は、人手不足、高齢化が深刻な状況と伺っております。

そこで、測量設計業の担い手不足の対応とし

て、県はどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 測量設計業は、被災状況を正確に把握するなど、災害の早期復旧に重要な役割を担っておりますが、議員御指摘のとおり、年々高齢化や担い手不足が深刻化しております。

このため県では、働きやすい環境づくりとして、発注時期の平準化や適正な履行期間の設定に加え、受発注者間で休日や時間外の作業ルールを定めるウイークリースタンスを推進するとともに、人材育成として、3次元測量などのICT研修や資格取得の補助など、生産性向上の取組も進めているところであります。

また、担い手確保に向け、ポータルサイト「ビルミヤ」を開設し、建設産業の企業情報や魅力を発信しております。

今後とも、測量設計業の担い手の育成・確保への取組を進め、災害対応力の強化に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 今後発生が予測される南海トラフ地震や激甚化している台風災害に対応できるように、県の土木人材の確保や測量設計業並びに建設業の健全育成をお願いしておきます。

先ほど申し上げましたが、本日は11月29日、「いい肉の日」であります。牛肉がおいしいと思う都道府県ランキング民間調査で、宮崎県が第1位というネット記事を見ました。非常にうれしく思っております。ぜひ宮崎牛などの肉の消費拡大をお願い申し上げまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分再開

○日高博之副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、脇谷のりこ議員。

○脇谷のりこ議員〔登壇〕(拍手) 皆様、こんにちは。脇谷のりこでございます。今日も傍聴にお越しいただいた皆様、本当にありがとうございます。早速質問を始めさせていただきます。

来年度の重要施策の3つの日本一挑戦プロジェクトの一つ、合計特殊出生率が現在1.63で全国2位だから、1.8を目標にして全国一を目指そうというのがありますが、その考え方があまりにも安直というか、直線的思考過ぎると思いました。

県が合計特殊出生率1.8の錦の御旗を掲げているのだから、じゃあ子供を産みましょうという女性はほぼいません。そもそも女性が自分の能力を生かすべく、仕事を求めて都会に出ていっている宮崎県の現状です。若い女性の人口が減っているのに、さあ結婚しましょう、子供を産みましょうと県が提言するのは、女性に責任を押しつけているだけです。

令和4年度の男女共同参画白書を見てみますと、20代から30代の5割前後が結婚願望はあるとの結果が出ていますが、結婚するほど好きな人に巡り会っていない女性が約5割、男性は約4割います。ぜひとも結婚したい人は民間のマッチングアプリを活用していますし、宮崎県では結婚サポートセンターがありますから、登録して自分に合う人を探して1対1で会っています。

市町村でも、人口減少対策、子育て対策を充実させていますが、なかなか効果が得られないのはなぜでしょうか。

男女共同参画白書によると、20代から30代の若者が結婚しない理由として、結婚に縛られたくない、自由でいたいという女性が約5割、男性が約4割です。そして、仕事、家事、育児、介護を背負うことになるから結婚しないという女性も約4割います。さらに、経済力がない、仕事が不安定だからという理由で結婚しない人が、男女ともに約35%います。やはり自分の仕事の収入の範囲内で好きなことをして、自由でいることが、今の若者には満足なのでしょう。

今年3月に出された「指標でみる宮崎県」を見てみると、平均初婚年齢は男性が30歳で全国一若く、女性は29歳で全国9位、婚姻率も全国真ん中ぐらいで、宮崎県は他県より早く結婚していることが分かります。

ところが、離婚率が、沖縄、大阪、福岡に次いで全国4位と、毎年ランキング上位に入っているほど離婚率が高い県です。離婚率が高いということは、当然母子世帯も沖縄に次いで2番目に多くなっています。

宮崎県の令和2年度の県民所得は全国40位、1人当たりの県民所得は228万8,000円で、最下位の沖縄県の次、下から2番目です。

結婚後は夫婦共稼ぎで子育てすることになりますが、もし離婚したら、女性が子供を抱えて父親からの養育費ももらえず、離婚を機に貧困に陥るリスクがあるということになります。

合計特殊出生率が高いのに離婚率はトップクラス、そして県民所得はワーストクラスという宮崎県が、若者にとって魅力的なところかどうか考えたときに、都会に出ていくのは仕方のないことだと思っている自分がいます。皆さんの

お子さん方も、大学から県外に就職されて、そのまま帰ってこないという状況ではないでしょうか。

子供の幸せを願っている親でさえ、結婚を積極的に勧めていないのではないかと思います。今の結婚しない若者の時代をつくった私たち世代の責任でもあります。

10年前に公表された増田レポートを覚えておられると思います。元総務相の増田寛也さんが人口減少問題に警鐘を鳴らしたレポートです。子供を産む若い女性が都市部へ流入し、5割以下に減る自治体を消滅可能性都市と呼んでリスト化したので、我が自治体は大丈夫かと日本国中が衝撃を受けました。

コロナ禍は、東京圏への転入超過に少しは歯止めがかかったものの、コロナ後は東京一極集中が加速しています。宮崎県からも女性が仕事を求めて都会に出ていっているのを止めることができません。このままで地方は大丈夫でしょうか。

まずは、今の時代に合った若い女性の柔軟な働き方の提案や、男女の賃金格差の是正などを重点課題とし、県民挙げて宮崎のよさを実感できるような、そして幸せ度ナンバー1の県として自慢できるような風潮をつくっていく必要があると思います。

子ども・若者プロジェクトにおいて、合計特殊出生率1.8台など、日本一生まれて育てやすい県を目指すことについて、県民の理解と協力をどのように得ようとされるのか、知事にお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わり、この後は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

御質問の子ども・若者プロジェクトでは、主な指標としまして、御指摘にあった合計特殊出生率などを掲げ、出会い・結婚支援や、第2子以降の希望を後押しする施策等を強化することとしております。

2030年代に入るまでがラストチャンスと言われるような少子化傾向を何としても反転させ、喫緊の課題である人口減少の抑制につなげてまいりたいと考えております。

この少子化対策は、女性のみには負担をかけるということではありません。そうあってはならないものと考えております。今や共働き世帯が7割を超えるというような状況の中で、男女の共働き・子育てが当たり前となり、家庭で、職場で、そして社会全体で支える仕組みがなければ実現しないものと考えております。

議員御指摘のように、結婚願望のある方、そして希望出生率がなかなかそこまで実現していない方々というものを後押しする。そのために、良質な雇用の創出はもとより、仕事と子育ての両立や女性の活躍推進にも注力しながら、地元で暮らし、働きたいと感じてもらえる魅力ある宮崎づくりを進めていくことが重要であるとと考えております。

こうした考え方、理念を私自身がしっかりと県民の皆様に訴え、御理解いただきながら、官民一体となってプロジェクトを推進し、宮崎で結婚し、子供を持ちたいと思う人の希望がかない、安心して子育てできる教育環境をつくり上げることで、日本一生み育てやすい宮崎県を目指してまいります。以上であります。〔降壇〕

○脇谷のりこ議員 東京都は今年、女性の卵子凍結の費用を助成する制度を始めました。多くの女性が説明会に参加したそうです。女性はキャリア年齢と出産年齢が同じ20代から30代で

すから、卵子を凍結保存して妊娠したいときに体外受精できるということは、女性が働きたい、子供を産みたいという両方の希望がかなえられるということになり、とてもよく理解できます。

出生率を上げるためではなく、女性の気持ちに寄り添った卵子凍結も今後当たり前になってくるかもしれませんので、費用の助成制度につきましても研究していただくことを要望いたします。

続いて、台湾有事に対する県の対応についてです。

毎日ウクライナやガザ地区の戦争のニュースが流れている昨今、松野官房長官が10月17日、18日に熊本県と鹿児島県を訪れ、台湾有事などで沖縄県の先島諸島から県外に避難する12万人を受け入れる態勢整備について首長らと意見交換したとの新聞記事を見たときに、すわ一大事かと緊張感が走りました。

もし台湾有事などの武力攻撃があった場合、先島諸島からの住民避難が想定されますが、宮崎県としてはどのように対応されるのか、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、国におきましては、武力攻撃に備え、先島諸島など沖縄県の離島住民の県外避難について検討を進めております。

先月、松野官房長官が九州地方知事会長であります熊本県知事や、鹿児島県知事を訪問し、避難住民の受入れ対応について依頼を行ったとのことでありまして、先月末の九州地方知事会におきまして、蒲島熊本県知事から官房長官来訪の趣旨などについて報告があったところであります。

避難住民の受入れについては、政府の明確な方針の下、都道府県が主体的な役割を担うこととされておりまして、知事が受入れ市町村の決定・通知を行った上で、避難所や長期避難住宅の確保、飲食の供給、医療の提供、教育・就労支援などの救援を行うこととされております。

県としましては、今後の国の対応を注視しながら、国や九州各県と緊密に連携しながら、今後これらの対応について検討してまいります。

○脇谷のりこ議員 分かりました。台湾有事がないことを祈るばかりですが、もしもの対応として、しっかりとした受入れ準備態勢を取っていただくよう、よろしく願いいたします。

続いて、企業版ふるさと納税についてです。

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、税額控除が受けられ、最大で寄附額の約9割が軽減されるというのが企業版ふるさと納税です。1,000万円を寄附した場合、企業負担は100万円で済むということです。

先日、ある県に視察に伺ったら、宮崎県の企業版ふるさと納税は1億2,000万円ほどですばらしいですねと褒められました。私としても、とても誇らしく思いました。

現在の企業版ふるさと納税の現状と今後の取組について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 企業版ふるさと納税につきましては、平成28年度の制度開始以降、産業人材確保やゼロカーボン推進、フードビジネスの振興など、順次寄附受入れ分野の拡大を図るとともに企業への働きかけを進め、年々寄附額が増えております。

令和4年度は、寄附件数が26件、寄附金額が1億1,950万円余となり、都道府県別の寄附額順位が全国6位でありました。

今年度は、さらに寄附受入れ分野を追加したほか、新たなPR用リーフレットの作成や、寄附拡大に向けた職員向け研修会を実施するなど、取組を強化したところであります。

県といたしましては、本県ゆかりの企業をはじめ、これまで以上に多くの企業に賛同していただけるよう、引き続き、全庁を挙げて積極的な取組を展開してまいります。

○脇谷のりこ議員 職員の方々が企業に出向いて頑張っているからですね。すばらしいです。国は税額控除の特例措置を令和6年度までと言っているの、ぜひとも継続してもらおうよう県からも要望してください。よろしく願いします。

続いて、宮崎県が企業と連携協定を締結されているのをよく耳にしますが、この連携協定を締結した後、どのような取組をされているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県では、県と企業がお互いの保有する資源やノウハウを生かして、地域社会の活性化や県民サービスの向上を図ることを目的に、企業と連携した取組を進めるための協定を締結しております。

締結件数につきましては、令和4年度末現在で、部局横断的な分野での取組となる包括連携協定は25件、災害など特定分野での取組となる個別連携協定が192件であります。

協定に基づく具体的取組といたしましては、企業のイベントスペースを利用した県政情報の発信や、県の農畜産物を使用した商品による宮崎フェアの実施、学校現場におけるライフデザインや金融リテラシー向上のための講座の開催などに取り組んでおります。

県としましては、今後とも、積極的に企業との連携を進め、官民が一体となった協働の社会

づくりに取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 今後とも、民間企業のノウハウを生かし、県との連携を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

続いて、新規就農者の育成・支援についてです。

2年ほど前から宮崎の農業を応援しようと、「WAKIちゃんねる」というYouTube動画を立ち上げて、特に新規就農者に焦点を当ててインタビューし、動画配信をしています。

県内外の若い人たちが農業に関心を持ち、今まで経験したことがない農業をやってみようという気持ちは、高齢のベテラン農家さんにすれば、「軽い気持ちで農業をやるんじゃない」と言われそうですが、それでも一生懸命に農業に取り組んでいる若い人たちを見ると本当に応援したくなります。

農業に入ろうと思うきっかけは人それぞれですが、親が非農家の場合は、今までの仕事が自分に合っていなかったとか、仕事での人間関係が嫌だったとか、サーフィンをしながら農業をするために宮崎県に来たとか、そんな形です。

J Aファームや農業大学校の実践塾での研修を経て自営就農者になり、施設園芸のキュウリやピーマン、ミニトマトを栽培されている方にお話をお伺いしますが、ハウス内をきれいに整理整頓されている方が収量を上げておられることが分かります。真面目な方が農業に向くんですね。

農業をやってみて、こんなはずじゃなかった、子供たちとの時間をつくれると思って農業に入ったのに、作業に追われて全く時間をつくれるなどと言われる方もありますが、それでも頑張っ続けておられる方ばかりです。

皆さんがおっしゃるのは、自分次第。自分が

しっかりやれば収量が上がり、収入につながる。自分がやらなければそれまでだと。自分なりに課題を見つけ、次年度はこうすると計画を立てておられます。

宮崎県では、年間約1,500戸ほどが離農されている状況ですから、新規就農者の育成・支援は重要です。農業従事者が減る中、若者の農業への参入を宮崎県も進めておられるのか、まずは新規就農者の現状について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 本県の新規就農者数は年400人程度で推移しており、令和4年は389人で、その内訳は、自営就農者が166人で約4割、雇用就農者が223人で約6割を占めております。

また、自営就農者のうち、3親等以内に農業者がいない新規参入者数は78人で過去最多となっており、増加傾向にあります。

新規参入者が増加している要因として、市町村やJ A等との連携により、就農トレーニング施設などの受入れ体制が充実したことに加え、コロナ禍において田園回帰の志向が高まったことが追い風になったものと分析しております。

○脇谷のりこ議員 新規参入者が増加しているとのことですが、やはり農業法人などへの雇用就農者のほうが多いのですね。

先日、新聞報道で、山形県の2023年度の新規就農者が378人となり、過去最多を更新したという記事が載りました。直接山形県に問い合わせたところ、378人のうち、自営就農が199名、雇用就農が179名と、自営就農のほうが多いそうです。その理由としては、機械の導入や修繕費の補助、また国庫補助に該当しなかった人にも県単独で補助をしているからではないかということでした。なかなか手厚い補助をされているよ

うです。

宮崎県も新規就農者の獲得には努力されていて、東京から移住してこられた、ある自営就農の若い夫婦にお聞きしたら、東京で開催されていた就農相談会で、宮崎県の農業振興公社の方が丁寧に相談に乗ってくださったおかげで宮崎県に来ることになったとおっしゃっていました。

就農希望者に宮崎県で就農してもらうために実施している取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 県では、新規就農者を確保するため、県農業振興公社のほか、市町村やJA等に新規就農相談センターを設置し、相談から就農まで切れ目ない支援を行っております。

具体的には、就農希望者に対して、インターネットを活用した本県農業の魅力発信や、県内外での就農相談会などを実施しております。

次のステップとして、JA等のトレーニング施設で技術習得に向けた研修を実施するとともに、市町村や農業委員会等と連携して、就農に向けた計画づくりや、農地や施設の確保などの支援を行っております。

今後とも、関係機関・団体と連携し、本県農業を支える担い手の確保に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 研修を修了した後、独り立ちするために新しいハウスを建てられて、多額の借金を抱えた新規就農者も以前はおられましたが、今は、高齢で農業を辞める方から中古ハウスを居抜きで買って始められる方も多くなりました。

ところが、なかなか土地がない、中古ハウスが見つからなかった、見つかっても宮崎出身

じゃなければ売れないと言われたなど、大変な思いをしながら独り立ちする方もおられることが分かりました。その後は、地元の方々に溶け込みながら、また同業の若い人たちとの情報交換もされながら農業を続けておられるのを見て安心しました。

それでは、新規就農者に対する就農後の支援について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 県では、新規就農者の早期の経営安定を図るため、年間150万円の資金を最大3年間交付する事業を実施するとともに、経営発展段階に応じた体系的な研修の実施により、技術や知識の習得を支援しております。

また、市町村や普及センター等で編成した支援チームにより、個別訪問や面談を実施し、新規就農者の課題に応じたきめ細やかなサポートを実施しております。

さらに、SAPなど若手農業者との交流によるネットワークづくりなどを通して、地域に溶け込むための支援を行っております。

県としましては、引き続き関係機関や団体と連携しながら、新規就農者に寄り添った支援に努めてまいります。

○脇谷のりこ議員 農業分野は太古の昔から受け継がれた第1次産業でありますから、高齢の農家の方は、昔からの農業が正しいと思われるのかもしれませんが。

ある青年は、農業を継いでくれと父親から言われ、渋々都会から帰ってきたら、何と1億円の借金をしていたとのこと。息子さんはお父さんの今までの農業のやり方を全く変えて有機農業を始め、そのことで親子が相当対立したそうです。今では若者同士でグループをつくって、有機農業で成功されております。

農業分野にもデジタル化、スマート化が普及し始めていますから、昔ながらの農業をやっておられる高齢者の方々も、若い新規就農者を温かい目で見てくださいと幸いです。

今は資材高騰で厳しい状況の中、農業経営も大変だと思いますので、私たちの命を守る農業に従事してくださる方々に感謝しつつ、農家の所得の向上に寄与できるよう、宮崎県としても就農者への育成・支援をお願いして、この項目を終わります。

続いて、交通・物流対策についてです。

先月、総務政策常任委員会の県外調査で、BRTを導入したJR九州日田彦山線に伺いました。平成29年の九州北部豪雨で被災した福岡県の添田から大分県の日田を結ぶルートで、線路だったところをJRが専用道路として整備し、バスが走ります。途中から一般道路になるのですが、バスなので、病院の駐車場にバス停が設置され、朝夕は高校の前までバスが止まるそうです。

BRT、つまりバス高速輸送システムのことですが、電車との乗り継ぎもスムーズで、電車だけのときより、バスのほうが融通が利いて利用者也増え、住民にも好評でした。

10月1日より利用者数の少ないローカル線の在り方の議論を促す改正地域公共交通活性化再生法が施行されました。国が鉄道事業者や自治体の要請に基づき、再構築協議会を設置することになります。輸送密度が1,000人未満の線区は優先して協議会が設置されるとのことですので、公表されている直近の実績で、400人未満の吉松―都城間のJR吉都線や、200人未満のJR日南線の油津―志布志間が対象になるのではと思います。

ローカル鉄道の再構築に関する法律が施行さ

れましたが、現在の状況について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長(重黒木 清君) 県におきましては、本年10月に再構築に関する法律が施行されたことを受け、JR九州に対し、路線の存廃や再構築を一方向的に検討することなく、地域の意向を尊重するよう要望したところであり

ます。再構築協議会の設置につきましては、基本的に事業者が国へ要請するものと考えておりますが、現時点で同社の考えが示されていない中、県としましては、路線維持の方針の下、関係機関と連携し、利用促進に取り組んでおります。

また、特に災害の多いJR日南線「油津―志布志間」につきましては、被災した際に復旧が難しい場合なども想定し、上下分離方式やBRTなど他県の事例を研究しているところであり、今後もこれらの取組を進め、JR九州の考えも適宜確認しながら、沿線自治体と必要な対応を実施してまいります。

○脇谷のりこ議員 JRが国に再構築協議会を設置するよう要請しない限りは、県が設置を要請することはないということですが、人口減少に加え、日田彦山線のように、災害後、復旧できないことを考え、今から様々な検討をしていただくことを望みます。

続いて、宮崎市青島地区のタクシー不足に対する認識と県の取組についてです。

最近の青島地区は、ホテルや店舗が建ち、移住者も増え、多くの観光客でにぎわうようになりました。そのような中、様々な課題があるのですが、その一つがタクシー不足です。

宮崎市中心部から青島地区へタクシーを依頼しようとする断られますし、青島地区内でのタクシーもつかまらないので、県外客も困って

いるらしいのです。個人タクシーも少なくなっているのですが、どうにかならないかということなのですが、この状況を県はどのように認識されているのか、またその取組について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 全国的にタクシー不足が深刻化する中、本県におきましても、運転手の減少により、急な予約時や夜間などにタクシーがつかまりにくく、特に県外からの観光客も多い青島地区では不便な状況と伺っております。

このような中、国ではライドシェアの導入に向けた検討を進めておりますが、まずは運転手を増やす取組が重要であるため、本県では、本年度より、九州で初めてとなる2種免許の取得支援を開始したところであり、タクシー業界からも御好評をいただいております。

また、タクシーの効率的な配車を行うアプリの導入費用について、国の補助制度がありますので、2種免許の取得支援と併せ、タクシー事業者に対し活用を促してまいります。

○脇谷のりこ議員 多くの方が2種免許を取得されて、タクシー運転手が増えていくことを期待いたしますし、またアプリの導入もぜひお願いしたいと思います。

続いて、「物流の2024年問題」についてお伺いします。

2024年問題とは、働き方改革関連法で、2024年4月からドライバーの年間最大時間外労働が罰則つきで960時間になることにより、輸送能力が不足し、荷物が運べなくなるという問題に直面するということです。

ある運送業者さんにいろいろとお話をお聞きしたところ、荷主さんから「高速道路は乗らないでくれ」と言われるところもあるとのこと

でした。高速道路料金が運賃に上乗せされるのを嫌がったことですが、高速に乗らず一般道で走っていくと、ドライバーの労働時間がさらに延びるわけで、運送業者が罰則を受けるくらいなら、これからは長距離の運送はやめて地場だけにするというところもあるそうです。

やはり「物流の2024年問題」は、運送業者だけの問題ではなく、荷主さんの意識改革も必要ですし、私たち消費者もしっかりと認識していかなければならないと思います。

「物流の2024年問題」に対する認識と理解促進に向けた県の取組について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 大消費地から遠距離にある本県にとりまして、物流は、農畜水産物をはじめとする県産品の輸送や、生活必需品の県内一円への配送など、社会経済活動や県民生活にとって重要な役割を担っております。トラックの輸送力低下によって生じる「物流の2024年問題」は、大きな課題だと認識しております。

このような中、県におきましては、高速道路ネットワークの充実やモーダルシフトの促進など、様々な施策に取り組んでおりますが、将来にわたって安定的な物流網を構築するためには、運送事業者のみならず、荷主企業や消費者を含め、物流に関わる全ての関係者が、解決に向けて行動を起こす必要があると考えております。

このため県では、荷主企業や運送事業者等との意見交換会を継続的に行うとともに、本年度は、トラック協会と共同で、物流に関わる関係者を一堂に集め、2024年問題への意識醸成を図るための大会を開催しております。

来月からはテレビCMでさらなる啓発を図ることとしており、引き続き関係者の理解促進に

努めてまいります。

○脇谷のりこ議員 運送業者さんも、この2024年問題が多くの方に理解してもらえる機運醸成になるのではとおっしゃいます。私たち消費者も、再配達を極力少なくして、置き配ができるような努力をするべきだと再認識したところで

す。

続いて、宮崎港の今後の在り方についてお伺いします。

宮崎県では、細島港、宮崎港、油津港が重要港湾3港ですが、細島港は、東九州の物流拠点、九州の扇の要として各国の外航商船が入港しており、クルーズ船も乗客800人規模の飛鳥Ⅱが入港しています。

油津港は、南九州地域のクルーズ拠点として22万トン級の大型クルーズ船にも対応し、今年5月には、乗客約4,500人を定員とするMSCベリッシマが初寄港しています。

宮崎港は、宮崎の海の玄関口として高速道路や空港に直結し、南九州の物流拠点として重要産業を支える港です。宮崎カーフェリーも新船が就航しましたので、船からの個人観光客も今後伸びていくのではと思っています。

ただ、クルーズ船といえば、定員約400人規模ののっぽん丸が寄港しているだけなので、もっと大型クルーズ船が入港できないものかと、10年ほど前、私が市議会議員時代にいろいろと議論になったことがあります。

宮崎港は狭く、水深が浅いので、そもそも大型クルーズ船が入港できる港ではないことから、もっと海底を掘ればよいのではないかと、沖合に停泊してもらって、そこから小さい船で送迎したらどうかとか、ほぼ無理な話が飛び交っていたのですが、その後どうなっているのでしょうか。

宮崎港におけるクルーズ船誘致の取組について、県土整備部長にお聞きいたします。

○県土整備部長(原口耕治君) 宮崎港におきましては、岸壁の長さや水深などの構造上、寄港可能となるクルーズ船の規模が限られており、今年1回の寄港となっております。

一方で、近年、全国では、乗客ニーズの多様化に伴い、大型船だけではなく、比較的小型で富裕層向けのラグジュアリー船と呼ばれるクルーズ船の寄港も増加しているところであります。

このため、これまでの取組に加え、宮崎港に寄港が可能であるラグジュアリー船を運航するクルーズ会社との意見交換を10月に行うなど、新規のターゲットにも拡大した誘致活動も行っているところであります。

○脇谷のりこ議員 ラグジュアリー船というのがあるんですね。それはすばらしいです。

クルーズ会社が船旅の観光パンフレットを出すときは、ほぼ1年以上先の日程で組んでありますが、今後のクルーズ船誘致に向けたスケジュールについて、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(原口耕治君) 宮崎港において来年予定されているクルーズ船の寄港につきましては、現時点で2回となっております。

一般的にクルーズ会社はツアー設定などに2年程度の期間を要することから、令和7年の寄港回数増加を目標に、現在、観光部局や宮崎市など関係機関と連携して、クルーズ会社や旅行代理店に対し、従来のクルーズに加え、新たなラグジュアリー船を含めた宮崎港への誘致活動を行っているところであります。

○脇谷のりこ議員 明るい話題をありがとうございます。今、宮崎駅から宮崎港に抜ける宮崎

駅東通線を宮崎市が整備していますが、令和7年度に完成予定だと聞いております。この宮崎駅東通線が完成しましたら、宮崎駅からのアクセスも格段によくなり、さらに宮崎港が発展するのではと期待いたします。

それでは、続いて、文化・歴史継承についてお伺いします。

県立美術館や県総合博物館には特別展のときによく行くのですが、予算も限られている中、とてもよい企画を持ってきていただけて感謝いたします。子供たちの教育の場でもあり、県民の心のオアシスです。

県総合博物館は、歴史、民俗、自然史の資料を常設展示しており、それを無料で見られることに県民も喜んでおります。裏の民家園も、江戸時代の各地の民家を移築復元し、今もきれいに保存されています。

そんな県総合博物館ですが、そろそろ老朽化が目立ってきています。施設の現状とリニューアルの予定がないか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県総合博物館は、郷土に根差した文化の向上に貢献し、主に本県の自然、歴史、民俗の貴重な資料を収集・保存するとともに、学術的な調査研究を行い、その成果を県民の皆様に還元しております。これまで魅力ある開かれた博物館となるよう工夫を重ね、昨年度は20万人の方に来館いただいたところであります。

一方で、昨日からの報道で御心配をおかけしておりますが、昭和46年3月の開館から50年が経過しておりまして、空調設備の更新や防水工事などの老朽化対策を施し、長寿命化を図りながら運営を行っております。

現時点でリニューアルの計画はございませんが、今後も広く魅力を発信しながら、将来に向

けた博物館の在り方につきまして研究してまいります。

○脇谷のりこ議員 先日のニュースで、国立科学博物館が運営に必要な資金を集めるクラウドファンディングで約9億2,000万円もの寄附が集まったとの記事に驚きました。

動植物や化石などの標本の管理費や返礼品の製作費などに充てるらしいのですが、宮崎県も県総合博物館のリニューアルのためにクラウドファンディングを導入するのはいかがでしょうか。県民も自分たちの博物館のためならと少しは寄附をしてくれるのではないかと思いますし、県総合博物館への愛着も進むのではないかと期待しています。

多額の費用がかかる博物館のリニューアルの建設費のためのクラウドファンディングの導入の可能性について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 先般の独立行政法人国立科学博物館が行ったクラウドファンディングの報道により、私もクラウドファンディングが資金調達の有効な手段の一つであると改めて認識をしたところであります。

リニューアルに係るクラウドファンディングの導入につきましては、その成果や課題などを含めまして、他県の状況等も踏まえながら、今後、関係部署と連携し、研究してまいります。

○脇谷のりこ議員 人口減少は、地域の文化や歴史の継承にも影響しており、なかなか後継者が見つからないと地域の方々も嘆いておられます。

そんな中、先日、地元の神楽を見に行きましたら、小学生の女の子が舞手を務めていて、毎週練習に励んでいるとのことでした。神楽を舞うために県外の大学に行っていた青年が地元に戻ってきたりと、神楽や地域のお祭りは、若者

の気持ちをふるさとに回帰してくれる力があるのだと改めて思います。

今回、全国神楽継承・振興協議会の事務局を宮崎県が担うことになりましたが、その経緯とユネスコ無形文化遺産登録のメリットについて、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県では、記紀編さん1300年記念事業を契機としまして、改めて神楽が本県の貴重な財産であり、地域住民の心の支えであることを認識し、将来にわたる保存・継承の機運を高めるため、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指してまいりました。

そのためには、全国の国指定神楽を一つにまとめる必要があることから、本県が事務局となって、まずは九州に、次いで全国に参加を呼びかけて、全国神楽継承・振興協議会を設立した次第でございます。

ユネスコに登録となれば、神楽が世界的な評価を得ることとなり、県としましては、これを機に神楽継承への意欲を高め、舞手はもとより、神楽を支える人々の増加にもつなげ、ひいては地域の活性化にも資する取組になると考えております。

○脇谷のりこ議員 宮崎県には、国指定の重要無形民俗文化財の神楽が4つ、米良の神楽、高千穂の夜神楽、椎葉神楽、高原の神舞と、全国で最多です。

9月に神楽のユネスコ無形文化遺産登録の要望に文化庁に行かれましたけれども、そのときの状況と、登録にかける知事の思いをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 9月には、全国神楽継承・振興協議会の会長であります高千穂神社の後藤宮司とともに京都の文化庁に伺い、神楽のユネスコ早期登録について要望を行ってまいり

ました。

要望では、日本の宝である神楽を未来へ残していかなければならないという強い思いを文化庁に届けることができ、また文化庁からの評価というものも手応えを感じたところであります。私自身もユネスコ登録実現に向けて決意を新たにす機会となりました。

これまで本県では、県内外での神楽の魅力発信など機運の醸成に努めてまいりました。今年は国立能楽堂で椎葉村の梅尾神楽を披露いただいたところでありまして、先日、椎葉で、まさにその梅尾神楽を私も鑑賞してまいりましたが、県職員もそこに参加し、また村外の方も舞手として、そして今年は久しぶりに女性の舞手も登場したということで、地域にとって大切な文化的資産を多くの方々が愛し、守っていこうと、そういう強い思いというものを肌身で感じたところであります。

また、全国組織の未加入団体への加入促進など、ユネスコ登録に向けて取り組み、その結果、保存団体の内諾も含めて、国指定の40の神楽のうち、9割に当たる36神楽が全国組織に加入する、そのような状況になっております。

いよいよ今年度末には、次のユネスコ登録に向けた国の提案候補が決まる見込みとなっております。神楽に関わる全ての人々の思いや願いを重ね、県民を含め、様々な立場の皆様から応援をいただきながら、ユネスコ登録実現のために、より一層邁進してまいります。

○脇谷のりこ議員 調べたところによると、毎年3月にユネスコに申請して、日本が審査されるのは2年に1回とのことですので、ぜひ今回登録されることを願っています。

続いて、母子生活支援施設についてお伺いします。

母子生活支援施設は、昭和22年に制定された児童福祉法第38条に基づき、母子の生活の保護と自立を支援する施設です。全国にあり、宮崎県にも平成24年時点で、宮崎、都城、延岡、小林に4施設があったのですが、平成25年に都城市が廃止し、平成28年に宮崎市と小林市が、翌29年に延岡市が廃止しました。

当時、宮崎市では、廃止に当たって議会で賛否が分かっていたので、既に廃止されていた都城をはじめ、3つの施設を全部視察しました。そこで分かったのが、施設の老朽化とともに母子の生活も変化しており、入居者も年々減少、精神的に患っておられる方も長年入居されており、なかなか自立を促せないことも指定管理者の悩みの種だったようです。県内の施設が全て廃止されてしまったので、その後、どうされているのかとても心配でした。

そこで、母子生活支援施設を廃止した市において、廃止以降、支援が必要な母子にどのような支援を行っているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 困難を抱える母子が入所して生活支援を受ける母子生活支援施設につきましては、利用者の減少や施設の老朽化を理由に、平成29年度までに、御質問の4市を含めた県内の全施設が廃止されました。

現在、この4市においては、支援が必要な母子がいた場合、県外の母子生活支援施設の利用や公営住宅への優先入居など、既存の福祉サービス等を活用した支援を行っています。

さらに、宮崎市におきましては、自立支援のための生活支援や就業支援等を行い、住まいについては、家賃補助を行う制度も実施しております。

○脇谷のりこ議員 廃止されても、別の支援メ

ニューで母子の生活は守られていて安心しました。

令和4年5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、今年度の予算で母子生活支援施設が設置されることとなりますが、その詳細について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 来年4月に開設予定の母子生活支援施設については、社会福祉法人石井記念友愛社が都城市内に建設中で、定員は10世帯となっています。

利用者は、DVや経済的な問題などの困難を抱える母子であり、母子支援員等が、母親と子供が共に入所できる施設の特性を生かした生活支援を行うとともに、退所後も子供と安心して生活し、自立できるよう、就労や養育に関する相談、助言、関係機関との連絡調整等の支援を行います。

利用の申込みに当たっては、市や県の福祉事務所に相談する必要がありますので、今後、市町村や支援団体等に対する説明会を実施し、必要な方に支援が届くよう周知を図ってまいります。

○脇谷のりこ議員 実績のある社会福祉法人がしっかりと支援してくださることになり、安心しました。

続いて、交通安全のための施策についてです。

今年8月、とても悲しい事故が私の住んでいる地域で起きました。男子高校生が交通事故で亡くなったんです。その高校生が信号機のない赤白横断歩道を自転車で横断中、そこへ進んできた自動車に衝突された事故でした。一人息子さんを亡くした親御さんの気持ちは察するに余りあります。

その赤白横断歩道に信号機をつけてくれるよう、地域からはかねてから要望されていたところで、こんな悲しい事故が起きたことは大変悔しい思いですが、この交差点について今後どのような対策を取っていくのか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） お答えいたします。

今回、死亡事故が発生した宮崎市大塚町所在の交差点につきましては、地域住民等の要望を踏まえつつ道路管理者と連携し、交通事故防止対策を講じていくこととしております。

警察といたしましては、同交差点に押しボタン式信号機を令和5年度中に設置する準備を進めております。

○脇谷のりこ議員 警察庁のホームページによると、平成30年から令和4年までの過去5年間で、自動車と歩行者が衝突した交通死亡事故は4,678件発生しており、約7割が歩行者が横断中の事故だそうです。

運転者のルールとして、歩行者や自転車が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道や自転車横断帯の手前で一時停止をして、歩行者や自転車が道を譲らなければならないとあります。JAFの調査によりますと、信号機のない横断歩道における車両停止率は63.6%と全国7位だそうです。まだまだ運転者のルール違反は多いと言えます。

信号機のない横断歩道における車両停止率の向上に向けた警察の取組について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、信号機のない横断歩道において横断歩行者があるときは、車両は横断

歩道の直前で一時停止し、歩行者の通行を妨げてはならない義務がございます。

警察といたしましては、横断歩行者の安全を確保するため、交通指導取締りや広報啓発、モデル横断歩道のカラー化など、様々な安全対策を講じてまいりました。

今後もさらなる横断歩道における歩行者優先を周知徹底させるため、モデル横断歩道を中心とした全ての横断歩道において、横断歩行者妨害違反の指導取締りを強化するほか、テレビ、新聞等のマスメディアやSNSを活用した情報発信、企業等に対する交通安全講習時における啓発など、様々な機会を通じて、横断歩道における歩行者優先を徹底してまいります。

○脇谷のりこ議員 我が身も振り返りつつ、二度とこのような悲しい事故が起きないように、交通安全の取組を何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、技術・専門職の確保についてです。

毎年、宮崎県工業会が主催している「みやぎテクノフェア」に今年も行ってきました。県内の優れた技術や製品を展示紹介するとともに、工業高校の学習成果を発表する「工業教育フェア」では、ロボット競技大会や各工業系高校のワークショップなどがあり、工業高校の生徒さんたちの技術習得は、宮崎県の工業を担う若者の確保と、今後の宮崎県の技術の進歩を期待させるものでした。

このたび、電子部品メーカーのロームがパワー半導体の需要増に対応するため、国富町に生産拠点を新設することになりましたので、採用も、電子や機械、情報など、様々な技術系の職種を求めています。

そこで、県立高校における情報系学科の設置の現状と、デジタル人材育成に向けての取組について、教育長にお伺いします。

○**教育長（黒木淳一郎君）** 本県の県立高校における普通科と職業学科の在学生の比率は5対5であり、中でも情報系の学科につきましては、工業科で4校5学科、商業科で8校8学科に設置し、情報活用技術やプログラミング技術等の習得に取り組んでおります。

また、普通科においては、教科「情報」の担当教員を配置し、デジタルに関する知識や技術を学び、探求活動等に取り組んでおります。

さらに、今年度から全ての県立高校を対象として、DXを用いた改革を行っている地元企業による学習会や、職業学科に設置しているDX装置を活用したプロジェクト型学習を行っているところであります。今後も次世代を担うデジタル人材の育成を推進してまいります。

○**脇谷のりこ議員** 他県は普通科と職業学科の比率が7対3くらいだそうですので、宮崎県の5対5は、技術系の高校生を多く輩出していることとなります。宮崎県内のデジタル人材などを求めて企業が立地することを考えれば、宮崎県の発展に大きく寄与してくれることとなりますので、これからも人材育成をよろしく願います。

続いて、公務員の薬剤師の確保です。

県職員の専門職の中でも一番足りていない獣医師については、先ほど丸山議員も取り上げられましたように、修学支援があります。全く支援がないのが県職員の薬剤師です。

若い女性の薬剤師さんからお聞きするところによると、24歳で大学を卒業したときに約1,000万円の奨学金返済があったとのこと。今でもずっと返済しているので、結婚どころではないとのことでした。

宮崎県では、「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」があり、民間企業などへの就職の

ための支援制度がありますが、県職員向けにはありません。県職員薬剤師を確保していくための取組として、奨学金貸与や返済補助制度を導入する考えはないか、福祉保健部長にお伺いします。

○**福祉保健部長（川北正文君）** 県職員薬剤師につきましては、近年、採用予定数を充足していない状況にあり、その確保は厳しい状況にあります。

このため、関係部局と連携し、受験年齢の上限引上げや採用試験の複数回実施により、受験機会の拡充を図るとともに、民間や大学での就職説明会への参加やインターンシップ受入れなどにより、県職員の魅力をPRするなど、受験者の確保に取り組んでおります。

県といたしましては、まずはこのような受験者確保の取組の検証・見直しを進めるとともに、議員御指摘の奨学金の貸与や返済補助等の支援制度についても、他県の取組状況等を踏まえながら研究してまいります。

○**脇谷のりこ議員** 人口減少が急激に進み、専門職だけでなく、どの職種も人手不足です。民間でしたら人手不足で廃業することもできますが、行政の場合はそうはいきません。

県職員の人材確保も困難になる中、必要な行政サービスを提供するための体制をどのように考えておられるのか、最後に知事にお伺いします。

○**知事（河野俊嗣君）** 人口減少が急速に進む中で、職員の確保は今後さらに厳しさを増すものと考えております。県民の期待に応じて行政サービスを提供していくためには、職員の確保は極めて重要な課題だと考えております。

採用方法の見直しや県の仕事の魅力発信などにより、受験者の裾野を広げるとともに、職員

研修をさらに充実させることにより、職員一人一人の資質の向上を図るなど、引き続き、人材の確保・育成にしっかり取り組んでまいります。

またあわせて、全庁的な業務の統合・集約化やデジタル技術の活用等によります事務の効率化、職員の多様化するライフスタイルを踏まえた働きやすい職場環境づくりなどをより一層推進し、組織の生産性向上を図ってまいります。

こうした取組を通して、県庁組織の活力を維持・向上させ、限られた人員の中においても質の高い行政サービスを継続して提供できる体制を整えてまいります。

○脇谷のりこ議員 これからは「人」です。岩手県紫波町は、国の補助金に頼らない公民連携の「オガールプロジェクト」で全国一視察の多い町です。そのまちづくりで成功したのは、2人の男性がいたからだと言われます。1人は、我が町を何とかしたいと自分が立ち上がり、企画アイデアなどを町長に提案した人、そしてもう1人が、アイデアを形にした当時の町長です。この2人がいたから活性化したまちがあると言われます。

知事も、住みよい宮崎県、愛する宮崎県になったのは河野知事がいたからだと言われるように、これからも県政のかじ取りをお願いして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○日高博之副議長 次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 日向市選出、自由民主党の西村賢です。本日も議会の傍聴、またネットでの視聴をありがとうございます。

まず、本県のDX（デジタルトランスフォーメーション）、そして行政改革について伺いま

す。

先日、上京の際にデジタル庁のレクチャーを受け、改めて、人口減少社会の中で、DX推進の必要性和緊急性を感じました。行政のICT導入も行政改革も今に始まったことではありませんが、長期のコロナ禍で日本のDX遅れが指摘され、また将来の人口減少の影響が大きい地方自治体の支援のために、政府も本腰を入れて取り組んでいます。

我が国は、DXのD、いわゆる、デジタルの分野、デジタル技術や通信インフラの普及において国際的にも劣ってはいませんが、X、トランスフォーメーションの部分、デジタル技術を活用して問題解決につなげるという部分が先進国内でも劣っているということでもあります。簡単に言うと、ICTデジタルインフラは整備されているが、それを生かして仕事や生活を改善するサービスに十分に使えていないということでもあります。

本県の取組はどうか。今後は人手不足をDXで埋めていくことが喫緊の課題ですが、本県の人口減少と人手不足が大きな問題となっていく中で、デジタル技術やAIを活用したスマート自治体への転換が必要と考えるが、知事に本県DXについての考え方を伺います。

次に、県庁業務におけるDXの推進状況について、総合政策部長に伺います。

本県の2025年システム統合に向けた計画の中で、システムの標準化・共通化に向けた進捗状況と、デジタルツールを活用した省力化の取組事例について伺います。

以下の質問は質問者席より続けます。（拍手）
〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。スマート自治体への転換についてでありま

す。

人口減少が進む中、全国的に人手不足やデジタル化の遅れによる様々な問題が顕在化したところであり、ICTやAIの技術を活用して自治体の事務処理の省力化や自動化を図り、住民サービスを効率的に提供するスマート自治体への転換は、本県にとって重要な課題であると考えております。

このため県では、令和3年3月に「宮崎県情報化推進計画」を策定し、行政手続のオンライン化や県民への情報発信の強化を図る行政サービスの向上、ICTツールやリモートワークを活用した行政事務の効率化の推進、国・市町村と連携した情報システムの標準化・共通化の取組など、県民本位のデジタル・ガバメントの推進に取り組んでいるところであります。

今後、生成AIの導入に向けた検討や人材の育成、必要なデジタル環境の整備などを進め、将来にわたって行政サービスを継続的に安定的に提供することができるよう、スマート自治体への転換を進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（重黒木 清君）〔登壇〕 お答えします。県庁のDX推進についてであります。

国は、自治体DX推進計画を定め、地方自治体に対し、税や介護・福祉など20の業務について、令和7年度末までに情報システムの標準化・共通化を図るよう求めています。

このうち県では、生活保護及び児童扶養手当の2つの業務システムを担当しており、国が定める標準的なシステムへの着実な移行に向けた必要な作業を進めているところであります。

また、業務の省力化につきましては、定型的なパソコン作業を自動化するRPAや、紙資料

を効率的にデータ化するAI-OCRの導入、会議におけるタブレット端末の活用などにより、業務処理時間の短縮につなげており、引き続き県庁DXの推進に積極的に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 ありがとうございます。

次に、県職員のIT人材育成について伺います。

本県DXの推進は、職員の労働環境の改善、事務量の削減、県民サービスの向上に必要不可欠であります。そのDXを担う職員ですが、外部人材に頼ってばかりでは高コストになり、また情報漏えいなどのリスクも増しますから、現役職員のリスクリングなどでのIT人材育成が肝要であると思います。

ITを使う業務が今後も増していく中で、県職員のIT人材育成について、どのような方針かを総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） IT技術の急速な発展に対応し、一層の業務効率化を図るためには、職員一人一人がこれまで以上に高いレベルのITスキルを身につけることが必要不可欠であると考えております。

このため、基本的なアプリケーションの操作から、RPAなどの簡易的なプログラムの作成まで、職員のスキルアップを図るための幅広い研修を実施しています。

また、今年度から、情報処理に係る国家試験を受験する職員に対してeラーニング教材の提供を始めたほか、試験に合格した職員に対して受験料を補助するなど、職員が自ら学ぶための環境整備についても取り組んでいるところであり、引き続き、庁内のIT人材の育成に積極的に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 次に、自治体のDX支援につ

いて伺います。

市町村業務で重要な役割は窓口業務であり、直接住民との対応を余儀なくされ、職員の負担軽減、待ち時間や業務時間の短縮、ペーパーレス、ワンストップなど、窓口の業務改革こそDXに頼る部分が多いと言えます。

全国の公務員限定の「デジタル改革共創プラットフォーム」では、全国の自治体職員約5,000人が加入して情報交換や意見交換を行っており、このチャンネルを使うことが「窓口BPRアドバイザー派遣事業」の必須要件となっているとのことです。しかしながら、県内の自治体によっては、一人もこのアカウントを所持していないところも見受けられます。

市町村のやる気によって進展度が大きく変わってきますが、県内自治体のDX化に対する県の支援状況を伺います。

○総合政策部長(重黒木 清君) 県全体でDXを推進していくためには、多くの行政サービスを住民に提供している市町村の役割が重要であります。

このため、昨年度から、情報システム担当者を対象に、自治体DXの理解促進のための研修会を実施してきたほか、今年度は、首長を対象とした講演会や一般の職員を対象とした研修会を開催して意識の醸成を図るなど、市町村への支援を強化してきたところでございます。

また、国が求めるシステムの標準化・共通化については、各市町村にヒアリングを重ね、国が示す標準仕様への移行に関する個別の課題整理や、システム事業者との調整なども進めており、引き続き、自治体DXの着実な推進に向け、実情に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

○西村 賢議員 今答弁いただいたように、県

内の自治体のDX支援をよろしく願いいたします。

次に、昨今の公務員離れの状況について質問いたします。

現在、民間企業の人手不足や処遇の向上、若者たちの意識の変化もあって、公務員の競争倍率を見ても、県職員志向や公務員離れを感じるようになってきています。

本県の職員採用において、本県は優秀な人材確保についていかなる方策を取っているのか、今年の職員採用試験の状況も踏まえ、人事委員会委員長に伺います。

○人事委員長(佐藤健司君) 令和5年度の職員採用試験の競争倍率は、大学卒業程度全体で3.1倍と、前年度に比べ0.6ポイント低くなっており、厳しい状況が続いております。

人事委員会では、これまでも民間企業等で広く採用されている試験方式を導入し、新たな受験者層の掘り起こしや合格発表の早期化を図るとともに、一部の職種では試験を年2回実施するなど、様々な手段を講じて受験者の確保に取り組んでおります。

今後とも、任命権者との連携を密にしながら、社会情勢の変化に応じた試験制度の見直しを行うとともに、SNSや動画配信の活用、対面やオンラインによる説明会の開催など、より効果的な広報活動を通して、県職員として働く魅力をしっかりPRし、優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 これは県職員の募集に限ったことではない状況であります。しっかりと優秀な人員確保に、率先して取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、障がい者の就職支援について伺います。

まず、県教委は、県内4か所で高等特別支援学校を設置し、就職支援に特化していくという方向性を打ち出しました。障がい者の就職率を高め、賃金の高い一般就労につなげ、経済的にも障がい者が自立していくことを本気で支援していくのだと感じました。素晴らしいことだと思います。様々な課題はありますが、2027年度設置が少しでも早まることを期待しています。

この高等支援学校設置の意義と目標、また設置に当たっての県内企業等との連携について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 高等特別支援学校設置の意義は、就労を希望する知的障がいのある生徒に対し、障がいの程度に応じた専門的な職業教育を実施できるところにあります。

その目標といたしましては、経済的に自立し、共生社会の一員として活躍できる人材を育成することであり、地域就労の促進も後押ししながら、卒業生の就職率100%を目指しております。

また、就労に向けた実践的な力を身につけるために、高等学校や企業等での実習を行うこととしており、そのためには、県内企業等との連携が重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、障がいのある生徒への理解を深め、就労促進を図るために、県の関係部局や関係機関と協働しながら、県内の企業等とも連携してまいります。

○西村 賢議員 ぜひ早期の設置ができるように御尽力をお願いしたいと思います。

次に、障がい者雇用の現状について伺います。

法定雇用率2.3%が適用される県内民間企業859社のうち、達成企業は541社、本県の達成度63%は全国5位だそうです。この数値だけを

見ると、とてもすばらしいように感じます。

しかし、達成できない民間企業側からすると、雇用したくても応募がない、業務の危険性が高く障がい者雇用に向かない、就職しても長続きしないなど、現実的な障がい者の就業に対する課題もあります。

また、法定雇用に達していない企業にはペナルティーもあり、いわゆる罰金が障がい者を雇用する上での足かせになっているのではないかと思います。罰金を払えば雇わなくてもいいという現状があります。

さらには、令和6年4月以降、法定雇用率は段階的に引き上げられ、地方公共団体とともに民間企業の法定雇用率も上がっていきます。

今後、企業も人材確保がますます厳しくなってくると考えられますが、企業と障がい者とのマッチングなどにより、雇用率を上げていくことが必要と考えますが、県の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 障がい者の雇用率を高めるためには、雇用を検討している企業と就職を希望する障がい者、双方のニーズや要望を共有できる仕組みづくりが重要と考えております。

このため県では、障がい者雇用に対する理解と啓発を目的とした企業向けセミナーの開催や、実際に企業の現場で一定期間、職業訓練を積むことのできる委託訓練の実施、企業と障がい者のマッチングの場である「ふれあい合同面接会」の開催など、様々な取組を実施しております。

また、県内7か所に障害者就業・生活支援センターを設置し、就職や雇用の相談、職場開拓をはじめ、就職後の悩みや不安を取り除くための職場定着の支援も実施しております。

今後とも、国や市町村、関係機関との連携を強化しながら、障がい者雇用の促進に積極的に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 次に、地域医療の存続について伺います。

長期のコロナ禍もあって、医療現場は大きな影響を受けました。県病院の収支を見ても、最先端の医療機器を備えた病院でさえも、病院経営は難しいものだと感じますが、特に過疎地域の医療機関は、人口減少による外来患者の減少、医師や医療スタッフの確保など厳しさを増しており、さらには、施設の老朽化による設備改修や機材更新等も重くのしかかっています。

先日、日向市・東臼杵地区の重要な医療機関である済生会日向病院が、老朽化したMRI更新のためにクラウドファンディングを行っているという報道を見ました。機器の更新費用の一部を呼びかけたものでありますが、多くの賛同者のおかげで、目標金額の1,000万円は達成したようではありますが、全て賄うには2億円が必要とのこと。住民の命と健康を守り、地域の医療レベルを維持していくためには、多額の費用が必要であります。

また、延岡市の北浦診療所の医師が来年診療所を辞めると報じられ、住民から多くの嘆きが聞かれています。そのドクターも住民のために地域で医療を続けたいけれども、人口減少に比例して年々外来患者が減少していく中で、存続についての市との協議が難航し、継続は厳しいとのことでもあります。何とか病院が存続できることを望んでいます。

これらのような個別のケースに県が支援することはできないのかと思いますが、知事は地域医療を守っていく気概があるのか、本県の地域医療を守っていくことに対する河野知事の考え

を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少や高齢化が進む中で、地域住民が住み慣れた地域で暮らし続けるための基盤であります地域医療を守ることは、県民の安全・安心な暮らしを支える上で大変重要であると考えております。

そのため県では、宮崎大学等と連携して、医師の養成・確保や偏在是正に努めておりますほか、自治医科大学卒業医師の計画的な配置や、ドクターヘリ・ドクターカーを活用した救急医療体制の整備、さらには、医療機関の設備・運営費への支援など、地域医療体制の構築に取り組んでいるところであります。

また、現在、今後の本県の医療政策の方向性を示す第8次医療計画の策定を進めておりました、地域で求められる医療体制の整備に向け、関係者の皆様から様々な御意見をいただいております。

議員御指摘のとおり、昨今の医療を取り巻く環境は厳しいものがあります。様々な支援制度にも一定の要件がある。それを満たさないものがあるという状況の中で、大きく変化している環境を前提としながらも、県民の命と健康、暮らしを守り抜くという強い思いの下、今後とも、県民が安全で質の高い医療を切れ目なく受けられるよう、国にもしっかりと要望を伝えながら、市町村や関係団体と連携して取り組んでまいります。

○西村 賢議員 このような過疎地域の医療機関というのは、一度なくなれば、なかなか復活するのは難しいと思います。設備投資等への支援もしっかりと行っていただきたいと思っておりますし、経営支援というものに今まで以上に力を入れていただきたいと要望しておきます。

次に、2024年4月以降の時間外労働の上限規

制、いわゆる2024年問題で、運送業界は今、人手不足が問題となっておりますが、医療現場も2024年問題は大きな問題であります。

医師の長時間労働を是正し、労働環境を変えていくことは、医師の健康を守るためにも、継続的に医療提供を続けるためにも必要であります。そもそも医師は時間外勤務が多く、機械的に労働基準法を適用すると現場が回らないとも言われてきました。医師の時間外労働の上限規制導入によって、救急医療や小児・周産期医療などの医療現場にとっては、地域医療崩壊の懸念もあります。

ただでさえ本県の医師確保が難しい状況の中で、2024年4月以降の県病院勤務医の労働環境がどのように変わり、医療サービスにどう影響するのか、現在の医師のマンパワーで大丈夫なのか、懸念があります。

来年4月に予定されている医師の時間外労働の上限規制適用に伴い、病院局としてどのような取組を行うのか、病院局長に伺います。

○病院局長（吉村久人君） 来年4月から適用されます医師の時間外労働の上限規制につきましては、現在、各病院において、これまで医師が担ってきた業務について、他職種へのタスクシフト・シェアが可能かどうか検討を行っており、これらの検討結果を県立3病院間で共有した上で、タスクシフト・シェアを行う業務の共通化を図る取組を進めております。

また、医師の事務作業等をサポートする医療秘書の任用を増やすなど、事務負担の軽減にも努めているところであります。

こうした取組により、医師の時間外労働を削減しながら、医療サービスの低下を招くことなく、高度で良質な医療の提供や地域医療充実への貢献など、県立病院に本来求められる役割を

果たしてまいります。

○西村 賢議員 次に、ライドシェアについて質問します。

先日の新聞報道によると、全国のタクシー事業者のうち、この10年でドライバーなど従業員が半数以下になった会社が14.5%とありました。

また、本日の日経新聞の朝刊では、「宮崎の運転代行、人員確保苦戦」との記事もあり、これから年末年始でタクシーや運転代行業の需要が増える中で、さらに飲食業界にも影響が出てきそうな状況であります。

政府は、増加するインバウンド需要とタクシー業界の人手不足対策として、自家用車で客を有償で運ぶライドシェア構想を打ち出し、議論が本格化しています。

神奈川県黒岩知事は、神奈川県版ライドシェアを訴え、ライドシェアドライバーの指導をタクシー会社に委託して、共存共栄していくと報道されています。

先月、北海道の羅臼に同僚議員と視察に行きました。人気観光地である世界遺産、知床の近くであってもタクシーの営業時間は16時までとなっており、ホテルに注意喚起のポスターが貼ってありました。

また、全国放送のニュースでも、本県高千穂町のタクシー会社が登場し、運転手が足りない状況を訴えられていました。

また、私の地元日向市の美々津という地区も、観光客が車で降りてもタクシーが不在であり、以前から代替輸送手段の導入を地域の方が訴えています。

都市部と違い、地方はタクシー業界とのすみ分けは必要ですが、本県のようなタクシー空白地を有する地域もライドシェアの活用を検討す

べきではないかと考えますが、本県のライドシェア導入に対する県の見解について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） ライドシェアにつきましては、都市部や観光地におけるタクシー不足の解消が期待できる方策の一つではありますが、実現に当たりましては、国による法改正等が必要であり、県内の業界団体からも、安全性などを理由にタクシー運転手を増やす取組を求める声上がるなど、解決すべき課題があるものと認識しております。

このため、県におきましては、まずはタクシーの運転手確保を目的に、九州では初めて、2種免許の取得支援と新規就業者の待遇改善に併せて取り組んでいるところであります。

一方で、交通空白地における移動手段の確保は、本県にとりまして重要な課題でありますので、引き続き、国における議論を注視しながら必要な取組を行ってまいります。

○西村 賢議員 次に、互助輸送について伺います。

既に本県内でも、特定の地域において、交通弱者の通院や買物を助けるため、市町村の委託事業者やNPOなどが自家用有償旅客運送や互助輸送（ボランティア輸送）を行っています。

従来のタクシーの代わりを行うようなライドシェアとは性格も違いますが、利便性や観光客などへの対応には限界があります。しかしながら、高齢者などの交通弱者は大変助かっています。

この互助輸送は、運営する方々の負担もあり、また利益も出ないため、継続性には課題があります。ボランティア確保のため、少しでも利益を上げることはできないのかとも思いますが、本県の互助輸送の状況、地域や利便性の拡

大について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県内では、移動手段の確保が難しい中山間地域を中心に、互助輸送の取組が広がりつつあり、西都市東米良地区や日向市東郷地区のように、地域のNPOやまちづくり協議会が主体となって、高齢者等を診療所やスーパーなどに送迎している事例があります。

県におきましては、こうした動きをさらに促進するため、ドライバーの確保や具体的な運行ルートなど、実施に向けた住民同士の話合いのサポートに加え、実証試験や車両導入に係る費用の補助など、必要な支援を行っているところであります。

今後とも、市町村と連携・協力しながら、地域の実情やニーズに合わせて互助輸送の拡大に努めてまいります。

○西村 賢議員 この拡大をぜひ広めていきたいと思いますが、地域によっては、既にボランティアを確保できない地域も出てきています。いわゆる運転免許を持っている方が少ないとか、夜間に運転するのができないとか、そういった方々も増えておりますので、地域の実情をしっかりと見ながら、互助輸送の拡大に努めていただきたいと思います。

次に、本県の企業誘致について伺います。

2021年10月のTSMCの熊本県工場建設の決定から2年が過ぎ、現在では、TSMCがさらに第3工場まで日本国内に建設するという報道がなされ、熊本県をはじめとして九州各県では、官民挙げてお祭り騒ぎのていをなしています。本県もローム社がパワー半導体工場を太陽光パネル工場跡に建設予定とのことで、大変ありがたいことでもありますけれども、熊本県のような工場新設ほどのインパクトはありません。

北部九州、中九州を中心に、九州がシリコンアイランドとしてますます成長戦略を描いている中で、本県の企業立地の取組について伺ってまいります。

まずは、企業立地を行うには、インフラ整備された土地が必要であります。県内で分譲中の主な工業団地の状況について伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 現在、県内で分譲中の主な工業団地といたしましては、県の宮崎フリーウェイ工業団地が3区画の4ヘクタール、えびの市のえびのインター産業団地が9区画の7.8ヘクタールとなっております。

これらに加え、宮崎市の第2花見工業団地の分譲申込みが今年度中に開始される見込みであるほか、都城市で新たな工業団地の整備が計画されているなど、市町村において、地域の特性に応じた工業団地の整備が進められております。

○西村 賢議員 続いて、半導体関連企業の誘致活動について伺います。

先ほども申し上げましたが、現在、九州はシリコンアイランドとして、半導体企業が次々と立地を表明しております。これも様々な部品を供給する既存のサプライヤーが九州各地に立地しているおかげもありますが、半導体企業は洗浄産業と言われるぐらい豊富な水が必要であります。数多くの半導体製造企業が、豊富な水と安い電力、安い土地を求めて、全国で工場建設のラッシュとなっておりますが、豊富な水と電力を有する本県が、半導体関連企業に対して、どのような企業立地活動を行っているのかを伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 九州で半導体関連企業の投資が活発化する中、県で

は、企業立地の重点産業分野に半導体関連産業を位置づけ、積極的な立地活動を展開しております。

具体的には、県内外の半導体関連企業を訪問し、新規投資計画に係る情報収集を行うほか、半導体関連の展示会に参加するなど、対象企業の新規開拓に取り組んでおります。

さらに今年度、本県の立地環境や支援制度等のPRを行うホームページに、対話形式による自動相談機能を導入するとともに、外資系企業向けに英語版ページをリニューアルするなど、情報発信機能を強化したところであります。

県といたしましては、引き続き、積極的なプロモーション活動を行い、戦略的な企業立地を推進してまいります。

○西村 賢議員 次に、データセンター誘致について伺います。

国の事業に、東京圏以外での立地に限定したデータセンター誘致補助事業があります。設置費用の半額を補助し、またその補助額も大きく、極めて企業側にメリットがある事業であります。

国内データセンターの8割は都市部に集中しています。さらには、大量の電力を消費しますので、安全保障上から国も地方分散を推進しております。国内データセンターの電気消費量は国全体の1%にもなり、再生エネルギーが豊富で電力が安定し、電気代が安い九州は、データセンターにうってつけの場所です。

国の補助事業を活用したデータセンターの誘致の取組状況について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 社会・産業のデジタル化により、データセンター等のデジタルインフラの重要性が高まる中、大規模

災害の備えとして、国は、都市部に集中するデータセンターを地方に整備するための補助事業を実施しております。

県では、データセンターを含む情報関連産業を企業立地の重点分野に位置づけており、国事業の説明会に市町村と参加するとともに、民間企業への需要調査を実施したところです。

国事業の対象要件は用地面積10ヘクタール以上と、大規模な企業立地が前提であり、今のところ、県内でその誘致に向けた具体的な動きはありませんが、引き続き、市町村と連携し、経済効果や民間投資の動向など、必要な情報の収集に鋭意取り組んでまいります。

○西村 賢議員 冒頭申し上げたとおり、九州各県は、半導体であったりデータセンターであったり、非常に誘致が活発であります。そういったものが報道されるたびに、宮崎県はもっとやれるポテンシャルがあるのに、立地が進まないのはなぜだろうという県民からの疑問もあります。しっかりと動いて、仕事して、走って、情報を集めて、また企業立地につなげていただきたいと思います。知事をはじめ、部局職員皆さんの御尽力をよろしくお願いいたします。

次に、文化関連について伺ってまいります。

まず、来年の宮崎国際音楽祭について質問いたします。

今年8月に御逝去された青木賢児県立芸術劇場名誉館長は、1996年に宮崎国際音楽祭を開催し、これまで28回もの開催を数え、著名な音楽家による公演とともに、多くの音楽ファンを県内外から集め、本県の音楽文化の向上に貢献されてきました。改めて青木名誉館長の御生前の御功績に敬意と感謝を表するとともに、今後の本県の文化芸術の発展に、その遺志を受け継い

でいかなければなりません。

本年8月から令和6年度まで、県立芸術劇場は、天井改修工事による休館期間に入り、来年の宮崎国際音楽祭は会場を変更して行う必要があるとのことで、来年は会場を県内各地に振り分けて開催するという説明を受けました。

これまでほとんどの公演を県立芸術劇場で開催しておりましたから、分散して県下で国際音楽祭を開催するに当たり、当然メリット・デメリットが生じると考えられます。

メリットとしては、これまで演奏を聞くために宮崎市まで来ることが難しかった県民にとって、より身近な場所での開催となること、また、県下全域での音楽や文化の振興につながることを期待しています。

また、デメリットとしては、会場分散による集客や収益の読みにくさ、開催地の二次交通を含めた県外からの集客の影響、演奏者への負担などが考えられますが、来年の分散開催は大きな転機になり、その後の本県の音楽文化振興にも大きなチャンスであると思います。

令和6年度の宮崎国際音楽祭の分散開催について、知事はどのように考えているのか伺います。

○知事(河野俊嗣君) 令和6年度の第29回宮崎国際音楽祭につきましては、メディキット県民文化センターの休館に伴いまして、県内の様々な地域で開催することとしております。

これまでどおりの開催を期待している皆様には、御不便、御不自由をおかけすることになるかと思いますが、私は、いわばこのピンチをチャンスに変えることができるのではないかと、そのように考えております。

例えば、コロナ禍において強い制約がかかる中で、オンライン会議やリモートワークなどの

活用が進んだ。そのような働き方の見直しにつながったわけでありまして、分散開催を余儀なくされることで、住民の皆様により身近なところで一流の音楽を楽しんでいただくことができ、文化の裾野を広げる絶好の機会になるのではないかと考えております。

現在、会場となる地域やホールなどの特性に合わせ、これまでと違った音楽祭の魅力を皆様楽しんでいただけるよう、多彩なプログラムとなるよう検討しております。

集客に当たりましては、開催地の広報媒体も活用し、効果的な情報発信を行うことで、県内はもちろんのこと県外を含め、これまで音楽祭にお越しいただく機会の少なかった皆様にも御来場いただき、音楽祭のファン層の拡大を図ってまいりたいと考えております。そして、そのことが、節目となりますその次の第30回音楽祭の開催につながるものと考えております。

○西村 賢議員 まさにそのファン層の拡大というのに期待しております。

次に、県内各地での開催の機会を、地域の音楽文化振興のみならず、それぞれの地域の文化や観光、イベントなどとつなげていくことは、音楽祭を盛り上げ、開催地に様々な波及効果を生み出すと考えられます。

分散開催地への波及効果について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長(重黒木 清君) 宮崎国際音楽祭を県内の様々な地域で開催することにより、子供から高齢者まで多くの県民の皆様が芸術文化に親しみ、より身近なものとして感じられるきっかけになるものと考えております。

また、開催に当たりましては、それぞれの地域において、準備段階から住民や関係団体など

が連携し、機運の盛り上げや県内外への魅力発信に取り組むことにより、地域の活性化やイメージアップ、交流人口の増加などの波及効果も期待できるものと考えております。

県としましては、第29回音楽祭の分散開催による効果を十分に高めることができるよう、関係市町村とも連携しながら取り組んでまいります。

○西村 賢議員 ぜひよろしく申し上げます。分散開催ということで、それぞれの会場に行くための二次交通ですが、その地域に慣れてないお客さんもたくさん来ますので、しっかり会場までのルート、手段を確保していただきますようお願い申し上げます。

次に、県総合文化公園の駐車場問題について伺います。

過去に何回も議会で指摘されてきましたが、なかなか改善が難しい問題であります。6月議会の岩切議員の質問のときには、文化公園内のイベント時の対応について、公共交通機関の利用等の対策を講じられておりました。私は、これが宮崎市営のホールであれば、タクシーやバスなどを使ってくださいと言うのは分かる気もいたしますが、この総合文化公園は、全県下から県民が足を運ぶということが前提になればおかしいと思います。

宮崎県総合文化公園内には、県民広場、県立図書館、県立美術館、県立芸術劇場があり、それぞれの施設の利用促進を県は県民に訴えているわけでありますから、利用者の多いときに慢性的な駐車場不足となっている問題をしっかりと考えなければなりません。

総合文化公園の駐車場問題をどう考えているのか。総合文化公園の駐車場を改善、増設することができないのか、県土整備部長に伺いま

す。

○県土整備部長（原口耕治君） 総合文化公園におきましては、公園利用者や、県立芸術劇場、図書館など文化施設利用者の共用駐車場として、531台分を整備しておりますが、イベントの開催時など通常よりも多くの利用者が見込まれる場合には、駐車場が不足している状況にあります。

このため、イベント主催者などにより公共交通機関の利用をお願いするとともに、臨時に近隣の駐車場を確保するなどの対策を講じてきたところであります。

このような対策と併せまして、現在、駐車場を含めた公園内敷地の効果的な活用方法につきまして、管理者間で協議を進めているところであり、今後その中で、各施設の利用実態を調査、分析した上で、駐車場の規模等について、部局横断的に検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 御答弁のとおり、先ほど申し上げたようなそれぞれの施設は管理者が違うわけなんです。しっかりと部局横断的な対応が必要でありますので、ぜひ知事には先頭に立って解決を図っていただきますようお願いいたします。

次に、読書推進について質問いたします。

文科省が10月に公表した「21世紀出生児縦断調査」では、21歳の若者の6割が全く本を読まないとありました。

読書は、知識・見識を広げるだけでなく、多くの学びと人生を豊かにしてくれるものであります。また、公立図書館は、経済格差も年齢制限もない学びの場でもあります。

その中で、本県の公立図書館利用における本の貸出数は、県民1人当たり年間3冊未満であ

り、全国最下位レベル。市町村図書館経由で県図書館蔵書の貸出しも行っておりますが、利用が少な過ぎて、もったいない状況にあると思います。

過去、県は「日本一読書県」の目標を打ち出しておりましたが、この現状を見ると、その取組の成果は出ていないように感じます。

読書を習慣化させるためには、幼少から義務教育期間の児童に対する読書の呼びかけが大事であると思いますし、読書習慣は大人になってからではなかなか身につかない現実もあります。

本県の読書活動推進の取組と、子供に読書習慣を身につけさせるための取組状況について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、人生を豊かにするものであります。特に、子供たちの読書習慣の形成は大切であると認識しております。

このことから、県ではこれまで、おすすめブックリストの作成や、関心を高めるイベントの開催、県立図書館が市町村立図書館や学校へ本を貸し出すなど、読書環境整備に努めてまいりました。

また、学校におきましても、学校司書を中心に学校図書館を整備したり、各教科等で図書を積極的に活用するなど、読書の習慣化に取り組んでおります。

今後、学校や市町村立図書館とも改善すべき課題の共有を図り、より一層の連携を通して、子供たちの読書習慣の形成を図る取組をしっかりと推進してまいります。

○西村 賢議員 次に、公立図書館の利用推進について伺います。

先ほど申し上げたとおり、本県の公立図書館

利用は、貸出数が県民1人当たり年間3冊未満で全国最下位レベル。その中にあっても、今年、常任委員会で伺った都城市立図書館は、リニューアルを行い、旧図書館の年間利用者17万人から105万人と、大幅に利用者が増えたと聞きました。また、日之影町、椎葉村も図書館がリニューアルされ、利用者が増えていると聞いております。

図書館のリニューアル効果も大きいと思いますが、利用者を増やす公立図書館の活性化は、読書推進のためにも大事なことであります。

県民に広く図書館利用を呼びかけるべきだと思いますが、市町村ごとの公立図書館の貸出しの傾向はどうなっているのか。また、全国最下位レベルから脱するための公立図書館の利用促進に向けた取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県実施の調査によりますと、市町村立図書館の住民1人当たりの貸出冊数は、全国平均に比べて低い傾向にあります。館のリニューアルや新たな取組により、貸出冊数が伸びている市町村もございます。

具体的には、市町村の各図書館は、地場産品と連携したイベントの実施や、移動図書館車の導入、電子図書サービスの提供など、実情に応じて、誰もが利用しやすい図書館を目指し、取り組まれております。

県教育委員会といたしましても、新たに「みやざき読書アンバサダー」を任命し、全県的な啓発に取り組んでおります。

今後とも、成果の上がった優れた取組を会議等で情報共有し、市町村とともに、県民が身近に感じる図書館づくりに取り組んでまいります。

○西村 賢議員 ぜひよろしくお願ひいたしま

す。

次に、不登校問題について質問いたします。

本県の小中学校で2022年度不登校の児童生徒数は過去最多の2,399人、私が本県の不登校児童について質問を最初に行った2015年、そのときの公立小中学校の不登校児童生徒数は、小学校で134人、中学校が858人の992名でありました。この7年間、コロナ禍など社会的な要因があったとはいえ、不登校児が倍以上になっております。

当時の議事録を読み返しましたが、義務教育の重要性や不登校児童の問題を、当時の教育長、教育委員長、福祉保健部長に質問し、知事にもお願いしております。厳しいことを言えば、この7年間に効果的な対応・対策ができていない状況であるのではないかと危惧しております。

今、フリースクールの増加とともに不登校問題がクローズアップされ、話題に上ることも多くなりました。不登校児童本人にとっても御家族にとっても、また国の将来についても、極めて憂慮すべき状況になってきておりますが、この不登校問題は、責任の所在がはっきりしないことも要因にあるのではないかと考えます。

市町村の教育委員会や各学校単位では対応できる状況ではなく、県としてしっかりと不登校問題に対応していくべきと考えますが、不登校児童生徒への支援に対する県教委の考え方を教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校は、多くの人たちとの関わりの中で学びや育ちをしっかりとサポートし、様々な経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う貴重な場であります。

そのような中、不登校児童生徒の増加は、コロナ禍を経て、さらに大きな課題となっております。

まして、私も非常に重く受け止めております。

県教育委員会では、加配教員や専門スタッフの配置などの市町村だけでは取り組むことが難しい支援体制の整備を進めておりまして、先日、私自身、文部科学省を訪問し、地方における不登校の現状と今後の対策について、直接国と協議し、要望してきたところであります。

今後とも、不登校児童生徒の自立を大きな社会的課題と捉え、市町村教育委員会に対する積極的な支援に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 教育長のやる気は十分伝わりました。ぜひよろしく願いいたします。

次に、スクールソーシャルワーカーについて質問いたします。

学校現場、教員の多忙さについては、ここで取り上げることは避けますが、重々理解しております。学校現場の現状において、不登校児童の対応のためには、スクールソーシャルワーカーの増員なくしては、不登校児童への対応や問題解決は難しいとの現場の声を聞きました。

スクールソーシャルワーカーの確保には、適任者の確保、また予算の課題等もあると思いますが、現場からも増員を望む声は非常に大きいです。スクールソーシャルワーカーの配置の考え方について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 家庭等に出向き支援に当たる、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーは、現在、県内に21名が配置され、人数は順次拡充しております。

議員御指摘のとおり、増員と同時に質の高い人材の確保は喫緊の課題であり、社会福祉士会、精神保健福祉士会などの関係機関や、大学、専門学校などの養成機関に、協力依頼を行っております。

また、県内各地でスクールソーシャルワー

カーの仕事に関する説明会も実施し、地域の人材も確保することとしております。

今後も、家庭への支援や関係機関とのネットワークの構築など、児童生徒や保護者に対する支援の充実に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 次に、ネット上の名誉毀損・誹謗中傷対策について質問いたします。

文科省によれば、SNSによるいじめは2021年に2万1,900件とのことで、本県でも深刻な問題であると考えます。自治体によっては、いじめ通報アプリを全児童にダウンロードしてもらい、顕在化しにくいネットいじめの早期発見を開始したところもあります。

現在でも人の名誉を傷つける悪質なインターネット投稿が社会問題となっておりますが、大きく社会を動かしたのは、2020年5月にネット上の誹謗中傷がもとで亡くなった木村花さんの事件でありました。その事件からプロバイダ責任制限法などが施行され、匿名の誹謗中傷に対しても発信者の情報開示がなされ、損害賠償請求などに発展するケースも度々報じられております。

しかしながら、被害者やその家族等が司法などへ訴えねばならず、被害者に多くの労力や多額の費用がかかっております。

ネット上の誹謗中傷の対策に、関係機関の相談体制も徐々に拡充されてきているとは思いますが、本県のインターネット上における名誉毀損・誹謗中傷に関する相談受理の状況と県警察が行う対策について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君） インターネット上における名誉毀損・誹謗中傷に関しまして、令和5年中は、10月末現在で64件の相談を受理しています。

そうした事案への県警察の対応でございます

が、犯罪が成立する場合は被疑者の検挙に努めるほか、被害拡大防止対策として、例えばプロバイダーに対する削除要請の手続を相談者に教示するなどのきめ細やかな相談対応を行っています。

さらに、加害者となることの未然防止対策として、例えばインターネットの適正利用について警察職員等が講話を行うサイバーセキュリティカレッジというものを開催しておるんですけども、それにおきまして、SNSへの安易な書き込みが犯罪になり得ることを注意喚起するなどの情報リテラシー教育も行っております。今後とも、県や関係機関とも連携して、この種の事案に適切に対応してまいります。

○西村 賢議員 これは、本当に被害者のほうが、心労がありながら労力や多額な費用がかかるという、非常につらい目に遭わなくてはならないものだと思います。取締りも含めて、警察本部のこれまで以上の取組を期待したいと思います。

以上で私の用意した質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○日高博之副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時47分散会

11月30日（木）

令和 5 年 11 月 30 日 (木 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (38名)

- 1 番 齊 藤 了 介 (志 誠 会)
- 2 番 永 山 敏 郎 (県 民 連 合 立 憲)
- 3 番 今 村 光 雄 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
- 4 番 工 藤 隆 久 (同)
- 5 番 内 田 理 佐 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
- 6 番 川 添 博 (同)
- 7 番 荒 神 稔 (同)
- 8 番 福 田 新 一 (同)
- 9 番 本 田 利 弘 (同)
- 10 番 山 内 い っ と く (同)
- 11 番 山 口 俊 樹 (同)
- 12 番 下 沖 篤 史 (同)
- 13 番 濱 砂 守 (同)
- 14 番 黒 岩 保 雄 (緑 風 会)
- 15 番 脇 谷 の り こ (親 和 会)
- 16 番 松 本 哲 也 (県 民 連 合 立 憲)
- 17 番 山 内 佳 菜 子 (同)
- 18 番 坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
- 19 番 西 村 賢 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
- 20 番 二 見 康 之 (同)
- 21 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 22 番 山 下 寿 (同)
- 23 番 野 崎 幸 士 (同)
- 24 番 佐 藤 雅 洋 (同)
- 25 番 安 田 厚 生 (同)
- 26 番 日 高 利 夫 (同)
- 27 番 凶 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひむか)
- 28 番 前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
- 29 番 井 本 英 雄 (自 民 党 同 志 会)
- 30 番 岩 切 達 哉 (県 民 連 合 立 憲)
- 31 番 重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
- 32 番 坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
- 33 番 武 田 浩 一 (同)
- 34 番 山 下 博 三 (同)
- 36 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 37 番 中 野 一 則 (同)
- 38 番 外 山 衛 (同)
- 39 番 日 高 博 之 (同)

欠席議員 (1名)

- 35 番 日 高 陽 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|---------------------|-----------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 日 限 俊 郎 | 俊 郎 |
| 副 知 事 | 佐 藤 弘 之 | 弘 之 |
| 総 合 政 策 部 長 | 重 黒 木 清 | 黒 木 清 |
| 政 策 調 整 監 | 田 中 克 尚 | 田 中 克 尚 |
| 総 務 部 長 | 吉 村 達 也 | 吉 村 達 也 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 横 山 直 樹 | 横 山 直 樹 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 川 北 正 文 | 川 北 正 文 |
| 環 境 森 林 部 長 | 殿 所 大 明 | 殿 所 大 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 丸 山 裕 太 郎 | 丸 山 裕 太 郎 |
| 農 政 水 産 部 長 | 久 保 昌 広 | 久 保 昌 広 |
| 県 土 整 備 部 長 | 原 口 耕 治 | 原 口 耕 治 |
| 会 計 管 理 者 | 長 倉 佐 知 子 | 長 倉 佐 知 子 |
| 企 業 局 長 | 井 手 義 哉 | 井 手 義 哉 |
| 病 院 局 長 | 吉 村 久 人 | 吉 村 久 人 |
| 総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長 | 高 妻 克 明 | 高 妻 克 明 |
| 教 育 長 | 黒 木 淳 一 郎 | 黒 木 淳 一 郎 |
| 警 察 本 部 長 | 平 居 秀 一 | 平 居 秀 一 |
| 監 査 事 務 局 長 | 米 良 勝 也 夫 | 米 良 勝 也 夫 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 田 村 伸 夫 | 田 村 伸 夫 |

事務局職員出席者

- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 渡 久 山 武 志 | 渡 久 山 武 志 |
| 事 務 局 次 長 | 鬼 川 真 治 | 鬼 川 真 治 |
| 議 事 課 長 | 福 島 久 大 | 福 島 久 大 |
| 政 策 調 査 課 長 | 牧 浩 一 | 牧 浩 一 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 佐 藤 亮 子 | 佐 藤 亮 子 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 弓 削 知 宏 | 弓 削 知 宏 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 上 園 祐 也 | 上 園 祐 也 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 山 本 聡 | 山 本 聡 |

◎ 一般質問

○日高博之副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、安田厚生議員。

○安田厚生議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党、安田厚生です。

それでは、質問させていただきます。

今年11日、12日、平家の末裔の鶴富姫と、そして源氏武将の那須大八郎の悲しい恋の物語を現代に再現する椎葉平家まつりが、コロナ禍や台風被害を経て、4年ぶりに椎葉村で盛大に開催されました。大和絵巻武者行列・郷土芸能パレードでは、総勢300名による豪華けんらんなパレードが行われました。また、椎葉村の歌であります「ひえつき節」なども披露され、秋晴れの下、大勢の観光客が椎葉村を訪れ、祭りを楽しんでいました。

東臼杵農林振興局椎葉駐在所の職員も那須大八郎の役を立派に務めていただきました。また、武士で参加されました佐藤副知事も、少し顔が怖かったような気がしますが、甲冑姿はりりしく、迫力満点ですてきでした。

今年の台風第6号で再び被災した国道327号の迂回路の村道はかなり整備され、県より、祭りの両日、迂回路の区間におきまして警備員を配置していただきました。おかげさまで、イベント会場まで安心して行くことができました。ありがとうございます。県土整備部、日向土木事務所や多くの関係者の皆様に、深く感謝を申し上げます。

平家まつりで那須大八郎が鶴富屋敷で待つ鶴

富姫と逢瀬を果たした場所があります。そこは、国指定重要文化財、那須家住宅（鶴富屋敷）であります。椎葉村の民家は、全て同じ形式の民家として知られております。鶴富屋敷は、この代表的なものであります。平家の伝説とともに古い歴史を持つと伝えられ、日本の民家として重要文化財に昭和31年6月28日に制定されました。

各室は、前面を奥行き深い縁側と大広間、そして背面には全ての戸棚を作りつけにしております。民家として規模が大きく、しかも太い材料を用いた本格的な構造を持ち、民家特有の美しさをよく表している建物であります。屋根は寄棟造でかやぶきでありましたが、昭和38年に銅板にふき替えられたそうです。銅板は熱を吸収しやすく、太陽熱がそのまま屋根に籠もるため、最近では傷みが目立ってきていると家主の椎葉さんから聞かされたところでもあります。

椎葉村は三大秘境と言われる観光地の一つであります。貴重な文化財の保護及び後世への継承に向けて、積極的に支援を行っていただきたいと考えております。文化的な資料として、教育的な観点からも活用していただきたいと考えております。

国指定重要文化財である那須家住宅をどのように保存・承継していくのか、知事にお伺いいたします。

また、国指定重要文化財の那須家住宅について、県の観光資源としてどのように考えているのか、商工観光労働部長にお伺いし、文化財的価値をどう考えているのか、教育長にお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、あとは質問席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようござ

います。那須家住宅の保存・継承についてであります。

コロナが5類に移行して、4年ぶりに開催された椎葉平家まつりは、天候にも恵まれて大変盛り上がったということで、ニュース映像で私も拝見いたしました。

今、御質問がありました、鶴富屋敷の愛称で親しまれている那須家住宅へと行進する大和絵巻の武者行列は、椎葉ならではの、大変豪華で、また歴史文化を感じさせる、すばらしい祭りだと感じております。

私もその祭りが終わった後の日程で椎葉村へ伺いまして、「知事とのふれあいフォーラム」を開催いたしました。椎葉村の皆様から様々な御意見をお伺いし、改めて、豊かな自然や歴史文化、農林業など、椎葉村の魅力や課題について意見交換を行ったところであります。

また、その日は、まさにこの鶴富屋敷に泊まって、翌日、梶尾神楽、さらには仙人の棚田、大イチョウなどを拝見し、椎葉の魅力を堪能してまいりました。

御質問の那須家住宅は、昭和31年に本県で最も早く国の重要文化財に指定された建造物であります。これは、椎葉独特の様式で造られた椎葉型民家という唯一無二の民家の代表として評価されたものであります。

文化財を保存・継承していくためには、その活用も大変重要であると考えております。県としましては、椎葉村の魅力を発信するため、那須家住宅がさらに活用されるよう引き続き支援を行い、県民の大切な宝として後世に伝えていきたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）〔登壇〕

お答えします。観光資源としての那須家住宅

についてであります。

椎葉村の那須家住宅は、鶴富姫と那須大八郎の悲恋物語の舞台であり、鶴富屋敷との愛称で親しまれる本県の重要な観光資源の一つであります。

地元の椎葉村では、この悲恋物語にちなんで椎葉平家まつりの開催など、平家落人伝説を生かした地域活性化に取り組まれており、県におきましても、観光パンフレットや県公式観光サイト、SNS等での情報発信を行ってきたところです。

これら歴史の趣を伝える那須家住宅をはじめ、受け継がれてきた伝統文化は、地域の大切な宝であり、本県観光の強みでありますことから、県といたしましても、地元椎葉村や関係団体と連携しながら、その魅力の効果的な情報発信に努め、観光誘客につなげてまいります。

〔降壇〕

○教育長（黒木淳一郎君）〔登壇〕 お答えします。那須家住宅の文化財的価値についてであります。

那須家住宅は、山間部で平地が少ない地形をうまく利用し、部屋を横一列に配置した、全国的に類例のない椎葉独自の造りである椎葉型民家の代表であります。

建築年代は江戸時代後期と見られておりまして、椎葉型民家の中でも規模が大きく、家具や建具などが建築当時のまま残され、今日まで保存・継承されてきた貴重な文化財であります。

県内には、この全国的に見ても価値の高い那須家住宅をはじめとして、11の国指定重要文化財の建造物がございますが、これらの文化財を県民共有の財産と捉え、大切に保存・継承していくことが重要だと考えております。

今後とも、県内における貴重な文化財とし

て、所有者や地元自治体と連携し、保存・活用が図られるよう支援してまいります。以上であります。〔降壇〕

○安田厚生議員 ありがとうございます。大変力強いお言葉をいただいて感謝しているところであります。国指定重要文化財である那須家住宅を維持して、価値を高めることが必要であります。教育面では、しっかりと歴史を伝えていくことが大事であります。また、観光資源としても活用していくことが大切でありますので、よろしく願い申し上げます。

次に、国道についてお伺いいたします。

今年の台風第6号に伴う豪雨の影響により通行止めになっている国道327号に、新たに道路斜面の大規模な崩壊が発生いたしました。このため、復旧までには長時間を要する見込みであります。地元からは、国道327号のトンネル工事を早めることはできないのかと要望をたくさんいただいているところであります。

そこで、国道327号佐土の谷工区の整備状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 国道327号佐土の谷工区につきましては、平成21年度から、4つのトンネルを含む全体延長3.4キロメートルの整備を進めております。

これまでに2つのトンネルなどが完成し、来月に予定されている佐土の谷大橋の供用を合わせますと、約1.4キロメートルが完成することになります。

今後、整備予定の約2キロメートル区間では、橋梁やトンネルの整備を計画しており、現在、（仮称）佐土の谷3号トンネルに着手したところであります。

残る4号トンネルにつきましては、昨年からは通行止めとなっております椎葉村野地地区にお

いて、大規模な崩壊がトンネルを予定している箇所です。また、新たに発生したことから、現在、ルートの変更を検討しているところであります。

国道327号は入郷地域の産業や医療などを支える重要な路線でありますことから、佐土の谷工区の早期完成に向け、取り組んでまいります。

○安田厚生議員 迂回路になっている村道も、県の皆様のお力で整備していただいております。ありがとうございます。また、国道327号の整備にも時間がかかるようでありますので、早期整備に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、国道265号についてであります。

国道265号十根川バイパスは、椎葉と五ヶ瀬を結ぶ幹線道路であります。代替ルートもないことや、先ほどの国道327号整備状況と併せて進めてほしいとの要望をたくさんいただいているところであります。

この国道265号十根川工区の整備状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 国道265号十根川工区につきましては、椎葉村と五ヶ瀬町間に残る唯一の未改良区間の解消を図るため、平成24年度から延長2.8キロメートルの整備を進めており、これまでに約1キロメートルが完成しております。

今年度は、五ヶ瀬町側に計画している延長248メートルの（仮称）十根川2号トンネルの工事に新たに着手する予定であります。

当路線は、地域の産業を支えるとともに、災害や救急搬送など、沿線住民の安全で安心な暮らしを支える重要な道路でありますことから、県としましては、引き続き必要な予算の確保に努め、十根川工区の早期完成に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 国道327号、265号は、椎葉村民にとって大切な一般国道であります。椎葉村の人たちは、台風が通り過ぎた後は自分たちの手で道路を整備いたします。「言うよりも自分たちがまず動く」という姿勢に驚かされます。自分たちの家が終わったら、今度は隣の家を助けに向かうというのも当たり前であります。

土砂災害などの被害とは隣り合わせの小さな限られたコミュニティの中で、お互いを助け合うことが日常になっています。村民に安心して安全な一般国道を1日でも早く整備していただきたいと思っています。

日向入郷地域の国道・県道は道幅が狭く、通学児童生徒の安全確保や、救急車など緊急車両の通行にも支障があります。子供や高齢者、障がい者が安心して通行できる道路環境の整備は大変重要だと考えております。地域の利便性向上のためにも早い整備が望まれているところであります。

そこで、日向入郷地域における県が管理する国道の整備状況と今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 日向入郷地域の県が管理いたします国道327号をはじめとする国道5路線につきましては、令和4年4月時点での道路改良率は60.9%であり、県全体の改良率78.5%に比べ低い状況にあります。

このため当地域では、先ほど御質問いただきました佐土の谷工区や十根川工区をはじめ、さらには、国道503号飯干バイパスや、今年度から新たに着手しました同じく国道503号の北粉工区など、現在、12工区で整備を進めているところであります。

日向入郷地域の国道は、防災、医療、暮らしを支える命の道として大変重要な役割を担って

おりますことから、引き続き必要な予算の確保に努め、災害に強い道路ネットワークの早期整備に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。まだまだ国道5路線は未改良工区が多いところでありますので、1日でも早い全線開通に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、ダムの事前放流についてお伺いいたします。

近年、水害の激甚化を踏まえ、国において「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が策定され、緊急時に治水ダムのみならず利水ダム（電力、農業用水等）を含む全てのダムにおいて事前放流等を行い、洪水調節に最大限活用する方針が示されました。

県内には、1級水系と2級水系合わせて46のダムがありますが、昨年の台風第14号では、ゲート放流で水位を下げるができる30ダムで事前放流を実施しております。

緊急時に治水ダムのみならず利水ダムも含む全てのダムにおいて事前放流を行い、洪水調節に最大限活用する方針を示されたことについて、県内ダムにおける事前放流の取組状況と課題について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） ダムの事前放流は、大規模な洪水が予想される場合、発電等のためにためている容量の一部をあらかじめ放流して、確保できた容量を洪水対策に活用するものであります。

県内には、県が管理する治水ダムや多目的ダムが13ダム、発電やかんがいなどを目的とする利水ダム等が33ダムあり、事前放流の取組を始めた令和2年度から今年8月の台風第6号までに、予測降雨量が基準降雨量に達した33ダム

で85回の事前放流を行ってきたところであります。

一方で、ダム放流設備等の構造によっては放流量が制限され、事前の水位低下に時間を要すること、また、線状降水帯の発生などの早期かつ正確な降雨予測が現段階では難しいことなどの課題もあります。

○安田厚生議員 河川管理者において、毎年、事前放流の対応状況を取りまとめることや、事前放流の効果を検証することが必要であります。また、ダムによる洪水調節と水力発電の最大化をするとともに、地域の振興に資するハイブリッドダムの取組も国土強靱化基本計画に追加されておりますので、御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

河川法第52条では、「河川管理者は、洪水による災害が発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、災害を軽減するための緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる」とあります。

県内ダムにおける事前放流について、河川管理者としてどのように考えているのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） ダムの事前放流は、大規模な洪水時において、ダムの貯水機能を最大限活用するものでありまして、治水上、有効な手段であると考えております。

このため、令和2年度に、県内にある利水ダムを含めた全てのダムにおいて、河川管理者やダム管理者及び利水者で事前放流を行うための協定を締結し、流域治水としての取組を進めて

まいりました。

昨年の台風第14号では、三財川において、これまでの河川の掘削に加え、立花ダムの事前放流を行ったことにより水位が低減されたことで、過去の大規模な洪水と比べ、家屋の浸水被害が軽減されるなど、一定の効果があったものと考えております。

今後、ますます自然災害の激甚化、頻発化が想定される中、河川管理者として、あらゆる関係者との連携を強化し、県民の生命や財産を守るため、防災・減災対策に全力で取り組んでまいります。

○安田厚生議員 洪水などによる災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に行われなければなりません。この管理について権限を持ち、その義務を負うのが河川管理者です。知事は河川管理者の最高責任者であります。ダム事業者に対して事前放流をお願いできないかなと思っているところであります。今後の対応をお願いいたします。

昨年9月の台風第14号の大雨で山林崩壊が相次ぎ、大量の土砂が流れ込んだ県内の河川で、現在も少しの雨量で河川の濁りが発生し、それが長期化しています。台風被害から1年がたちますが、濁りは断続的に発生し、アユも減少していると聞いております。

河川をどうにか元の姿に戻すことはできないのかとの相談や要望をたくさんいただいているところであります。入郷地域における河川掘削工事の取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県では、平成30年度から国土強靱化関連予算等を活用し、河川掘削工事などの治水対策に重点的に取り組んでいるところであります。

これまで入郷地域においては、耳川や小丸川、坪谷川など、14河川で約42万立方メートルの河川掘削工事が完了しており、現在、約9万立方メートルの工事を進めております。さらに、耳川など6河川において、新たに約3万立方メートルの工事に着手することとしております。

今後とも、昨年台風などにより家屋の浸水被害が発生した箇所など、地元の皆様の御要望を十分に伺いながら、引き続き治水対策に必要な予算の確保に努め、入郷地域における河川掘削工事を進めてまいります。

○安田厚生議員 河川に対する要望をたくさんいただいております。地元の方々の要望に十分応えていただくよう、河川の掘削や河川の再生に取り組んでいただきたいと思います。

今年の夏は、各地で最高気温30度以上の真夏日、最高気温35度以上の猛暑日が連続観測され、東京では64日間真夏日が続き、2004年の40日を超えて過去最長を記録、猛暑日も22日と過去最多を更新いたしました。地球温暖化は、異常気象や災害も激甚化する事態となっています。近年の被害状況を踏まえ、地球温暖化対策を講じることは私たちの責務だと考えております。

そこで、地球温暖化防止対策についてどのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 地球温暖化の要因である温室効果ガスの削減に向けては、県民や事業者と一体となった取組が重要なことから、県においては、CMやSNSなどのプロモーションにより、取組への機運醸成を図っております。

また、省エネ家電や太陽光発電設備等の導入

支援、事業所における排出量の見える化やアドバイザー派遣などにより、省エネや再エネを推進するとともに、除間伐等の適正な森林整備により、森林の二酸化炭素吸収機能の維持に取り組んでおります。

さらに、グリーン成長プロジェクトでは、吸収源対策や産業部門における脱炭素経営の強化を図るなど、地球温暖化対策の取組をより一層進めてまいります。

○安田厚生議員 地球温暖化は私たちの社会生活に大きな影響を与えております。地球に優しい暮らしをすることも、私たち一人一人が自覚し、地球温暖化防止に努めることが大事だと考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

次に、防災・減災対策について伺います。

防災・減災、国土強靱化対策で、近年激甚化する災害に対応するため、気候変動による影響を踏まえた、河川におけるダム事前放流の推進や河道掘削整備等が行われております。各市町村によっては、残土の排出先——いわゆる土捨場というところでありまして——の確保に苦勞していると聞きました。

道路や河川事業等で発生する残土搬出先の確保に向けた取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 道路や河川事業等で発生した残土は、公共工事間の流用を原則としておりますが、受入れ時期などから調整が困難な場合は、受入れ可能な民有地へ搬出しているところであります。

また、近年、国土強靱化対策等で大量の残土が発生するため、市町村などからの協力や新聞広告での公募等による搬出先の確保も行っているところであります。

さらに、盛土規制法による規制を見据え、他県での取組事例の調査のほか、建設業協会へのアンケート調査により課題や実態を把握するとともに、各地区協会と搬出先の確保に向けた意見交換を行っております。

県としましては、今後とも、市町村や関係団体と連携を図りながら、公共工事の円滑な執行のため、搬出先の確保の取組を進めてまいります。

○安田厚生議員 各市町村において、残土の搬出先の確保は喫緊の課題だと思っております。特に河川掘削は要望も多いようでありますので、対策をお願いいたします。

今年の台風第6号の接近により、美郷町南郷区の盛土が再び崩れるという被害が発生いたしました。災害につながる危険な盛土をいち早く発見し対応するため、危険な盛土の通報窓口「盛土110番」を新たに設置し運用を開始しますが、「盛土110番」に関する設置に向けた状況と県民への啓発について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 御質問のありました「盛土110番」については、違法な盛土や既存の盛土の異常を発見し、適切に対応するための通報窓口となるものであります。

県では、令和7年度の盛土規制法に基づく規制区域の指定に先駆け、通報窓口を設置することとしており、今後実施予定としております盛土の危険性等を把握する現地調査において、この窓口寄せられた情報を活用することとしております。

また、設置に当たっては、ホームページやチラシを活用し、盛土規制法の理解を深めるための啓発に努めるとともに、通報窓口の利用についても、市町村や関係団体、県民へ広く周知を

図ってまいります。

県としましては、引き続き、危険な盛土等を防止する取組を関係部局と連携して進めてまいります。

○安田厚生議員 静岡県では、昨年7月から、電話やインターネットで通報を受け付ける「盛土110番」を設置しております。県によると、3月末時点で138件の通報が寄せられ、不適切な盛土はホームページで公表しているようであります。本県の「盛土110番」が災害を未然に防ぐ窓口の一つになることを期待いたします。

次に、災害廃棄物についてお伺いいたします。

南海トラフ巨大地震が起きた際、建物の瓦礫や使えなくなった家財などの災害ごみは、地震の揺れのほか津波などでも生じます。この災害ごみは、環境省推計では、本県は1,318万6,000トンと発表されています。災害の際は大量のごみが一度に生じる上、廃棄物処理場も被災が見込まれるため、処理が円滑に進まない可能性があります。

大規模災害に伴う災害廃棄物処理について、県はどのように対処するのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 災害廃棄物は、発生量に応じて市町村が設置する仮置場に一時的に集積した上で、順次、分別、焼却、埋立てを行うなど、通常のごみ処理とは異なる対応となります。

特に大規模災害においては、仮置場の迅速な設置が重要でありますので、県では今年度、宮崎県産業資源循環協会内に設置したコーディネーターを中心に、各市町村の仮置場の選定等の支援に取り組んでおります。

また、市町村職員の対応力の強化に向けて、

図上演習等を実施するとともに、関係機関との協力体制の強化に向けて、県全域のネットワーク会議を開催したところであります。

県としましては、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、今後とも対策強化に努めてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。昨年の台風災害による災害廃棄物の処理体制のほか、災害廃棄物仮置場などについて、問題点などを検証していただきたいと思います。また、被害の少ない地域に引き受けていただく広域処理についても検討していただきたいと思います。

次に、医療についてお伺いいたします。

地域中核病院にとって、古くなった院内の設備を常に最新のものに導入していくことは欠かせません。特にMRIやCT等、重要度・緊急度の高い医療機器の更新は非常に重要であります。

このような中、クラウドファンディングを実施する病院が増えているようであります。インターネットで調べてみますと、様々な医療・福祉機関で実施されていることが分かります。県北地域の病院では、MRIの故障時の修理部品供給が来年の3月で終了を迎えます。危機的な状況で、これからも地域住民の命と健康を守っていくために、高額なMRI装置の買換えを行う必要があると、クラウドファンディング実施を決意されたようであります。

医療資源の乏しい県北地域において、住民が安心できる医療体制を確保するために県はどのように考えているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 中山間地域を多く抱える県北地域の医療は、医師・看護師の

不足や、点在した集落への医療提供、救急医療体制の整備など、様々な課題があると認識しております。

このため、県としましては、宮崎大学等と連携した医師の養成・確保や、自治医科大学卒業医師の計画的な配置に加え、救急医の養成によりドクターヘリや県立延岡病院のドクターカーの安定的な運行を支えるとともに、救急医療体制の機能分化・連携に取り組む医療機関や、巡回診療等に対する支援を行っております。

今後とも、県北地域を含む県内の医療提供体制の確保・維持を図るため、市町村や大学、関係機関と連携して取り組んでまいります。

○安田厚生議員 このクラウドファンディングについて、いろいろ調べさせていただきました。宮崎大学病院でも産婦人科でクラウドファンディングをしておりました。ホームページを見てみますと、「患者から寄せられた寄附が意外と多いことに驚きました」とあります。「医療関係者の方々や病院に感謝をしています」という内容が比較的多く寄せられたそうです。病院からも患者さんへの気持ちの変化が感じられたのではないのでしょうか。地域医療の在り方にも変化を感じたところであります。

今後、県北地域の医療について様々な課題が出てくると思いますが、引き続き医療体制の強化をお願いいたします。

次に、県立病院における腫瘍マーカー検査についてお伺いいたします。

腫瘍マーカー検査は、がん診断の補助に加えて、治療の効果や、再発、転移がないかを調べるために、様々ながん検診で行われることがあります。体への負担はほとんどありませんが、検査項目によって、腫瘍マーカー検査はすぐに結果が出ないため、後日の診察が必要でありま

す。患者の体の負担を考えると、1日で検査、診察が終わるといいのではないかと考えます。

県立病院での腫瘍マーカー検査に関して、検査に要する日数を短縮するための取組について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 県立病院で行う腫瘍マーカー検査につきましては、検査件数の9割以上を院内で実施しており、基本的に当日中に結果をお伝えしております。

一方で、検査件数が少ないものや、特殊な分析機が必要な検査につきましては、外部の検査機関に委託して実施していることから、結果が出るまでに2日から5日程度の日数を要することがあります。

全ての検査項目に対応することは難しい面もありますが、医療や検査技術の進歩等に伴い、必要な検査項目も日々変化してまいりますので、腫瘍マーカー検査の在り方について、機器の更新の際など機会あるごとに検証を行い、引き続き、良質な医療サービスの提供に努めてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。宮崎県は、医師不足の対策、地域格差の是正、医療の質及び患者の利便性の向上のための対策が強く求められているところであります。患者と家族の負担軽減を図っていくことも大事なことだと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

次に、藻場再生についてお伺いいたします。

藻場は「海の森」とも呼ばれ、小魚などの産卵や生育の場として生物の生活を支え、海水の浄化などにも大きな役割を果たします。しかし、近年、増え過ぎたウニの食害などで、藻場の磯焼けが大きな問題となっています。

本県では、持続的なウニの除去による藻場再

生として「水産多面的機能発揮対策事業」に取り組み、藻場の保全を目指す活動を実施されております。藻場再生は豊かな漁場を育み、CO₂を吸収する藻場を増やしていく活動を進めなければならないと思います。

そのような中、日向市平岩地区では、地元の漁師が2010年よりウニの除去による藻場再生に取り組んでいます。活動は、水産庁の主催した磯焼け対策全国協議会でも先進事例として紹介されています。日向市によりますと、活動開始から約10年で、同地区の藻場面積は約20倍の広さに拡大したそうです。

そこで、本県における藻場再生に係る取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県においては、現在、漁業者グループが藻場の再生のため、ウニによる食害を減らす取組を行っており、日向市平岩や串間市崎田などの海域では、藻場の分布範囲が年々拡大するなど、一定の成果が得られています。

また、これらの活動にUターンやIターン移住者が参加している地域もありますが、全体的には、高齢化や人手不足によって活動を継続していくことが課題となっております。

このため県では、国の事業を活用した財政的支援と、水産試験場の成果等を活用した技術的支援に加え、研究・教育機関やボランティアとの連携によって活動の担い手を確保することで、藻場の再生に取り組んでいるところです。

○安田厚生議員 地球温暖化対策として、海の生態系の二酸化炭素（CO₂）を吸収する働きが注目を集めています。企業と漁師らが協力して、藻場再生とブルーカーボンの取組が各地で広がってほしいと思っております。私も何かありましたら、ぜひ自分から参加したいと思っ

いるところであります。

また、大分県の企業では、磯焼け対策としてウニの蓄養事業を展開し、身の少ない磯焼けのウニの身をぎっしりと満たすことに成功した事例もあります。今ある環境をうまく生かし、新たな資源として活用していく方法も研究する価値があると思いますので、よろしく願いいたします。

健全で豊かな海を実現するため、生態系の回復のための取組を行うことが大事であります。宮崎県の豊かな海を実現するための取組について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は黒潮に面しております。そのことが温暖な気候をもたらすとともに、大小河川が流入する日向灘の特徴ある海域環境を生かして、多種多様な漁業が営まれております。

また、日向灘は、美しい景観とマリネリジャー、スポーツなどの観光資源でもあり、さらには、昨日御議論がありました、炭素を貯留・固定するブルーカーボンの機能にも期待が寄せられているところであります。私たちの生活に様々な豊かな恵みをもたらしているところであります。

しかしながら、近年、水産業を取り巻く環境は、海水温の上昇、藻場や水産資源の減少など、大きな変化が見られ、課題にも直面しております。

このため、県といたしましては、水産試験場の研究成果や、新しくなったみやぎ丸を活用した高度な資源調査結果に加え、大学等研究機関の先端技術などをフル活用し、国とも連携しながら、藻場や漁場の造成、効果的な種苗放流、水産資源の最適な利用管理を進めているところであります。

また、林業県として進めている豊かな森づくりも、豊かな海づくりにつながるものと考えております。これらの取組によりまして、本県の豊かな海を次世代につなげてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。本県の豊かな海をみんなで守り、つくることが大切であります。台風などの自然災害によって山から流れ出た流木などの問題や海洋汚染は、かなり深刻な状況となっております。プラスチックごみのように、私たちの暮らしの中に出るものばかりであります。海のプラスチックの量は、2050年までには魚の量を上回ると言われております。また、海は様々な課題を抱え、解決が急がれておりますので、その対策もお願いいたします。

次に、犬猫殺処分についてお伺いいたします。

日頃から、飼い主のいない犬猫、特に野良猫などの相談が多く寄せられております。犬及び猫の引取り数や殺処分数を減らしていくことは大きな課題であります。動物の殺処分に対する批判や関心は高まり、人々の動物愛護に対する意識も変わり始めています。犬や猫の譲渡を推進することが殺処分削減につながると思います。

そこで、令和4年度の犬猫殺処分について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 県内の令和4年度の殺処分頭数につきましては、犬が37頭、猫が275頭、合計で312頭となっております。

この312頭は、全て収容後の死亡や重篤な病気があるなど譲渡に適さないと判断されたものであり、これらを除いた譲渡可能な動物については、令和元年度より殺処分を実施しておりません。

○安田厚生議員 結果として、昨年と同様に実質殺処分はゼロということであります。保健所に引き取られたペットが殺処分されずに済むように、積極的な譲渡活動を行っていく必要があると思います。引き続き殺処分ゼロを目指していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

近年では、猫の苦情件数が増え、地域に野良猫が住み着いてしまい、民家の庭にふんをされるという苦情・相談が多く寄せられております。

繁殖力の強い、近隣地域に住み着いてしまう飼い主のいない猫に対する取組や、地域猫の啓発について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 飼い主のいない猫対策として、無秩序な繁殖などによる周辺環境の悪化防止や殺処分減少に有効であることから、地域と連携し、不妊去勢手術後、元の地域に戻すという地域猫活動の取組を行っております。

平成30年度の動物愛護センターの稼働に伴い、本格的に不妊去勢手術を実施しており、令和4年度には201地域を指定し、1,626頭の手術を実施したところです。

こうした地域猫活動については、市町村の担当者会議の場を通じて周知を行っており、保健所でのリーフレットの配布やホームページでの広報も含め、引き続き取組を進めてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。飼い主のいない猫が迷い込み、住み着き、その家の人が去勢手術を行い、もらい手を探しているとの相談を受けました。その方の母親は、迷い猫が原因で体調を悪くされたそうです。

猫と地域の共生を目指して地域猫活動を進めるケースも増えてきていますが、地域猫活動がただの餌やりになってしまうと、新たな社会問題を起こしてしまうようなことになりかねません。

そこで、日向保健所管内における地域猫対策の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 日向保健所管内における地域猫活動に取り組む地域数は、令和4年度の9地域から、令和5年度は、現時点で15地域に増加しております。

また、本年度より地域猫活動の強化を図るため、これまでの動物愛護センターでの手術のほか、不妊去勢手術をしていただける民間の動物病院にも協力をお願いしており、日向保健所管内での協力病院でも手術を行っております。

○安田厚生議員 地域の中で意見交換をしていただいて、できるだけ多くの合意を得て地域猫活動を進めていただきたいと思います。

次に、スマート農業についてお伺いいたします。

環境農林水産常任委員会で、北海道大学のスマート農業教育拠点について調査いたしました。日本農業は、担い手の減少と高齢化により、労働力不足が深刻な問題となっております。様々な農業問題を解決する技術として注目されているのがスマート農業であります。北海道大学のスマート農業教育拠点は、教育機関の教員がスマート農業について十分に教えることができるよう、教育プログラムの開発と実施を行っていました。

また、ロボットトラクターなどのスマート農機を見学させていただきました。畑などの土を耕すトラクターや種まきだけでなく、除草ロ

ロボットや収穫ロボットが実用化されてきました。北海道のスマート農業の最先端技術には驚いたところでもあります。

本県農業が直面する課題に対応するため、スマート農業の活用が必要であると強く感じたところでもあります。スマート農業の導入の加速化を図り、農業分野においてデジタルトランスフォーメーションを実現し、生産性を向上させることが大事だと思います。

そこで、スマート農業の推進における県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） スマート農業の推進に当たっては、農業者が技術を理解し、活用しやすい環境をつくることが重要であると考えております。

このため県では、技術の実証や導入支援等を行うとともに、スマート農業の推進を担う人材の育成等に取り組んでいるところです。

特に、本県の主力である施設野菜においては、環境測定データ等を営農活動に活用できるよう体制整備を進めております。

また、G7宮崎農業大臣会合を契機に、県内外の企業と連携し、ピーマン収穫ロボットの技術検証を開始したところです。

県としましては、これらの取組を通じ、スマート農業をさらに推進し、持続性の高い宮崎農業の実現につなげてまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 身近なところからスマート農業を普及されることも大事であると感じたところでもあります。また、人材育成をしていくことも大事でありますので、併せてよろしくお願ひ申し上げます。

次に、ソーラーシェアリングについてお伺い

いたします。

農業と発電事業を両立させるソーラーシェアリングは、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光発電と農業生産を共有する取組であります。農産物と売電の両方から収入を得ることができ、環境問題に取り組みながら、耕作放棄地対策や農業経営の安定が図られると思います。

このような効果が期待される本県のソーラーシェアリングの現状と取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 御質問のソーラーシェアリングにつきましては、県内では現在、23か所、約7.4ヘクタールにおいて取り組まれており、サカキやブルーベリーなどが栽培されているところです。

ソーラーシェアリングに取り組むためには、農地に立てる支柱部分について、農地法に基づく一時転用許可を受ける必要があることや、ソーラーパネルの下の農地で適切に営農を継続する必要があります。

このため県では、ホームページ等において手続や留意事項について周知するなど、制度の適正な運用に努めているところです。

○安田厚生議員 ソーラーシェアリングで栽培できる作物には規制がないため、多くの作物を栽培できるのも特徴であります。ソーラーシェアリングは、全国でも今、増え続けているところでもあります。農業経営が安定することで雇用が生まれ、次世代の担い手を育てることもつながっています。ソーラーシェアリングを導入する制度のハードルを下げ、農地の再生、土地の有効活用にもつなげていただきたいと思います。

次に、Jークレジットについてお伺いいたし

ます。

異常気象や燃料・肥料の高騰にさらされる農家の収益向上策として、メタンガスの排出削減が注目されています。農林水産省によると、水稻栽培、いわゆる米づくりでありますけれども、米づくりの過程で行われる中干し期間を1週間延長することで、メタンガスの排出量を3割削減できる効果に着目しています。

農家が削減した排出量をJ-クレジット化して販売することで収益が得られ、脱炭素だけでなく、農家の新たな収入源として確保するというクレジット創出ビジネスが関心を集めています。

そこで、水稻栽培におけるJ-クレジット制度に対する県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 議員御指摘のとおり、水稻栽培における中干し期間の延長につきましては、J-クレジット制度において、農林水産省が認証しているプロジェクトの一つであり、現在、民間企業が取りまとめ事業者となり、クレジットの売買に向けた検討を進めております。

一方、産地におきましては、生産者が取組に見合う対価を得られるかが課題であり、県では、取りまとめ事業者を通じて、購入企業等の情報収集を行っているところです。

また、総合農業試験場において、中干し期間の延長による収量等への影響について栽培試験を開始したところです。

今後とも、取組効果の分析や試験結果を見極めながら、J-クレジット制度の活用に向けた検討を進めてまいります。

○安田厚生議員 気候変動対策という面だけでなく、厳しい経営を強いられている農家の収入向

上にもつながると期待していますので、実証実験に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、日向備長炭の海外輸出についてお伺いいたします。

日向備長炭生産者から、日向備長炭を空輸輸送、海外輸出できないのかとの相談を受けました。日向備長炭は、航空機による輸送において自然発火性物質に位置づけられ、航空法により輸送が原則禁止とされています。

美郷町北郷区の宇納間備長炭は日向備長炭と呼ばれ、高知県、和歌山県の備長炭と並ぶ、日本三大備長炭の一つであります。豊かな自然の中で、江戸時代から製炭技術が受け継がれてきました。令和3年には、美郷町備長炭製炭技術保存会が宮崎県の無形民俗文化財に指定を受けたところでもあります。

近年、和食文化が世界に広がり、日本産の備長炭も海外からの需要が高まっているところであります。和歌山県の備長炭は、国際連合危険物輸送勧告に基づく試験を受け、自然発火性物質に該当しないことが証明され、航空機での国際輸送が認められています。地元でも海外輸出という新たな販売モデルの構築を見据えており、宮崎県が誇る伝統産業の振興が期待されると思います。

そこで、日向備長炭の輸出に向けての取組状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 木炭は、国連の「危険物輸送に関する勧告」で規制対象とされており、自然発火しないなどの安全性を証明しても、輸送の可否は運送事業者の判断に委ねられています。

このため、木炭の輸出はハードルが高く、日

向備長炭については、現時点では、ほぼ実績がない状況にあります。

一方、議員から御紹介がありましたように、近年、海外での和食ブームなどの日本文化の広がりに伴い、品質の高い日本産木炭の需要は高まっております。

このため、県といたしましては、国や県の海外事務所等からの情報収集に努めるとともに、産地が行う安全性の証明等の取組に対する支援を進めてまいります。

○安田厚生議員 焼き鳥などに備長炭を使用したいとの海外からの声を生産者が多く聞かれているそうです。また、七輪など日本式調理器具を海外に輸出するに当たり、備長炭を併せて購入したいという需要の声もあるそうです。世界に向けて日向備長炭の魅力を発信してほしいと思います。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○日高博之副議長 次は、川添博議員。

○川添 博議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。宮崎市選出、自由民主党の川添博でございます。一般質問の機会を与えていただき、県民の皆様、県議会、執行部の皆様、そして傍聴にお越しいただいた皆様に感謝を申し上げます。

さて、来月は、宮崎県議会日台友好議員連盟のメンバーの一員として、私も台湾視察に参加いたします。申し上げるまでもなく、宮崎と台湾の友好と経済交流、また直行便の復活の陳情が目的であります。そして、帰国してから、私は何と4日後にまた台湾に行くことになりました。これは、日本会議地方議員連盟の一行で訪問するものであります。

早速うちの家族会議におきまして、家族から

質問が相次ぎ、目的は何かと問われましたので、日本と台湾の友好親善であり、2度目は、李登輝総統の墓参りや、台湾有事の際の日本と台湾の緊密な連携が目的と説明をしたのですが、「何で2回行くの?」と言われてまして、なかなか理解してもらうのに苦勞をしております。このままでは、台湾有事が起きる前に家庭内有事が起きかねない状況ですので、緊張緩和に努めてまいりたいと思います。

さて、6月定例会の一般質問におきまして、障がいのある小学校1年生の女の子の義足の購入資金の融資ができなかった、銀行時代のつらい経験をお話ししました。もう一つ、銀行時代シリーズで、私の拙い体験談をお話しいたします。

私は、昭和61年に大学を卒業して、地元の銀行に就職をいたしました。大学時代はバブル経済の真ただ中でありました。特にアメリカへの自動車と半導体の輸出により、日本は世界最大の貿易黒字国となりました。「ジャパン・アズ・ナンバーワン」という本が出版されて、いよいよ日本は経済大国としてアメリカを追い抜くような勢いとなりました。今では隔世の感があります。

一方のアメリカは、世界最大の貿易赤字と財政赤字により、失業率も高まり、窮地に追い込まれていました。そこで、いわゆるジャパンバッシングが起きました。日本たたきです。

1985年のプラザ合意で内需拡大と市場開放を余儀なくされて、銀行においても過熱した不動産融資が起きて土地は高騰し、バブル経済はより過熱しました。当時の公定歩合は6%でした。そして、3万8,000円台の史上最高の株高や地上げなどの行き過ぎたバブル景気を是正するために、大蔵省により不動産融資の総量規制が

行われて株価は暴落し、一気に景気が後退しました。

そして、当時200兆円とも言われた大量の不良債権が発生し、その処理が銀行に課されました。山一証券や大手の金融機関が倒産したのもその頃であります。全くもって金融政策の失敗と言わなければなりません。その後、失われた30年が始まり、日本の競争力は大きく順位を下げることになります。バブル経済の崩壊や失われた30年については、その検証も総括もされておられません。この30年で地方経済は低迷し、なかんずく中山間地の過疎化が進みました。

私が銀行の営業店の融資の責任者になったのは、よりによってその頃であります。当時、不良債権の処理に追われて、私は毎月200時間の残業をしていました。現在では、100時間を超えると過労死ラインと言われますけれども、やはり当時、心身を病んでいく銀行員が周りに多くいました。

そんな中、不景気の影響もあって融資の返済が滞っている取引先の一つであった、ある自動車販売業の社長さんの下へ、私は毎週のように融資の返済を催促したり、さらに返済額の軽減を相談するために、夜遅くや朝早くに訪問したものです。

なかなか落ちが明かない中で、突然社長さんと連絡が取れなくなりました。数日してようやく奥さんと連絡が取れたところ、一昨日、突然社長さんが亡くなったということを知りました。理由は言われなかったもので、社長さんの知り合いの方に聞いたところ、公園で首をつって自殺されたということをお聞きしました。

にわかに信じられないまま、奥さんに葬儀に参列したいので場所と日時を教えてほしいとお願いしたところ、奥さんいわく、主人は生前か

らあなたのことをよく話していたが、あなたには葬儀には来てほしくないと言われました。私は、自分が社長を追い込んだために、借金を苦にして死を選んだのではないかという自責の念に苦しみました。

私は、しばらくは食欲も沸かず、何のために、誰のために仕事をしているのか分からなくなりました。暗いトンネルを歩いているような気持ちでした。当時は多くの銀行員がそのような経験をしたと思います。

しばらくして、その奥さんと中学生の娘さんは引っ越していかれました。不良債権処理の裏側で、一家離散や、家族や子供たちが犠牲になっている姿をたくさん見てきました。私には、いまだに消すことのできない心の傷となっています。

ところで、前にお話しした、小学校1年生の女の子の義足の購入の融資ができなかったときの、母親の知人の方と偶然お会いしました。小学生だった彼女も今は30代となり、健常者の方と結婚して子供さんもいらっしゃるということでもあります。

これらは私の銀行時代で決して消すことのできない思い出です。銀行員として救うことのできなかった人たちですが、政治の力で救わなければなりません。そのような強い思いと、苦境に陥っている方々の声なき声を、そして私の古傷も背中に背負って、私はここに立っています。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。

目を転じてみますと、本県では、改めて貧困や様々な課題で苦しんでいる人たちがたくさんいます。恐らく低所得のジレンマからくる離婚率、人工妊娠中絶率などは、全国ランキングの

ワースト上位を維持しており、また若者の流出も止まらない状況であります。これは最初に私が議員をしていた16年前からあまり変わっていません。

また、それらに加えて、電気料金や食材などの物価高に対して、賃上げが全く追いついていない状況です。さらに建設資材の高騰の影響もあり、住宅着工戸数も伸び悩んできております。

私は委員会の視察で県内を回ってきましたが、政府は成長と分配の好循環と言いますが、人口減や過疎化で苦しむ地方経済のどこに成長があるのか、また地方への十分な分配は行われていないと考えます。一連の政策に甚だ疑問を感じざるを得ません。

そんな中、6月議会から、県は3つの日本一挑戦プロジェクトを打ち出しています。3つの日本一への挑戦、それは何かといいますと、1つ目が子ども・若者プロジェクト、2つ目がグリーン成長プロジェクト、これは山の再生林率を高めて、脱炭素、ゼロカーボンにもつなげていくものです。そして、3つ目がスポーツ観光プロジェクトであります。

前向きな施策として本県の起死回生につながっていくのか、改めて、日本一挑戦プロジェクトを掲げた目的と今後の進め方について、知事に伺います。

以下の質問は質問者席にて行います。ありがとうございました。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。日本一挑戦プロジェクトについてであります。

このプロジェクトは、先行きの不透明さが増し、閉塞感が高まっている時代にあって、県政を次なる成長・飛躍へとつなげていくため、特

に本県のポテンシャルが高い分野、強みを持っている分野で、現状に満足することなく、さらに日本一という高い目標を目指すことで、県民の皆様と一緒に夢や希望あふれる宮崎を築いていきたいという思いから、今年6月の補正予算に合わせて打ち出したものであります。

現在、プロジェクトの本格展開に向けて、来年度予算において、これまでの枠にとらわれない本県独自の施策を構築すべく、部局横断的に検討を進めるとともに、新たな基金を設置し、このプロジェクトを強力に推進するための関連施策に必要な財源の確保を図ることとしております。

先日は、椎葉村の再生林現場を視察し、作業体験や関係団体との意見交換を行ったところであります。

今後とも、積極的に私自ら現場に出向き、実態を踏まえた施策を構築しながら、県民の皆様にこのプロジェクトの成果を実感していただけるよう、全力で取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○川添 博議員 ありがとうございます。知事が言われる夢や希望あふれる宮崎をぜひ目指していただきたいです。達成できれば県政の好循環を生み出していくと思います。

それでは、プロジェクトを細かく見ていきたいと思います。

まず、子ども・若者プロジェクトは、日本一生き育てやすい県への挑戦ということで、合計特殊出生率を現在の1.63から全国1位となる1.8台を目指すものであります。そのために年間婚姻数を3,805組から4,500組に増加させるというもので、意欲的な目標となっております。

ただ、生き育てやすい環境の前に、まず若者の県外流出に歯止めがかかっておらず、さらに

県内在住の若者の未婚化が課題となっています。その中には、結婚したくても非正規労働者やアルバイトなど低収入の方が多く、自信を持って結婚できない、経済的にも子供を持っていないのではないのでしょうか。K I T E Nビルの結婚サポートセンターにもなかなか登録すら行けないのではないのでしょうか。雇用や所得増という本県の根源的な課題が底辺にあります。

話を広げますが、そもそも本県の経済と県民平均所得はどれほど上向いているのでしょうか。本県の県内総生産及び1人当たり県民所得の推移や全国との比較について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 本県の県内総生産は、直近の県民経済計算によりますと、令和2年度が3兆6,025億円となっており、物価変動の影響を除いた実質成長率で見ますと、平成22年度以降はプラス成長で推移していましたが、令和元年度以降は、景気後退局面にコロナ禍の影響が加わり、2年連続のマイナス成長となっております。

また、本県の県内総生産が全国に占める割合は、約0.7%となっております。

次に、県民1人当たりの県民所得につきましては、令和2年度が228万8,000円であり、平成22年度以降は増加していましたが、平成30年度以降は3年連続で減少しております。

本県の所得水準は、1人当たりの国民所得との比較では約77%となっており、ここ10年間は、47都道府県中、44位から46位となっております。

○川添 博議員 県民所得を月換算しますと、228万円ですから、約18万、19万円ぐらいになると思います。教育資金などの貯蓄をする余裕はありません。

中長期的な戦略として、所得増の対策を明確に打ち出していくべきと考えます。県民所得の向上に向けた方策について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県民所得の向上は重要な課題でありまして、各種の意識調査等におきましても、例えば結婚や子供を望まない理由として、経済的な理由を挙げる人の割合が高い傾向にあります。特に若者の給与や所得水準の向上は、人口減少対策の観点からも極めて重要であると認識しております。

このため、県におきましては、フードビジネスなど本県の基幹産業である農林水産業の付加価値を高める取組をはじめ、地域経済を牽引する成長期待企業等の育成、戦略的な企業立地に加え、先端技術を活用した生産性向上、さらには、労働環境・処遇改善による良質な雇用の確保などに取り組んでいるところであります。

最近では、熊本へのT S M Cや本県へのローム社の進出など、九州への半導体関連産業の集積が進んでおり、全国他のブロックと比べても、活発な投資がなされているということが言われております。

こうした流れも追い風としまして、引き続き、将来にわたって地域の経済と雇用を支える企業・産業振興を図るなど、本県経済の成長を促す取組により、県民所得の向上につなげてまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。今、熊本のT S M Cや国富町へのローム株式会社の進出の話がございました。

企業立地の全体としては、毎年30件から40件ほど立地されており、この4年間で見れば159件、最終雇用予定者数は4,494人に上っております。国により、経済安全保障の観点から、半導体産業の国内回帰が打ち出されております。

誘致を進める上で、半導体関連の人材の育成等、先手を打った受入れ体制の準備が肝要と考えますが、本県の半導体関連産業の誘致に向けた取組について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県では、半導体関連産業を企業立地の重点産業分野に位置づけております。戦略的にその誘致を進めているところでありまして、そのような中、ローム株式会社が本県に進出し、製造子会社でありますラピスセミコンダクタ株式会社の宮崎第2工場として稼働するという事は、本県経済の発展に大きく貢献いただけるものと期待しているところであります。

また、若者等の県外流出が課題となる中、今回の進出は県内就職にその目を向ける契機となり、さらには専門人材を含むU I Jターンなど、新たな産業人材の育成・確保につながる大きな機会と捉えております。

このため、県内の半導体関連企業や宮崎大学等と、産学官で人材の育成・確保に取り組むためのコンソーシアムを来月、立ち上げるとともに、庁内の関係部局との連携を図るための本部会議を開催する予定であります。

県としましては、まずはローム社の本県進出が円滑に進むよう支援し、これを端緒として、さらなる半導体関連企業の誘致に取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。ぜひローム社への支援及びさらなる誘致を期待しております。

次に、本県の将来を担う若者の県外流出について、県内高等学校及び大学等新卒者の男女別県内就職率と、その向上に向けた取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 令和4年3

月卒の高等学校県内就職率は、男性56.8%、女性72.1%、全体で62.5%となっております。また、大学や短大等の高等教育機関の県内就職率は、男性34.7%、女性57.2%、全体で46.6%となっております。

人口減少が進む中、地域や産業を支える人材の確保は重要な課題であることから、県では、高校生や大学生向け就職情報の発信や就職説明会の開催、インターンシップのマッチングや受入れ企業への伴走支援等を行っております。

本年度からは、大学等を対象とした奨学金返還支援制度について、高等学校なども対象に加えたところであり、引き続き県内市町村や企業等と連携を図りながら、県内就職率向上に向けた必要な取組を進めてまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。高校卒業の方は幾分下げ止まっていますが、大学卒業者については、半分以上が県外に就職されていると思います。県内就職や県内へのUターンを増やしていく取組を再構築していく必要があると思います。

子ども・若者プロジェクトでは、出会いと結婚の希望をかなえていくとありますが、みやざき結婚サポートセンターの会員数や成婚数の状況と会員数増加に向けた取組を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） みやざき結婚サポートセンターは平成27年8月に開設し、会員数は、平成30年3月末の1,229人をピークに、コロナ禍で一時800人台まで減少しましたが、直近の令和5年3月末には919人となり、今年度も900人以上で推移しております。

成婚数は、開設時から令和5年3月末までの約7年半で136組となっております。

また、少子化が進行する厳しい現状を踏ま

え、特に若い世代の会員数増を図るため、20代、30代限定でサポートセンターの入会登録料を半額とするキャンペーンの実施や、SNSを活用した広報の強化等に取り組んでおります。

○川添 博議員 ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

次に、子供の貧困についてであります。

全国の離婚率35%に対して、本県の離婚率は43.8%と、全国4位の高い水準となっております。その後、ひとり親として経済的な苦境に陥っている世帯が多いのが事実であります。生活保護世帯も1万4,000世帯となっております。

本県において無料または低額で行われている子ども食堂や学習支援、またフードバンクの取組の数と支援の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 県が把握しております今年4月現在の取組の状況は、1団体で複数取り組まれているケースもありますが、子ども食堂が80か所、学習支援が44か所、フードバンクが35か所です。

県では、物価高騰等の影響を受けている生活困窮世帯を支援するため、このような子供の居場所づくりに取り組む民間団体に対し、活動経費を支援する事業に本年度から取り組んでおり、4回の公募を経て17団体の事業を採択しています。

なお、支援内容については、補助対象限度額が各年度50万円で、補助率は、初年度が10分の10、2年目は3分の2、3年目は3分の1以内と、事業終了後、自走が可能となるよう、自己負担の比率を徐々に高めるスキームとしています。

○川添 博議員 ありがとうございます。県内には、こういった活動をしている団体が100以上

あると思います。今年度は支援を受けた団体が17団体あるということで、本当にありがたく思います。

各団体が継続して事業に取り組めるよう、支援の拡大が必要と考えます。県の考えを改めて福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 各団体の皆様は、個々の家庭が抱える課題に寄り添い、行政等の必要な支援につなげるなど重要な役割を担われており、県としましても、継続して事業に取り組んでいただきたいと考えております。

このため県では、団体への補助のほか、将来自走が可能となるよう、研修の実施や団体運営における相談対応を行っております。

さらに、各団体の活動をPRするとともに、企業等の支援・協力を拡大するための広報にも取り組む予定です。

また先日、こども家庭庁が公表した有識者会議による「こども大綱」の答申案におきましても、こどもの居場所づくりの推進が求められており、今後とも、国の動きを周知しながら、支援の在り方を検討してまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。団体によっては、志はあるものの、まだ自力の経営が厳しいところもあります。ぜひ継続的な支援をお願いいたします。

人口減少、特に少子化の影響で、中山間地の中学校などの部活動の維持も課題となっております。また、昨今の教員の過重労働の一因が、学校部活動の顧問の仕事となっております。軽減策として、部活動を地域移行させて、例えば地域の適任の指導者に委託するという事業が行われています。県内でも、宮崎市、小林市、国富町、高鍋町が、モデル地区として取り組んでいます。

公立中学校における部活動の地域移行に向けた取組の状況と課題について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 部活動の土日の地域移行に向けましては、本年度、4つの市町でモデル事業に取り組んでおります。

また、県といたしましては、9月に、国のガイドラインに基づき県の方針を策定し、10月に、各市町村の関係者を対象に、コーディネーターの配置や取組等に関する研修会を開催したところであります。

今後につきましては、1月末に部活動の地域移行に関するシンポジウムを開催し、県民の皆様への理解と周知を図り、各市町村での協議会の実施やコーディネーターの配置を推進してまいります。

課題としましては、地域のクラブを運営していくための団体や指導者の確保、教員の関わり方や経費負担の在り方などがあると認識しておりまして、今後とも、国の動向を注視しながら、部活動の地域移行に向けた必要な取組を進めてまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。この学校部活動の地域移行については、国の施策でもありますが、中学校での部活動の位置づけなど、最終的にどういうゴールになるのか、はっきりと見えないわけでありましてけれども、地域の中で適任の指導者を探すとすると、課題も多いようです。

先進事例として、例えば一般企業の中に部活動を指導できる人材を求めて、それをマッチングしていくサイトをつくるなどの取組があります。公立中学校と企業とは普段接点が少ないですが、企業側は社会人チームやスポーツ経験者を保有しており、企業の人材育成の観点から

も、お互いにメリットがある仕組みであります。

本県の来る国スポ・障スポに向けても、少年の部において、中学生の選手発掘と強化が喫緊の課題となっております。もちろん学校内の業務分担の効率化や改善を踏まえて、部活動の顧問を継続していかれる教員の方たちも生かしつつ、県が迅速に主導して、ぜひ地域移行を進めていただきたいと思います。

以上、子ども・若者プロジェクトについて伺いました。

続いて、グリーン成長プロジェクトであります。このグリーンというのは森林です。

本県は杉の生産日本一の林業県であります。戦後に植えられた杉が伐採期にきています。木材価格の回復もあって、伐採した山への再造林が課題となっております。現在、800ヘクタールの森林が造林されておられません。

県は伐採後の再造林等への補助事業も行っております。しかし、山の所有者がその子供や孫の代に継承されると、草などの下刈りや間伐など長期にわたる管理もあり、そのメリットを感じられないということでもあります。

また、相続した孫世代は、自分の山がどこにあるかも分からないケースもあります。そういった課題が多い再造林ですが、県は現在の再造林率を73%から90%以上に押し上げて、日本一になろうとするものです。

再造林推進に向けた県の取組を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 再造林の推進に向けては、植栽や下刈り等への補助により、森林所有者の負担軽減を図るとともに、森林施業の省力化・低コスト化に有効な伐採と再造林の一貫作業の促進や、ドローンによる苗木運搬

など、新たな技術の普及に取り組んでおります。

また、再造林に必要な通年植栽が可能なコンテナ苗など、優良苗木の安定供給体制の整備を進めております。

さらに、本年度からは、再造林の担い手確保に向け、植栽作業を行うインターンシップを県内外から広く募集する取組や、新たに造林事業を開始する事業体への装備品の導入支援などにも取り組んでおります。

今後は、グリーン成長プロジェクトにおいて、市町村や森林組合等と連携しながら、再造林対策を加速させてまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。北海道は90%の再造林率となっております。一方で、中部農林振興局が含まれる大淀川流域では、60%台と低迷しています。これは、山林所有者の保有面積が県北などと比べると狭いことで、再造林のメリットを感じられないということがあります。山林の集約・集積化が課題となります。

また、下刈りの助成金の支援が6年間受けられます。ただ、下刈りがもう少し必要な現場によっては、1年間延長して7年間にしていきたいとの声もあります。現場の実態を把握して、ぜひ御検討をお願いいたします。

次に、森林環境譲与税についてであります。

これは、地球温暖化防止や災害防止などの国土保全の観点から、国の森林環境税として個人住民税に上乗せして、1人年間1,000円を徴収するものであります。

現在、国から県内市町村への譲与額は、県の試算では年間13億5,100万円となっております。ただし、各市町村への配分の算出基準は、私有森林面積50%、林業就業者数20%、人口30%の

割合となっておりますが、人口の少ない中山間地が不利な基準となっております。

現在、自民党税制調査会において、譲与基準の見直しも含めて検討していると聞いています。そこで、再造林率を上げる意味でも、県内の市町村における森林環境譲与税の活用状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 森林環境譲与税は、県内の市町村に、令和元年度からの4年間合計で約37億7,000万円が譲与され、森林の整備及びその促進に関する施策に活用されております。

具体的には、森林整備として、森林経営管理制度による除間伐の実施や再造林・下刈り経費への支援、人材育成・担い手確保として、みやぎ林業大学校研修生や酷暑の下で作業を行う下刈り作業員への支援、木材利用・普及啓発として、公共施設の木質化や木育の推進などがあります。

県としましては、譲与税の積極的かつ効果的な活用により、再造林等の適正な森林整備が図られるよう、引き続き市町村を支援してまいります。

○川添 博議員 人口の多い市街地では、木材利用などの取組も重要ですので、中山間地とも役割を理解していくことが必要だと考えます。

続きまして、森林由来のJ-クレジットについてであります。

これは、間伐などの適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして国が認証して、市場で販売できる仕組みとなっております。本年10月より、東京証券取引所において、カーボンクレジット市場が開設されています。クレジットの販売による収入というインセンティブがあることによって、再造林を進めてい

く、さらなる契機となることが期待されます。

県も自ら門川町の県有林で取り組んでいると聞いております。本県の森林由来のJークレジットの現状と、門川県有林のクレジット販売状況について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 森林由来のJークレジットについては、県や諸塚村など4者がクレジットの認証を受けており、これまでに認証されたクレジットの合計は約2万トンとなっております。

県では、門川県有林において1,175トンのクレジットを発行し、これまで延べ34の個人や団体事業者に合計247トンの販売及び譲渡を行っており、その収益は約202万円となっております。

このうち今年度の販売状況は、県外の旅行会社に20トン、製造関連会社に5トンの計25トンとなっており、いずれも県のホームページを見て申込みをいただいたものであります。

○川添 博議員 ありがとうございます。部長、まだこのJークレジットの制度が知られていないことや、手続の煩雑さがよく聞かれています。

クレジットの認証及び取引を拡大する上での課題と今後の本県での取組について、改めて環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） クレジットの認証及び取引の拡大を図る上では、制度に対する理解が進んでいないこと、プロジェクトの登録やクレジットの認証などの手続が煩雑で申請に係る費用負担が大きいことに加え、認証を受けたクレジットの販売先の確保が課題であると考えております。

このため県では、9月補正予算の新規事業「森林由来Jークレジット認証促進事業」により、制度に関する説明会の開催や取引等に関する

相談対応を実施するとともに、登録や認証に係る費用の支援を行い、クレジットの認証及び取引の拡大に取り組むこととしております。

○川添 博議員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

次に、農林作物等への鳥獣被害の課題であります。

私の住んでいる木花地区においても、鳥獣被害が依然発生しております。学園木花台の団地に猿が侵入して来たり、宮崎大学構内でもイノシシが出没したりしています。農林作物等の被害額は年々下がっているものの、今でも県全体で3億7,000万円に上ると聞いております。

鳥獣による農林作物等の被害額の現状について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 令和4年度の野生鳥獣による農林作物等の被害額は、御指摘のとおり約3億7,300万円となっており、ピーク時であります平成24年度の被害額の約3割まで減少しております。

被害額の内訳を見ますと、農作物が約3億300万円、人工林が約5,400万円、特用林産物が約1,600万円となっております。

また、獣種別の被害額を見ますと、被害のほとんどは、鹿、イノシシによるもので、被害額全体の約7割を占めております。

今後とも、市町村等と連携しながら、被害防止対策に取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。人工林の被害額は5,400万ということですか。鹿等の捕獲を行う猟友会の方々の高齢化も進んでいると聞いております。

鹿等による人工林の被害対策について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 県では、鹿等

による人工林の被害防止対策として、国の森林整備事業等を活用して、防護柵の設置に対する支援を行っております。

さらに、鹿については、生息密度の高い地域での県による捕獲や、有害鳥獣捕獲に加えて、狩猟で捕獲した場合も助成するなどの取組を行っております。

また、捕獲を担う狩猟者を確保・育成するため、免許取得希望者への事前講習会の開催や取得経費の助成、狩猟経験者への技術向上講習会を開催するとともに、今年度から新たに、狩猟のPRや狩猟免許取得相談等を行うイベントを開催しております。

引き続き、市町村や猟友会等の関係団体と連携を図りながら、被害対策に取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。以上、グリーン成長プロジェクトについて伺ってまいりました。

次に、3つ目のスポーツ観光プロジェクトであります。

今年の春季のプロスポーツキャンプの状況ですが、プロ野球が7球団、サッカーJリーグが17チームとなっており、その経済効果は、侍ジャパンのキャンプも含めると、118億円とのことです。また、本県のメディアへの露出を金額換算したPR効果として、102億円の数字が出ています。

今回のプロジェクトでは、沖縄県に次いで全国2位である本県のプロ野球、Jリーグ、ラグビーリーグワンのプロチームのキャンプ数を日本一に引き上げるとともに、経済効果を118億円から150億円に上げるというものです。

ただ、これから新たにキャンプに来てくれるプロチーム数を11チーム増やすのは、いろいろ

と誘致の戦略も必要かと思えます。そこで、スポーツ観光プロジェクトに対する知事の思いと今後の取組について伺います。

○知事(河野俊嗣君) これまで県政の重要施策として「スポーツランドみやぎ」の取組を進めてまいりまして、大きな成果を上げ、また宮崎の魅力、強みとして広く認知されてきていると考えておりますが、そのブランド力をさらに高め、次なる飛躍へつなげていきたいという思いの下で、今回スポーツ観光プロジェクトを日本一プロジェクトの一つとして掲げたところでもあります。

このプロジェクトでは、スポーツ環境日本一を目指し、「世界レベルのキャンプ・大会の戦略的な誘致、受入体制の強化」「戦略的・計画的なハード整備」「県内全域のスポーツ環境の充実」を柱として、現在、具体的な施策を進めているところであります。

このプロジェクトを推進することで、国際大会の開催、プロチーム・国内外代表キャンプの増加を図り、さらにブランド力を向上させるとともに、その効果を全県下に波及させて、アマチュア合宿等の増加にもつなげることで、県外からの誘客による宿泊・飲食などの県内消費を促進し、地域経済の活性化、観光振興の好循環をつくり出してまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。今、新たな施策も検討中とのことです。新陸上競技場や総合運動公園のテニスコートのハードコート化、また県営の新プールなど、世界大会やプロ大会なども誘致が可能です。ぜひ実現していただきたいものです。

また、スポーツ環境日本一ということですが、総合運動公園や観光地の青島、また日南市への交通アクセスとして、JR九州日南線があ

ります。私もかつて、高校時代に通学をはじめとして木花駅を利用してきました。宮崎駅から宮崎空港に向かう途中の田吉駅までは利用が多いものの、田吉から油津間は1日当たりの利用者数が何とか1,000人程度と聞いています。

J R九州日南線の田吉－油津間の収支状況と利用促進の取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） J R日南線「田吉－油津」間の収支につきましては、慢性的に赤字が続いており、令和4年度も約6億7,800万円の赤字となるなど、大変厳しい状況にあります。

このような中、県におきましては、日南線が観光目的の利用も多いことから、沿線自治体等とともに、観光列車「海幸山幸」の平日臨時運行や、高齢者などの団体による利用の際に運賃等の助成を行っているところであります。

また、今年度は、開業60周年を記念した列車の運行やP R動画の作成のほか、沿線で開催されるイベントと連携した利用促進の取組についても支援しているところであり、今後とも、関係機関と連携し、日南線の利用促進、活性化を図ってまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。木花駅は、例年のジャイアンツのキャンプや侍ジャパンの大勢のお客さんにとっては、欠かすことのできない交通アクセスであります。美しい日南海岸の景色を見られる観光列車として、県が誇れる景観です。観光列車「海幸山幸」での運賃の助成も行われています。ぜひ鉄道の利用促進と観光客に配慮したS u i c aなどのI Cカード端末の設置も検討していただきたいと思っております。

続いて、木崎浜の環境整備について伺いま

す。

宮崎市木崎浜は、2019年に東京オリンピックの予選を兼ねたワールドサーフィンゲームズが開催されるなど、全国有数のサーフィンスポットであります。県内外から多くのサーファーが訪れています。

ところが、その玄関口である国道から木崎浜に向かう河川管理道路は狭く、両側に雑木が生い茂り、車の離合も困難な状況であります。

そこで、木崎浜の河川管理道路をはじめとした環境整備を進め、さらに誘客を増やしていくべきと思いますが、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 宮崎市の木崎浜は、ワールドサーフィンゲームズをはじめ、全日本サーフィン選手権が2年連続で開催されるなど、国内屈指のサーフスポットであります。

サーフィンは本県を象徴するマリンスポーツとして、これまで様々な誘客に取り組んでおりますが、今年度はインバウンド対策として、韓国をターゲットに新たなプロモーションも展開しております。

また、木崎浜の受入れ環境についても、ビーチ沿いの道路の拡幅、またトイレやサーフィンセンターを整備してきたところであります。

一方で、議員御指摘の河川管理道路をはじめ、環境の改善が必要な課題もありますので、今後さらなる誘客を図るためにも、関係部局や地元宮崎市とともに、木崎浜の環境整備について検討してまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。ぜひ御検討をお願いいたします。

以上、3つの日本一プロジェクトについてお伺いしました。どれも達成は楽ではないと思

ます。しかし、高い目標を掲げて挑戦していくことに意義があると考えます。目標達成の道筋として、新たな施策に期待しています。また、県議会や県民も一緒になって取り組んでいくことが、県政の浮揚につながると考えます。

さて、そういったスポーツ・観光、また県の産業振興や生活を支えるインフラの環境整備が欠かせません。私も県内の委員会視察で県北・県南を回ってきましたが、高速道路の未開通区間の事業化がいつ頃になるのか、県民の期待も高まっています。

そこで改めて、高速道路のミッシングリンクの状況及び解消に向けた取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 県内の高速道路につきましては、東九州自動車道で約32キロメートル、九州中央自動車道で約34キロメートルの区間がミッシングリンクとして残されており、この解消に向けては、事業中である区間の整備促進に加え、未事業化区間である東九州自動車道「南郷－奈留」間及び九州中央自動車道「平底－蔵田」間の早期事業化が重要であります。

このため、県におきましては、隣県や沿線自治体、県議会の皆様などと連携し、建設促進協議会による地方大会や要望活動等により、地元の熱意を強く訴えるとともに、事業推進のため、用地の先行取得にも取り組んでおります。

今後とも、関係機関と連携しながら、全国高速道路建設協議会の会長であります知事を先頭に、早期整備に向けた取組を進めてまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。ぜひ事業化に向けて、県議会も引き続き要望してまいります。

地元の災害対策について伺います。

国土強靱化予算の活用もあって、河川の掘削工事を行っていただいております。豪雨などの増水時も河川の流がよくなり、堤防決壊のおそれが少なくなったとの地元の評価もとても高いです。

そこで、清武川及び加江田川の河川掘削工事の取組状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 県では、平成30年度から国土強靱化関連予算等を活用し、河川掘削工事等の治水対策に重点的に取り組んでいるところであります。

清武川、加江田川の2河川につきましては、過去に浸水被害のあった箇所を含めて、これまでに約14万立方メートルの河川掘削工事を実施しております。

この掘削工事の実施以降、加江田川では、過去の浸水被害と同規模の出水においても大きな被害が見られないなど、一定の効果があったものと考えております。

県としましては、引き続き、国土強靱化予算等の確保に努め、治水対策に取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。この清武川と加江田川は、総合運動公園の北と南を流れています。もともと総合運動公園は、外所地震以降、沼地でありましたので、周辺は海拔が低いところが多いです。河川掘削事業は、総合運動公園や周辺住民の命や生活も守る大切な事業であると、近年、改めて強く感じているところであります。しかし、いつかは土砂が堆積してきます。引き続き掘削工事や護岸工事に取り組んでいただくようお願いいたします。

続いて、総合運動公園の南側に位置する湛水

防除施設が完成して、供用開始となっております。これは正蓮寺湛水防除施設といいまして、その用水路である、地元では永江川と言われる水路の整備事業を進めていただいております。湛水防除施設ができる前は、この水路が増水して、近隣住宅や農業施設に被害が出ておりました。

湛水防除事業「正蓮寺地区」の進捗状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 正蓮寺地区では、農地等の湛水被害を防止するため、県では昭和56年に排水機場を建設したところです。

その後、宅地開発などによる周辺地域の変化により、排水条件が悪化してきたことから、施設の機能を強化するため、平成28年度に排水機場の増設と幹線排水路の一体的整備に着手したところです。

なお、排水機場の増設につきましては、既に工事を完了し、令和3年9月に供用開始しております。残る幹線排水路は、令和8年度の完成を目指しており、本年度までに全体の4分の1が完了する予定です。

県といたしましては、引き続き予算の確保に努め、事業効果の早期発現に取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。国土強靱化予算も令和7年度までですか。ぜひ全国知事会副会長である知事には、その後の国土強靱化施策の継続を強く国に要望していただきたいと思っております。

今回は3つの日本一挑戦プロジェクトを中心に質問させていただきました。人口減少社会の将来予測ですが、宮崎県の令和2年時点の人口107万人は、80年後の2100年には、何と約40万人になるとの推計が出ています。実際には、こ

の人口推計よりも、さらに前倒しで人口が減少していくことが予想されます。

80年後には、県民人口は半減してしまうわけです。さらに高齢化率が高まっていく中で、いかに就業人口を確保して人材を育成していくか、そして持続可能な社会をつくっていくか、そういう取組を次世代の子供たちに継承できるか、私たちは重い課題を突きつけられております。

また、現在の政府の権限、また規制などを大幅に緩和し、財源を地方に移譲するような抜本的な改革、国の根幹から変革することが必要だと考えております。

全国知事会副会長にして地方税財政常任委員長であられる知事の手腕にも大いに期待をしております。私も微力ながら果敢に取り組んでまいります。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○日高博之副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山内いっとく議員。

○山内いっとく議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。自由民主党の山内いっとくです。宮崎の未来をつくるために、地域・福祉・教育の視点で、県民から届く声を県政へ届けていきたいと思っております。

人口減少社会において、高齢者、障がい者、子供、女性、外国人など、それぞれが目ま

れ、認め合える多様性社会となってきました。本日は、一人一人が輝く地域をテーマに、一人でも多くの方が自分らしく生きていくことができるよう、生きづらさがなくなることを目的として、多様性社会の課題と自殺対策につながる質問をしていきたいと思っております。

子供の頃、息苦しさを感じ、早く大人になりたい、宮崎を出たいと考えていました。また、自殺を意識したこともあります。

初めての選挙では、「頑張ってるね」と握手してくれた方が、翌日に自殺するということがありました。また、おとしは、同級生が仕事を苦に自ら命を絶ってしまいました。周りに相談できないことも多いため、相談できるシステムをつくりたいと、AIの研究を行っている大学へと進学いたしました。今年、生成AIが話題となり、大変期待しているところです。

午前中の川添議員の一般質問においては、自殺に対する思いが伝わったところでした。生きづらい社会を変え、障がい者、高齢者、男性、女性、外国人に関係なく、一人一人がきらりと輝く多様性のある社会にしていきたいと考え、市議会においても当事者の声を聴き、それぞれの課題に取り組んできたところです。

自殺は身近で、県内どこにでもある大きな問題です。総合計画2023アクションプランにおいても、「未来を担う子どもたちの育成」や「一人ひとりが自分らしく生き生きと活躍できる共感・共生社会づくり」を掲げております。

そこでまず、女性の活躍支援について伺ってまいります。

多様性社会において、特に女性は多様性の重要な要素であり、女性の活躍が進むことで、多様な視点や価値観、創意工夫がもたらされ、社会を変える力となることから、これまで以上に

女性の活躍が求められております。

女性活躍推進とは、働きたい女性はその個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会を目指す一連の施策のことをいい、労働人口が減少している日本において、重要な取組となっております。

内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」の結果で、女性活躍が進まない理由として、「育児や介護、家事などに多くの時間を費やすことがある」という回答が84%に上ったとありました。女性活躍のために、介護や育児をサポートしてくれる認知症カフェや放課後児童クラブや地域食堂などの支援が必要となります。

しかし、そこでは、ボランティアに近い形で働く女性が多くおられます。矛盾を感じるわけです。女性の声の一つとして、「管理職や政治家の女性だけに焦点を当てるのではなく、家事や育児でも頑張っている女性全てに光を当ててほしい」という声もあります。キャリアアップを目指すだけでなく、全ての人があるゆる分野でその個性と能力を発揮できる社会が重要かと考えます。

そこで質問いたします。県としての取組を知事に伺います。

以上で壇上からの質問を終え、あとは質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

急速な少子高齢化や人口減少、価値観の多様化が進む中、豊かで活力のある宮崎づくりを進める上においては、男女が共に責任を担い、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮することにより、社会のあらゆる分野に参画できることが求められております。

このような中で、「女性の生き方はこうあるべき」といった固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、一人一人が希望する多様な生き方を支援していくことが重要であると考えております。

このため県では、男女共同参画センターと連携しながら、学校への出前講座等、男女共同参画に関する研修や啓発を行うほか、育児や高齢者支援などの社会貢献活動等を含め、多様な分野で活躍する身近なロールモデルに関する情報提供等を行っているところであります。

今後とも、一人一人にとっての理想とする生き方、働き方を実現できる社会を目指し、積極的に取り組んでまいります。以上であります。

〔降壇〕

○山内いっとく議員 みやざき女性の活躍推進会議では、「女性の意識改革」「各企業や団体自らによる職場環境改善」「女性も男性も安心して働ける宮崎にするための行政からのサポートの充実」の3つの点が重要だと言われております。

本県は、働きやすい職場の認定として、独自に「ひなたの極」認定を行っております。国としては、女性の活躍推進を行う企業の「えるぼし認定」、子育てサポート企業の「くるみん認定」などがあります。働く場は、国籍や障がいの有無、老若男女を問わず重要です。

質問します。女性にとって「働きやすい職場「ひなたの極」」の認定企業を増やす取組を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 性別や年齢などにかかわらず、誰もが安心して働くことができる職場環境の整備は、労働力人口が減少している本県において重要であると考えております。

このため県では、平成30年度から仕事と生活の調和に特に優れた企業を「働きやすい職場「ひなたの極」」として認証しており、今年11月1日現在で58の企業を認証しております。

この認証制度については、事例集の配布や広報紙への掲載などにより、周知広報に力を入れているところであり、引き続き、宮崎労働局や社労士会などの関係機関とも連携を強化しながら浸透を図るとともに、認証取得により選ばれる企業になるメリットも認識していただくことで、さらなる増加につなげてまいります。

○山内いっとく議員 日本の女性の労働力が2.5%上昇すると、約10兆円のGDP効果があると言われております。また、女性の三大疾患、子宮頸がん、乳がん、子宮内膜症による経済損失は6.37兆円とも言われております。女性がちゅうちょすることなく活躍できるようにするためには、女性の健康向上が必要です。

しかし、これから妊娠、出産を考える世代で子宮頸がんの罹患率が高くなっております。副反応以上に命に関わるリスクが高く、また助かって将来子供を持てなくなり、少子化にも大きな影響を与えております。市町村が実施する子宮頸がんワクチンの接種が進んでおらず、本県は接種率が低い状況です。

質問します。実施率向上に向けた県の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 本県の令和4年度の定期接種初回実施率は33.3%と、全国平均の42.2%を下回っております。

県ではこれまで、予防接種の実施主体である市町村の取組を促すとともに、県民の不安を払拭するための相談体制の構築に努めてきたところですが、ワクチン接種のさらなる促進を図るため、今年度より新たに「子どもを取り巻く感

染症緊急対策事業」を開始し、医師会等と連携して、市町村、学校、医療機関等の関係者向け研修会を開催したほか、接種対象となる若者や保護者向けに、テレビCM、SNS等による啓発を行うこととしております。

ワクチン接種は子宮頸がん予防に有効であるため、引き続き一人でも多くの方に接種していただけるよう取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 不安に思う県民は、まだまだおられるようですので、ぜひ取組を期待していきたいと思っております。

次に、LGBTQの相談支援について伺います。

2022年、10代LGBT当事者の自殺念慮や自殺未遂の割合は上がっており、さらに日本財団の調査と10代のLGBTの調査を比較したとき、10代のLGBTの自殺念慮は3.8倍と高くなっております。

LGBTの自殺念慮や自殺未遂が高くなっている背景には、LGBTであることや、それに関する相談を十分に行えていないことがあると考えられます。児童生徒が安心して相談できる体制や、カミングアウトやアウティングに関する体制整備が必要です。

質問します。性的マイノリティーの児童生徒が学校で安心して相談できるための取組を教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会におきましては、不安や悩みを抱えた児童生徒が一人で悩まず相談できる力を身につけられる「SOSの出し方に関する教育」を推進しております。性的マイノリティーの児童生徒も安心して相談できるよう取り組んでおります。

また、管理職を対象とした人権教育に関する研修におきまして、個別の事情に応じて丁寧に

対応することや、本人の意思に反して第三者に伝えないこと——今アウティングとおっしゃったところ——などをまとめた研修資料を用い、教職員が適切に対応できるよう周知しております。

現在、当事者の方々からも御意見を伺いながら、性的マイノリティーの児童生徒へ適切に寄り添えるよう、教職員向け対応マニュアル等の作成を進めておきまして、引き続き児童生徒が安心して相談できる体制づくりに取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 期待しておるところですが、当事者にしか分からない悩みもあるため、当事者が相談に乗れるような体制の検討を提言いたします。

また、奈良県葛城市では、生徒がタブレット端末に書き込んだ日記を人工知能が解析し、不安や悩みをいち早く発見して支援する相談システムを導入して成果を上げております。ぜひ本県でも検討するよう提言したいと思います。

続いて、子供の居場所に関して伺ってまいります。

2022年は、宮崎県内の小中学校で不登校の児童生徒は過去最多の2,337人となったようです。不登校が増加しておりますが、フリースクール連絡協議会が本県でも立ち上がり、期待しているところではあります。

県内ではまだまだ十分とは言えないフリースクールですが、子供の状況によっては、文部科学省が示す要件を満たしているフリースクールであれば、フリースクールの出席を在籍している学校での出席扱いにできるといいます。

しかしながら、フリースクールを把握されていない自治体もあると伺っております。フリースクールなどの子供の居場所を行政も把握し、

出席扱いにできるフリースクールを増やす必要があるかと考えます。

質問します。義務教育段階におけるフリースクールの出席扱いについて、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 不登校児童生徒がフリースクール等を活用した場合、国の示す要件を満たすことで、出席扱いとできるようになっております。

具体的には、保護者と学校との間に十分な連携体制が保たれていることや、学習内容が適切であることなどについて、校長が設置者である教育委員会と十分な連携を取り、総合的に判断することとなっております。

県教育委員会といたしましては、本年10月に、これらの要件について、フリースクール及び市町村の関係者を含めた連絡協議会の中で説明したところであります。

今後市町村教育委員会と連携しながら、各学校で一人一人の児童生徒の社会的自立に向けた適切な対応がなされるよう取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 小規模特認校には、大規模校ではなじめなかった児童生徒が通学しているケースも多いようですが、保護者の送迎が条件となっていたり、共働きで生活していかなければならない社会においては、家計の負担も多く、諦めざるを得ない状況もあるようです。

今年10月からシニアパスが始まり、65歳以上の高齢者は、県内全線1乗車200円で利用できます。子供に支援してもいいのではないかと思います。

三股町の長田小学校は、特認校に指定しても20人程度だったらしいですが、スクールバスを平成29年度に導入し、児童生徒が令和4年度

には59人と、倍以上に増加している現状があります。バス利用者は33人ということです。3つの日本一挑戦プロジェクトの一つに「子ども・若者」があります。子供の学びの場の保障として、スクールバスの支援を入れていただきたいと考えております。

そこで質問します。小規模特認校におけるスクールバスの支援に関する考えを教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 小規模特認校制度は、各市町村が特定の小規模校を特認校として指定し、少人数での教育のよさを生かしたきめ細かな指導や特色ある教育を行うもので、当該市町村内のどこからでも就学が可能となっております。

県内では、この制度を利用して10の自治体が特認校を指定し、そのうち3つの市町がスクールバスを運行しております。

このように、実施主体が市町村であり、地域の実情に応じた対応が現在なされているところであります。

○山内いっとく議員 では、「学びの多様化学校」、いわゆる不登校特例校は、不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校で、現在、全国に24校しか設置されておられません。

今年8月、永岡文部科学大臣は、この「学びの多様化学校」を全国に300校設置することを目指すと述べられました。宮崎の人口規模でいけば、3校程度の設置が必要かと考えられます。

質問します。「学びの多様化学校」の設置に対する考えを教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 今年8月に不登校特例校の新たな名称について文部科学省より通知があり、実際に当該学校に通う子供たちの目

線に立った観点から、「学びの多様化学校」もしくは設置者等において工夫した名称とするなど、適切に対応するよう示されております。

現在、県教育委員会といたしましては、設置の検討は行っておりませんが、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策の一つとして、子供の実態に応じた教育課程を編成できる「学びの多様化学校」の設置は大変重要であると考えております。

今後、設置を現在検討している複数の市町と意見交換を行いながら、必要な支援を行ってまいります。

○山内いっとく議員 都城市には、ふるさと育成協議会というものがあります。その協議会の活動の一つに、定時制・通信制を支援する活動があるようです。

それは、協議会が各中学校を回り、学校に来ることができない生徒や、家計状況等により全日制高校に進学できない生徒に対して、働きながら都城泉ヶ丘高等学校の定時制や宮崎東高校の通信制に通学できるように支援する取組を行っているようです。

これは都城市も支援しており、この取組を全県下に広げ、経済的理由や家庭環境などの理由で進学できないでいる子供たちをなくすべきではないかと考えます。

質問します。ふるさと育成協議会のような定時制・通信制高校の進学支援の取組の見解を教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 今、議員から御紹介のありました、ふるさと育成協議会の取組につきましても、定時制・通信制高校で働きながら学ぶ生徒にとって、大変心強い御支援であるとと考えております。

県内ではほかにも、定時制・通信制教育振興

のために、各地で自治体や企業から様々な御支援をいただいております。

県といたしましても、このたびの御紹介を受けまして、各地域の取組を、定時制・通信制高校の管理職で構成する定時制通信制教育協議会におきまして、改めて共有させていただきまします。今後、支援の充実に努めてまいります。

○山内いっとく議員 昨日の西村議員の質問に対して、教育長は積極的に不登校対策に取り組むと答弁されました。スクールソーシャルワーカーは重要ですが、人手不足の中、全ての小中学校への配置は難しい状況です。スクールバス支援などは、すぐにできる効果のある手段の一つだと考えます。誰一人取り残さないためにも、子供たちの学ぶ場をつくる支援を行うことを提言したいと思っております。

続いて、若者の地域参画支援について伺います。

「月曜から夜ふかし」という番組で、イメチェンがテーマになったものがありました。宮崎県は変身願望が日本一高いという調査結果があるらしく、宮崎出身の若者にアンケートをしておりました。やりたいイメチェンの第3位、「髪を染める」、第2位、「ピアスをする」、第1位、「宮崎を出る」という答えだったようです。真面目ないい子が多い宮崎ですが、息苦しさを感じ、本県を出ている状況がうかがえます。

本県出身の東京で働く若者と話をしたところ、スタートアップを支援してくれる体制があれば、宮崎に戻ってきたいという声もありました。

そこで質問します。スタートアップ支援の状況を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） スター

トアップは、先進的な技術やアイデアを強みに、新しいビジネスの急成長を目指す創業のことであり、県では、今年度改定した「みやざき産業振興戦略」の主な施策の一つに新たに位置づけ、現在「みやざきスタートアップ創出・成長促進事業」に取り組んでいます。

この事業では、スタートアップの機運醸成に向けたセミナー等を開催するとともに、投資家との資金調達のためのマッチングの機会などを設けており、今年度は、昆虫の家畜飼料等への活用や、電源が不要なアロマ拡散器の開発等に取り組む3社を支援しております。

今後とも、新たなビジネスに挑戦する先進的な企業の成長を促進し、本県経済の活性化につなげてまいります。

○山内いっとく議員 こゆ財団は、昨年度から10年間で100社1,000人の雇用をつくるスタートアップ支援を行うと発表しております。ぜひ県としてもチャレンジしやすい宮崎にすることを提言いたします。

将来にわたって地域の機能を維持し、地域経済を活性化していくためには、特に県外流出の大きい若者や女性に選ばれ、暮らし、働くことの楽しさや幸せを実感できる環境にしていくことが重要です。しかしながら、宮崎では県外就職率も高く、それが不十分であると考えます。

日本一の「子ども・若者」政策を行うためには、まず子供・若者の声を聴く必要があります。こども家庭庁が設置され、こども基本法が制定され、その中には意見表明権などが書かれております。この法律で、子供・若者の政策に対して、子供の声を聴くことは自治体の義務となりました。

質問します。子供・若者の意見聴取への県の対応を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 子供の意見聴取の手法としては、アンケートやパブリックコメントのほか、審議会等への参画、SNSの活用などが想定されますが、本県では今年度、約300人のこどもモニターを募集し、子供たちから意見を伺い、施策に反映することとしております。

また、若者の結婚に対する意識が変化していることや、コロナ禍の影響により婚姻数が大きく落ち込んでいる状況を踏まえ、「ひなたの出会い・子育て応援運動」の出会い応援部会委員として、高校生及び大学生の4名に参画していただき、若者の意見を今後の出会い・結婚支援の施策等に生かすこととしております。

○山内いっとく議員 若者の地域参画のために、福井県鯖江市では、JK課を立ち上げて、地元の女子高生たちが中心となって自由にアイデアを出し合い、様々な市民・団体や地元企業、大学、地域メディアなどと連携・協力しながら、自分たちのまちを楽しむ企画や活動をたくさん行っており、市民主役条例も制定しております。また、奈良県議会では、高校生議会を行い、提案された政策が実現したものもあります。このように、ただ声を聴くだけでなく、政策までつなげているところもあります。

質問します。日本一の「子ども・若者」政策実現に向けて、政策反映のため、若者議会の実施などの考えを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今年4月のこども家庭庁設置に伴いまして、国は子供の意見聴取やこどもファスト・トラックの推進など、こどもまんなか社会の実現に取り組み始めたところでありまして、私もその趣旨に賛同し、先日開催しました「子育て応援フェスティバル」におきまして、県内市町村長とともに「こどもまんなか

応援サポーター」への就任を宣言したところであります。

今後は、子供たちの意見をこれまで以上に伺いながら、その声を施策に反映するなど、日本一生き育てやすい宮崎づくりに向けた取組を一層推進してまいりたいと考えております。

これまで、子供たちに知事の仕事を体験していただく「こども知事」という取組の中でいろいろ意見を聞く、また、青少年の主張の大会で最優秀賞、優秀賞となった子供たちと、「知事に伝えよう 私の思い」という企画でいろいろ意見交換を行う、さらには、ふれあいフォーラムなどの通常の広聴活動の中で子供たちからの意見を伺ってまいりました。

今、部長も答弁しましたように、まずは「こどもモニター制度」を通じて、できるだけ多くの子供たちが県政に対する意見や提言を直接述べる機会を提供することとしておりまして、議員から提案のありました若者議会については、子供たちから意見を聴取する手法の一つと考えております。

しっかりそういう機会を設けることによって、ふるさと宮崎について、また県政に対する興味・関心を高めてもらう、参画意識を募る、そのような意味合いもあろうかと考えております。

今後は、今年度の実施状況や既に取り組んでいる他県の状況も踏まえ、幅広く様々な取組というものを検討してまいりたいと考えております。

○山内いっとく議員 今後の取組に期待していきたいと思っております。被選挙権のない若者の意見を政策に反映させる仕組みづくりとともに、戻りたくなるふるさと宮崎にするためにも、県外に流出している若者の声を拾う取組も視野に入

れていただくよう提言したいと思っております。

続いて、高齢者の健康支援について伺います。

我が国の65歳以上の高齢者人口は、2040年に3,920万人でピークを迎えると推計されております。医療機関や介護施設の利用状況を踏まえると、2040年に自宅で最期を迎える高齢者は、現在の約2倍の35万人弱に上ると予想されております。

同居・別居を含めた家族に介護力を求めることは限界に達しております。ここに昨今の物価高による生活困窮から介護休業等を取得する余裕がないなどの事情が加わると、同居家族がいなくても、通所系だけでなく訪問介護に頼るという傾向は、今後も常態化していくと考えます。

2023年9月、社会福祉法に基づき全市区町村にある社会福祉協議会で、運営する訪問介護事業所が、過去5年間に少なくとも約220か所、廃止や休止されたことが公表されました。

また、2019年度の厚生労働省の調査によると、宮崎県の介護従事者数は、令和5年度、必要数2万2,558人に対して推定2万1,009人、令和7年度は、必要数2万3,339人に対して推定2万692人、2040年度になると、必要数2万7,251人に対して推定1万7,703人となっております。

今後ますます介護職員の不足が見込まれる中、業務効率化や職員の負担軽減を図るための取組が必要と考えます。

質問します。今後の介護現場の生産性向上の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 本県の介護職員数は、近年は増加傾向にあるものの、令和7年度には2,647人不足すると推計しており、介護人材の確保とともに、介護サービスの質を確保しつつ、限られた人材で必要なサービスを効率

的に提供することが重要になります。

このため県では、介護現場の業務効率化や職員の負担軽減を図るため、例えば高齢者の睡眠状態を把握することで巡回回数を減らせる見守りセンサーなどの介護ロボットや、介護記録等の書類作成業務を効率的に行うことができる介護ソフトなどのICTの導入を支援しております。

今後とも、介護ロボットやICTの活用等による介護現場の生産性向上について、人材確保の取組と一体的に進めてまいります。

○山内いっとく議員 厚労省は、高齢化社会の進展をにらみ、病気になったり介護が必要になったりする時期を遅らせることに重点を置いてきました。国民の健康づくりの指針となる「健康日本21」を2000年度につくりました。

宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」においては、「目指せ健康寿命日本一」がスローガンに掲げられ、令和元年度には女性の健康寿命は全国3位と、取組の成果が見られます。

一方で、喫煙率や肥満率、心臓病の死亡率が全国平均より高く、また検診受診率が低いという問題を抱えております。健康寿命延伸のためには、より一層の専門的なアプローチが必要と考えられます。

そこで質問します。今後、健康寿命日本一に向けての取組を知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 少子高齢化が急速に進む中で、地域社会の活力の維持・推進のためには、県民が生涯にわたって健やかで心豊かに生活できる健康長寿社会の実現が重要であると考えております。

このため県では、健康長寿日本一を目指し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標としま

して、子供から高齢者まで、各ライフステージに応じた取組を進めているところであります。令和元年の健康寿命は、御紹介いただきましたように、全国で男性が9位、女性が3位と、それぞれ前回は20位台だったのと比べて大きく順位を上げております。

今、大変心配しておりますのは、コロナ禍等の影響により食生活の乱れや運動不足による生活習慣病の増加でありますとか、健康診断やがん検診を控えたことによる早期発見の遅れなどでありまして、これまでの取組や新たな健康課題等を踏まえまして、関係者の皆様からの様々な御意見をいただきながら、県民の健康づくりの基本指針である「健康みやざき行動計画21」の改定に取り組んでいるところであります。

今後とも、市町村や関係団体と一体となり、本計画に基づく取組を積極的に進め、健康寿命を延伸し、健康長寿日本一の実現に努めてまいります。

○山内いっとく議員 続いて、障がい者の居場所支援について伺います。

近年、我が国の地域精神保健医療福祉サービス領域において、ピアサポーターの活用が広がりつつあり、障害福祉サービス事業所等の現場レベルでのピアサポーターの活用が進むとともに、ピアサポーターのネットワーク化や、専門性向上に向けた研修の整備等に向けた動きなども見られます。

精神科医療機関におけるピアサポートワーカーの雇用の現状について、患者へのよい影響としては、ロールモデルになること、専門職に話しづらいことが話せること、経験に基づく情報提供や助言があるという声があります。

そこで質問します。本県のピアサポーターの

活用状況を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 精神障がいの方の当事者であるピアサポーターの方が入院中の方などと、自らの病気や地域生活を送る上での様々な体験を語ったり、交流を行うピアサポート活動は、地域移行を進める上で大変重要であります。

県では、県内8か所の地域活動支援センターにピアサポート活動事業を委託しており、令和4年度末のピアサポーターの数は54人、年間活動回数は310回となっており、年々増加傾向にあります。

また、ピアサポーター及び障害福祉サービス事業者の管理者等に対する研修を実施し、質の高いピアサポート活動の取組を支援しています。

今後とも、関係機関と連携しながら、ピアサポーターの積極的な活用を進めてまいります。

○山内いっとく議員 社会で受けた傷がある中、病院から出るには大きな壁がありますが、当事者が頑張っている状況があれば勇気づけられると言われております。しかしながら、これには信頼関係を築くための時間が必要です。

第6期宮崎県障がい福祉計画では、入院期間1年以上の長期入院患者数は、平成29年度3,217人に対して、令和5年度の目標値は2,443人となっております。しかしながら、現状は約3,000人が長期入院しているようです。本県の精神障がい者の退院支援の推進のために、ピアサポーターを活用した退院支援をさらに促進する必要がありますと考えます。

質問します。退院支援の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 医療機関に入院されている精神障がいのある方が地域で安心

して生活するためには、地域の理解、住まいや相談窓口などの環境整備のほか、御本人の地域生活に対する不安を解消し、退院への意欲を高めることが重要です。

このため県では、入院患者に対して効果的な支援活動を行うために、各地域活動支援センターの職員やピアサポーター等に対する先進県の取組事例を学ぶ研修会の開催や意見交換会の実施、また、オンラインを活用した入院患者との交流会など、関係機関と連携してピアサポート活動の強化を図っているところです。

今後とも、これらの取組を進めることで、精神障がいのある方が一人でも多く地域の中で自分らしく生活できるよう支援に努めてまいります。

○山内いっとく議員 今後も支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

福岡市では、各区の地域活動支援センターI型それぞれにピアスタッフが雇用されていたり、グループホームや就労系の事業所等にも雇用されていたりと、民間事業所においては、全国的にも先進的な当事者の活動が行われております。自殺の要因として、精神疾患の割合も大きいいため、ぜひ先進事例を取り入れていただくよう提言いたします。

続いて、外国人の共生支援について伺います。

知事は、農業分野を中心とした人材確保などが目的で、県と連携協定を締結しているナムディン省やベトナム国立農業大学を訪れました。円安のため日本が敬遠され始めている中、今後も良好な関係が築けるのではないかと期待しているところです。

2020年10月時点で、本県の外国人労働者数が5,616人、うちベトナム人が2,291人となって

いるようです。

法務省によると、技能実習生として日本に在留している外国人はおよそ32万人いますが、去年1年間で9,006人の行方が分からなくなったということです。統計開始以降、最も多かった2018年の9,052人に次いで、過去2番目の大きさとなります。国籍別ではベトナム人が多く、6,000人以上となっているようです。技能実習生は原則、転職が禁止されておりますが、より高い賃金を求め失踪した人が相次いだと見られています。

質問します。本県の失踪状況及び雇用主に対する助言や研修の状況を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 外国人技能実習制度は、国が所管している制度であり、実習実施者に対する検査等は、国の認可法人である外国人技能実習機構が検査を行うほか、監理団体が指導及び助言を行うこととされております。

技能実習生の失踪は、毎年全国で発生し、問題視されておりますが、出入国在留管理庁によりますと、本県の失踪者数は、令和2年が72人、令和3年が88人、令和4年が117人となっております。

なお、この技能実習制度は、実習生の人権保護の観点から、「転籍の在り方」や「監理・支援等の在り方」などが有識者会議で取りまとめられるなど、現在、国において見直しが進められておりますので、引き続き、その動きを注視してまいります。

○山内いっとく議員 失踪しなくてもいい宮崎になってくれればと思っているところです。

外国人が日本で共生していくためには、日常生活において、易しい日本語の表記が広まるこ

とが必要になってきます。また、日本語が使用できないと難しい場面があります。特に病院に行ったときに、うまく伝えることができずに困ったという声がありました。

1号特定技能外国人を雇用する企業は、当該外国人が円滑に日本で働き、暮らしていくために、必要な日本語を学習する機会を提供することが求められています。日本で暮らしていく上で必要な日本語は、継続的に学習してこそ習得が可能なため、学習機会の提供も継続的になされることが求められています。

質問します。来日後の日本語学習支援の県の取組を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 外国人住民に対する日本語の学習支援としては、テキストを使用しながら習熟度に応じて日本語を学習できる講座を開催しており、昨年度は、オンラインを含め、延べ1,088人が受講されております。

また、地域住民と交流しながら、防災やごみの分別など、日常生活に必要な日本語を学べる教室を県内4地域で開催し、地域住民を含め、延べ276人の参加があったところです。

さらに、これらの情報を外国人に分かりやすく提供するため、昨年12月にポータルサイト「ひなたにほんごナビ」[※]を開設し、日本語での情報発信を行っております。

今後とも、市町村や関係団体等と連携し、国籍にかかわらず、誰もが暮らしやすい宮崎づくりを推進してまいります。

○山内いっとく議員 では続いて、就職氷河期世代の就職支援について伺います。

就職氷河期世代は希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、長期にわたり無業の状態にある、社会とのつな

※ 109ページに訂正発言あり

がりをつくり、社会参加に向けた丁寧な支援が必要であるなど、様々な課題に直面している方がいます。県としても対策を取っており、みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用して、合同説明会や面談会を実施されております。

質問します。「就職氷河期世代マッチング支援事業」の成果を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 「就職氷河期世代マッチング支援事業」は、就職氷河期世代の方々と人材を求める県内企業との出会いの場として、令和3年度から実施しております。

その成果といたしましては、昨年度までの2年間で合同面談会を6回開催し、延べ119名の参加者のうち、32名が正規雇用に結びつきました。

また、参加者からは、「家族や知人からの後押しで参加することができた」「就職に対し前向きに考えられるようになった」など、再チャレンジに向けた声が数多く寄せられたところです。

今後とも、宮崎労働局など、みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの構成機関と連携しながら、きめ細やかな支援に取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 内閣府の2022年度「こども・若者の意識と生活に関する調査」の結果によると、ひきこもり状態にある人は、15～39歳で2.05%、40～64歳で2.02%となっており、全国に約146万人と推計されております。本県の生産年齢人口を考えると、県内で約6,000人が引き籠もっていると推計されます。支援策を行うためには、まず地域の実態やニーズの把握が必要

であると考えます。

質問します。県内で把握しているひきこもりの実態を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 県では昨年度、ひきこもりの方の傾向や特徴を把握するため、民生委員・児童委員に対する調査を実施しました。

その結果、把握できた該当者は600人であり、年代別では、40歳代が26.8%と最も多く、次いで50歳代、60歳代となっており、また、ひきこもりの期間は、10年以上が34.8%と最も多くなっています。

さらに、当事者や家族を対象に実施した支援ニーズ調査では、「身体・精神面についての専門機関への相談」や「生活費についての相談」「就労に向けた準備に係る支援」を必要とする方の割合が高くなっております。

○山内いっとく議員 600人把握しているということでしたが、先ほども言いましたように、推計では6,000人近くいるというふうな形で考察できます。今、福祉分野においてはアウトリーチ等が進んでおりますので、ぜひ積極的に実態を把握されて、支援に結びつけていただきたいと思います。

そもそも引き籠もらざるを得なかった人の多くは、就労現場などでパワハラや恐怖体験に遭って傷つけられ、安心できる居場所である自宅などに退避している人が多いようです。過去の経験から、人と会うのが苦手、周囲の目線が怖い、家から出られないという状態の人もいます。「就職・進学を希望するか」という質問への答えでは、「希望していない」との回答が60.9%にも及ぶというデータもあるようです。

精神科医でもある筑波大学大学院の斎藤教授

によると、「ひきこもり状態の人に就労をゴールとして押しつけると避けられてしまう、対話ができる環境をつくり、信頼関係を築いてから社会参加につなげるべきだ」と話しておられます。

当事者と親が高年齢化している実情もあります。親亡き後、当事者がそこで生きていくためには、ひきこもりについて、地域に理解者を増やしていかなければいけません。そうしたプラットフォームを各地でつくっていくことは、ひきこもりに限らず、シングルマザー、障がいを持つ方、高齢者など、あらゆる人が生きやすい社会につながっていくと考えます。

そこで質問します。市町村プラットフォームの県内の設置状況と設置に向けた県の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） ひきこもりの方やその御家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えているため、身近な地域において、一人一人の状況に応じ、寄り添う支援が大切です。

このため、市町村において、福祉や雇用、教育など、幅広い関係機関が連携して支援を行うプラットフォームの設置を進めており、令和4年度末時点で、15の市町で設置されております。

県では、今年度から、市町村や関係機関に対する研修会の開催や、市町村支援アドバイザーによるそれぞれの地域の課題に応じた助言を行っているところであり、これらの取組を通して、全市町村におけるプラットフォームの設置を促進してまいります。

○山内いっとく議員 県内全域に市町村プラットフォームの設置を推進していただくということで、期待しております。

最後に、自殺対策について伺ってまいりま

す。

宮崎県の自殺者数は、平成10年に大幅に増加してからおおむね300人台後半で推移し、平成19年に過去最高の394人を記録後、減少傾向にありますが、近年は増加に転じております。

宮崎県の令和4年の自殺死亡者数は213人と、前年に比べ6人増加し、自殺死亡率は20.4で、全国ワースト3位となっております。女性よりも男性の自殺者の割合が高くなっております。また、宮崎県の年代別主要死因順位を見ると、70代の人が多く、原因・動機別自殺者数の割合は、健康問題が最も高く、そのうち、うつ病をはじめとする精神疾患が全体の6割を占めております。

「宮崎県の自殺に寄与する心理社会的要因の予備的検討」という平成22年の南九州大学の研究報告によると、宮崎県では、離婚率が高いこと、1人当たりの所得が少ないこと、焼酎の消費量が多いこと、人口当たりのパチンコ店が多いことが指摘されております。自殺死亡率の低下に向けて、これらの要因への対応が必要だと考えます。

質問します。県としての取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 自殺の原因・動機には、うつ病等の精神疾患をはじめ、様々な要因が複雑に絡み合っているとされていますが、悩みや課題を抱える方が追い込まれる前に寄り添い、その要因を取り除いていくことが極めて重要であります。

このため、県におきましては、うつ病等の早期発見・治療の促進、法律や健康・福祉といった各分野の専門家によるワンストップ相談会の開催、夜間相談電話の開設等、生活上の様々な背景・悩みにしっかりと寄り添い、必要な支援

につなげる取組を行っております。

現在策定中の第5期となる宮崎県自殺対策行動計画においても、自殺のリスク要因を抱えた方々の早期発見・早期対応により力を入れていくこととしております。

○山内いっとく議員 宮崎県では、宮崎県庁内に知事を本部長とする宮崎県自殺対策推進本部を設置するとともに、保健・福祉・医療・教育・労働等の団体や機関から構成される宮崎県自殺対策推進協議会を設置して、答弁でもありましたように、宮崎県自殺対策行動計画に基づいて、官民一体となった取組が進められております。

第5期計画素案が発表されましたが、「子ども・若者」日本一を目指すのであれば、10代から30代の自殺死亡率が日本一低い県を目指すべきだという考えもあります。

質問します。宮崎県自殺対策行動計画（第5期）における目標設定を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 本県の自殺者数は、ここ数年200人を超えており、令和4年の自殺死亡率が全国で3番目に高い20.4となるなど、大変厳しい状況にあります。

このため、全体の自殺者数を減らすことを念頭に、今年策定した宮崎県総合計画において、令和8年の自殺死亡率の目標を過去本県で最も低かった令和元年の17.8としておりますが、さらに第5期の宮崎県自殺対策行動計画では、この減少傾向を維持し、令和10年に16.5まで減少させることを目標としたいと考えております。

議員御指摘のとおり、子供や若者の自殺を防ぐことは大変重要でありますので、若年層も含めた自殺者数を一人でも減らしていくため、官民一体となって、しっかりと取り組んでまいり

ます。

○山内いっとく議員 自殺者数が一人でも減ることを期待しております。

これまでの福祉制度や政策は、子供・障がい者・高齢者といった対象者の属性や、要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設けてあります。

一方で、生きづらさはあるが、既存の制度の対象となりにくいケースや、複数の生活上の課題を抱えている場合があり、様々なニーズへの対応が困難になってきております。

市町村における包括的な支援体制の整備に向けて、令和2年の社会福祉法改正において、「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月から施行されております。

質問します。重層的支援体制の市町村の状況及び県内の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 現在、都城市や日向市など3市1町が「重層的支援体制整備事業」を実施しており、延岡市やえびの市など2市5町が事業実施に向けた移行準備に取り組んでいます。

県では、実施主体である市町村の後方支援を担っており、全国の先進事例を紹介するなどの研修を実施するとともに、事業の中核を担う市町村社会福祉協議会職員等を地域福祉コーディネーターとして養成するなどの取組を行っております。

また、今年度からは、事業の対象となる世帯を継続して訪問するアウトリーチや、支援を行う様々な関係機関の調整に必要な経費などについて、その一部を県で負担しています。

今後とも、市町村が円滑かつ効果的に本事業に取り組めるよう支援してまいります。

○山内いっとく議員 都城市議時代には、市議

会の中で2回、重層的支援体制整備について質問してまいりましたが、県内でもぜひ広がって、少しでも支援できる体制を整えたいと思っております。

多様性社会において、国籍や障がいの有無、老若男女問わず相談等のできる居場所と仕事の場が必要だと考えます。多様性社会、共生社会の実現度は、もしかしたら自殺率に表れているのではないかと考えておるところです。

そこで質問します。多様性社会、共生社会の実現や自殺対策に対する考えを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 議員の一連の質問は、とても重要なテーマを取り上げていただいているものと、敬意を表するものであります。

私たちの住む社会には、様々な背景や事情を持ち、中には生きづらさを感じている方や、理不尽な偏見に苦しんでいる方がいらっしゃいます。また近年、人口減少が進み、困り事を抱える方々を支える人材の確保も課題となっております。

こうした国内における課題に直面するにつけ、また世界で起こっている様々な争い事を見るにつけ、私たちは、自分とは異なる他者の存在を認め、尊重し、それを受け入れる、そういった寛容の精神、そこには忍耐も必要となってまいりましょうが、そういったものが求められているのではないかと。また、その方向に人類は進化しないと、その存続というものは危ういのではないかと、大変危機感を持っているところでもあります。

県内におきましても、お互いを尊重し合い、立場や属性を超えて、共に支え合う地域共生社会の実現に向けて、関係機関と一体となって取り組んでいく必要があると考えております。ま

た、こうした社会を築くことが、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自ら命を絶つ方を減らすことにもつながってまいります。

自殺対策は「生きることの包括的な支援」とも言われております。

先日、私は「いのちの電話」の受け手となる相談員の認定証授与式に参加いたしました。心身に大きな負担のかかる、そういうボランティア活動に取り組む、手を挙げていただいた皆様に、頭の下がる思いがしたところであります。

あらゆる背景を持った方々が多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きていくことができる社会を目指し、市町村、関係機関と一体となって、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 先ほど私が答弁させていただきました、外国人住民に対する日本語学習支援の御質問の中で、「ひなたにほんごナビ」につきまして、誤って「日本語で情報発信」と答弁いたしました。正しくは「多言語で情報発信」でございます。おわびして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○山内いっとく議員 今、知事から思いを述べていただいたところですが、自分とは異なる他者の存在を認める、非常に必要なことだなど思っているところです。本当にそういう社会になっていけば、息苦しさがなくなり、皆さんが生活しやすい、生きていきやすい、そういった宮崎になっていくのではないかなと思ったところです。

今回、それぞれの当事者の課題を質問してまいりましたが、その課題が自殺の要因となっているところでは、働く場や相談できる居場所づくり、市町村プラットフォームや重層的支援体

製の整備を進めるとともに、健康問題での自殺や70代の自殺率減少のために健康支援を、また、うつ病の要因解決のためにピアサポーターの活用による退院支援、ひきこもり、不登校とまらないような悩みの早期発見を行い、自殺率の低下を図っていただきたいと願っているところです。

多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きていくことができる宮崎となることを期待して、全ての質問を終わります。(拍手)

○濱砂 守議長 次は、福田新一議員。

○福田新一議員〔登壇〕(拍手) 北諸県郡選出の自由民主党、福田新一でございます。遠方より傍聴に来てくださってありがとうございます。

6月議会で、宮崎特攻基地慰霊碑にある永峰肇氏辞世の句、「南海にたとへこの身ハ果つるともいくとせ後の春を想へば」を歌い、県議会議員として郷土の未来のために取り組む決意を表明したところです。その後、ここにおられる議員の叔父さんに当たる方が慰霊碑を彫られたとお聞きしました。御縁を感じ、2回目の一般質問に当たり、再度お参りに行きましたので、その石碑に触れて感じたことを歌います。

「碑に触れて見せてあげたい澄んだ空ひむかの町とこの世の春を」

それでは、2回目の一般質問に入ります。

この5か月の間に、県内、県外とあちこち視察に参りました。そこで知り得たこと、学んだこと、また宮崎県に生かしたいことなど多くありました。今回の一般質問に、学んだことなどを含めて質問していきたいと考えています。

まず最初に、農業の直面する課題と県でできる対策について尋ねます。

子牛価格の下落への対応策です。

今日の農業を考えると、本県宮崎においては、令和4年10月に行われた第12回全国和牛能力共進会の肉牛の部で、最高賞となる内閣総理大臣賞を受賞しました。これは史上初の4大会連続の受賞で、宮崎牛のおいしさを証明するものです。ところが、問題は、とどまるところを知らない子牛競り市における価格の下落です。

J A都城における10月の比較をしてみました。雄雌平均価格で、令和2年の73万901円に対し、令和5年の価格は47万1,847円と、差を見ますと、令和2年に比較すると約26万円安くなっています。

一方、配合飼料の価格は軒並みに高騰しております。今、畜産農家は歴史的に苦しい状況にあります。国のほうでも、子牛生産推進緊急対策事業、臨時経営支援事業、補給金制度等、いろいろと子牛生産の継続性と安定性を確保しようとしています。あわせて、県内、県外、海外と、和牛の消費に積極的に取り組む必要があります。

先日、知事に、山下寿議員、佐藤雅洋議員の3名でお願いに上がりました。それは、「国の平和と独立を守り、安全確保の任務に就いていただいている自衛隊の皆さんへ、食事に和牛を大いに提供してください」と国へ申し出て下さいというものでした。

知事は、東京食肉市場まつり2023をはじめ、宮崎県人会世界大会、霞が関フォーラム、ダンロップ等、機会あるたびに宮崎牛をPRしていただいています。子牛価格が低迷していますが、出口対策として、県産牛肉の消費拡大に向けた取組の状況について、知事に伺います。

以上で壇上からの質問を終え、あとは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えしま

す。

昨今の子牛競り市の状況を見ますと、物価高等を背景とした牛肉の消費低迷によります枝肉価格の低下、さらには飼料価格が高止まりしている、そのような状況を反映して、子牛価格が低迷するという厳しい状況が続いております。畜産農家の所得向上を図るためには、まずは牛肉の消費を拡大させることが重要であると考えております。

このため、私自身も本県で開催されたG7宮崎農業大臣会合や県人会世界大会、WBC宮崎キャンプ、さらには東京食肉市場まつりなど、様々な機会を捉えて「おいしさ日本一宮崎牛」をPRする中で、各方面から宮崎牛に対し高い評価をいただいております、今後のさらなる消費拡大に向け、確かな手応えを感じているところであります。

国内におきましては、そういった円安や物価高の影響を受けて、消費の低迷等があるわけですが、一方、海外に目を転じますと、県産牛肉の輸出は右肩上がり伸びておりまして、昨年度、過去最高を記録しているところであります。

引き続き、海外での商談会などを通じて新たな販路を獲得し、また様々な形でのPRにも努めてまいりたいと考えております。

今年、ダンロップフェニックストーナメントが開催されて、過去、マスターズと全米プロ選手権のチャンピオンズディナーで、宮崎牛を使っていたいただいた松山英樹選手、それからブルックス・ケプカ選手に直接御礼を申し上げることができました。そういう方々にしっかりと発信していただくということは、宮崎牛の知名度、さらには消費の拡大に向けて、大きな力になるものと考えております。

ブルックス・ケプカ選手は今年の全米プロ選手権も優勝しておりまして、ぜひ来年のチャンピオンズディナーでも使ってくださいと直接要望したところでありますが、引き続き、国、市町村、関係機関と一丸となって、またそういう熱烈的な宮崎牛を愛してくださる様々な発信力のある方とも連携しながら、国内外における県産牛肉の消費拡大を図ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○福田新一議員 先日、小中学校の給食に肉井を提供されるのが報道されておりました。また、外国人観光客に、和牛を焼き鳥ふうに串刺しで、2センチから8センチぐらいですか、そういうのを串に刺して3,000円で並べたら、円安の影響で、「これは適正価格だ。アメリカではハンバーグ1個の値段だ」と言って、どしどし売れる状況を見ました。

また、宮崎市にある株式会社ハンク・ディーシーが取り組まれている6次産業化に対し、逆算的6次産業化の政策は、時代のニーズをうまく捉えた作戦だなと感じました。

通常の1次の生産、2次が加工、そして3次が販売という6次産業化の順番を、無駄をなくそうと、逆に3次産業の顧客数から逆算的に生産を行い、リスクを最小化するという、販売の工程から計画していくという手法なのです。消費拡大には様々な工夫があると思います。よろしく願いいたします。

次に、飼料価格の高騰関連です。

ロシアのウクライナ侵略に端を発した世界の穀物市場の高騰は現在も続いており、その穀物を原料とする畜産の飼料費も高止まりしていることから、畜産農家の経営は非常に厳しい状況となっております。

このため県では、配合飼料価格高騰に対する

支援を行っており、この事業自体は、農家の経営安定に大きく貢献していると考えています。

しかしながら、ロシアのウクライナ侵略は収まる気配もなく、穀物相場がかつての水準に戻るには、かなりの年月を要すると思われま

す。このような中、4月に宮崎県で開催されたG7農業大臣会合で、食料の安全保障や農業の持続可能性の確保など、世界の農業を取り巻く共通の課題について議論が行われました。

また、国内農業資源の持続的な活用などを定めた行動宣言であります「宮崎アクション」も採択されたところです。「宮崎アクション」の採択は、宮崎県人として大いに誇りに思うとともに、宮崎だからこそ先陣を切って、既存の農業資源の持続的な活用や、持続可能な農業の促進に取り組む必要があると考えています。

このため、私は6月議会の一般質問において、世界の穀物市場の影響を受けにくい、飼料の輸入依存度を低減した畜産経営の在り方について質問を行ったところ、耕畜連携による飼料用米や稲わら利用の拡大に取り組むと答弁をいただいたところです。

そこで今回は、飼料価格の高騰に対応した耕畜連携が現場では実際どのように行われているのか、その取組事例について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 近年の不安定な国際情勢や円安等により、飼料価格等が高止まりしていることから、県では、飼料自給率を高めるため、耕種農家と畜産農家、行政等が連携し、飼料用米の生産から利用までを一体的に推進する取組などを支援しております。

この耕畜連携の具体的な取組事例として、川南町では、平成30年には約60トンであった飼料用米の畜産農家への供給量を令和5年には約480

トンにまで拡大するとともに、その稲わらを畜産農家に、また畜産農家の堆肥を耕種農家に供給する取組が積極的に行われております。

今後もこのような耕畜連携の取組を県内に広く普及させることにより、自給飼料の安定確保を図ってまいります。

○福田新一議員 「宮崎アクション」の実践に向け、引き続きしっかり取り組んでいただきたいと思

います。次の質問に移ります。農水産物の価格設定の見直しについてお尋ねします。

農水産物の適正な価格形成について伺います。

現在、国は、食料・農業・農村基本法の見直しの議論を進めており、その中で、市場における適正な価格形成を実現し、生産者、加工・流通業者、小売業者、消費者等にとって持続可能な食料システムを構築する方針を示しています。

8月には、その実現に向け、適正な価格形成に関する協議会を設置し、生産から消費に至る食料システム全体において、適正な価格での取引が推進される仕組みの構築の検討に入りました。

全国第4位の農業産出額を誇る全国有数の食料供給基地である本県には、国民に食料を安定的に供給していく責任があると考えており、肥料や飼料価格が高止まりする中において、農水産業者が経営を継続させていくためには、農水産物が再生産可能な価格で取引されることが非常に重要であると考えています。

そこで、農政水産部長にお伺いいたします。農水産物の適正な価格形成の実現に向けて、県としてどのように取り組んでいらっしゃるかお尋ねいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 農水産物の適正な価格形成の実現には、将来にわたり安定的に農水産物を供給する産地として、生産力を維持することはもとより、流通業者や消費者等に対して、生産コスト上昇分の適正な価格転嫁について、理解を促進することが重要であると認識しております。

このため県では、農地集約による大規模化に加え、スマート農業の導入等による生産性の向上を進めるとともに、生産・流通・販売の関係者との意見交換や、みやぎの食と農を考える県民会議等の食育や地産地消の活動の実施により、消費者等への理解醸成を図っております。

さらに、国に対しましては、現場の実態を踏まえた仕組みの構築を強く要望しております。

今後も生産者が希望を持って営農できるよう、国の動きも注視しながら取り組んでまいります。

○福田新一議員 ありがとうございます。難しい課題だと思いますが、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、持続可能な経営について尋ねます。

郷土の基幹産業である農業を守るのです。今までは化学肥料の原料や燃料などの輸入資源に大きく依存してきましたが、輸入資源に頼るのは難しい時代になりました。

これからは輸入に依存しない産業構造への改革を目指す時代じゃないでしょうか。価格高騰の影響を受けにくい農家経営の形が今後の課題ではないでしょうか。農業者が経営を継続していくためには、農業経営の強化を図ることも重要だと考えております。

そこで、農政水産部長にお尋ねいたします。農家経営体質の強化に向けて、県はどのような支援を行っているのかお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 燃油や化学肥料等の価格高騰により、農業を取り巻く厳しい情勢が続く中、これらの影響を受けにくい経営体質の強化を図ることが重要であると認識しております。

このため県では、普及センターにおいて、関係機関と連携して、農家経営の発展段階に応じた経営コンサルや体系的農家研修などの経営支援を行っております。

あわせて、生産性向上を図るため、例えば施設園芸では、高度な環境制御技術の活用を、水稲や露地園芸等では、耐病性のある新たな品種の導入や、ドローン防除等の省力化技術の普及などに取り組んでいるところです。

今後とも、関係機関と連携して、経営と技術の両面から、農家の経営体質の強化に向けた支援を行ってまいります。

○福田新一議員 県外視察に行きますと、結果が出ているところの共通点は、非常にPRの上手な人がいるとか、また人とのつながりが大変豊富な人がいるとか、そういったポイントゲッター、キーマンがいます。そして、何より時代のニーズをうまく捉え、取り組むまでのスピードが速いと思います。県においても、農業の直面する課題への様々な支援について、スピーディーな対応をお願いいたします。

次に、「子ども・若者プロジェクト」についてお尋ねいたします。

不登校児童生徒の分析と手当てについてです。

県では、日本一プロジェクトとして3つのプロジェクトに取り組むこととしていますが、そのうちの一つに「子ども・若者プロジェクト」があります。

このプロジェクトでは、教育環境の整備にも

取り組むこととされています。プロジェクトの成果指標としては、出生率や婚姻数が挙げられていますが、若者が安心して結婚し、子供を産むためには、私も教育環境の整備は大変重要であると考えますので、その観点から、本日は教育に関する政策について幾つか質問してみたいと思います。

先日、人口減少・地域活性化対策特別委員会福岡市に行きました。福岡市では通常、家庭で対応しないといけないことを社会全体で取り組もうとされており、制度で対応する社会問題はもちろんのこと、制度のはざまにある問題にも目をつぶらずに、しっかりと取り組むということでした。

中でも福岡市社会福祉協議会は、福岡市をモデルとして日本全体を変えていけるよう、「福岡から日本の社会問題を解決する」と目標に掲げ、挑戦し続けておられます。特に全都道府県・市区町村の社会福祉協議会の中で、初めて事業開発担当を設置し、既存の制度で対応できていない社会問題の解決に取り組んでおられます。

「やすらかパック事業」とか「ずーっとあんしん安らか事業」、この事業名を聞いて何だと思われませんか。あまり明るい事業には聞こえませんが、実はこの事業は、簡単に言うと、あらかじめ預託金を最低80万お預かりし、そして、契約した方が亡くなったときに、預かった金額内で、葬儀・納骨・公共料金等の精算や家財の処分など、死後事務を行う事業です。死後事務は家庭で対応すると思っていたのですが、ここまで踏み込まなくてはならない時代になったということを改めて認識しました。

今御紹介したのは一例ですが、ほかにも、家庭で対応しないといけないことだが、社会全体

で取り組まなければならないものはあると考えております。

そのような中、本県でもフリースクールという言葉をよく耳にするようになってきました。不登校やひきこもりなどの子供たちに、学びの場や居場所を提供するフリースクールは、公的な学校ではなく、個人や民間の団体によって運営されている教育機関と聞きます。フリースクールが県内でも増えている状況は、不登校の問題が増えてきている結果と考えます。

そこで、教育長に伺いますが、不登校の定義とはどのようなものでしょうか。

○教育長(黒木淳一郎君) 毎年、文部科学省が不登校児童生徒の調査を実施いたしますが、その中では、不登校児童生徒を「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しております。

定義では少し分かりにくいかと存じますが、各学校ではこれらを踏まえて、病気以外の理由による欠席が続く場合には、不登校の可能性を念頭に置き、丁寧に当該児童生徒及び保護者への対応を行っております。

○福田新一議員 各学校では不登校の可能性を念頭に置いた対応も行っているということですが、本県の公立小中学校の不登校の現状について伺います。

○教育長(黒木淳一郎君) 本年10月公表の文部科学省の調査結果によりますと、本県公立小中学校の令和4年度の不登校児童生徒数は、小学校が766人、中学校が1,571人となっており、いずれも令和3年度と比較して増加しております。

また、本県の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小学校が13.2人、中学校が55.6人であり、いずれも全国平均を下回るものの、全国と同様に、小学校での増加が顕著であることなどの傾向が見られ、重く受け止めているところがあります。

○福田新一議員 次に、キャリア教育の充実についてお尋ねします。

今答えられた不登校の生徒数は増加しているとのことで、小学校では1,000人に13.2人、中学校では1,000人に55.6人ということは、コロナウィルスの影響で増えているのかもしれませんが、看過できない状況です。

不登校により人間関係が希薄になり、自分の居場所を失ってしまうことで、50歳のひきこもりを80歳の母が面倒を見るような、いわゆる8050の予備軍をつくるようなことがあってはいけません。いずれは誰もが成人になり、社会にデビューしていきます。社会から追い出される存在ではなく、職業に就いて社会貢献できる大人になってほしいと思います。

ネットニュースで、大リーグでも活躍されたイチロー氏が、高校生を指導しに行かれたときの内容が紹介されていましたが、イチロー氏は、子供たちを引っ張っていく大人の必要性、それと子供たちには、しっかりと自立していくことの大切さをメッセージとして訴えておられると感じました。

このため、私としましては、やはり義務教育段階から、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す取組が非常に重要かと考えます。

そこで、教育長に、学校で行われているキャリア教育の取組について伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、平成25年に作成した宮崎県キャリア教育ガイドラインを令和4年に改定し、小学校から高校までの12年間を見通したキャリア教育の推進を行っております。

例えば、小学校段階から当番活動や異学年交流などに取り組むことによりまして、他者のよさを認めたり、集団の中で役に立つ喜びを感じたりすることで、社会の一員としての自覚と責任を理解できるようにしております。

また、中学校や高校におきましては、地域や企業等と連携した職場体験などを通して、働く魅力や社会の一員としての役割を子供たちに実感させるなどの取組を行っております。

今後も小・中・高での学びをしっかりとつなぎ、キャリア教育の一層の充実に取り組んでまいります。

○福田新一議員 自分たちの小学校、中学校と例えば、先生と児童生徒の関係は、まさに教える側と学ぶ側というのがはっきりしていました。近年、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進の下、世の中も目まぐるしく変わってきています。

人権を重んじることから、児童生徒の頃から判断を個人に任せていたのでは、正しい判断ができるでしょうか。「あなた方は、なぜ学校に来て勉強をするのですか」「はい。大人になったとき、正しい判断ができるようになるためです」、これは私が小学校のときの先生の言葉です。

DX化の進化もすごい勢いです。方法を工夫しようとする時代から選択の時代になってきました。小学校の授業での面積を出す授業でしたが、公式を覚えて組み合わせていくのではなく、クイズ感覚です。デジタルは便利ですが、

学びと遊びの境界線を埋める必要もあります。

また、誤って間違っただボタンを押してしまい、取り返しのつかない事態を引き起こしてしまう可能性もあります。実際にSNSに絡んだ事件が多発するようになりました。

さらに、コロナの影響もあり、教育現場でもデジタル化が一気に進み、学校以外でも教育を受ける環境ができました。しかし、家庭とは違う社会生活を経験する学校は必要でありますし、新しい時代を生きる子供に必要な生きる力を育むことが、学校教育の基盤でもあります。

そこで、学校教育の現場において、これからの子供たちには、どのような資質・能力が求められているか伺います。

○教育長(黒木淳一郎君) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響や国際情勢の不安定化など、社会の変化が加速度を増し、未来を生きる子供たちには、これまで以上に様々な変化を乗り越え、新たな未来のつくり手として豊かな人生を切り開くことが求められております。

そのために必要な資質・能力として、様々な課題を自分事として捉え、多様な他者との対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し、新しい答えを生み出し、表現する力などがまずは大切であると考えております。

一方で、自己肯定感や相手を思いやる心、コミュニケーションを通じて人間関係を築く力などは、どのような時代であっても変わらぬ重要な資質・能力であると考えております。

○福田新一議員 その資質・能力を身につけさせるために、県教育委員会ではどのように取り組んでいらっしゃいますか。

○教育長(黒木淳一郎君) 子供たちに必要な資質・能力を身につけさせるためには、「学びに向かう力」を育成することが重要であると考

えております。そのためには、子供一人一人が問いを持つこと、仲間と学び合うこと、深く考えることが大切であります。

県教育委員会といたしましては、このような学びを通して、目指す子供の姿を「ひなたの学び」と整理し、「学びに向かう力」の育成を意識した取組を行っているところであります。

今後とも関係部局や市町村教育委員会と連携し、学校と家庭、地域が一体となって、幼稚園から高校、特別支援学校に至るまでの全ての学びの場において、この「ひなたの学び」を推進してまいります。

○福田新一議員 教育現場でも様々な課題に取り組んでおられるということはよく分かりました。しかし、子供たちを取り巻く環境は変化しており、先ほど質問しました不登校の問題だけでも、家庭内における親の子供への接し方、しつけに悩む親、過保護、また深夜までゲームをして朝起きられない、朝御飯を食べられないなどの生活リズムの乱れや学校生活によるトラブルなど、様々な要因があると言われており、それぞれの課題を解決していく必要があると思います。

問題が複雑で多くなった今だからこそ、福岡市社会福祉協議会の例を紹介したように、制度のはざまにある問題にも目を向けなければならないと思います。

不登校やひきこもりなどの子供たちは、学校だけの問題でも家庭だけの問題でもなく、社会全体の問題です。これらの問題について、社会全体の課題として取り組む体制を、日本一生育てやすい県を目指す本県だからこそ、ぜひ検討していただきたい。これは要望とさせていただきます。

「子ども・若者プロジェクト」に関しまし

て、次が最後の質問です。

6月議会で知事は、保育料無料化は財政力によって地域間格差が生じることは望ましくないと答弁されましたが、その後の取組について伺います。

○知事（河野俊嗣君） 少子化対策は、我が国の将来を考えると、極めて重要で、かつ待ったなしの課題でありまして、2030年代に入るまでが少子化反転に向けたラストチャンスと言われているような状況で、私も強い危機感を抱いているところであります。

現在、県内各地を回り、市町村長と意見交換を行っておりますが、各自治体が厳しい財政状況の中で懸命に子育て支援に力を入れている実情というものを伺うにつけ、財政力によって地域間格差が生じることは望ましくないと改めて感じております。

このため、6月議会でも答弁いたしましたとおり、子供の保育料や医療費の無料化など、財政負担の大きい包括的な仕組みづくりについては、国において全国一律での実施を図るよう要望しているところであります。

知事会の地方税財政の委員長として、税財政関係の要望を行う際に、子供政策に関して言うと、国が一律に取り組むべき部分、そこはしっかりと財源を確保してやっていただきたい、一方で、例えば本県のおむつのサブスクリプションですとか妊産婦健診の支援策など、地域の実情に応じて取り組む部分については、地域が柔軟に活用できるような交付金をつくってほしいということを強く要望しているところであります。

全国知事会におきましては、子供・子育て政策に一層強力に取り組む決意の下、今年7月には、「子ども・子育て政策推進本部」を設置

し、幼児教育・保育の完全無償化や、子ども医療費助成制度の創設など、国に対し強く要望を行っているところでありまして、私も今申し上げましたような税財政の要望等の機会等、あらゆる機会を通じて国に働きかけてまいります。

○福田新一議員 ありがとうございます。知事、粘り強く頑張っているのがよく分かりました。私も粘り強く質問を続けていきたいと思っております。

次に、再造林率日本一への挑戦について伺います。

「持続可能なみやぎきの森林・林業・木材産業の確立」のためには、「伐って、使って、すぐ植える」森林資源の循環が必要不可欠です。

現状の再造林率73%から90%を目指し、今回3つの日本一挑戦プロジェクトの一つ、「グリーン成長プロジェクト」において、再造林率日本一を目標に掲げています。

資源循環型林業を確立するためには、伐採後の再造林が重要であり、そのためには、再造林に不可欠な苗木の安定供給が必要になると思っております。活着のよいコンテナ苗の普及も盛んだと聞いています。

一方、国においては、新たに花粉症対策に取り組むこととしており、杉人工林の伐採を増加させるとともに、花粉の少ない苗木などによる植え替えを推進するため、花粉の少ない杉苗木の生産割合を9割以上に引き上げようとしていると聞いています。

そこで、花粉の少ない杉苗木の生産拡大に向けた県の取組について伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 県では、杉の花粉症対策として、花粉の量が一般的な杉に比べ、おおむね20%以下の少花粉杉や低花粉杉の苗木の生産拡大を進めております。

具体的には、苗木生産者に対し、県の採穂園で育苗した花粉の少ない杉の穂木を供給するとともに、自家採穂園の造成や生産施設の整備支援、生産技術向上のための研修会の開催等を行っています。

これらの取組により、花粉の少ない杉苗木の生産量は年々拡大しており、令和4年度は約600万本と、県内の杉苗木生産量の95%を占めております。

引き続き、花粉の少ない杉苗木の生産拡大と安定供給を図ることにより、花粉の発生抑制に努めてまいります。

○福田新一議員 次に、森林組合に期待する役割についてお尋ねいたします。

先月、県外調査にて、くま中央森林組合、球磨地区中央林業活性化協議会に参りました。調査内容は、スマート林業構築実践事業を活用した実証事例でした。

この球磨地区では、林業担い手の減少や高齢化、木材価格の低迷等による林業経営意欲の減退などにより、保育、間伐等の適正な施業や管理が行われていない森林や、伐採後に造林が行われていない森林の増加が懸念される状況にありました。

この協議会は、熊本県の南部に位置する1市2町1村、森林組合、熊本県、鹿児島大学、各林業関係団体等に加え、オブザーバーの熊本南部森林管理署によって構成されており、平成30年度から令和2年度まで、林野庁のスマート林業構築実践事業を活用して、スマート林業を推進・展開してきていました。再造林を進めるには、このような森林組合を中心とした取組が必要ではないかと考えます。

そこで、「グリーン成長プロジェクト」を推進する上で、森林組合に期待する役割について

伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 森林組合は、再造林を中心に、コンテナ苗の生産やスマート林業の推進など、多様で先駆的な事業を展開されており、地域における森林・林業施策の中核的な担い手であると認識しております。

「グリーン成長プロジェクト」では、再造林に関する様々な課題の解決に向けて、県、市町村、林業関係者、県民が一丸となって取り組む「宮崎モデル」の構築を目指しています。

このモデルでは、地域の林業関係者が再造林に関する情報を共有し、連携しながら、強力で再造林を進める体制の構築を検討しており、森林組合には、この体制の中心的な役割を期待しております。

○福田新一議員 ありがとうございます。

次に、市町村職員への支援について伺います。

本県で森林・林業行政を担う市町村職員は、一般事務職として採用され、定期異動の中で林業分野に従事されているケースがほとんどです。

また、約7割の市町村では、1人から2人の担当で業務全般を担当している状況です。林業の専門職がない中で、森林経営管理制度の推進など、森林・林業行政の業務全般を運営していかなければならず、マンパワーが不足しているのが実態かと思えます。よって、市町村職員にとって、専門的な業務を迅速かつ正確に理解することが困難だと察します。

森林・林業行政を担う市町村職員は、専門的知識や技術を有する人材が不足していると思われるのですが、県はどのように支援しているのか伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 県では、市町

村職員を対象とした担当者会議の開催や個別の相談対応、各農林振興局等に配置した林業普及指導員による技術的指導など、きめ細かな支援を行っております。

また、森林経営管理制度の推進に向けては、県が設置している「みやざき森林経営管理支援センター」において、研修会の開催や現地指導などの支援を行っています。

県としましては、今後も技術的支援を継続しつつ、人員体制に不安を抱えている市町村に対しては、森林・林業の知識や経験を有する技術者を雇用し、市町村の森林・林業行政に携わっていただく仕組みである地域林政アドバイザー制度の積極的な活用を働きかけてまいります。

○福田新一議員 先日、都城市にある、木材利用の研究を進める木材利用技術センターを訪ねてみました。平成13年に開所して以来、22年が経過しております。この間、木材利用に関する基礎研究や応用研究などで培ってきた多くの知識と確かな技術が、数多くの現場に移転され、活用されています。全国有数の木材専門の研究機関です。

センター設立の原点は「地域に密着した実用研究」とし、様々な強度試験機による研究や、新たな木質建材であるCLT（直交集成板）を用いての構造物を築造し、加工性や施工性の検証、また屋外暴露試験の多さにも驚かされました。シロアリ、ゴキブリも育てて、木材の匂い成分による忌避効果——要するに嫌って避けることです——についても研究されていました。

今回の「グリーン成長プロジェクト」で再造林を進めるには、その出口対策も重要と考えます。今後、人口減少による住宅建設の減少も予想されます。これに伴い、木材需要も減少していくと考えられるため、住宅以外への木材利用

を進める必要があります。これには、公共建築物のみならず、民間施設への広がり也不可欠です。

そこで、木材利用技術センターにおける民間非住宅建築物の木造化・木質化を促進するための技術支援等の取組状況について伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 木材利用技術センターでは、非住宅建築物の木造化等を促進するため、大断面の構造用部材の強度や接合部に関する研究などを行っています。

加えて、令和3年度からは、木造化等に取り組む事業者への技術的支援を進めており、施主や建築関係者等からの相談に、みやざき木造マイスターを中心とした専門家が対応する相談窓口の設置、木造設計の際に参考となる事例集・図面集の作成、木材調達や木造化等の提案・施工を担う林業や建築関係者によるネットワークの構築などに取り組んでおります。

県産材の利用促進に向けましては、官民を問わず、非住宅分野での木造化等が大変重要であるため、引き続き、施主や事業者等のニーズに即した研究や技術支援に力を入れてまいります。

○福田新一議員 ありがとうございます。

次に、森林環境譲与税の扱い方についてお尋ねします。

県は再造林率日本一を目指していますが、地域により再造林率に差が生じていると思います。県全体でバランスよく森林整備が進んでいく必要があります。

2024年度から、森林環境譲与税の財源となる、国の森林環境税の課税も開始されると聞いています。森林環境譲与税は、森林整備に必要な財源を確保するために創設されたもの。譲与税を活用して、県と市町村が協力して再造林率

向上を目指していくべき内容だと考えます。

そこで質問です。再造林を進めていくには、森林環境譲与税を活用して支援を行い、将来に森林資源をつないでいくべきと考えます。知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 資源循環型林業を実現するためには、再造林や担い手の確保等が大変重要になってまいります。

このため、国の事業等も活用しながら様々な施策を講じているところでありますが、森林整備に必要な地方財源の確保を目的として創設されました森林環境譲与税の活用も極めて重要になってくると考えております。

譲与税は、令和元年度からの4年間で、県と市町村合計で約44億2,000万円が譲与されております。県におきましては、森林経営管理制度の推進に向けた市町村支援や、みやざき林業大学校での担い手育成などに活用しております。市町村においては、再造林への支援の拡充や酷暑作業を行う下刈り作業員への支援など、適切な森林の整備につながる取組に活用されているところであります。

今、森林環境譲与税の譲与基準、配分の基準をより山元に手厚くしてはどうかというような議論が進行しておりますし、その動向を注視してまいりたいと考えておりますし、今議員がおっしゃいましたように、来年度からいよいよ課税が始まる、国民が負担を感じる状況になるわけでありまして、より適切な活用というものに注目が集まるということになります。

再造林の推進に向けては、地域の実情を踏まえることが重要でありますので、譲与税の活用を含め、県と市町村が役割分担をしながら、きめ細かな対応を行い、循環型林業の確立を図ってまいります。

○福田新一議員 ありがとうございます。

次に、国スポ・障スポに向けた施設の整備状況についてお尋ねいたします。

都城市に建設中の陸上競技場の進捗状況ですが、毎朝、建設中の陸上競技場の前を通っていくのですが、日に日に写真で見っていた完成イメージの姿にあるアーチ状の屋根が形になってきています。工事中の陸上競技場を見るたびに、とてもわくわくしています。

しかし、先に一部供用を開始している延岡市の新体育館では、施工不良がニュースで流れました。完成が楽しみなのですが、同じようなことが起きないのだろうかと不安も感じるようになりました。

そこで、新陸上競技場の進捗率と、新体育館で発生したような施工不良を防ぐための確認方法を、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 新陸上競技場につきましては、令和3年12月に建設に着手し、現在、メインスタンドの屋根工事や1階部分の内装工事など、計画どおり整備を進めており、10月末時点の進捗率は42%となっております。

また、新体育館で発生したような施工不良の再発を防ぐため、今後の施工管理において、通常使用しているマニュアルの項目に加え、新たな確認項目や検査回数を増やすなど、検査や確認方法をさらに強化徹底することとしております。県としましては、公共施設整備における安全性と品質の確保に、より一層取り組んでまいります。

○福田新一議員 ありがとうございます。施工管理の徹底をしていただき、県民に長く愛される陸上競技場の完成に向け、引き続きよろしくお願いたします。

次に、いつも通っているから気づくのですが、大会時に使用を想定しているスマートインターチェンジは問題があります。国スポ開催以前に整備が必要だと思います。

先日、スマートインターチェンジ入りロゲート前で、1台の車が何らかのトラブルで通過しません。1台ゲートですから、当然ですけども、あっという間に4～5台がつながりました。地元のほうも多くの方が懸念されています。

そこで、開閉会式において山之口スマートインターチェンジ付近での渋滞が懸念されていますが、輸送・交通対策について、今後どのように取り組んでいくのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 開閉会式には県内外から多くの来場者が見込まれますことから、円滑な輸送・交通対策が大変重要であると考えております。

このため、会場周辺道路の拡幅や交差点の改良工事を進めているほか、会場周辺の臨時駐車場や輸送ルートに関する基礎調査を実施してきたところでございます。

今年度は、輸送手段ごとの輸送量推計や交通規制の検討など、開閉会式に係る輸送計画の策定に向けた総合調査を実施しております。

今後、これらの調査結果を踏まえ、関係機関・団体とも連携しながら、山之口スマートインターチェンジの利用の在り方も含めて、必要な対策を検討してまいります。

○福田新一議員 ありがとうございます。国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が大成功となるよう、インフラの対策についてもよろしく願いいたします。

大会後においても施設の活用を考慮してほし

いというところで質問いたします。

今回の陸上競技場は、国内外のトップアスリートやファンを引きつけることができます。シーガイアやフェニックスカントリークラブ等の海に面した施設も素晴らしいですが、山之口の陸上競技場は、霧島連山をバックに最高の景観を備えています。

国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会に向け、新たに整備しているスポーツ施設等については、それぞれの地域において、スポーツを通じた地域振興や地域活性化にも貢献する、大会後の活用が非常に期待されています。

そこで、最後ですが、「スポーツランドみやぎ」の全県化に向けて、どのように新陸上競技場を活用するのか、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 現在、整備を進めております新陸上競技場につきましては、令和6年12月の完成に向けて工事が順調に進捗しております。いよいよその姿形も見え始めて、その完成に期待が膨らんでいるところであります。

新競技場は約1万5,000の観客席や雨天走路を整備し、日本陸連の第1種公認を取得することから、トップアスリートも利用できます高水準の仕様を備えた施設となる予定であります。

この施設は、陸上競技をはじめ、ラグビーやサッカーなどの国際試合、また国内外代表クラスのキャンプ・合宿、全国大会などを誘致するための重要な拠点になるものと考えております。

県としましては、新競技場が県西地域でのスポーツの中核施設となり、またスポーツを核とした地域振興の拠点となって、周辺地域への波及効果を生み、さらには、県内全域の市町村や

競技団体等との連携を図ることにより、「スポーツランドみやぎ」の全県化を推進し、ひいては、県全体の地域振興にもつながることを目指して取り組んでまいります。

○**福田新一議員** ありがとうございます。今回、視察や調査において知り得たこと、学んだことから宮崎に生かしたいことを参考に質問させていただきました。また年内に2～3回、視察がありますけれども、引き続き、執行部と議会と、それこそ宮崎県の発展に車の両輪として活躍していきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○**濱砂 守議長** 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時50分散会

12月1日（金）

令和 5 年 12 月 1 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (38名)

1 番	齊藤了介	(志誠会)
2 番	永山敏郎	(県民連合立憲)
3 番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
4 番	工藤隆久	(同)
5 番	内田理佐	(宮崎県議会自由民主党)
6 番	川添博	(同)
7 番	荒神稔	(同)
8 番	福田新一	(同)
9 番	本田利弘	(同)
10 番	山内いっとく	(同)
11 番	山口俊樹	(同)
12 番	下沖篤史	(同)
13 番	濱砂守	(同)
14 番	黒岩保雄	(緑風会)
15 番	脇谷のりこ	(親和会)
16 番	松本哲也	(県民連合立憲)
17 番	山内佳菜子	(同)
18 番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
19 番	西村賢	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	二見康之	(同)
21 番	後藤哲朗	(同)
22 番	山下寿	(同)
23 番	野崎幸士	(同)
24 番	佐藤雅洋	(同)
25 番	安田厚生	(同)
26 番	日高利夫	(同)
27 番	凶師博規	(無所属の会 チームひむか)
28 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29 番	井本英雄	(自民党同志会)
30 番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
32 番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	武田浩一	(同)
34 番	山下博三	(同)
36 番	丸山裕次郎	(同)
37 番	中野一則	(同)
38 番	外山衛	(同)
39 番	日高博之	(同)

欠席議員 (1名)

35 番	日高陽一	(宮崎県議会自由民主党)
------	------	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	川北正文
環境森林部長	殿所大明
商工観光労働部長	丸山裕太郎
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	原口耕治
会計管理者	長倉佐知子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
総務部参事兼財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	米良勝也
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	鬼川真治
議事課長	福島久大
政策調査課長	牧浩一
議事課長補佐	佐藤亮子
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	山本聡

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山口俊樹議員。

○山口俊樹議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。宮崎市選出、自民党の山口俊樹です。傍聴に足を運んでいただいた皆様、ネットなどを見ていただいている方々に感謝を申し上げます。

さて、本日は、防災、基礎自治体との連携、教育、福祉保健、財産運用の5つの大項目で質問をさせていただきます。

まず、防災対策です。

皆様は個別避難計画というものを聞いたことがあるでしょうか。ざっくり申し上げますと、高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが難しい方々を対象とした、一人一人の状況に合わせた個別の避難行動計画のことです。2021年に法改正がありまして、この計画の作成が市町村の努力義務となりました。

大規模災害が想定される本県にとって、この計画の策定は取り組むべき事業だと思いますが、本県における個別避難計画の必要性と策定状況についてどのように捉えているのか、知事にお伺いいたします。

壇上からの質問は以上といたします。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

個別避難計画についてであります。

東日本大震災における東北3県での障害者手

帳保有者の死亡率は、全体死亡率の約2倍に上っております。

また、熊本県の球磨川流域を中心に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨では、亡くなられた方の約8割が高齢者であり、障がい者や高齢者が犠牲になるケースが多く見られたことから、御質問の個別避難計画を策定することは極めて重要だと考えております。

県内市町村の個別避難計画の策定状況については、今年10月1日現在、全部策定が3町村、一部策定が12市町村、未策定が11市町で、全部及び一部策定の割合は57.7%となっており、全国の84.7%と比較すると低い状況にあります。

ただ、中身を見てみますと、未策定が4割になるわけではありますが、完全にはできていないものを未策定と言っている市町村もあるようでありまして、比較的厳格に、この数字は出されているというふうには受け止めております。

しかしながら、台風や豪雨が激甚化、頻発化し、今後、南海トラフ地震が高い確率で発生すると言われていた中、高齢者等の避難を円滑かつ迅速に行うため、個別避難計画を早期に策定することは、大変重要な課題であると受け止めております。以上であります。〔降壇〕

○山口俊樹議員 ありがとうございます。知事がおっしゃるとおり、厳格に運用しているということもあってだと思いますけれども、数字としてちょっと低い。他と比べて、数字上は進捗が遅れているということが言えるかなと思います。

実は答弁いただいた進捗率は、知事の答弁にもありましたけれども、計画に取り組んでいる基礎自治体の割合でございます。全国と比較してということについては、一つの指標となり得るんですが、正確に進捗を捉えるためには、対

対象者ベースでの進捗率を見たほうがいいのではないかと私は考えます。

そこで、個別避難計画策定が必要な対象者ベースでの進捗率を、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（横山直樹君） 個別避難計画の策定について、今年10月1日現在の状況を県内全市町村に聞き取りしたところ、避難行動要支援者数は合計4万2,854名、このうち個別避難計画の策定が済んでいる方は4,813名で、進捗率は11.2%となっております。

○山口俊樹議員 進捗率は約1割。途中までは作成している段階が結構あるというふうに伺っておりますので、もしかしたら数字上はもう少し進んでいるものはあるのかもしれませんが、完成は約1割という厳しい進捗率でございます。

基礎自治体にとっては努力義務ではありますが、命に関わることでありますので、計画をつくる、もしくは本当にその方は計画が必要なのかどうか、これを判断する機会を設ける必要があると思います。

進捗率は厳しい、こういった状況ですので、基礎自治体への支援も含めて検討すべきだと思いますが、宮崎県として、これまでの取組と今後の対応について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の個別避難計画の策定につきましては、市町村数、対象者数のいずれも低い状況にありますことから、県では今年度、計画策定済みの県外市町村から実務担当者の派遣を受け、課題解決のための助言をもらう内閣府の事業を活用しまして、計画策定の支援を開始したところであります。

また、今年6月には、県の担当者が県内の全市町村を訪問し、計画策定に係る課題について

聞き取りを行っております。

今後さらに、新たな取組としまして、市町村が行う福祉専門職員や自治会との調整会議のほか、地域の防災活動に対して、県の担当職員や防災士を派遣し、制度の周知や関係機関との連携、要支援者の避難訓練について支援を行うことにより、個別避難計画の策定を加速化してまいります。

○山口俊樹議員 現場の声を伺っていて、それに合わせてしっかり対策を打っていきますよという答弁だったと思います。私のほうにも、基礎自治体側からは、マンパワーがそもそも足りないんですよという意見も来ていますので、現場に寄り添った支援の在り方をさらに検討いただけるよう、よろしくお伺いいたします。

続いて、データセンターについて伺います。

行政のデジタル化が進めば、そのデータの保管場所、データセンターの重要性が増してまいります。宮崎県のBCP（事業継続計画）においては、「データセンターについては、万一の被災も想定し、遠隔地に予備機能を持たせるなどの検討を進める必要がある」との記載があります。

そこで、データセンターの現状をお伺いしようと思ったんですけれども、危機管理の関係でどこに保管していますというのはなかなか言えない可能性が高いですよという話を聞きましたので、質問は割愛させていただきます。

担当に状況を確認したところ、県のデータはバックアップも含めて複数箇所にデータ保管がなされているようなので、一定のリスク管理ができていく状況だと判断したいと思います。

しかし、実際に被災した場合を想定すると、県のデータはオーケーでも、基礎自治体のデータが利用できない状態になった場合、十分な災

害対応ができるのかという疑念が出ます。基礎自治体の財政状況や立地特性によっては、安全なデータ保管が難しいというところもあるかもしれません。

そこで、より災害リスクを低減するために、基礎自治体におけるデータ保管について、データセンターを県と基礎自治体で共同利用するなどの支援ができないか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 議員御指摘のとおり、大規模災害時において、市町村が管理、保管するデータが損失した場合、計画策定や国への報告業務など、県の業務にも一定の影響があるものと考えられます。

このような中、国においては、現在、地方自治体システムの標準化・共通化を目的としたガバメントクラウドの整備を進めており、データの保管方法やバックアップ体制などについても検討がなされております。

今後は、県と市町村で既に実施しておりますネットワーク回線やセキュリティー対策設備の共同利用と併せ、国の動向、安全性、経済性、様々な観点から、より適切なデータ保管の在り方について、市町村と連携しながら必要な検討を行ってまいります。

○山口俊樹議員 市町村と連携しながら検討を行っていくということで、災害リスク低減のために、連携できることをしっかりとやっていただきたいと思います。

続いて、災害が起きた際の災害廃棄物の一次仮置場の問題を伺います。

災害廃棄物の一次仮置場というのは、災害廃棄物を分別するために大事な拠点でございます。私は市議時代に、若手議員の会のつながりで、人吉市の市長と意見交換をさせていただき

ました。球磨川の災害を経験したところで、その重要な体験談というのをお話しいただいた際に、災害廃棄物の一次仮置場が非常に重要ですよというお話を伺いました。そこから市議会でも取り上げさせていただいて、議論を深めてきたところでございます。

この一次仮置場は、かなり広大な面積が必要で、その確保が課題となっております。

そこで伺いますが、南海トラフ巨大地震等において、県では、宮崎市における災害廃棄物の一次仮置場の必要面積をどのように想定し、どれくらい確保しているのでしょうか。また、宮崎市が策定している災害廃棄物処理計画ではどのようなになっているのか、県の認識を環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 県の災害廃棄物処理計画において、宮崎市は、国富町、綾町を含めた宮崎・東諸ブロックに分類され、このブロック内の仮置場の必要面積は、災害廃棄物分と津波堆積物分を合計し、77ヘクタールと推計しております。

仮置場の確保状況につきましては、平成30年度に実施した仮置場設置予定地現況調査において、宮崎・東諸ブロックでは、必要面積を超える予定地の回答があったところであります。

また、宮崎市の災害廃棄物処理計画におきましては、災害廃棄物分として最大135ヘクタール、津波堆積物分として35ヘクタール、合計170ヘクタールの仮置場が必要とされております。

○山口俊樹議員 今の答弁、皆様、分かりましたでしょうか。県と宮崎市で想定面積が違うんですね。想定ですから、どっちが正しいとかはないかもしれませんが、県は77ヘクタール、宮崎市は170ヘクタールと、数値がかなり違います。

県と宮崎市のそれぞれの計画で、一次仮置場の必要面積に差が生じていますが、県はその要因をどのように考えているのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 一次仮置場の必要面積については、県も宮崎市も、災害廃棄物の発生量を災害の被害想定から推計した上で、その推計値に環境省が示す計算式を当てはめて算定しております。

仮置場の必要面積に差が生じる要因は2つあり、1つは、災害廃棄物の発生量について、県は、県の南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定を、宮崎市は、宮崎市防災アセスメントの被害想定を基に推計しており、宮崎市のほうが大きいことでもあります。

2つ目は、環境省が示す計算式は複数あり、県と宮崎市で異なる計算式を採用したことによるものと考えております。

○山口俊樹議員 発生量の想定と、あと計算方法が違うというのが要因だそうです。意見交換をして、どちらかに合わせてもらえないものかなと個人的には思うところでもあります。

結局のところ、仮置場の確保については、広大な土地であるため、宮崎市も含め、具体的な確保ができていない自治体があるというふうに私は聞いています。市議会の答弁でもそのような答弁がございました。

そこで、市町村が一次仮置場の必要面積を確保していくために、県有地の活用を含めた協力ができないのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 被災状況によっては、一次仮置場として予定していた場所が使用できない場合も想定されることから、予定地はできるだけ多く確保することが重要であります。

そのため県では、今年度から宮崎県産業資源循環協会内にコーディネーターを設置し、各市町村の仮置場の選定等の支援に取り組んでおります。

現在、県有地の活用につきましては、一部にとどまっておりますので、今後、市町村が一次仮置場予定地を検討する中で、県有地の活用を希望する場合には、候補地ごとに関係部局と調整を図ってまいります。

○山口俊樹議員 相談には乗りますよということで進めていただけるという話だったと思います。住民にとっては、その仮置場が市町村のものだろうと、民間のだろうと、県のだろうと、正直重要じゃないわけで、大事なのは、きちんと仮置場が存在できて、運用されるかどうかだと思いますので、基礎自治体と連携して、できる限り協力をお願いいたします。

なお、今回、県と市の計画に違いがあるということも指摘させていただきましたので、今のそれぞれの計画をたたき台にして、一緒に計画をつくっていくということも今後検討していただければと思いますので、よろしく願いします。

続いて、様々な分野の基礎自治体との連携・協力について伺いたいと思います。

まず、高千穂通りの活用についてでございます。

高千穂通りでは、道路空間、歩行者エリアの有効活用に関しての実証実験をこれまで行ってきたと記憶しております。宮崎市から県への要望においても、ウォーカブルなまちづくりに向けて、自転車レーンなどを含めた道路構造の見直しとか、利用の規制緩和につながる「ほこみち制度」の活用などが出ていますけれども、高千穂通りの利活用について、県の考えを県土整

備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 高千穂通りにつきましては、歩きやすく、楽しく過ごせる道路空間づくりを目指し、国、県、宮崎市、関係団体などで構成する協議会において、歩行者と自転車の分離など、日常的な歩道の利活用に向けた議論を進めているところであります。

このような中、高千穂通り周辺では、NTT広島ビルの再開発や、宮崎市による広島通りの再整備など、まちのにぎわい創出につながる取組が進められております。

このため県では、このような取組をさらに後押しするため、高千穂通りにおいてオープンカフェなどの常設が可能となる「ほこみち制度」も新たに導入することとしております。

県としましては、今後とも、市や事業者などと一体となって、人々が集い、楽しめる、魅力的なまちづくりに取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 「ほこみち制度」の導入を明言いただきました。ありがとうございます。実務上の難しさもあるかもしれないんですけども、新たな価値を生むために、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

次に、鉄道の利便性向上の観点から、交通系ICカードの促進について伺います。

WBCキャンプのときだったと思いますが、木花駅などがすごく混雑した様子を皆様も覚えていらっしゃると思います。ぜひ今後の鉄道利用のためにも、交通系ICカードの利用促進を進めていただきたい、設置していただきたいと思っております。

交通事業者が主な実施主体だということは分かるんですけども、観光や県民の利便性向上のために、県が支援するのもありじゃないかなと私は考えているところです。

そこで、ICカードの利用拡大に向けた県の取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 交通系ICカードは、鉄道の利便性向上に大きく寄与するものでありますが、県内で利用可能な駅は、宮崎駅をはじめ12駅にとどまっており、これまで関係機関と連携して、JR九州に対し、利用駅拡大の要望を行ってきております。

一方、スマートフォン等で購入できるデジタルチケットが徐々に普及しているほか、インバウンド向けの対策も必要なことから、本年度は、QRコードやクレジットカード決済に対応した環境整備についても、要望に加えたところでもあります。

県としましては、引き続き要望活動に取り組みながら、駅の利用実態や費用対効果などを踏まえ、より効果的で効率的な決済手段について、沿線自治体等とも検討し、必要な支援を行ってまいります。

○山口俊樹議員 ICカード以外の手法も含めて研究しますということです。

福岡などではクレジットカード式も出てきていますし、皆さんもQR決済をやられている方も多いと思いますので、浸透してきたからいろんな方法があるんだろうと、なるほどと感心した次第でございます。ぜひ何かしら早期実現を目指していただきたいと思っております。

続いて、県営住宅や職員宿舎の今後について伺います。

宮崎市には大塚台という地域がありまして、宮崎西高校などのそばなんですけれども、その地域には、県営住宅、職員宿舎、教職員宿舎、そして元南警察署の宿舎と、県関係の住宅が集積しております。

宮崎市議から相談を受けたんですけども、

県関係の住宅のうち、入居率が低い、もしくはそもそも入居していない建物が多くあって、治安も含めて住民の方から不安の声があるので、県がどんなふうを考えているのか確認してこないかということでした。

県営住宅、宿舍、それぞれ分けて質問をしたと思います。

まず、県営住宅についてです。

伺ったところ、大塚台団地というのがありまして、昭和50年前後に建設、築50年ぐらいに迫る、17棟510戸から成る団地で、現在7割ぐらいの入居率だそうです。築年数もかなりたっておりますし、入居率もほかの団地と比べてもあまり高くないように聞いておりますけれども、県営大塚台団地の今後の整備方針について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 県営住宅につきましては、住宅の長寿命化と将来的な管理コスト縮減を目的として策定した宮崎県営住宅長寿命化計画において、団地の需要や立地、老朽度などを総合的に判定し、維持管理、建て替え、用途廃止の方針を定めているところであります。

この中で、県営大塚台団地につきましては、建設年度が古く、老朽化が進んでおりますが、立地がよく、利便性が高いことなどから、令和4年6月に改定した長寿命化計画において、建て替えの方針としたところであります。

この方針につきましては、今後、将来の人口減少、世帯状況等に加え、大塚台地区の適正な管理戸数を見極めながら検討することとしております。

○山口俊樹議員 建て替えの方針ということでございます。時期や規模はこれから検討ということですが、近隣には、県営住宅のみならず市

営住宅もございますので、県と市で連携していただきたいと思います。

続いて、職員宿舍などです。

概要をお伝えすると、県職員宿舍、教職員宿舍、元南警察署宿舍は全て、昭和50年前後に建設されております。そして、入居率ですが、県職員宿舍が6.3%、3棟あるんですけれども、全て新規入居は募集停止中だそうです。教職員宿舍は、入居率27%、4棟あって、うち2棟は誰も入居しておりません。そして元南警察署宿舍、こちらは令和元年、5年前に用途廃止、つまり何年も誰も住んでおりません。

このように、規模としてはそれなりにあるんですが、ほとんど使っていない。さらに新規入居も止めていますので、早く出口戦略を決めて、動き出す段階に来ていると思います。

大塚台地区の職員宿舍の今後の在り方について、これまでの検討状況と今後の方向性について、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画において、大塚台地区の職員宿舍は入居率が低く、今後も改善が見込まれないため、建物ごとに計画策定後10年以内を目途に廃止、または集約化を行うこととしております。

このため、隣接する教職員宿舍を管理する教育委員会等と、宿舍の相互利用の可能性など、具体的な建物の集約化の方法等について検討を進めてきたところです。

今年度中に計画の改定を行うこととしておりますので、民間への売却方法等を含めた今後の方向性を明記した上で、スピード感を持って取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 今年度中に個別計画を改定して方向性を明記しますということですか。スピー

ド感を持ってという答弁でございますが、既に4～5年使わなくなっている建物もあるので、できるだけ早い検討をお願いしたいと思いません。

話を伺うと、用途を廃止しますというのを決めてから具体的な検討に入っていくみたいな流れが実務上の流れみたいですが、せめて用途廃止の検討と同時並行でサウンディング調査をかけるとか、活用可能性を模索する動きをしていただきたいと思います。県の資産を寝かせることなく、できる限り素早く活用していただきたいと思います。

続いて、河川管理について伺います。

今年、頻繁に河川の草刈りの要望を受けました。都度、対応していただいたんですけども、それだけ住民の関心も高いので、状況を確認したいと思いません。

話を伺うと、草刈りは業者さんに委託する以外にも、有志の団体に報奨金を支払ってやってもらうパートナーシップ制度など、幾つかの手法を組み合わせて管理しているようです。

全県下に広げると話がぼやけてしまうので、宮崎市の場合として伺いますが、県管理河川における草刈りの実施方法と河川パートナーシップ事業に係る宮崎市の登録団体数、そしてその人数の推移を、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 県管理河川における草刈りは、自治会などの登録団体が行う活動等に報奨金を支給する河川パートナーシップ事業や、県と協定を締結した民間企業がボランティアで行う河川アダプト制度及び業務委託等により実施しております。

また、宮崎市内における河川パートナーシップの状況につきましては、令和元年度は、登録団体数が175団体、参加延べ人数が約6,200人で

あり、昨年度は、177団体、約6,500人となっております。若干ではありますが、増加しております。

○山口俊樹議員 団体数等は微増しているということですが、パートナーシップ制度は、そもそも協力していただいて成立する制度なので、発注者都合、県側都合での管理が難しいという一面もあろうかなと思っております。

ちなみに、パートナーシップ制度などをやめて、県下全域の河川の草刈りを民間への業務委託をメインとした場合、どれくらいかかるのか試算していただいたんですが、約7億円だそうです。なお、現状でも草刈りには約2億円かかっていると伺っております。

このように草刈りに関しては、県側も予算を含めて頭の痛い問題ですし、住民にはニーズがある課題でございます。こうしたところに工夫と民間の新しいアイデアを入れていきたい。

そこでお伺いしますが、河川パートナーシップ事業の今後の取組と草刈りの課題解決について、民間にアイデアを募るような取組ができないか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 河川パートナーシップ事業につきましては、近年、参加者の高齢化が進んでおり、負担軽減や作業の省力化を図ることを目的に、令和2年度より自走式草刈り機の貸出制度を試行的に導入しております。

また、今年度、燃料代の高騰などを考慮し、活動団体に対してアンケート調査を行い、報奨金の設定金額について検討しているところであります。

今後も進行する人口減少や高齢化の中で、草刈りに関する、さらなる省力化や低コスト化を進めることは大変重要でありますので、新技術

の導入をはじめ、国やほかの自治体の取組状況、また、議員御指摘の民間からのアイデア募集など、様々な角度から検討してまいりたいと考えております。

○山口俊樹議員 パートナーシップ制度については、試験的な取組を含めて改善を、民間のアイデア募集については、検討いただけるということでした。ありがとうございました。

宮崎市は、「みやPORT」という公民連携窓口をつくって、民間と様々な連携を模索する取組をしておりますが、そうしたイメージで、担当課ベースでいいので、民間のアイデアを聞く機会をつくっていただければと思います。困っていることは困っているとオープンにして、アイデアを募る。それが民間にとってはビジネスチャンスになることもあるかと思うので、御検討をよろしくお願いいたします。

続いての質問です。

市内の建設業界の方々と意見交換をすると、人手不足だという話題になることが多いです。特効薬になかなか得ないかもしれませんが、まずは、とにかくICT技術を活用していくことが、できることの一つであろうと思います。

そこでお伺いいたします。県では、公共工事におけるICT活用推進のため、ICT活用工事というものをやっているようですが、このICT活用工事の今後の取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 県土整備部では、ICT活用工事を平成29年度から開始し、現在、国が示す13の対象工種のうち、9工種で取組を進めており、次年度は1工種拡大することとしております。これまでに127社の企業が取り組み、このうち、受注者による希望は113社で

あります。

県では、さらに多くの企業に参加を促すため、引き続き、必要経費の計上や成績評定の加点を行うほか、国の動向を踏まえ、さらなる工種拡大を検討してまいります。

また、活用を図るため、ICT研修を実施しており、今年度から3次元データ処理研修の追加や、産業開発青年隊への講義を行っており、今後とも内容を充実してまいります。

県としましては、建設現場の生産性向上につながるICT技術の活用を、引き続き積極的に推進してまいります。

○山口俊樹議員 基本的には、国が示す対象工種を前提に導入を進めていますということですが。しかしながら、国は13工種を対象にしているんですけども、県は今9工種で、来年にプラス1ということのようです。いろんな課題もあるのかもしれませんが、積極的推進という言葉もいただきましたので、まずは国の13工種まで宮崎県でも拡大していただきまして、さらに欲を言えば、国に先んじて、宮崎県の実情に合わせて工種を拡大してやっていきますよというぐらいの気持ちでお願いしたいと思います。

人手不足のスピードは地方のほうが早いわけですので、できることをどんどんやっていただきたいなと思っているところです。

続いて、教育政策について取り上げたいと思います。

まずは空調設備についてです。9月に坂本議員の質問でもございましたけれども、宮崎県内の公立学校の体育館におけるエアコンの設置率について、全国と比較してどういう状況か、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県内の公立小・中・高等学校における体育館等のエアコンの設置

率につきましては、文部科学省の調査では、令和4年9月現在、約3%であります。なお、全国では約11%となっております。

○山口俊樹議員 宮崎が3%で全国が11%と、かなり差があります。ただ、この数字は、東京都とかが突出して整備が進んでいて、全国平均を引き上げているので、単純比較するとちょっとかわいそうかなというのはあるんですが、進んでいないというのは事実だと思います。

国もこうした状況を鑑みて、今年度から空調設備及び断熱化の工事に関する補助率を3分の1から2分の1に引き上げて、整備の推進を図っているようですけれども、市町村側からすると、やっぱり1校当たり数千万単位の持ち出しが出るので、なかなか進まない状況のようです。

そこでお伺いしますが、国の交付金の補助率が引き上げられたということを受けて、県としても、例えば断熱化部分だけでも補助するとか、市町村の実施する工事に対して支援ができないか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 公立学校の体育館にエアコン設置などの環境を整備することは、児童生徒等の熱中症対策や、災害時の避難所となる可能性もあることから、重要であると認識しております。

しかしながら、体育館は大空間であることから、エアコン設置や断熱化などの整備には、多大な費用を要することとなります。

このような中、議員の御指摘にもありましてとおおり、今年度から国の交付金の補助率が引き上げられ、建物の断熱化に関しましても補助対象となり、このことは担当者会議でも周知いたしました。

県教育委員会といたしましては、市町村の工

事に対する支援について、他県の事例を参考にしながら、どのような対応ができるのか研究するとともに、随時、情報を提供してまいります。

○山口俊樹議員 結論から言うと、厳しいですよということになるかと思いますが、公立学校の体育館も老朽化してますので、空調設備の投資のタイミングが非常に難しいというのも事実だと思いますし、既存の空調設備ではない手法をそろそろ検討する時期に来ているのかなと感じたところです。

続いて、宮崎県が進めている海外留学支援事業の今後について伺いたいと思います。

私は、この留学支援事業を非常にいいなと思っておりまして、どんどん進めてほしいんですけれども、支援事業のその後についても準備をしておくべきだと思っています。

この事業によって高校生が海外へ関心を持って、国内の大学じゃなくて海外の大学に行きたい、チャレンジしたいという思いを持つ学生がぜひ出てきてほしいなと思いますし、その希望をかなえる体制を早い段階でつくっていきなと思っています。

そこでお伺いしますが、海外の大学に進学を希望する生徒に対して、学校ではこれまでどのように指導してきたのでしょうか。また、県としてどのように対応していくのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、県立高校に留学支援担当者を置き、担当者会を通じて、留学情報をこれまで共有・発信してきております。

また、各学校では、海外の大学に進学を希望する生徒に対しまして、その留学支援担当者等を中心に手続を進めております。

さらに、業者による留学関連の研修にも参加し、それらを通して、海外の高等教育機関との連携協定を結び、支援体制を整えている学校もごございます。

今後は、今年度より、取り組んでおります海外留学支援事業によって、留学への機運が高まり、海外の大学に進学を希望する生徒が増えることも想定しております。

そのため、広く県内外の学校から好事例を収集・共有するとともに、相談体制や研修の充実を図ってまいります。

○山口俊樹議員 広く県内外の状況も調べて、体制の充実を図るということです。学生が羽ばたきたいと思ったときにしっかりと背中を押しあげられる体制をつくるということは、どんどん応援していきたいなと思います。

続いて、最近、話題となった、高校入試において、月経、生理による体調不良が追試対象になるのかということについて取り上げます。

新聞、全国紙の独自アンケートによる記事で、受験日に月経等が重なり、体調不良になった場合、追試として認められるのか調査したところ、全国の自治体で対応が分かれているという結果が出たそうです。

こうした状況を受けて、現在、文部科学省が追試対象にすべきですよという通知を出す準備をしているという報道もあります。

ちなみに、宮崎県は対象にならないと回答したようですけれども、令和6年度県立高校入試、来年度の入試における、生理などの体調不良者に対する追試験等の対応について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の県立高校入試では、学力検査当日に、受検者が生理痛などで体調不良の場合には、別室での受検を認めた

り、面接の際は、その順番を繰り上げて早めに検査を終わらせるなどの配慮を行っております。

また、当日、やむを得ない事情で受検ができない場合には、当該高等学校長が検査に代えて、受検者の不利益にならないよう適切な対応も行っているところでございます。

令和6年度の県立高校入試では、追検査は実施いたしません。入試当日の受検者の体調に関しましては十分な配慮を行い、一人一人が中学3年間の学習成果を発揮することができるよう適切に対応してまいります。

○山口俊樹議員 追検査はしないんですけれども、これまでどおりだと思いますが、生理による体調不良については、別室受検などの配慮をいたしますということでございます。体調が悪くなった場合はぜひ活用いただいて、実力を発揮できるようにしていただきたいと思います。

私、何で追試験しないのかなと思ったんですけれども、実はそもそも宮崎県の高校受検に追試、追検査という制度がないみたいなんです。コロナのときは特例でやったみたいなんです。基本は一発勝負になっているみたいです。いろいろ何かできない理由があるのかもしれないんですが、受検は人生がかかってくるので、チャンスはできるだけ与えてあげたい。

そこでお伺いしますが、全国の公立高校入試における追検査の実施状況はどうなっているのでしょうか。また、本県においても追検査を実施できないか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 昨年度は、新型コロナウイルス感染症に対応した追検査が、47都道府県中、本県を含む43都道府県で実施されております。新型コロナウイルス感染症以外の要因による全国の追検査の実施状況につきまして

は、把握しておりませんが、本県では実施しておりません。

今年度、本県の県立高校入試では、追検査は実施いたしません。推薦入学者選抜、一般入学者選抜、2次募集選抜を実施するなど、複数回の受検ができるよう、受検機会を確保するための措置を行っております。

追検査の導入につきましては、今後、国や他県の状況等を踏まえながら、公平性の確保や中学校への影響などを考慮し、さらに研究してまいります。

○山口俊樹議員 追検査はしていないけれども、受検の機会の確保には努めていますということだったと思います。

ただ、全国の追検査の実施状況、これは把握できていないんですよね。統計データがないということみたいです。ほかの都道府県ではやっているかもしれないし、実は追検査があるほうが多数派かもしれません。

九州だけですけれども、私、入試要項をちょっと調べてみましたが、明確な追試験をやっているのが2つ、後期だけ認めていますよみたいなのが2つ、そして記載なしというのが宮崎を含めて4つということでしたので、状況が分かれております。

これまで平時における追検査については、調査・検討したことがないというような状況だと思っておりますので、これを機会に調べていただいて、やるべきかどうかの判断をぜひ今後行っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

教育政策、最後の質問でございます。

国において基金が積み上がっているという指摘がございます。本県も様々な基金を活用しようとして、ちょっとどんなものがあるのかなと

調べてみたんですけれども、その中で「安心子ども基金」というものが目につきました。

この「安心子ども基金」の現状と今後の活用について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 「安心子ども基金」は、安心して子供を生み育てられる社会づくりを推進するため、平成20年度以降、各都道府県に設置されたもので、使途は国が示す事業に限定され、本県ではこれまで、保育所等の整備や子ども家庭センターの設置運営などに活用されています。

今年5月末現在、約9億5,000万円の残高があり、事業期間は原則、今年度末までとなっておりますが、今のところ、来年度以降の取扱いは国から示されておりません。

この基金は、これまで対象事業の追加や事業期間の延長が繰り返されている経緯もありますことから、本県の子育て環境のさらなる充実に活用することができるよう、国に働きかけを行ってまいります。

○山口俊樹議員 安心して子供を生み育てられる社会づくりのための基金で、約9.5億円です。すごくお金があるじゃないかと、もったいないと思った方も多いかと思いますが、県が悪いわけじゃなくて、国からの指定事業にしか使えないので、ちょっと使い勝手が……というところもあるみたいです。しかし、9億円オーバーが積み上がっているのはちょっとというふうに感じるところではございます。

本県においては、基金の運用・活用は、基金を所管している部局が主体となっていると聞いておりますけれども、この「安心子ども基金」に限らず、ぜひ基金の積極的活用をお願いしたいなと思っております。

また、各基金については、改めて調べた上

で、必要があれば取り上げさせていただきます。

続いて、福祉保健政策について伺います。

本日12月1日は、世界エイズデーということで、様々な取組が世界規模で行われているようです。私も今日、レッドリボンをつけて登壇させていただきます。もちろんエイズに関する取組は大事でありますけれども、最近、感染症の中で特に注意喚起なされているのが梅毒でございます。感染者数が急増していて、宮崎市の場合は5年前の約10倍になっていますよというような話もございました。

そこで、県内における梅毒の発生状況と県の今後の対応について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県の梅毒患者報告数は、令和4年が116件と過去最多でありましたが、令和5年は、昨日公表時点で、それを上回る161件となっております。

こうした状況に大変危機感を感じておりまして、今年度の新規事業で感染拡大の注意喚起を行うとともに、保健所での無料・匿名検査を医療機関にも拡充し、検査体制を強化したところでもあります。

今後の対策としましては、街頭キャンペーンによる検査の呼びかけを行うとともに、梅毒の急増や検査情報を掲載したリーフレット等を新たに作成し、市町村や学校、医療機関等へ配布することとしております。

梅毒は自覚症状がないままに感染拡大することや、妊婦の感染により、流産や先天性の障がいを引き起こすこともある深刻な感染症でありますことから、県としましては、福祉保健部を中心に、保健所設置市である宮崎市とも連携をして、梅毒の発生予防、蔓延防止に取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 既に過去最多の状況になっていて、危機感を持っているという答弁でございました。このまま過去最多を更新し続けるような状況にならないためにも、危機感をぜひトップ自ら、事あるごとに発信いただくようお願いいたします。

現状の感染者のデータを見ると、やはり10代から40代の罹患が非常に多いということです。さらに言うと、性感染症ですので、例えば性風俗関係の方々には感染リスクが高い層だと言えるわけですね。幅広い啓発も大事ですけども、データ上のリスクを鑑みて、伝えるべき層に伝えるほうが効果的だと思います。

そこで、罹患率とか性風俗関係者をはじめとする感染リスクの高い層に対する今後の取組について、改めて福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 罹患率の高い若年層の方に対しては、テレビCMやターゲット層に応じたSNSでの情報発信を行ってまいります。また、感染リスクの高い層に対しては、事業所宛てに直接リーフレットを送付して、検査を受けてもらえるよう呼びかけを行ってまいります。

○山口俊樹議員 若年層向けでSNSというのはもちろんのこと、感染リスクが高い層へは、事務所宛てに直接リーフレットを送付する取組を行いますということです。踏み込んだといいますか、ちゃんとターゲットに届けようという意味が感じられる取組だと思います。着実に実施していただきたいと思います。

次に移ります。

今年度、福祉保健部では、多くの計画の改定を行う年度となっております。その改定中の計画の中に盛り込んでどうかというものが2つありますので、取り上げさせていただきます。

まずは、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の対策でございます。あまり聞き慣れないかもしれませんが、たばこなどの影響で肺などがダメージを受けて、呼吸がしにくくなる病気でございます。かつては肺気腫とか慢性気管支炎などと呼ばれていた疾患の総称でございます。今、禁煙していても、昔吸っていた方はそれなりの確率で罹患する可能性があるという、ちょっと厄介な面もあるみたいですよ。

このCOPDですけれども、現在の宮崎県の計画、「健康みやざき行動計画21（第2次）」にも、COPDの認知度向上ということで目標値が定められております。

ここからが本題なんですけれども、COPDについては、認知度の向上以外に、10万人当たりの死亡率についても、きちんと目標に入れたほうがいいんじゃないかという議論が、国などではあるようです。

さらに、宮崎県は、この10万人当たりの死亡率ですけれども、令和3年度が全国ワースト13位と悪いほうなので、死亡率は高かったということになるんですが、令和4年度が全国ワースト4位まで悪化してしまった状況にあるんですね。こうした状況にもあるので、県としても本腰を入れて対策に取り組む必要があると思っています。

そこで、COPD対策について、改定中の「健康みやざき行動計画21（第3次）」において、第2次の計画よりも踏み込んだ記載、死亡率の減少を目標にするとか、そういったことができないのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 慢性閉塞性肺疾患、いわゆるCOPDは、せき、たん、息切れを主な症状とした肺の慢性的な炎症性疾患で、発症原因の50%から80%程度に、たばこの

煙が関与しているとされています。

議員御指摘のとおり、本県の人口10万人当たりの死亡率は、全国平均より高い状態が続いており、死亡者の9割以上を70歳以上の高齢者が占めていることから、今後も高齢化が進む中で、対策を強化していく必要があると認識しております。

このため県では、今年度改定中の「健康みやざき行動計画21」において、新たに死亡率の減少を目標とし、COPDに対する正しい知識の普及啓発やたばこ対策への取組を強化していくこととしております。

○山口俊樹議員 新たに死亡率の減少を目標に入れますということでございます。ありがたい答弁でございます。最終的なゴールは死亡率の減少ですので、今後しっかりと具体的対策を打つことをお願いいたします。COPDについて初めて聞いたよという方は、ぜひこの機会に検索などしていただいて、認知していただきたいなと思います。

続いてもう1つ、CKD（慢性腎臓病）についてでございます。

簡単に言ってしまうと、腎臓の機能が低下してしまう病気の総称でございます。この病気は結果として人工透析へつながってしまうので、対策を打つことが大事な病気でございます。

新規で人工透析になってしまう方を減らしていこうという観点からCKD対策を捉えるのが非常に分かりやすいかなと思うんですけれども、今の宮崎県の医療計画だと、新規透析患者への対策としては、糖尿病由来の視点だけの記載になっております。

データを見ると、新規で人工透析となってしまう方のうち、糖尿病が主な要因の方の数とそれ以外の腎疾患による数は、それほど大きな

数の違いがあるわけではないようでございます。もちろん糖尿病性のもはきちんと対策をすると同時に、これまであまり見てこなかったそれ以外の腎疾患のところ、そこを広くCKDと捉えて対策を打っていくと、より効果的に新規の人工透析を防ぐことにつながるんじゃないかなと思っております。

そこでお伺いたしますが、改定予定の第8次宮崎県医療計画において、CKD対策の取組を盛り込むことを検討できないのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 慢性腎臓病、いわゆるCKDは、腎機能が低下する病気の総称であり、症状が進行すると、多くの場合、人工透析治療が必要となります。

新規透析導入患者のうち、糖尿病性腎症を原疾患とする割合が高いことから、現行の医療計画の糖尿病対策の項目において、新規透析導入患者数の減少に向けた取組を推進しております。

一方で、議員御指摘のとおり、糖尿病性に限らず、広くCKD全般への対策も重要でありますので、第8次医療計画でのCKD対策の位置づけを検討しているところであります。

県としては、引き続き、腎臓専門医や医療保険者等の関係機関と連携し、県民への普及啓発や医療従事者への研修、特定健診の受診率向上など、慢性腎臓病対策を推進してまいります。

○山口俊樹議員 CKDの位置づけを検討、そして対策を推進していきますということで、前向きな答弁をいただきました。

スケジュール的に見ても、かなり計画の策定が進んでいる段階かと思いますが、必要性を認識、共有していただいて、盛り込みに向けて動いていただければいいということで、すばらしい

判断をいただいて感謝を申し上げます。ありがとうございます。現在、パブコメをしているようですが、いい計画になることを期待しております。

続いて最後の項目、県有財産の運用等についてでございます。

宮崎県では毎年10月に予算編成方針が公表されるんですけども、今回はこの予算編成方針に記載されている事項を基に、質問させていただきます。

この方針の歳入に関する事項という項目の一つに、財産収入という記載があって、そこには不用遊休財産は積極的に売却を進める旨の記載がございます。この文言は過去の編成方針にも同じようにあるんですけども、そんなにたくさん売れるものがあるのか、現状を確認したいと思います。

実務上だと、不用遊休財産を未利用財産というふうな形で運用しているようですので、そちらの言葉を使いますが、県が所有している未利用財産の現在の状況と、入札後3年以上の長期にわたって売却ができていない財産の状況について、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 県所有の未利用財産につきましては、先月末の時点で、件数が28件、土地の面積が、元日南農林高校実習林の約31万2,000平方メートルを含む約38万平方メートル、職員宿舎跡など建物の延べ床面積が約1万7,000平方メートルであります。

これらの財産については、土地の境界が未確定などの理由により、入札に至っていないものもありますが、入札後の財産については、応札者がなかった1件を除き、全て売却できております。

○山口俊樹議員 未利用財産としては28件あり

ますよと、ただ、入札をかけたものについてはほぼ売却ができていますので、長期で売れ残っているものはないですよということのようです。

入札にかけた場合は、現時点で売れているようなので、よかったなと思いますが、今後まだ未利用財産が残っていますので、その売却のためにも、提案を含めて質問したいと思います。

きちんと売却ができた場合はいいんですけども、長期にわたって——例えば3年以上としまししょうか——売却ができない場合、県だけで売却しようとすると思えば限界があると思いますので、不動産仲介会社に手数料等を支払うことを前提に売り先を探してもらおうとか、そうした手段を取るのが効率的ではないかと思っています。

聞いたところによると、そうした事例はあるみたいなんですけれども、明確なルールや手順というものはなくて、都度、判断しているようです。これを機会に、そうした仕組みをつくっていただきたいなと思っています。

入札後、3年以上の長期にわたって売却ができない財産について、今後、売却を進めるための仕組みづくりを検討していただけないか、見解を総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 未利用財産の売却に当たり、応札者がなかった場合には、先着順による希望者との随意契約に切り替え、それでもなお、希望者がいない場合には、改めて鑑定評価を行い、おおむね1年後に再度入札を行っております。それらと併せ、県宅地建物取引業協会等へのあっせん仲介の依頼も行っているところです。

今後、未利用財産の売却に当たっては、県宅建協会等や不動産鑑定士の活用を含め、手順を明確に定めた上で、効果的・効率的に行ってまいります。

○山口俊樹議員 明確に手順を定めていきますよということでした。

私、6月の質問で、港の土地が長期にわたって売却できていないんじゃないですかということ指摘させていただきました。現在、一生懸命動いていただいていると聞いております。港の土地は担当課が違いますので、売却の手順とかルールも恐らく違うと思うんですけども、今回の未利用財産の対応のように、民間の活用を利用するという手法もあってもいいのかなと思いますので、同じ県庁内で、手順とかメリット・デメリットなども情報共有していただければなというふうに思います。

さて、本日最後の質問でございます。

さきに申しあげました来年度の予算編成方針において、歳入に関する項目で新たに追加されたものがございます。それは「企業版ふるさと納税等の寄附による税制上の優遇措置の積極的な活用による収入確保に努める」という文言でございます。

先日、脇谷議員の質問での総合政策部長の答弁によると、今は1.2億円ぐらいの収入があつて、全国6位であるようですけれども、せっかく予算編成方針に堂々と書いていただきましたので、この機会にぜひ、企業版ふるさと納税にかける思いと、寄附拡大に向けた取組について、知事にお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 企業版ふるさと納税は、財源を確保するための有効な手段であることに加えまして、フードビジネスやゼロカーボン、スポーツ推進など、分野を示して寄附の受入れを図ることで、単なる資金面での支援にとどまらず、寄附企業とのパートナーシップの構築や官民連携による課題解決にもつながる、大変有用な制度であると考えております。

これまで寄附受入れ分野の拡大や積極的な企業への働きかけを進めた結果、令和4年度の受入金額は約1億2,000万円、全国で6位と上位に位置しておりますが、地方創生に資する事業の効果的な推進に向けて、今まで以上に寄附額を拡大させるため、今回初めて、当初予算編成方針に企業版ふるさと納税の積極的な活用を掲げたところであります。

今後引き続き、さきの県人会世界大会などで得た新たなつながりも生かしながら、本県ゆかりの企業をはじめ、多くの企業に対して、私自ら協力をお願いするなど、全庁を挙げて寄附拡大に努めてまいります。

○山口俊樹議員 宮崎県人会世界大会等で得たつながりを生かして、自ら協力をお願いに行くという答弁でございました。

個人のふるさと納税は各基礎自治体がかかなりやっておりますので、企業版を県が狙うというのは、すみ分けの観点からもいいなと思うんですけども、相手が企業ですから、「お願いします」だけではやっぱりなかなか難しいかなと思っております。こういう政策に使いたいんですよ、これを実現したいから御社にぜひ協力してほしいという熱量とストーリーが必要だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

どうやら5億円から10億円という数字で、都道府県単位での日本一も見えてくるみたいですので、具体的な目標はちょっと定めづらいかもしれませんが、事実は一応お伝えをしておきたいと思います。

さて、本日は、防災、基礎自治体との連携、教育、福祉保健、財産の運用ということで質問させていただきました。全体的に前向きな答弁をいただけたかと思えます。宮崎県がさらによ

くなることを期待いたしまして、私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○濱砂 守議長 次は、山内佳菜子議員。

○山内佳菜子議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。今日は傍聴席で、手話通訳士さんによる手話通訳も行っていただいております。議会事務局によりますと、議会事務局を通じて手話通訳を傍聴席に配置していただくのは、今回が初めてということであります。誠にありがとうございます。知事、部局長には、傍聴者が希望を抱けるような、前向きな、明快な御答弁をお願いいたします。

知事は「おわりなき聲」という映画を御覧になりましたか。宮崎県聴覚障害者協会が制作されました。自身も聾者である都城市在住の盛田弘さんが監督・脚本を務め、県内の聾者と聴者が協力し、出演し、完成した、約40分の作品です。メイキング映像も含めて、ぜひ御覧いただきたいと思います。

映画は、主人公の男性が出産を控えた妻と朝御飯を食べる場面から始まります。その数分間は字幕もなく、手話だけで会話が進みます。2人は、手だけでなく、身ぶり手ぶりも交えて表情豊かに意思疎通を図ります。そこで観客は、手話とは、音を使わないだけでなく、日本語と違って、文法も表現方法も異なる一つの言語なのだと思います。そして、観客は何を話しているか分からない、そのような状態が数分間続きます。

私たちにとっては、映画を見ている間だけの数分間ですが、聾者にとって、聞こえることが前提の現在の社会は、何を話しているかが分からないことのほうが日常となっているのが現状ではないでしょうか。

2006年、国連が障害者権利条約を採択し、手話を言語として定義、その後、日本でも、障害者基本法の改正、鳥取県をはじめとした手話言語条例の制定が行われ、2022年には障がい者の情報格差解消を目指す「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されています。法整備は進んでいますが、社会や制度はまだ追いついていないのが現状です。

一つの契機になったのは、新型コロナウイルス感染拡大です。NHKの調査によると、知事の会見での手話通訳は、感染拡大前の2020年3月時点では、鳥取など11道県だけでしたが、リアルタイムの情報を、命に関わる情報を手話で伝えてほしい、そのような要望を受けて、感染拡大後は全ての都道府県が導入に至りました。

本県も、2019年には手話言語条例を制定していましたが、手話通訳がついたのは2020年5月から、宮崎県聴覚障害者協会の要望を受けた次の月のことでした。九州で導入したのは本県が最後だったようです。

新型コロナの5類移行後、公的な会見やテレビ画面から手話を見る機会が減ったように感じます。知事会見に手話通訳をつける意義を知事はどのように考えていらっしゃいますか。

そこで伺います。知事の定例記者会見における手話通訳について、今後も継続する方針か、知事の考えを伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、その後の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

知事定例記者会見は、私自ら県政の重要事項を発表し、報道機関からの質問にお答えする、大切な情報発信の場と考えております。手話通

訳につきましては、会見を通して、リアルタイムに、より多くの方に必要な情報がしっかり伝わるよう、それまでも準備・検討を進めてきたところではありますが、御指摘がありましたように、コロナ禍をきっかけとして、令和2年5月に導入したところでもあります。

また、昨年8月には、インターネットでライブ配信を行っている会見動画に字幕をつける取組も開始したところでもあります。

御質問の中にあつた映画は、まだ見ておりませんが、ぜひとも見てみたいという思いがしております。アメリカのアカデミー賞作品賞を受賞した「Coda コーダ あいのうた」が私は大好きで、3回見ておりますが、これも聴覚障がいの方、さらにはヤングケアラーの課題も込められた素晴らしい映画であり、聴覚障がいを抱えた方の生活をしっかりと訴え、またいろんな課題というものを受け止めたところでもあります。

聴覚障がい者をはじめ、県民の皆様の安全・安心で心豊かな暮らしにつながるよう、迅速に分かりやすく情報発信を行っていくことは大変重要であると考えておりますので、知事定例記者会見における手話通訳につきましては、今後も継続してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山内佳菜子議員 継続されることが確認できて安心しました。字幕がついているなら手話はなくてもいいのではと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、手話を使う方にとって、字幕だけの会見は、英語の字幕で見ると難しいと表現する方もいらっしゃいます。

宮崎市は、5月から市長会見の内容をまとめた動画を字幕つきで公開していますが、要望を受けて、11月から手話もつけているようです。

手話言語条例でも、全ての障がいのある人は、手話を含む言語、その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、その機会の拡大が図られなければならないと明記されています。

そこで質問します。手話言語条例制定後の県の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 県では平成31年4月の条例施行後、手話等普及促進条例推進事業により、点訳・朗読奉仕員、手話通訳者などの人材養成や点字等による新聞情報等の提供などに加えて、新たに、視覚障がい者を支援するICTサポーターや、失語症者の意思疎通支援者の養成のほか、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等に取り組んでまいりました。

県としましては、様々な障がいにより意思疎通に支障のある方が、地域で生活を営む上で必要な支援を受けられる体制を整備するため、関係団体等と連携しながら、引き続き取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 今、御説明をいただいた手話等普及促進条例推進事業についてですが、14事業で構成されていると伺っています。ただ、そのうち、条例後に新たに取組んだものは4事業だけです。条例前から続いていた事業の看板の掛け替えのような事業もございます。

「条例はできたものの、眠っている」と表現された方もいらっしゃいます。条例を生かさないと手はありません。

鳥取県は、障がい者を含めた共生社会を掲げる中、全日本ろうあ連盟の要請を受け、全国で初めて手話言語条例を制定しました。聴覚障がい関係の予算が、条例制定の10年後には約4倍の2億2,600万円に増加。県内の公共機関にタブレット端末を置いて、遠隔から手話通訳を行う

事業など、先進的に取り組んでいます。

なぜこれほど進んでいるのかを鳥取県に尋ねました。日頃から当事者や聴覚障害者協会から意見をいただく機会も多く、反映できるよう努力している、何より平井知事が学生時代から共生社会に非常に協力的だった、力を入れていたというようなお話でした。この姿勢は、河野知事が掲げる対話と協働をまさに体現しており、宮崎でもできることだと確信しております。

続いて、手話を守るためには、手話通訳士、手話通訳者を守ることが不可欠です。

質問いたします。県内の手話通訳士、手話通訳者の現状及び育成・確保に向けた県の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 手話通訳士につきましては、厚生労働省令に基づき、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳技能認定試験に合格した者が登録を行っており、昨年度末時点で、県内の登録者数は30人となっております。

また、手話通訳者につきましては、県が実施する養成研修を修了した者のうち、社会福祉法人全国手話研修センターが実施する手話通訳者全国统一試験に合格した者が登録を行っており、昨年度末時点において、県内の登録者数は121人となっております。

県としましては、関係団体等と連携しながら、手話通訳士を目指す方を対象とした講座や手話通訳者の養成に関する研修の実施により、今後とも育成・確保に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 手話通訳者の中でも、知事会見や裁判の通訳は手話通訳士でなければできません。宮崎県聴覚障害者協会によると、手話通訳士30人の中には県外転出者もいて、実際に活動できるのは18人程度に過ぎません。4年後

の障スポや南海トラフ巨大地震などの災害に対応できるのかと不安の声も上がっています。

同協会は2019年度、県内の手話通訳士などに調査を行っています。回答者102人のうち、平均年齢は57.9歳と、全国と同様、高齢化も進んでいます。

課題は身分保障です。病院通訳や講演会の通訳などで活動時間は1日2時間程度、1時間1,600円～3,500円の時給では生計を立てられません。そのため、主婦や非正規雇用で活動する女性が多く、男性は協会職員などわずか6.6%です。

鳥取県では、育成にも力を入れており、受験料2万2,000円のうち、半額を補助する事業を始めました。

そこで伺います。ほかの自治体の事例を踏まえ、本県においても手話通訳技能検定の受験料助成に取り組むことはできないか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 「手話等の普及及び利用促進に関する条例」における目的である「言語としての手話の普及」の促進を図るため、県内で活動する手話通訳士を育成・確保する取組は大変重要であると考えております。

県におきましては、現在、手話通訳士を目指す方を対象とした講座を実施しており、他県における取組事例も調査しながら、引き続き手話通訳士の育成・確保に向けて取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

手話通訳士の育成は急務です。それと同時に、今、必死に頑張っている手話通訳者、聾者の身分保障、負担軽減に向けて、タブレットやテレビ電話を活用して、遠隔から手話通訳や養

成講座を行うなどといった工夫も必要です。

このテーマの最後の質問です。

手話言語条例は、手話だけの条例ではありません。どんな障がいがあっても、どこに住んでいても、意思疎通を図るための手段を選ぶことができる社会を目指す条例です。情報を保障することは、人権や命を守ることそのものです。

そこで伺います。聴覚障がいなど様々な障がいを抱える方が必要な情報を取得できるよう、県としてどう取り組むのか、知事に考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 障がいのある方にとりまして、意思疎通のための手段は、手話、点字、音訳、筆談など多岐にわたりますが、障がいのある方が必要なときに必要な情報を取得するためには、障がいの特性に応じて自ら意思疎通の手段を選択できること、そのような環境づくりが大変重要であります。

このため県では、「手話等の普及及び利用促進に関する条例」に基づき、手話通訳士などの人材育成や啓発活動、様々な意思疎通の手段を用いた情報の発信等に取り組んでいるところであります。

今、様々な御指摘を受け、他県の状況等も御紹介いただいたところであります。今後とも、しっかりとそういったところを参考にしながら、関係団体等と緊密に連携しながら、障がいのある方が安全・安心で充実した生活を営むことができ、障がいの有無にかかわらず、全ての県民の意思疎通が円滑に行えるよう取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

今後、高齢化によって、様々な障がいとともに生きる人が増えていきます。

御両親が聾者であり、手話通訳士を務める宮

崎県聴覚障害者センター所長の満平一夫さんは、こうおっしゃっています。「伝えるということは、その人が生きてきたあかしを残すこと。聞こえないから仕方がないと、いろんなことを諦めさせられてきて、生きていても仕方がないと言う人もいます。手話言語条例をつくって終わりではない。条例を生かして、障がいがある人もない人も、ああ、生きていてよかったと心から思える社会に変えることが大事」。手話言語条例の理念の実現を強く要望して、次の質問に移ります。

子育てを楽しいと感じられる宮崎を目指す立場から、7問、質問します。

宮崎市内のお母さんから公式LINEにいただいたメッセージです。ありがとうございます。

現在1歳5か月の双子を育てています。常々1人で双子を連れての外出は大変だと感じており、昨年8月に宮崎県へ、県民の声として、多胎家庭のおもいやり駐車場の利用期限を延長できないか質問しました。しかし、県からの回答は、「制度の対象となるか否かは、高齢者、障がい者など歩行困難の程度を基準としており、支援が必要な方に円滑に駐車場を御利用いただくためのもの」とのことでした。歩くのが大変な高齢者は対象なのに、歩けない子やよちよち歩きの子は対象ではないのが疑問に感じます。

この1年で、他の県では多胎児は数件ですが、利用延長がある県がありました。多胎児家庭はマイノリティーで、外に出てもめったに出会うことがありません。しかしそれは、外出の困難さから来ているのではないかと疑問に思い始めました。今、多胎児を育てている人、これから育てる人のためにも、おもい

やり駐車場の期間を延長したいです。ただ、署名を集めるなど、私では到底できません。マイノリティーな問題故、やはり1人の声では難しいでしょうか。

という御意見です。双子を育てながら、このような丁寧なLINEを送ってくださったお母さんのことを思うと、胸が締めつけられます。

そこで質問いたします。県内におけるおもいやり駐車場の現状について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） おもいやり駐車場制度は、商業施設等における障がい者等用の駐車場について、障がい者や高齢者、妊産婦等で歩行が困難と認められる方に利用証を交付し、駐車場確保を図る制度で、今年10月1日現在、県内1,202施設において3,002区画の利用が可能となっております。

区画数には限りがありますことから、利用証の交付に一定の基準を設けており、前年度末時点の交付者数は、車椅子利用者が7,362人、車椅子利用者を除く障がい者、高齢者等が2万3,976人、妊産婦等が8,263人で、合計3万9,601人となっております。

なお、妊産婦につきましては、他県では多胎児の保護者の利用期間を延長している事例もあると承知しておりますが、本県では、産前4か月から産後3か月の方を対象としております。

○山内佳菜子議員 例えば河野知事の出身地、広島県では、多胎児は産後3年、多胎児でなくても2年まで延長しています。

そこで伺います。多胎児を育てる保護者について、おもいやり駐車場の利用期間を拡大する考えはないか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） おもいやり駐車場につきましては、事業者等の協力によりまして、そ

の数も徐々に増えてはおりますが、一方で、利用証の交付者数も増えておる状況でございます。こうした駐車区画に限りがありますことから、交付に当たって一定の基準を設けているわけでありませぬ。

この制度は、協力いただいている施設や駐車場を利用する方々など、皆様の思いやりを基本に成り立っておりますことから、県としましては、引き続き、県内の事業者等に対しまして、その趣旨を広く周知し、御協力をお願いするとともに、県民に対しまして適正な利用を呼びかけ、駐車区画の十分な確保につなげてまいります。

なお、利用対象者等の範囲につきましては、他県における事例を調査し、関係団体等の意見を伺いながら議論を深めていくこととしておりまして、おもいやり駐車場を真に必要とする方が安心して利用できるよう、引き続き取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 駐車区画に限りがあるというお話でしたが、九州内で、佐賀県では、多胎児は産後1.5年まで延長されています。佐賀県に聞いてみました。佐賀県の協力施設は1,912施設、区画数は把握されておりませぬ。利用証の発行は本県の倍以上の約8万5,000件に上ります。それでも延長に踏み切った理由は、「子育てし大県」を掲げる佐賀県として、多胎児サークルのお母さんと意見交換を行う中で、要望が出たことを実現したということでした。

県は、少子化対策を検討する有識者会議「未来につなげる少子化対策調査事業研究会」の協議を始めました。有識者の声も大事ですが、今まさに困っている、アイデアを持っている子育て世代の声を反映する手法も考えるべきではないでしょうか。

続いて、都道府県単位では本県が全国初となった、おむつのサブスク事業の現在の取組状況を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） この事業は、保護者や保育士の負担軽減を図るため、保育施設でおむつの定額利用支援等に取り組む市町村を支援するモデル事業であります。10月以降、5市町村が取り組んでいるほか、3町村が年度内の開始に向け、準備を進めております。

実施市町村からは、保護者にとっては、おむつの持参や名前の記載などの負担が、また保育士にとっては、おむつの管理等に係る負担が軽減されたと、おおむね好意的に受け止められているところでせう。

引き続き、保育現場の声を伺いながら、保護者や保育士等の負担軽減に取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 おおむね好調ということを知り、ほっとしております。

同じく、本年度からスタートした病児保育利用促進事業の現状と今後の課題、取組を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 県内の病児保育施設は年々増えているものの、利用者数は横ばいであることから、施設の利用促進を図るため、県では病児保育利用促進事業を10月から開始したところであり、現在、16市町村が利用料の実質無償化に取り組んでおります。

事業開始以降、一部市町村の施設において、利用者の増加が見られますが、インフルエンザの流行と時期が重なっており、現時点でその要因やこの事業の課題を判断するのは難しいと考えております。

安心して子育てができる環境の充実を図るため、引き続き市町村と連携しながら、事業の適

切な運用に努めるとともに、新たな施設の設置についても進めてまいります。

○山内佳菜子議員 まだ始まったばかりということなので、私も今後も引き続き注視してまいりたいと思います。

4月から病児保育無償化に取り組んでいる福岡県では、利用が増えて予約が取りづらい状況となり、12月県議会には、病児保育の受入れ枠を増やすために、施設整備支援として7,000万円余りを計上しています。利用促進や施設増加に向けた、さらなる施策推進を強く求めます。

次に、先月12日付、宮崎日日新聞でも取り上げられた放課後児童クラブの食事提供について質問します。

共働きで子育てを頑張る宮崎市内のお母さんから、「夏休み中に毎日お弁当をつくることは本当に大変だし、最近は猛暑で食中毒も心配です。昼食提供があると、保護者の負担が軽減され、仕事や育児にその分、専念できます」との御意見もいただいております。

こども家庭庁も保護者のニーズは高いとして、地域の実情に応じて昼食の提供を検討してほしいと呼びかけており、5月には全国調査も行われたようです。

そこで質問いたします。国が実施した放課後児童クラブの食事提供状況の調査について、調査結果を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 国が行った長期休業中の昼食提供に係る調査結果によると、本県において、今年5月1日時点で昼食提供の状況を把握しているのは14市町村であり、この市町村の放課後児童クラブ72か所のうち、昼食提供を行っているのは4か所で、約6%となっております。

なお、全国では、市区町村が状況を把握して

いる放課後児童クラブのうち、昼食提供を行っているのは約23%となっております。

○山内佳菜子議員 本県はわずか6%と、全国の23%を大きく下回っています。生み育てやすさ日本一を目指す宮崎としては、昼食提供を後押しすべきではないでしょうか。

そこで伺います。放課後児童クラブの長期休業中の昼食提供について、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 放課後児童クラブの運営は、国の基準や指針等に基づき、実施主体である市町村が条例や要綱等を定め、地域の実情に応じて実施するものであります。

放課後児童クラブにおいて、長期休業中に昼食提供を行うことは、保護者の負担軽減につながることを期待される一方で、食物アレルギーや食中毒に対する配慮に加え、昼食提供に係る人員の確保等、多くの課題があると考えております。

このため、県としましては、長期休業中の昼食提供について、他県の取組事例の情報収集や市町村との意見交換等を行ってまいります。

○山内佳菜子議員 宮日新聞の調査によると、今後の昼食提供について、県内の10の市町が検討中と回答しています。また、記事の有識者のコメントでも、事業所任せにせず、安全に昼食提供ができるように、自治体は安全管理マニュアルを策定し、積極的に活用を促すよう努力すべきだとも提案されております。安全な昼食提供に向けた取組の推進を県に強く求めて、次の質問に移ります。

共働き世帯が7割に上る中、子育てしながらの働きやすい環境づくりは大切です。県は様々な登録制度などを設けていますが、質問いたします。

「仕事と生活の両立応援宣言」登録制度と「働きやすい職場「ひなたの極」」認証制度について、各登録認証企業等がそれぞれの取組状況を自己評価及び他者評価する仕組みはあるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 県では働きやすい職場づくりを推進しており、今年11月1日現在、「仕事と生活の両立応援宣言」の登録企業は1,499件、「働きやすい職場「ひなたの極」」の認証企業は58件となっております。

自己評価については、両制度とも企業自身で取組状況や従業員の声などを確認し、県まで報告いただいております。その中で、「宣言から年数がたち、意識が薄れている」などの声もあることから、継続的な取組など必要な改善を促しているところです。

なお、これらの制度は推奨制度であり、他者評価は求めておりませんが、「ひなたの極」については、3年ごとの認証更新時に、県が改めて審査項目に沿った確認を行っております。

○山内佳菜子議員 「宣言内容に対して、実際に働いている従業員がどう感じているのかということも大事ではないか」という御意見もいただいております。理解を深めるためにも、ぜひ御検討ください。

以上で子供についての質問を終わり、教育に関する質問に移ります。

先月27日、1型糖尿病の子供や家族でつくる団体、ヤングフェニックスはまゆう会が県に要請書を提出しました。提出に訪れた糸平副会長は、12歳になる患者の娘さんとの日常生活をユーモアを交えてインスタグラムで紹介、フォロワーは1万6,000人に上るインフルエンサーで、再生回数200万回以上の動画もあり、多くのメディアで報道されました。

食前・食後のインスリン注射も、今は自動で注入してくれる小型ポンプもあるなど、医学の発達で負担は軽減されているようです。

全国の患者組織、日本IDDMネットワークは、正確な知識さえあれば、学校生活にも教育にも何の制限も要らないと説明しています。しかし、体調の変化を恐れて、学校行事への参加を制限したり、保護者同伴を条件としたりするなど、学校や教職員によって対応に差がある中、大人の知識で子供の将来や可能性を狭めないでほしいと、教職員への研修の充実やサマーキャンプへの積極的な参加を求めています。

そこで質問いたします。1型糖尿病に係る教職員向けの研修充実の要請について、どのように考えているのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 1型糖尿病を含めた児童生徒が抱える病気につきまして、教職員が理解を深め、丁寧に対応することは、大変重要なことであると認識しております。

教職員に向けた研修は様々な内容で行っておりますが、これまでも新規採用者に対する保健教育や保健管理の研修の中で、1型糖尿病の生徒の課題把握や支援等について、事例の一つとして取り上げてきております。

今回の要請を受けまして、教職員の適切な対応につなげるため、改めて研修における具体的な事例の伝え方を研究する、よい機会になったと考えております。

○山内佳菜子議員 ぜひ活用いただきたいと思います。糸平さんのように、子供でも分かりやすく、楽しく伝えてくれる当事者がいることは、宮崎にとって財産です。はまゆう会の経験、日本IDDMネットワークが公開している教職員向けのマニュアルや動画も活用して、児童生徒、保護者、教職員へ、正しい知識と理解

を広げていただくように求めます。

1型糖尿病だけではなく、小児がんや高次脳機能障がいなど、医療的な支援が必要な児童生徒はほかにもいます。

そこで質問いたします。公立小中学校における全ての医療的な支援が必要な児童生徒が、安心して学校生活を送れるよう、県としてどのように取り組んでいくのかを教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 公立小中学校における医療的な支援が必要な児童生徒への対応につきましては、職員会議等において、子供の病気や病状、対応の仕方等を正しく理解するとともに、指導上の配慮事項や緊急時の連絡体制を確認するなど、全職員で対応する体制を整えております。

また、子供や保護者の心のケア、進学先への引き継ぎ等につきましては、病院等の関係機関や市町村教育委員会と十分に連携し、可能な限り、子供や保護者に寄り添った対応に努めております。

県教育委員会といたしましては、様々な病状を抱える子供が、どの学校においても安心して学校生活を送れるよう、学校や市町村教育委員会に対する情報提供や研修の充実に取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 私の元に、学校の理解不足についての相談もいただいております。「この先生、この学校だからよかった」ではなく、一部の教師や学校の資質、熱意に依存せず、どの教師、どの学校にいても、児童生徒が希望する学校生活を送れるように、属人的ではなく、組織化・普遍化された対応の実現を強く求めて、次の質問に移ります。

不登校についてです。この11月定例会で登壇する18議員のうち、私を含む少なくとも9議員

が取り上げるほど、関心の高いテーマです。

私が驚いたのは、宮崎は何の支援にもつながっていない不登校児童生徒の割合が高いという点です。

県によると、県内の不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等、民間も含まれますが、そこで相談支援などを受けている児童生徒の割合は、令和3年度時点で小学生54.1%、中学生47.7%、裏を返せば、何の支援にもつながっていない割合が5割に上ります。全国が4割ということですから、宮崎は高く、担当課も、この点が課題であり、だからこそフリースクール等との連携を強化したいと、取り組んでいただいているところでは。

そこで質問します。フリースクール等との連携に関する今後の県の取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 不登校対策には、誰もが安心して学ぶことができる魅力ある学校づくりを進めると同時に、児童生徒の状況によっては、フリースクール等とも連携し、多様な学びの場や居場所を確保していくことも大変重要であると認識しております。

県教育委員会では、昨年度から県内フリースクール等への視察や意見交換を行い、本年10月には、市町村の関係者も含めた連絡協議会を開き、その中で、今後の連携の在り方を協議したり、国の出席扱いの要件等を示したところであります。

今後、情報を整理し、県と市町村との役割を明確にするなど、フリースクール等との円滑な連携に取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 フリースクールと市町村教育委員会が協議する場ができたのは、宮崎県では初めてのことで、非常にありがたいと思って

おります。

次に、フリースクールを運営される方や保護者の関心が高いフリースクールの出席扱いについて、市町村で対応に大きな差が生じないように、県としてどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） フリースクールを利用している子供の出席扱いにつきましては、国の示す要件を基に、市町村教育委員会と当該校の校長が協議し、一人一人の子供の実情に応じて、校長が判断することとなっております。

県教育委員会といたしましては、市町村の担当者を対象とした研修会におきまして、出席の取扱いについて周知し、市町村のそれぞれの事例について情報共有を行っております。

今後も適切な対応が行われるよう、市町村教育委員会と連携してまいります。

○山内佳菜子議員 「市町村間で既に対応に差がある。県内で一定の方針をつくるべきだ」という意見もあります。市町村教育委員会の対応の差が教育格差につながらないように、県の役割をしっかりと果たしていただきたいと思えます。

フリースクールについては、都市部では人口も多く、ビジネスとして成立しますが、地方では利用者は少なく、民間団体がほぼボランティアで受け入れるか、高額な利用料を設定しないと運営が厳しいのが現状です。

そこで質問します。フリースクール等への補助を県教育委員会として行う考えはないか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 他県の例を見ますと、公教育に準ずる教育活動を行う機関として適切であるか、政治的・宗教的中立性があるかななどの要件を設けて、フリースクール等の審査

を行っております。一方、補助には、行政による指導・監督を受ける必要もあります。

県教育委員会といたしましては、今後も国の動向を注視しながら、フリースクール等にどのような支援ができるのか、他県への情報収集も含め、研究してまいります。

○山内佳菜子議員 御説明があったように、福岡県では、要件をつくった上で、フリースクールへの補助を実施しています。福祉、私学部門、関係部局で研究を進めて、子供たちの教育の機会を確保するための必要な経費なんだという認識を持って、実態に沿った支援を強く求めたいと思います。

フリースクールにとどまらず、県内では、NPO法人、自治会、障がい者団体などを含む住民による非営利なグループ、つまりNPOが課題解決のために活動しています。先日からクラウドファンディングのお話も出ていますが、皆さんが御苦労されているのが活動資金の確保です。担当課に相談に行くと、「自走が原則」と説明されます。自走できるならば、企業がビジネスとして取り組んでいるのではないのでしょうか。採算が合わない、行政の手も届かないところを担ってくれているのがNPOです。

佐賀県の山口知事は、「自発の地域づくり」を掲げ、その地域づくりを支えるために活動資金を集める仕組みをつくって、NPO活動を応援しています。ふるさと納税をする人が、寄附したい活動団体を指定できる仕組みです。2022年度時点で113団体が登録し、7億2,000万円に上る寄附が集まり、災害支援など様々な活動に活用されています。宮崎でも自走のための仕組みとして取り入れていただきたいのですが、いかがでしょうか。

そこで質問します。ふるさと納税制度を活用

して、地元で活動しているNPOを支援することができないか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） NPOは、地域における社会貢献活動や地域の課題を解決するため、社会的使命を持ち、県民が主体となって継続的な活動を行う重要な役割が期待されております。

このため県では、地域課題の解決に向けて県と協働するNPO等への活動資金を補助するとともに、みやざきNPO・協働支援センターを設置し、助成金獲得のための研修の実施や相談対応、寄附につながる活動内容の情報発信に関するアドバイスなど、活動が継続して行われるための必要な支援を行ってきたところであります。

議員お尋ねのふるさと納税を活用したNPOへの活動支援につきましては、支援の効果や課題など、他県の状況も参考にしながら、必要な調査・研究を行ってまいります。

○山内佳菜子議員 ぜひ研究を進めていただきたいと思っております。11都道府県が導入済みです。この仕組みで、行政サービスだけでは抜け落ちてしまう部分を担うNPO活動の支援を協働の形で一緒に考えて、県にも行動していただくことを求めて、次の質問に移ります。

次は、女性をテーマに3問、質問します。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が来年4月から施行されることに伴い、女性支援に関し、民間との連携がより一層重要となりますが、現在の取組や今後の連携の在り方について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） いわゆる困難女性支援法では、民間団体等との協働による切れ目のない支援の実施が基本理念として掲げられております。

県ではこれまで、DV被害者保護支援ネットワーク会議において、民間団体等と連携を図っており、今年度は、DV被害者のための民間シェルターの環境整備を支援しているところであります。来年度には、この会議を法律上の支援調整会議へ移行するとともに、女性支援の中核を担ってきた女性相談所が、民間団体等との主たる調整機関として、さらに大きな役割を担うこととなります。

民間団体との連携はより重要になると認識しておりますので、民間団体や関係機関との意見交換など、連携を一層深めながら、女性支援に取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 民間シェルターへの助成は非常に好評です。心より感謝を申し上げたいと思っております。

困難を抱える女性にどのような支援が必要かを判断し、民間を含む関係団体・機関にどうつないでいくかなど、女性相談所の役割は今後一層、重要性を増します。現場を知る民間団体の意見をよく聞き、良好な関係を築くことが、宮崎の女性支援には不可欠です。女性相談所の改革を強く求めて、次の質問に移ります。

女性が働く環境整備を確認する視点から、本県の女性消防職員数の現状を危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（横山直樹君） 本県の女性消防職員数は近年、増加傾向にあり、今年4月1日現在16名で、全消防職員に占める割合は約1.3%であります。

一方、全国の女性消防職員の割合は、昨年4月1日現在で約3.4%となっており、本県は全国と比べると低い状況にあります。

○山内佳菜子議員 増えていると言っても1.3%、全国の3.4%に対しても大きく下回っていま

す。また、国が掲げている2026年度までに5%の目標達成も厳しい状況です。

県内には10の消防本部がありますが、そのうち5つの消防本部は女性がゼロ、過去の受入れ実績もありません。そのような公務員離れが続く中でも、消防職員は人気で、女性の応募者も増えているようです。ただ、施設整備が追いつかず、女性職員の寝室対応ができない間は、日勤で対応する消防本部もあるようです。

私は先週、消防職員の皆さんが訓練を受ける県消防学校の寮を見学しました。宮崎市郡司分館にあり、築40年近くと老朽化が進んでいます。同じ県の施設である農業大学校や警察学校の寮は男女別々の建物ですが、消防学校は建設当時、男性だけが入ることが前提となっており、男女同じ建物、しかも隣り合った部屋で、20年ほど前に壁とドアを設置して区切っただけです。女性部屋は4人相部屋の1部屋だけで、同時期に4人以上女性がいる場合の対応はどうなるのでしょうか。早急な対応が必要です。

そこで質問します。県内消防本部と県消防学校における女性消防職員の受入れ環境について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（横山直樹君） 消防・防災体制の充実を図る上で、女性消防職員が活躍できる消防現場を実現することは大変重要であります。このため、県内消防本部では、女性職員の配置を想定した新庁舎の建設や、女性専用の仮眠室、浴室等の整備を進めております。

また、県消防学校では、学生寮を一部改修し、女性専用の部屋を設けるとともに、小浴場を女性用とするなどの対応を行っているところであります。

しかしながら、女性消防職員が使いやすい消防機材等の導入や働きやすい環境の整備はまだ

十分とは言えない状況でありますので、今後とも、県内消防本部と連携しながら、積極的に改善を図ってまいります。

○山内佳菜子議員 積極的な改善が急務です。また、消防本部への支援も県の大切な役割だと考えます。消防本部は人手不足の中、消防、救急、災害、現場の第一線で県民の命を守ることで忙殺されています。施設整備や装備品などには財政支援を、また、女性が育休などを取得しやすい職場環境の整備方法や四日市市消防本部のような先行事例を情報提供して実施をサポートするなど、ソフト面の支援も有効です。県全体の底上げを強く求めます。

最後に、文化の視点から2問、質問します。

群馬県の山本知事は、温泉文化のユネスコ無形文化遺産への登録に向けて活発です。応援する知事の会や議員連盟も発足しており、知事のリーダーシップ、発信力、政治力も必要な要素です。河野知事の手腕に期待しています。

さて、本県の神楽のユネスコ登録について、足元での取組はいかがでしょうか。ユネスコ登録の対象はあくまでも国指定文化財の神楽だけです。県内で国指定の神楽は4つだけですが、指定を受けていないものも含めて、宮崎には200余りの神楽があり、県民にとっては、その全てに価値があり、守りたいものだと、私は確信しております。

國學院大学の小川直之教授は、宮崎日日新聞のインタビューで、宮崎の神楽について、「多様性の中に日本の文化や宗教がどう展開しているかが反映されていて、歴史的な流れを考える上で、すごくいい場所。舞の質の高さも誇れる」と評価されています。

そこで質問します。国指定神楽のユネスコ無形文化遺産登録を見据え、県内で継承されてい

る全ての神楽に対する今後の取組と知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県内には現在、国指定を含めて203の神楽があり、その多くは後継者不足などの悩みを抱えながら活動を続けておられます。

私も現地の神楽を訪れ、振る舞いをいただきながら夜通し鑑賞したこともあります。先日は椎葉の榎尾神楽に行ったところですが、あの雰囲気は本当に大好きです。あそこで舞われている舞だけではなく、焼酎や振る舞いを楽しみながら、そして会話を楽しみながら、先日の榎尾神楽では、その舞と舞の間に、そばに座って見ていた高齢の女性がせり唄を歌い始められて、「切れた、切れた、太鼓の音が切れた」と。次の演目を楽しみにしているよという掛け声だと思います。疲れたときには「頑張れ、頑張れ」というような歌だとか、夜が更けた頃には男女の色恋のものがあつたりとか、本当にトータルで神楽というものを楽しみにしておられる。

地域にとって大切な神事であり、お祭りであり、行事であり、地域や世代を超えた本当に大切な交流の場であり、この宮崎の宝というものを決して絶やしてはならない、確実に未来へとつないでいかななくてはならない、そのような思いを強くしているところでもあります。

現在、本県が中心となりまして、国指定神楽のユネスコ登録に向けて取り組んでおります。登録の先に目指すのは、そのことにより刺激を受けて、また励みとして、県内全ての神楽を次世代へ確実につないでいくことでもあります。そのためには、神楽保存団体や自治体が情報共有を図り、互いに連携していくことが必要であると考えておりまして、現在、県内神楽保存団体

の組織化に向けた取組を進めているところであります。

県としましては、この組織がユネスコ登録を機に、将来にわたって県内全ての神楽保存団体に有益なものとなって、神楽を核とした地域の活性化につながる活動ができるよう、登録後も引き続き支援に取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 県内神楽の組織化というお話もありました。それから後の取組が私も重要だと考えております。

全国神楽継承・振興協議会の会長で、高千穂神社の後藤宮司にお話を聞く機会がありました。「神楽は私たちの生活そのもの。神楽とともに生きてきた宮崎から、県民の皆さんとともに機運を高めていくことも大事」、そうおっしゃっていました。

神楽は、舞手はもちろん大事ですが、奉納する場を整えたり、えりものの準備をしたり、たくさん、たくさんすることがあります。まさに、知事もおっしゃったように、集落の営みそのもの、農耕生活の一部です。パフォーマンスやステージではありません。国指定の神楽だけをユネスコ登録して終わりではなく、その後が大切です。知事には、ユネスコを弾みに、ほかの神楽も大切なんだ、神楽を守らなきゃ、文化が、ひいては集落が失われる恐れがあるんだと強く打ち出してほしいものです。

神楽信仰とは、神楽を通じてふるさとへの関心を高め、付加価値を高めることになり、地域おこしや集落維持につながる、まさに地方自治の根幹に据えるべき課題なのです。今こそ宮崎の神楽を県民自身がどう価値化し、どうしていきたいのかを丁寧に議論するときです。知事の強いリーダーシップに期待を込めて、最後の質問に移ります。

9月定例会で質問いたしました県立図書館についてお伺いします。

収蔵スペース確保について、現在の検討状況と今後の方向性を教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立図書館の収蔵スペース確保につきましては、現在、関係部局の意見をいただきながら、県立図書館内のプロジェクト会議を中心に、既存施設の活用や蔵書の整理など、今できる具体的な方策について検討を行っております。

また、県内図書館の収蔵スペースの状況につきまして、新たに調査を行うとともに、長期的な視点から有識者等からの御意見をいただき、市町村と図書資料の収集、保存、整理について協議してまいります。

今後、安定的な収蔵スペースの確保に向け、調査結果を生かした保存の在り方、新たな技術である電子書籍の導入等について検討を行い、全県的な図書館の役割分担を再構築し、宮崎ならではの新しい図書館のネットワークづくりを目指してまいります。

○山内佳菜子議員 新たな枠組みや全県的な新しいネットワークづくりに取り組むという、非常に前向きな御答弁をいただいたと思います。ありがとうございます。

先日の報道では、県内34の公立図書館のうち、6割で収蔵率が90%を超えているとの報道もあり、喫緊の課題であると感じております。120年を超える歴史を持つ県立図書館が、50年後、100年後も県民に親しまれる姿を目指して、宮崎らしい新しいネットワークづくりの構築に期待しております。

以上で私が今回準備いたしました23問が終わりました。知事、関係部局長、そして担当職員の皆様、非常に前向きな御答弁をありがとうございます。

ございました。調査・研究をいただけるというお話もたくさんいただいております。今後も賢明な御判断をお願いして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時0分再開

○日高博之副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手）日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従い、一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢から3点伺いたいと思います。

まず、イスラエルによるガザ地区攻撃に関してです。

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ地区の人道状況は極めて深刻な状況に直面しています。イスラエル軍は、難民キャンプへの連続的な空爆を始め、電気、水、食料、医薬品などの供給を妨げるなど、国際人道法に違反する戦争犯罪を犯し、多数の罪のない人々の命を奪っています。子供たちもその犠牲になっており、世界保健機関は10分に1人の割合で子供たちが死んでいると報告しています。こうした事態に世界中が胸を痛めています。

国連の人権専門家は、ガザの事態を「ジェノサイド（集団殺害）の重大な危険」と警告を発しています。イスラエルの攻撃は、その規模と残虐さからも、ジェノサイド条約が固く禁じる集団殺害であることを指摘しなければなりません。

ん。

こうした中、国連総会は、121の国の賛成多数で、人道的休戦を求める決議を採択しましたが、日本政府はこれに反対したアメリカの顔色をうかがい、棄権の態度を取りました。何とも情けない話です。この日本政府の態度とガザ危機問題とを併せ、知事の御見解をお聞かせください。

あとの質問は質問者席から行います。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

パレスチナ自治区、ガザ地区をめぐる情勢が深刻化し、民間人を含む多数の犠牲者が出ております。誠に痛ましいことだと感じております。

このような中、10月27日に国連総会で、人道的休戦などを求める決議が採択されておりますが、この採決を日本は棄権しております。このことについて国は、決議案にはテロ攻撃への強い非難の言及がないなど、全体としてバランスを欠いていたことから、総合的に判断したと説明されております。

その後、先月15日には、国連安全保障理事会において、ガザ地区における戦闘の人道的な一時休止を求める決議が——これについては日本も賛成し、採択されたものと承知しております。

いずれにしましても、罪のない人々がこれ以上命を落とすことのないよう、国際社会が連携して、事態の早期鎮静化と人道状況の改善が図られることを切に望むものであります。以上です。[降壇]

○前屋敷恵美議員 日本政府がイスラエルの国際法違反を批判せず、即時停戦・休戦も求めな

い、こうした岸田政権に国内でも抗議が広がっています。国連安保理での決議に賛成するのは当然のことだというふうに思います。

我が党は、「ガザでのジェノサイドを許すな——ガザ攻撃中止と即時停戦に向けての各国政府への要請」を発表し、各国大使館を通じて世界に呼びかけを行いました。

現在、イスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘休止・戦闘中断が2日間延長され、昨日、もう1日延長することを合意しましたが、日本時間でいえば、今日の2時までです。双方の人質の解放も断続的に行われていますが、休戦が終われば直ちに激しい戦闘開始が予想されます。極めて緊迫した事態です。

今こそ日本政府は、国連憲章と国際法を守れという一貫した立場に立って、国際世論とともに、これ以上の命を犠牲にすることは許されないと、憲法9条を持つ国として、戦闘中断を停戦に、即時停戦を求めるべきと、このように思います。

2点目は、県内における軍事訓練の頻発化と自衛隊基地の強靱化問題についてです。

今月12月8日から20日までの間、米軍再編による岩国基地から新田原基地への移転訓練、日米共同訓練を行うことが明らかにされております。先月11月17日から27日の間、実施された、日向灘での日米掃海訓練が終わったばかりです。

10月には、霧島演習場を使って、オスプレイを含む日米共同訓練が強行され、9月には、軍用機KC-130H輸送機が、災害時の物資輸送のテストを名目に、宮崎空港に飛来しました。将来の民間空港利用が見えてきます。新田原基地では、7月に日仏共同訓練が行われました。さらに、海上自衛隊は、日向のお倉ヶ浜でLCA

Cビーチング訓練を繰り返しています。

年間通じて、宮崎の陸海空で軍事訓練が強行されています。この軍事訓練は紛れもなく戦争準備にほかなりません。

一昨日、米軍のオスプレイが屋久島沖に墜落し、1名の死亡が確認され、ほかの7名は行方不明です。これまでも度々死者を伴う重大事故を繰り返す構造的な欠陥機オスプレイは、日米共同訓練にも使用され、県民も危険にさらされる可能性が大きいと言わなければなりません。

さらに、県内の自衛隊基地の強靱化が多額の予算づけで進められてもおります。基地の司令部を地下に移す基地の地下化は、攻撃目標にされることを想定するもので、まさに危険を呼び込むものにほかなりません。そうすると、県民、住民はどこに逃げればいいのか、住民の不安は募ります。また、私どもも、そう質問されているところです。

知事は、こうした県内で進められている状況、事態をどのように受け止めておられるのかお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 令和5年版の防衛白書によれば、「我が国周辺国などは、この10年で軍事的な能力の大幅な強化に加え、ミサイル発射や軍事的勢力を誇示する活動を急速に拡大・活発化させており、戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している」とされております。

外交・防衛は国の専管事項であり、こうした共同訓練についても、国の責任においてなされるものと考えておりますが、訓練が増えることによる騒音や事件・事故などへの不安の声があることは承知しております。

私としましては、引き続き、県民の生命・財産を守る立場から、騒音の軽減や事件・事故の

防止などについて万全を期すとともに、迅速な情報提供や地元に対する丁寧な説明を国に対して要請してまいります。

○前屋敷恵美議員 これまでも、外交・防衛は国の専管事項だからという知事のお答えはいただいていたと思います。しかし、どのような事態であっても、外交・防衛は国の専管事項だからでは、もはや済まされない状況だというふうに思います。傍観者でいてはいけないということです。そうではないでしょうか。実際に県民に戦火が及んでくる可能性、そうした予測や想定ができないでは、知事としての責務は果たせないのではないかと私は思います。過去の歴史をしっかりと教訓とすべきだと思います。

今、政府が進める大軍拡路線は、アメリカと一体に戦争への道を進む、憲法違反そのものと言わなければなりません。まさに県民の生命・財産を守る知事の責任が問われてくるというふうに思います。今やるべきは、こうした戦争準備ではなく、戦争にさせない平和構築の準備である、このように思います。

3点目は、自衛隊による自治体への若者の個人情報提出要請についてです。

現在、各自治体から、本人の同意もなしに、住民の個人情報が自衛隊に提供されています。本来、個人情報の保護は、人間としての基本的権利であると思いますが、提供する自治体の対応は果たして正しいのか、知事の御見解を伺いたしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 自衛官や自衛官候補生の募集については、自衛隊法に基づき、県及び市町村が、地方自治法に規定する法定受託事務として、その事務の一部を行うこととなっております。

募集対象者情報の提供につきましては、令和

2年12月の閣議決定を受け、令和3年2月に発出されました防衛省・総務省連名の通知におきまして、防衛大臣は市区町村の長に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報に関する資料の提出を求めることができること、また、募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないとされているところであります。

県内市町村におきましては、この通知に基づき、適切に対応されているものと考えております。

○前屋敷恵美議員 今この個人情報、氏名、住所、性別、生年月日の4情報が住民基本台帳から抽出され、データとして提出されています。以前は、閲覧で自衛隊が独自にこの名簿を利用していましたが、今は自治体のほうからデータそのものを提出する、まさに差し出すというような状況になっています。

そもそも個人情報保護法第69条1項では、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」とされています。自治体から自衛隊への名簿提出が「法令に基づく場合」と言える根拠があるのかです。

今、知事もお答えになりましたが、自治体が今、根拠としているのが、一つに自衛隊法第97条1項、「都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う」、また、自衛隊法施行令第120条、「防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求める

ことができる」、このことを根拠にしていると思います。

しかし、自衛隊法はそもそも組織法であり、97条1項にも名簿を提出することを事務として明記されているわけではありません。施行令に至っては、行政機関である内閣だけで制定できるので、国会で制定する法令とは言えません。防衛省、総務省は、「法令に基づく場合」として提出してよいとの通知を出していますが、行政が示す解釈が常に正しいわけではないと思います。「法令に基づく場合」に当たるとして提出する根拠は認められない、このように思います。

多くの自治体は提出を義務だと受け止めているようですが、防衛省に聞きますと、提出は義務ではない、お願いだとしています。そうであるならば、自治体は、個人情報を保護することは自らの責任と自覚して、しっかり判断してほしいということです。

情報提供を望まない人には、除外申請を受け付けている自治体もあるようですが、そのためには条例の制定が必要と聞いています。しかし、個人情報の保護は人間の基本権として保障されるべきもので、除外申請を設けるなどは論外であって、個別に事前に同意した人についてのみ提供すべきなのではないでしょうか。知事はいかがお考えか、再度伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 個人情報保護法との整合性につきましては、先ほど答弁いたしました自衛隊法の規定や国の通知等を勘案し、市町村において適切に判断されているものと考えております。

○前屋敷恵美議員 改めて個人情報は何たるかをしっかりと判断していくことが必要だというふうに思います。

私、自衛隊の自殺者の状況を少し見てみました。平成29年に90名、平成30年62名、令和元年60名、令和2年66名、令和3年58名。これほどの自殺者を出してしまう組織とはどんな組織なのか、本当に考えさせられます。そして、なぜ自衛隊だけに名簿提出が認められるのか。まさに戦争の足音が聞こえてくる、そういう状況だと思います。

では、次の質問に進めさせていただきます。

不登校の子供たちの現状と支援策について伺います。

この議会で何人もの方々が取り上げていらっしゃる中身ですけれども、それだけやはり関心も高いし、子供たちに寄せる思いが強い、そのように思います。私も、御兄弟でこういう状況にあった方を身近で見てきただけに、子供さんも、それから親御さんについても、大変な思いを見てまいりましたので、今回、取り上げさせていただきます。

近年、学校に行けない、いわゆる不登校の子供たちが増えて、昨年度、過去最多という状況です。県内でもこうした状況が示されておりますので、具体的な県内状況を、小・中・高それぞれに前年度との比較でお示しいただきたいと思えます。

○教育長（黒木淳一郎君） 本年10月公表の文部科学省の調査結果によりますと、本県公立小・中・高等学校の令和4年度の不登校児童生徒数は、小学校が766人、中学校が1,571人、高等学校が331人となっております。

令和3年度と比較しますと、いずれの校種におきましても増加しておりまして、増加の数は、小学校が206人、中学校が287人、高等学校が32人となっております。

○前屋敷恵美議員 今、年間欠席30日以上を不

登校と定義づけてありますから、この定義で把握できない不登校状態にある児童生徒がいることが考えられます。

不登校に至る原因については、一人一人様々です。学校での人間関係、そこにいじめなどが存在したり、授業が分からない、また、ここ数年では、新型コロナによる学校や家庭での生活リズムの崩れなど、本人がはっきり意思表示をしない限り、原因を特定することは非常に困難だと思います。

しかし、何が原因であろうとも、学校に足が向かない子供たちをしっかりと受け止め、そして見守る、決して見放さない、こうした対応が学校にも保護者にも必要だと思います。

本来、学校が子供たちの安心できる居場所であるわけですが、不登校状態にある子供たちには、家に引き籠もる以外に居場所がありません。今、こうした子供たちを支援・サポートしているのが、フリースクールや民間支援団体の存在です。教育委員会は、県内でこうした活動をしておられる団体の状況、現状をどう把握されているのか伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、市町村教育委員会から、本年10月の時点で、県内8市町に23のフリースクールがあると報告を受けております。

○前屋敷恵美議員 フリースクールだけじゃなくて、支援団体もそのほかにたくさんあるという状況も当然御承知だと思います。不登校の子供さんを抱えた保護者の方が、「フリースクールで助けられた。子供の居場所ができて、子供が落ち着いて生活できるようになった」と安堵の表情を見せておられることに、フリースクールやこうした活動の重要性を感じます。

今後、学校とフリースクールや民間団体、保

護者と連携する必要性があると思いますが、教育長の御見解をお聞かせください。

また、こうした団体のほとんどがボランティアで活動されているのが現状です。活動資金は自前で運営を続け、子供たちを支えております。しかし、これでは長く続きません。補助的な支援が必要だと思います。教育委員会の支援の在り方についてお聞かせください。

○教育長（黒木淳一郎君） フリースクールとの連携につきましては、昨年度から意見交換の場を設けておりまして、本年10月には、市町村の関係者も含めて連携の在り方を協議したり、国の通知にある出席の要件を示したりしたところであります。

補助に当たりましては、フリースクールの審査や行政による指導・監督の必要もあり、県教育委員会といたしましては、今後も国の動向を注視しながら、他県の情報を集めるなどして、どのような支援ができるのか研究してまいります。

○前屋敷恵美議員 フリースクールや民間支援団体の活動は、子供たちが再び元気に学校へ通えるように成長できる居場所として重要な役割を果たしております。その現実があります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの届かない部分で役割を果たしている現実があります。ボランティアの自主活動だと、そこに委ねてしまうことはできないというふうに思います。

子供たちのために果たしている役割を教育委員会が認めておられるのであれば、何らかの支援の制度活用ができないのか。活動が継続できるような手だてをぜひとも探っていただきたい、このように思います。強く要望しておきたいと思います。ぜひ形にしていきたいと思

います。

続けてまいります。公営住宅の充実について、安心して住める公営住宅の在り方について質問をいたします。

まず、県営住宅の現状から伺います。県営住宅の管理戸数、そして入居戸数、空き住戸の戸数、募集戸数、応募された応募世帯数についてお聞かせください。

○県土整備部長（原口耕治君） 県営住宅につきましては、令和5年3月末現在、8,628戸を管理しており、入居戸数は6,973戸、空き住戸の戸数は1,655戸であります。これ以外に、政策的に入居募集を止めている、いわゆる政策空き家は203戸あり、建て替えや用途廃止を目的としているため、活用の予定はありません。

空き住戸のうち、入居見込みのある住戸を優先的に年4回の定期募集を行っており、令和4年度の募集戸数は合計369戸で、応募世帯総数は約2倍となる749世帯となっており、近年同様の水準で推移しております。

なお、定期募集以外にも、随時、入居希望など指定管理者において相談を受け付けております。

○前屋敷恵美議員 今、空き住戸についての御説明もありましたけれども、近年、本当に空き住戸が目立つ状況にありまして、住民の皆さんからも、なぜ入居させないのか、収入にもなるじゃないかというお声をお聞きします。今、御説明もありましたが、ぜひそういったものに対する対応をしっかりと急いで行っていただきたい、このように思います。

次に、住生活基本法に基づく都道府県計画について伺います。

住生活基本法では、「地方公共団体は、住居の安定確保が図られるよう、公営住宅の供給の

促進、その他必要な施策を講ずるものとする」とされています。県もこの方針に従って計画をつくっておられると思います。

公営住宅の供給の促進という点で、また、公営住宅は、住宅セーフティネットの中心的役割を担うともうたっていますから、それにふさわしい施策が必要です。

全国計画では、建て替え、バリアフリー、長寿命化などを示していますが、こうした施策について、県の方針をお聞かせください。

○県土整備部長（原口耕治君） 令和4年3月に策定した宮崎県住生活基本計画において、低額所得者や高齢者、障がい者など住宅確保が困難な方々が安心して暮らすことができる目標の一つとして、「住宅セーフティネットの充実」を掲げております。

この中で、公営住宅は、その中心的な役割を担うものと位置づけており、計画的に集約等を検討しながら建て替えを進め、バリアフリー化等の居住環境の改善を推進するとともに、住宅に困窮する高齢者・障がい者世帯、ひとり親世帯を含めた子育て世帯などへの入居機会の確保に努めていくこととしております。

○前屋敷恵美議員 現在、県営住宅の管理戸数は、この10年、8,800戸から8,900戸でほぼ横ばいの状況です。入居者数は約1,300人減少して、空き戸数は約5倍に増加、入居率は96.2%から80.8%に減少しております。また、応募世帯数は約4分の1まで減少し、応募倍率は4.6倍から2.2倍に減少しています。

このように、県営住宅の応募者が減少しているのは、既存住宅、今、住んでおられる状態の住宅の改善がなかなか行われず、住宅に魅力がないことが挙げられるのではないのでしょうか。ぜひ居住者の要求にも耳を傾け、住宅の改善・

改良を進めていただくよう要望しておきたいと思います。

次に、連帯保証人制度について伺います。

まず、保証人規定の現状はどうなっているのか伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 県営住宅につきましては、原則として、入居の際に連帯保証人を1名求めておりますが、入居しようとする方が高齢者のみの世帯や障がいのある方を含む世帯などで、本人の努力にもかかわらず、連帯保証人の確保が困難な場合には、免除することとしております。

○前屋敷恵美議員 全国的にも保証人の確保ができない人々が入居できない事態が相次ぐ事態に対して、国交省住宅局は、「保証人の確保を入居の前提とすることから転換すべき」とする通知を出して、保証人を要件とすることは、公営住宅の目的に合致しないという方針が出されました。既に、公営住宅管理標準条例案の改正で、保証人に関する規定は削除され、各自治体の公営住宅条例からも規定削除が求められております。

全国的にも保証人を求めないとする自治体が増えています。既に令和2年2月10日付で住宅局からそう通知をされているわけで、これまで宮崎県でも懸案事項で検討されてきたはずだと思います。特別の事例では保証人を求めないと、今、部長の御答弁でもありましたけれども、全体的に全ての入居を求める方々に保証人を求めないという対応をすべきだと思います。改めて、県の対応・方針をお聞かせください。

○県土整備部長（原口耕治君） 近年、身寄りのない単身高齢者が増加していることなどを踏まえ、国から公営住宅において連帯保証人を求めない方針が示されたところであり、現在、県

では、有識者等による宮崎県営住宅政策協議会において、連帯保証人制度の廃止に向けて検討を進めているところであります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、その方向でスピードを上げてまとめていただきたい、決定していただきたいと思います。全国的にもその流れが今強まっているところです。

また、心配される点では、保証人を不要とすることで家賃収納率が下がるのではないかとの懸念も聞かれています。全国的な調査でも、低下している状況は見られないということも示されています。国の通知にも沿って、緊急連絡先の登録は必要だと思いますので、その登録をもって入居を認める、保証人を求めない保証人規定の削除を一日も早く行うことが必要だというふうに思います。強く要望しておきたいと思います。

次に、家賃減免制度について伺います。

家賃減免制度について、入居者への周知はどのように行われているか。また、制度活用の実績について伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 県営住宅の家賃減免制度は、入居者または同居者が病気療養などで費用負担が生じる場合や、離職等により収入が減少した場合などに家賃を減免する制度であります。

この制度につきましては、入居の際、全入居者に配布しております「入居者のしおり」や、毎年、入居世帯の収入を確認するために行っている収入申告の際に、全入居者に対しまして、この制度について文書で案内しております。

その適用の実績については、令和4年度が181件であり、近年はおおむね200件前後となっております。

○前屋敷恵美議員 今、厳しい経済状況の中で

すから、ぜひ、そういう事態になったときにはスムーズに利用できるように、この制度を知らないという方のいないように、周知徹底をお願いしたいと思います。

公営住宅は、国民・県民に対して健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と福祉の増進を図ることを目的にしています。

今後、人口減少に伴い、提供戸数は減少傾向が予測されます。確かに人口減少は否めませんが、高齢化社会の下では、生活困窮者は現存してまいります。より公営住宅の役割は大きくなるというふうに思います。

公営住宅は、その整備基準で、安全、衛生、美観などを考慮し、かつ入居者にとって便利で快適なものとなるよう整備しなければならない、このようにも位置づけられておりますので、安心して住める公営住宅になるよう、積極的な推進を図っていただくよう求めておきたいと思います。

次に、農業を支える、その施策について伺います。

まず、畜産についてです。

畜産農家では、配合飼料の高騰が続く上に、子牛の価格が大幅に下落して、都城では今年10月の競りで1頭48万円にも下がって、とてもやっていけないと悲鳴が上がっています。こうした状況は、今回の議会の中でも聞かれたことでございます。

畜産経営を継続していくためにも、飼料の値上がりや子牛価格の下落で、窮地に立っている農家を支える対策が必要だと思います。県はこの状況をどのように認識し、どのように対応するのか、農政水産部長に伺いたいと思います。

○農政水産部長（久保昌広君） 現在の子牛価格の低迷は、配合飼料価格などの高騰による畜産農家の経営環境悪化に伴う子牛の買い控えや、消費者の節約志向の高まりによる枝肉価格の伸び悩みなど、様々な要因が関連していると認識しております。

このため県では、畜産農家に対して、配合飼料等の価格高騰に関する支援をはじめ、国の肉用子牛生産者補給金制度と連携した価格差補填などに取り組んでいるところです。

また、先日の東京食肉市場まつり2023のようなイベントをはじめとする消費拡大にも取り組んでいるところです。

○前屋敷恵美議員 都城の競り市では、妊娠している牛が競りに出されていたそうです。これが何を意味するのか。もう牛飼いはやめる、そうした覚悟で競りに出したのだと聞きました。また、牛を置いたまま夜逃げをする農家も出ているそうです。高齢で牛を飼っている農家は、御自分の年金で餌を食べさせているのだとも聞きました。どこも本当に大変な状況に置かれております。

対策は、今も御答弁がありました。消費を拡大させること、このことも確かに重要だと思います。しかし、経済対策を打っても、すぐには牛肉の消費拡大にはつながらない。消費が拡大するまで待てないというのが今の状況だと思います。緊急的な支援策がどうしても必要です。ぜひ直接的な手だてを取っていただきたいと思っております。

また、競りでは、インボイスの未登録者が安く買い叩かれた、こうした話の報告も受けています。インボイスはまだ実施が始まったばかりですけれども、今後の農業全体に対する影響など、どのように見ておられるのか伺いたいと思

います。

○農政水産部長（久保昌広君） 今年10月からのインボイス制度の導入により、家畜市場においては、インボイスを発行できる子牛かどうかを確認の上、取引するようになっております。

10月以降の取引価格の状況を見ますと、制度開始から3年間は、免税事業者からの仕入れについても消費税分の8割を控除できる経過措置が設けられたこともあり、取引価格において、インボイス制度の明確な影響は見られなかったところです。

また、市場関係者からも「税額控除の経過措置があり、インボイスの影響は限定的ではないか」といった声を伺っております。

この制度はまだ始まったばかりですので、引き続き、制度の周知を図りながら、家畜市場における子牛価格の動向を注視してまいります。

○前屋敷恵美議員 影響が出てくるのは確かにこれから先だというふうに思います。しっかり見届けていただきたいと思っております。

宮崎の基幹産業でもある農業、そして畜産の灯を消さないためにも、しっかり支援をしていくことが必要です。国や県の支援策をしっかりと進めていただくようお願いしておきたいと思っております。

次に、サツマイモ基腐病被害について伺います。

今年もまた昨年以上の被害が出ているとお聞きしております。被害の現状と今後の予防対策、農家への支援策についてお聞きします。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本年産のサツマイモ基腐病の発生面積の割合は2.7%で、気象条件に恵まれ、発生が少なかった昨年産の0.7%よりは多いものの、令和2年産や3年産と比べ

て、半分以下となったところです。

しかしながら、発生が増加している地域もあることから、県としましては、引き続き、持ち込まない、増やさない、残さないを基本に、防除の徹底や抵抗性のある品種の導入、残渣の適正処理など、効果の高い対策を進めてまいります。

さらに、国や県の事業を組み合わせながら、健全な苗の安定供給や防除体系の確立などの構造改革を進めるとともに、圃場の排水対策や輪作など、地域の実情に応じた支援を行うことで、基腐病に負けない力強い産地づくりを目指してまいります。

○前屋敷恵美議員 私も基腐病のことで、専門のサツマイモの農家の方にお話もお伺いしたところです。特に専門農家にとっては、収量の減収は経営を困難にしますし、また、原材料の不足は、酒造会社にとっても打撃となるというふうにも聞いております。このまま国産の材料が届かなければ、輸入に頼ることにもなるのではないだろうか、こういう懸念も農家の皆さんは持っておられました。さらには、肥料や農薬の高騰が経営にとっては大変厳しい、そういう状況にもなっております。

この基腐病の対策はもちろん大事ですが、この支援だけにとどまらず、安全・安心の農産物をこの宮崎の大地で生産できるよう、持続可能な農業にするためにも、農業の担い手をしっかりと支えていくこと、そして、所得保障、価格保障の制度を確立することが重要だと思います。こうした取組にぜひ県も尽力いただきたい。このことも申し上げておきたいと思えます。よろしくお祈りいたします。

次に、林業と災害対策について伺います。

宮崎県は、杉素材生産量32年連続日本一、令

和4年度は生産量187万8,000立米、木材全体の素材生産量でも203万1,000立米と、北海道に次ぐ第2位の生産量です。伐採面積でいえば、令和3年度は2,854ヘクタール、毎年同等の伐採が行われてまいりました。

伐採は主伐・皆伐です。皆伐は、線状降水帯や記録的な豪雨など、この気候変動の下で土砂災害の温床をつくることになり、災害の発生を大変危惧するものです。

宮崎県は再造林率73%、全国第3位の状況にあります。造林してもすぐには成長はしません。若い杉の人工林が占める割合が最も多いのが宮崎県です。また、杉山は保水力には乏しいと言われております。災害の危険性が常に伴っているということです。

そこでお伺いいたします。宮崎県では、高性能林業機械が数多く活用されています。粗悪な作業道の造成などで、伐採作業道からの土砂流出が懸念されます。伐採や搬出に起因する山地災害を防止するために、県はどのような取組を行っているのか伺いたいと思えます。環境森林部長、お願いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 県では、不適切な伐採や搬出作業による土砂の流出・崩壊を防止するため、林地の保全に配慮した伐採・搬出作業や、適正な搬出路の開設方法などをまとめたガイドラインを作成しています。

このガイドラインについては、伐採事業者に対して、研修会を開催して周知を図るとともに、市町村や関係団体と連携しながら、伐採届の受付時や伐採現場パトロールなどの機会を通じて、その遵守を指導しております。

また、人家や道路等への土砂流出が懸念される伐採跡地については、梅雨時期の前などに、市町村等と連携して調査を行い、必要に応じて

伐採事業者に対策を指導しております。

○前屋敷恵美議員 また、搬出において、林地保全という観点からも、路網だけに頼るやり方でなくて、可能な限り集材機による架線集材を進めることも私は重要だと思っています。しかし、その技術者不足の問題があります。

県は、架線集材の技術者育成にも取り組んでおられるとのことですが、どのような位置づけで、どう取り組んでおられるのか伺いたいです。

○環境森林部長（殿所大明君） 集材機による架線集材は、高性能林業機械が入りにくい急傾斜地等において、木材を効率的に搬出するために必要な技術であり、林地の損傷が少なく、土砂流出が起りにくい一方で、安全に架設して集材を行うためには、高度な技術が必要とされます。

このため県では、みやざき林業大学校において、長期課程の研修生や県内の林業事業者を対象に、現場で作業を指揮する林業架線作業主任者の免許取得に向けた講習や、集材機の運転を行うために必要な特別教育などを実施しています。

県としましては、引き続き、安全で効率的な架線集材を実施できる技術者の養成に取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 山を守る、崩れない森をつくる、そしてそれが森林の有する多面的機能を持続させるという点で、今、今後の経営の在り方としても、山を守るということに対しても、山主さんに奨励する自伐林業・自伐林家の育成と定住促進、そして経営支援をする方向や自伐型林業を視野に入れることも、私は重要だというふうに思っています。

この自伐型林業について、県はどのように考

えておられるか伺いたいです。

○環境森林部長（殿所大明君） 自伐型林業の明確な定義はありませんが、令和3年版の森林・林業白書によると、山林を借用し、または施業を受託するなどして、小規模な林業を行う取組とされております。

県内では、延岡市の1グループの活動を把握しており、そのグループには、定年退職後に副収入を得る目的や、週末や仕事の合間のボランティアなど、様々な形で参画がなされております。

県としましては、造林・保育作業を中心に担い手が不足している中で、自伐型林業は、これらの作業を行うことができる多様な担い手の一つとして捉えております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

宮崎県は林業県でもあります。そして、再造林率日本一になるという目標も今、立てられておりますが、確かに切ったところには造林しなければなりません。しかし、その造林する苗が、何が必要か、どういう苗を植えれば山崩れを防止することができるのか、そういったところもしっかりと念頭に置いて、造林には当たっていかねばならないと思います。

そしてまた、ほとんどが皆伐です。この皆伐の規制も私は必要だと思っているところです。土砂災害が起きてからでは本当に遅いと思います。熊本などの土砂災害の現実を目の当たりにしているだけに、そういうふうに思うところで、宮崎の山をしっかりと守って林業を支えていく、このことが必要だと思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

今回の質問は、農業や県民の暮らしをどう支えるのか、日本が直面している戦争への道が県民にどのような災いをもたらすことになるの

か、真剣に、深刻に考えることが必要だと提起させていただきました。

知事が目指される「未来に安心と希望が持てる、心豊かに暮らせる県政」の実現は、何より平和に立脚するものではないでしょうか。子供たちの輝く未来のために、力を尽くす決意を述べて質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○日高博之副議長 次は、松本哲也議員。

○松本哲也議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。県民連合立憲、立憲民主党の松本哲也です。

県議会に送っていただきまして7か月、高速道路や日豊本線を利用して宮崎市へ、そしてまた、県内各地へ伺ってまいりました。車窓からは新緑のまぶしさが紅葉へと変わった山々、そして台風等によって濁流となった河川、季節を感じながら移動してまいりました。時間に余裕のあるときには、一般国道を利用して道の駅に立ち寄り、店頭に並ぶ野菜などを手に取りながら、品ぞろえや価格などにも目を向けてまいりました。

そのような中、やはり高速道路の一日も早い完成・開通が望まれていることを強く感じ、その必要性・重要性に改めて気づかせていただきました。

地元においては、「買物に行くのも買うのも大変だった。何とかしてほしい」など、物価高に加えて、中山間地域周辺部の切実な声をお聞きしてまいりました。いただいた声、そして最近の国内の動向など、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まずは、国と地方の関係についてお尋ねいたします。

私は6月議会で、地方分権改革の推進についてお尋ねいたしました。知事は、国と地方の役割の見直しや明確化、また、地方の実情に合った地域づくりができるよう、国と地方の協議の場の充実などを挙げられ、全国知事会とも協力して、引き続き地方分権改革の推進に取り組むと答弁されました。このことはぜひ強力に進めていただきたいと願っており、変わっておりません。

しかし、国と地方の関係という視点で我が国の現状に目を向けたとき、私は、沖縄県における辺野古の埋立てや、ふるさと納税における制度の見直しなどからしますと、とても国と地方の関係が対等・協力だとは思えないのです。

県民の住民投票や選挙における民主主義の結果を受けて、真摯に取り組まれる沖縄県知事の姿が映し出されるたびに、県民の生活を守る義務と責任を果たそうとする知事がなぜ悩まなければいけないのかと私は思っています。同様の考えの方々や同調してくださる方の声が届きます。

また、ふるさと納税においては、自治体間の過度な競争が進む中、それぞれの自治体が知恵を出し、工夫を凝らして寄附していただくための取組が行われてきました。しかし、国からの経費率見直しなどのルールによって、自治体は、今年10月から一部返礼品の寄附額を上げることとなりました。ふるさとのため、我が町を思っている努力も、結局は国の思惑どおりに進められていくこのありようは、本当に対等な立場なのかと疑問に思うのは、私だけではないと思います。

そこで、知事にお尋ねいたします。今、真剣に国と地方の在り方が問われていると考えます。国と地方の関係の在り方につきまして、知

事はどのように思われているのかお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、以後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

国と地方は、対等・協力の関係にあるものと考えております。国においては、外交・防衛などの国家の存立に関わる事務や全国的に統一が必要な施策など、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方においては、地域行政に関する役割を広く担うことを前提として、それぞれの役割の下、互いに協力し、諸課題に対応することが重要であると考えております。

その上で、私は、地方が複雑化・多様化する地域課題に適切に対応していくためには、自己決定・自己責任の原則の下、自らの発想と創意工夫により、それぞれの地域の実情に応じた政策を講じることが重要であると考えます。

このため、本県知事として、また、全国知事会の副会長や地方税財政常任委員長など地方の代表として様々な役割を担う中で、本県はもとより、地方の意見を国に対してしっかり伝えているところであります。

国と地方がそれぞれの責任を果たすことで、地域の多様性の維持・発展を図ることができるよう、引き続き取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○松本哲也議員 ありがとうございます。地方制度調査会では、自治体に対する国の指示権を拡大する答申を準備していると伺っております。このようなことが行われれば、地方分権の考えを覆すとも言われます。地方分権改革が30年前に戻ることはないよう、知事におかれましても、しっかりと取り組んでいただくことを期

待しております。

それでは、次に、物価高対策についてお尋ねいたします。

長引く物価高の影響が県民生活にじわじわとダメージを与え続け、最近では、多くの方から国の物価高対策について御意見をいただくことが増えてきました。

現在開会中の臨時国会において、物価高対策の議論がなされ、対策の意気込みは理解できたとしても、内容については、私もまだ疑問を持っている1人であります。

特に、給付金と減税については、様々な問題を御指摘いただくことも多く、今すぐの対策を願う方々にとっては、これからの賃金水準向上が確約されていない不透明な状況の中にあつて、低所得者への給付と来年度の所得税減税、ひいては可処分所得の向上を政府が訴えても、国民の多くが適切な説明をしているとは思わない、その取組が理解されていないのが現状のようです。

そこで、知事に、今回の総合経済対策をどのように受け止めていらっしゃるのかお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 物価高騰による影響が長引き、先行きへの不安が広がる中で、今般、国におきまして総合経済対策が決定され、エネルギー価格の負担軽減、中小企業等における持続的な賃上げに向けた支援等、全国知事会を通じて国に要望した内容が盛り込まれるなどしておりまして、私としても評価をしているところであります。

一方、低所得世帯への給付措置と併せて、広く所得税等の減税措置が講じられることとされております。この減税につきましても、適用時期などをめぐって様々な受け止めがあることは

承知しております。

私といたしましては、今回の対策を一刻も早く県民の皆様にお届けすることが、暮らしや経済の早期安定につながると認識しておりますので、家庭や交通事業者等に対する燃料費の負担軽減や、医療・福祉分野における食材料費高騰対策などについて、今議会への追加提案を予定しているところであります。

今後とも、県民生活や県内経済への影響の把握に努めるとともに、市町村とも連携を図りながら、まずは経済対策の早期執行に努め、しっかりと宮崎の再生に向けて取り組んでまいります。

○松本哲也議員 補正予算も提案されますので、今後も県民の皆さんの生活に寄り添っていただきまして、対策を取っていただきますようお願い申し上げます。

それでは、今回の総合経済対策による減税に対する取組ですが、このことは地方財政に大きな影響を与えます。所得税減税による地方交付税への影響は言うまでもありませんが、個人住民税における減収を伴いますので、国の減税には必ず地方財政への影響をセットで考えていかなければいけないはずです。そのような地方の減収に対する対策などはどのように考えているのか、そのことも国の責任において明確にされなければならないはずです。

知事は現在、全国知事会における地方税財政常任委員長として、本県のみならず、全国の地方自治体に影響がないように取り組む立場にありますので、このことに強く声を上げていく必要があると考えます。

そこでお尋ねいたしますが、国の総合経済対策における所得税や住民税減税に伴い、本県をはじめとして、地方財政への影響が懸念されま

す。全国知事会地方税財政常任委員長としてどのように対応されるのでしょうか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国の総合経済対策に盛り込まれた所得税及び個人住民税の減税につきまして、個人住民税の減収額につきましては、全額国費で補填をするという方針が明示されている一方で、所得税の減税に伴い、所得税収の約3割を原資とする地方交付税が減額となることへの対応はまだ決まっておらず、また、それに加えまして、減税や給付に伴う市町村の事務負担が増大することを強く懸念しております。

地方固有の財源である地方交付税の本旨に鑑み、地方行政サービスに支障を来すことのないよう、所得税の減税に伴う地方交付税の減額分を国の責任において補填するとともに、減税や給付に伴うシステム改修費や事務負担の増大に対し、適切に財政措置を講じるよう、国に対し強く求めていく必要があると考えております。

このため、先月開催されました政府主催の全国知事会議におきまして、私は地方税財政常任委員長として、直接、岸田首相にこれらの対応を要請するとともに、その後も多数の政府・与党関係者を訪問し、地方を代表して、この内容について要請を行っているところであります。

○松本哲也議員 年が明けますと、市町村では税の申告受付事務が始まり、大変忙しい時期となります。人員は少なくなり、限られた期間の中で、事務は大変な作業だと思われれます。ぜひ自治体の事務の負担につきましては、強く声を届けていただきたいというふうに思います。

それでは、物価高対策について具体的にお尋ねさせていただきます。

私は、指定管理業務や学校給食には物価高が大きく影響するのではないかと考えています。

働く皆さんの賃金や労働条件、人件費には影響していないのかという点です。

具体的に、去る9月、本県にも影響がありました。株式会社ホーユーの破綻には、背景に、原材料や電気料金、人件費の値上がりなどがあると指摘されています。

本来、自治体業務として行われるべき業務が、指定管理や業務委託によって実施されています。しかし、物価高に加えて、入札による価格競争など、最低賃金の上昇や物価スライドなどにしっかり対応・反応できているのか、特に昨今の状況からしますと、安心して働ける環境が整っているのかと不安になります。

このようなことを考えたとき、改めて公契約条例の必要性を考えました。過去にも数回、県議会において質問がなされておりますが、平成28年6月議会において、我が会派の岩切議員が質問して以来、公契約条例についての県当局の見解をお聞きしていません。当時、「国や県の動向など把握に努め、意見なども伺っていく」と答弁されています。検討がなされてきたものと理解しています。

そこでお尋ねいたします。このような物価高や安定した勤務・労働条件、そして質の高い公共サービスの提供や安全性の確保のためにも、公契約条例の必要性が強く求められていると感じていますが、県の考えにつきまして、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（吉村達也君） 賃金等の労働条件につきましては、公契約か否かにかかわらず、労働基準法等の関係法令が遵守されるべきものであります。

また、公共工事などの県の契約につきましては、県内産業の健全な発展や地域経済の活性化という観点も大変重要であります。

これらも踏まえ、公契約条例につきましては、労働者の賃金水準や労働条件の確保を定める国際労働機関（ILO）の条約批准やそれに伴う国内法の制定に関する国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

○松本哲也議員 私も今後、注視して、あわせて、多くの自治体とともに、条例制定を求めて取り組んでまいりたいというふうに思います。

指定管理者制度では、その多くが複数年で協定を締結しているものと認識しております。今回の最低賃金の引上げ額は過去最高となり、その改定時期は10月であります。今般の物価高騰も考慮すると、指定管理者には大きな影響を及ぼしているものと思います。どのように対応されているのか、再度、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（吉村達也君） 指定管理者制度を導入している公の施設につきましては、県との間で締結する基本協定書に基づき、指定管理者が管理運営を行っております。

この協定の中で、物価変動等により運営経費が増加する場合は、原則として指定管理者が負担することとしております。

また、特別の事情があると認められる場合には、施設の安定した管理運営を継続するため、指定管理者の負担の一部を免除できると規定しております。

○松本哲也議員 なかなか指定管理者側から申出を行うことができない、そのような声も届いております。この物価高が長引く場合には、特別な事情に当たるのではないかとというふうに考えますが、今後の対応をぜひともよろしくお願い申し上げます。

それでは、学校給食についてお尋ねいたします。

先ほどホーユウの件について触れました。しかし、全国においては、物価高の影響を受け、食材の値段やデザートの高頻度などにも配慮しつつも、栄養価が変わらないように工夫を加えながら給食をつくっていると伺っています。本県においても同様であろうと推察します。

これまでと変わらない給食材料を確保するために、保護者負担の給食費を値上げすることは、なかなか理解が得られないと考えます。ましてや、年度の途中からということは、なおさらではないでしょうか。減税だ、給付金だと言っても、実際に負担する保護者からしますと、簡単にはいかないと思います。

そこでお尋ねいたしますが、近年では、県内においても、学校給食の無償化を実施する自治体が増えています。基本的には、保護者が負担する学校給食の制度であります。この物価高騰の中、学校給食費における保護者負担の状況につきまして、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会におきましては、市町村担当者会を開催し、国の臨時交付金に関する給食費の補助につきまして、的確な情報提供を行い、保護者負担軽減が効果的に行われるよう支援しているところであります。

また、物価高騰の中、学校では、献立作成や調理方法の工夫により、児童生徒の成長に必要な栄養量を満たした給食の提供を行っております。

そのような中、今年度は、物価高騰の折、26市町村中24の市町村で、保護者負担軽減のための給食費の補助を行っております。

○松本哲也議員 保護者に負担を求めるか、自治体が予算を増額するのか、また、コロナ禍において実施された肉や魚などの食材の提供はで

きないのか、様々な取組や検討が必要ではないかというふうに考えています。

学校給食の多くが業務委託契約により実施されていると認識しています。食育、地産地消、伝統料理や多様な食文化にアレルギー除去など、安心・安全な給食を届けることだけでなく、学校給食には非常に大きな役割と責任があります。直営での実施や学校ごとでの実施など、制度自体をどう維持していくのかなど、県教育委員会には、市町村と一体となった今後の取組を期待したいと思います。

それでは、次に移ります。

次に、企業誘致についてお尋ねいたします。

熊本県で建設が進んでいます半導体製造メーカー、TSMCをはじめとして、本県国富町に進出予定のローム株式会社など、半導体関連のニュースを聞かない日がないくらい、連日のように報道されています。

デジタル社会を見据えたとき、半導体はなくてはならないものであることから、国もこの分野への工場誘致の支援を手厚くしているようで、国内においては、各地で企業誘致が展開されています。しかし、この分野においては、一定規模の用地が既に用意されていることが必要であるというふうに伺っております。

新たな分野の企業誘致はないものかと、私も思っていました。そんなある日に、電気自動車の航続距離を延ばせる材料の増産に素材各社が乗り出すという記事を目にしました。その記事で私の目に飛び込んできたのが、リチウムイオン電池でした。ノーベル化学賞を受賞された旭化成名誉フェローの吉野彰さんの講演を思い出したのです。

吉野さんは2019年に受賞されました。コロナ禍の影響もあり、翌2020年に延期して開催され

た記念講演会でした。この講演では、リチウムイオン電池がIT社会の実現に大きく貢献していることや環境エネルギーの問題解決に大きな可能性を秘めていることなどをお聞きしたと記憶しております。

そこで、知事にお尋ねいたします。知事もこの講演をお聞きになられたと記憶しておりますが、3年前ではありますけれども、お聞きになられたことを思い出していただき、改めて率直な御感想をお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 吉野さんは、ノーベル化学賞を受賞後、全国の旭化成グループから講演依頼が殺到している。そういう状況の中で、まずは旭化成発祥の地である延岡を講演の最初の地に選んでいただいた。そのことに感激したのを覚えております。

講演の中では、リチウムイオン電池の研究に当たりまして様々な素材を探していたところ、旭化成せんい株式会社の炭素材料を使うことで軽量化の道が開けたということですか、製品化に向けた最後の段階である安全性の確認、これは延岡の工場で実験をして、その安全性を確認できて商品化につながったというお話を伺いまして、延岡はリチウムイオン電池発祥の地と言えるのではないかと、そんなことを考えたの思い出したところでもあります。

また、お話の中で、IT革命の次はET革命、すなわち環境エネルギーに係る技術の変革が起こるという未来の展望を語られております。2050年のカーボンニュートラルに向けた取組として、宮崎県には、植林など積極的な貢献を期待していると話されたところでもあります。

吉野さんが本県ゆかりの方であるということは大変誇らしく思っておりますし、今年9月にも講演のために来県されるなど、本県とのつな

がりを大事にされていること、大変ありがたく受け止めております。これからも様々な形で、本県に対する御指導、御協力をいただきたいと考えております。

○松本哲也議員 ありがとうございます。少し前のことでありましたが、これだけ知事も思い起こしていただけるということは、それだけやはり印象が深かったのではないかというふうに思った次第であります。ぜひとも吉野先生との関係を強く太くしていただきたいと思っております。

新たな分野の中で、国は2035年までに電気自動車の新車販売100%を実現するとしておりまして、国際エネルギー機関による電気自動車などの販売台数は、2030年に3,690万台に達すると予測しています。ガソリン車を含む新車販売に占める比率は、35%以上になる見通しを示しています。吉野さんのお話からも、非常に明るい分野だと思います。また、県北地域の産業振興にもつながるのではないかと期待するところです。

そこで、再度、知事にお尋ねいたします。今後、蓄電池関連企業の誘致に取り組むべきではないかと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 蓄電池は、自動車等の動力源、太陽光等の再生可能エネルギーの貯蔵手段、各種IT機器の電源など、電化社会、デジタル社会において様々な用途で利用され、市場の拡大により、成長が見込まれる産業であると考えております。また、本県が強みを持ちます太陽光がもっともって生きてくる、そのような技術であると考えております。

このような成長産業分野の企業立地は、投資や雇用の創出のみならず、地場企業にとっても

新たな事業展開や取引拡大が期待でき、地域経済の活性化に、より大きな効果をもたらすものと考えております。

県では、企業立地に重点的に取り組む産業分野に、御指摘の蓄電池を含むゼロカーボン関連産業を位置づけております。県としましては、県北地域はリチウムイオン電池にゆかりが深く、関連素材の生産拠点もあるという地域の特性や立地環境を生かしながら、市町村と連携し、蓄電池関連企業の誘致にもしっかりと取り組んでまいります。

○松本哲也議員 ありがとうございます。電気自動車の普及が進み、一般家庭においても蓄電池が設置・活用されるためにも、リチウムイオン電池は不可欠な存在であるとおっしゃっていただきました。また、県北に目を向けますと、重要港湾である細島港を有していることは大きな強みであり、条件が整っていると考えます。さらには、今後の九州中央自動車道の建設促進を加速させることにもつながる可能性があると考えます。今後の積極的な取組・展開を期待しております。

次に移ります。東九州新幹線についてでございます。

この2日間、鉄道に関する質問がなされております。重なる部分もあるかと思いますが、質問させていただきます。

今年の8月、大分県における知事と市町村長の会合において、東九州新幹線の議論が中心となりまして、四国新幹線と併せて、整備計画路線への格上げを目指して、県全体で協力することが確認されたと伺っております。

先日、利便性に直結する所要時間や課題となる概算事業費などの試算結果が発表されました。大分県知事は、「宮崎県などとも連携し、

循環型の交通整備に向けて議論を重ねていければ」と話されています。

議論では、久大線ルートと日豊線ルートが検討されていますので、ぜひとも東九州新幹線、特に日豊線ルートの実現に向けて一緒になって議論し、取組を行うべきだと思っております。

そこで、東九州新幹線の整備計画路線への格上げに対する考えについて、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 大都市圏から遠隔地にある本県にとりまして、国の基本計画に位置づけられている東九州新幹線の整備は、広域的な高速交通ネットワークを構築する上で、重要な基盤になるものと認識しております。

このため私は、東九州新幹線鉄道建設促進期成会の会長として、関係する4県1市合同で、整備計画路線への格上げなどにつきまして、毎年、国に対する要望活動を行っております。

このような中、大分県では、新たなルートを設定し、これまでのルートと比較・検証するなど、機運を醸成するために独自の取組を行っているところであります。

また、県内各地をくまなく回る中で、県民の皆様から、現在の東九州新幹線の枠組みとは異なるルートを含め、様々な御意見を伺っているところでありまして、本県におきましても、今後の実現可能性などを踏まえた、あらゆる検討が必要であると考えております。

次の整備計画路線への格上げに向けまして、他の基本計画路線に取り残されることがないように、引き続き、関係自治体と連携しながら取り組んでまいります。

○松本哲也議員 ぜひ取り残されないように、積極的に連携をお願いしたいと思います。

それでは、東九州新幹線の実現に向けた取組

を加速化していくべきだと考えつつも、近くてなかなか遠く、つながっているようで海を挟んでおり、今も話題となるのが、九州と四国を結ぶ豊予海峡ルート構想です。その距離、14キロメートルほどです。

今から25年前、平成10年に、全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」が策定されました。その中で示された4つの国土軸構想の1つとして、「太平洋新国土軸構想」があります。日本全体の均衡ある発展を目指す構想でありますので、このことも将来を見据えてしっかりと取り組まなければならないと考えています。

また、本県は、豊予海峡ルート推進協議会の会員として、国への提言活動などに取り組んでいると認識しております。

整備方式には、新幹線と高速道路、橋梁か海底トンネルなどが想定されているようです。これらも大分県では会合が開かれたようで、さらには、四国4県が四国新幹線の実現に向けて「初めて意見が一致した。機は熟した」とのことで、今後の動向を注視していかなければならないと思いますし、本県も強力に取り組む時期に来たのではないかと考えます。

そこで、今度は、大分県などが推進に取り組む新幹線だけではなく、高速道路も含めた豊予海峡ルートに対する御所見をお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 基本計画路線の一つであります四国新幹線の豊予海峡ルートにつきましては、大分県佐賀関半島と愛媛県佐田岬半島を隔てる約14キロメートルを架橋や海底トンネルで結ぶ構想であります。

大分県では、このルートを東九州新幹線や高速道路で結節することにより、人や物の循環を

促進し、近畿、中国、四国、九州が密接に連携した広域的な経済圏や観光圏の形成を目指しているところであります。

本県は、このルートを推進する豊予海峡ルート推進協議会に参加しているところであり、九州全体はもとより、国土の均衡ある発展や災害時のリダンダンシー確保など、我が国全体に大きな効果が期待される構想であると認識しております。

○松本哲也議員 夢のある新幹線の話に触れさせていただきましたが、在来線の存続というものは、本県において非常に大きな課題でありまして、このことは、全国においても、利用者が少ない沿線自治体などでは、廃止の危機感が強くなっています。

さらには、今年10月からは、鉄道の在り方について、鉄道事業者と自治体が話し合う再構築協議会の設置が可能となりまして、先日、広島・岡山両県を走る芸備線が、協議に向けて参加の意向を回答したようであります。

本県においては、JR九州による2022年度線区別収支と平均通過人員が公表され、日南線や吉都線において、沿線自治体も様々な利用促進に向けて取り組んではいるものの、現実はなかなか厳しい結果のようです。

そこでお尋ねします。まずは、このような県内鉄道の利用状況の課題につきまして、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県内鉄道の最近の利用状況につきましては、新型コロナの影響により、令和2年度に利用者数が大きく減少し、特に日豊本線の佐伯－延岡間や宮崎空港線では、観光客等の人流の抑制により、コロナ禍前である令和元年度の半分以下となったところであります。

その後、緩やかな回復傾向にあるものの、以前の水準まで戻っていないことから、観光やビジネス需要をさらに取り込む必要があると考えております。

また、国は、1日当たりの利用者数が1,000人未満の線区を優先し、上下分離方式の導入や、バス、BRTへの転換といった再構築を進める方針でありますので、特に利用者数が少ない吉都線や日南線油津－志布志間につきましては、路線の維持が大きな課題と認識しております。

○松本哲也議員 それでは、鉄道の存続に向けた利用促進の取組につきまして、もう一度、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県におきましては、これまで、鉄道の利用促進を図るため、観光列車「海幸山幸」の平日臨時運行を利用する団体等を支援するとともに、大分や鹿児島行きの特急列車を利用した旅行商品の造成などに取り組んできたところであります。

また、本年度から、吉都線につきましては、通勤定期の購入を支援するとともに、日南線では、沿線で開催されるイベントと連携した利用促進の取組を支援するなど、路線ごとの特徴を踏まえた取組を進めております。

さらに、来年度からは、九州各県等と連携し、鉄道や高速バスといった県をまたがる交通機関と路線バスなどの地域内の交通機関の両方で利用可能なデジタルチケットを販売する予定としており、新型コロナで落ち込んだ観光需要の回復を図ってまいります。

○松本哲也議員 今朝の新聞では、指宿枕崎線の在り方を協議するという記事を目にしました。日南線、吉都線、そして日豊本線におきましても、不安に駆られたところでした。

ぜひともいろんな取組を進めていただきまし

て、また、観光でお見えになる多くの方から、ICカードの利用、利便性向上の声もいただいておりますので、今後の取組をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移ります。スマート農業についてお尋ねいたします。

本県総合計画アクションプランの重点プログラムに「力強い産業の創出・地域経済の活性化」が挙げられています。中でも、「稼げる農林水産業への成長促進」のスマート農林水産業の促進には、高齢化の進行や担い手の減少対策と、これからの本県農林水産業の推進に期待しているところです。

先日、安田議員もおっしゃいましたが、私も環境農林水産常任委員会の委員として、北海道を視察させていただきました。その中で、本県におけるスマート農業を、北海道での視察から見たときに、どのような取組ができるのかと考えたところでした。特に本県においては、中山間地域において様々な形で農業に取り組む方々が多く、そのことにより、農地を含めた中山間地域を守ることにつながっていると言えます。

そこでお尋ねいたしますが、これから県内各地において、スマート農業技術の導入が図られていくと考えます。地理的にも大きく違いがあります。県としては、地域の条件などを踏まえたスマート農業の推進をどのように考えているのでしょうか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） ICTやAIなどを活用したスマート農業を推進することは、生産性の向上や労働力不足の解消に加え、G7宮崎農業大臣会合でテーマとなりました持続可能な農業の実現という観点からも、大変重要だと考えております。

このため県では、農業者や関係機関・団体と

連携し、スマート農業を「知る」「試す」「使いこなす」という3つの視点によるスマート農業の実装化と、それらの技術を生かした生産モデルの創出を進めております。

実装化を進めるに当たりましては、栽培品目や圃場条件に合った技術の導入が必要であります。特に中山間地域においては、農地が狭く、圃場が急傾斜地に点在しておりますことから、これらに対応できる機械等の選定も含め、技術の確立に取り組んでいるところであります。

今後とも、地域の条件を踏まえ、県内全域においてスマート農業技術の導入を展開することで、「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現を目指してまいります。

○松本哲也議員 では、スマート農業の中から、具体的にシキミ栽培におけるドローン防除についてお尋ねいたします。

シキミとは、葬儀や法要、仏壇、お墓などにお供えする花木です。延岡市北川町の生産量は全国の1割以上を占めており、中山間地域の取組としては安定した収入を確保できています。

しかしながら、中山間地の中でも急傾斜地の栽培であるため、大型機械などの導入は困難であり、薬剤防除作業などはかなりの労力を必要とします。また、品質維持のための保管や梱包、出荷など、通年作業に加え、繁忙な時期には、朝早くから夜遅くまで従事することがあると伺っています。

防除作業においては、ドローンを活用する取組などが研究されているようで、空中からの散布は効果的なようですが、葉の裏側の防除などはまだまだ課題も多く、ほかにも様々な研究・検討が進んでいると伺っております。

そこで、このシキミの省力化防除体系確立に向けた取組につきまして、農政水産部長にお伺

いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 御質問のとおり、シキミは、延岡市や美郷町などの中山間地域における重要な栽培品目の一つですが、傾斜地での栽培であるため、病虫害の防除等の省力化が課題であります。

このため県では、国の事業により、令和4年度から6年度にかけて、愛媛大学等との共同研究において、地元関係者と連携しながら、ドローンを活用した省力化防除体系の試験に取り組んでいるところであります。

この試験では、ドローンで利用可能な農薬の登録に向けた散布付着量の調査をはじめ、防除に適した樹形の検討などを行っております。これらの取組により、シキミの持続的な生産体制の構築を図ってまいります。

○松本哲也議員 他の地域でも様々な課題があると思われま。それぞれの現地における丁寧で迅速な対応・検討を今後ともよろしく願います。

それでは、次に移ります。防災道の駅についてお尋ねいたします。

今年度、県議会で設置しています防災減災・県土強靱化対策特別委員会において、様々な取組の調査研究を行っています。特に防災の拠点として、「道の駅都城NiQLL」は、防災道の駅に選定され、後方支援拠点の大きな役割を担っていること、また、その重要性について学びました。

防災道の駅は、令和3年に、都道府県の提案を踏まえ、全国で39駅が選定されました。幾つかの選定要件が定められていますが、現在のところ、本県においては都城のみとなっております。このことは、鹿児島県や熊本県南部方面からの後方支援拠点として、本当に重要でありま

す。

一方で、災害はいつどこで発生するか予測できず、南海トラフ巨大地震ともなれば、甚大な被害が想定される県北部などを考慮した拠点の整備体制などが必要だと思えます。

そこでお尋ねいたします。県内には複数の防災拠点を設置する必要があると思えます。県の考えにつきまして、危機管理統括監にお尋ねいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 自然災害が激甚化・頻発化し、今後高い確率で南海トラフ地震の発生が危惧される中、あらゆる危機事象に迅速かつ的確に対応するため、災害時の情報収集や物資の備蓄・輸送、救命・救助活動など、様々な目的に応じた防災拠点を数多く設置することが望ましいと考えております。

このため、宮崎県地域防災計画におきましては、県の本庁舎や出先機関、市町村庁舎をはじめ、国土交通省などの国の出先機関、自衛隊基地や空港、港湾のほか、トラックターミナルや高速道のサービスエリア、総合病院など、延べ515施設を防災拠点として位置づけているところでもあります。

○松本哲也議員 そこで、具体的に県北部に目を向けますと、大分県や熊本県北部からの支援を想定した場合に、「道の駅北川はゆま」は非常に有望であると思えます。「道の駅北川はゆま」は東九州自動車道に直結しており、国道10号・326号の利用により大分方面から、そして延岡インターからは、九州中央道によって熊本方面にもつながる交通の要衝であります。

さらには、沿岸部からも距離があることから適地にあると言えます。現在、重点道の駅に選定され、防災機能も充実しています。延岡市北川町は水害に悩まされる地域であります、

「道の駅北川はゆま」は高台にあり、その周辺をしっかりと活用することで、防災道の駅として、その役割を大きく果たすことにつながると思えます。「道の駅北川はゆま」が防災道の駅に選定されるために、準備を整えておく必要があると思えます。

そこでお尋ねいたします。現時点において、「道の駅北川はゆま」の県における防災上の位置づけはどのようになっているのか、再度、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 「道の駅北川はゆま」を含む県内18か所の道の駅は、宮崎県地域防災計画において、救援物資等の備蓄拠点、または集積拠点のうちの、道路空間を利用した防災拠点として位置づけられております。

また、「道の駅北川はゆま」は、宮崎県新広域道路交通計画において、防災倉庫や非常用発電機などを備えた地域の防災拠点とされています。

さらに、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画において、南海トラフ地震が発生した場合、国土交通省の緊急災害対策派遣隊、いわゆるTEC-FORCEの進出拠点として位置づけられております。

○松本哲也議員 ありがとうございます。本県2か所目ということだけでなく、九州の北部、大分県側への支援としても重要な位置にあると思えます。第2弾の選定の際には、ぜひとも国土交通省や延岡市と協議をしっかりと行っていただき、「北川はゆま」の防災道の駅への推薦をいただくようお願いしたいと思います。

次に、県道北川北浦線の整備についてお尋ねいたします。

これまで、スマート農業や防災の拠点などに触れ、質問してきました。シキミ栽培の現地へは、県道北川北浦線から分岐した市道を進んでいきます。しかし、この県道は、過去に台風による大雨の影響で冠水しました。そのときは、起点側も終点側も冠水した箇所がありまして、県道沿線の地区をはじめとして、一時、孤立した地域がありました。

また、この道路が長時間通行止めともなりますと、先ほどのシキミの出荷等への影響は避けられず、台風の時期とシキミの繁忙期が重なることから、大きな損失につながりかねません。現在も県道全体の改良が進んでいることは承知しておりますが、再び孤立することがないよう、さらに整備を進めていただきたいとの声が上がっています。

そこでお尋ねいたします。冠水する箇所もありますが、改良も計画的に進めていただきたいと思っております。県道北川北浦線の整備状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県道北川北浦線におきましては、全体延長約14キロメートルのうち、特に交通に支障のある箇所から整備を進め、これまでに約12キロメートルが完了したところであり、令和2年度からは、三川内工区約1.3キロメートルの整備に取り組んでおります。

当該工区は河川に隣接しているため、道路の拡幅に合わせ、路面の高さを現道よりも高くすることで冠水リスクの軽減を図ることとしており、これまでに約800メートルの拡幅工事が完了し、現在、残る区間の改良工事を実施しているところでもあります。

当路線は、地域の産業振興はもとより、沿線住民の暮らしや交流を支える重要な路線であり

ますので、必要な予算の確保に努め、引き続き、早期整備に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 この県道沿いの河川における堆積土砂の撤去にも鋭意取り組んでいただいております。住民の皆さん方からは、そういう面では感謝の声もいただいております。引き続きどうぞよろしくお願いたします。

それでは、不登校対策についてお尋ねいたします。

実は、6月にもICTを活用した学習活動について質問させていただきましたが、9月から延岡市において、ICTを活用したオンライン学習支援の取組が開始されました。早速この取組を視察させていただき、非常に有効であると考えました。6月の私の質問に対して、教育長の御答弁には「好事例の紹介に取り組む」とありましたので、改めて質問させていただくところであります。

延岡市における不登校の児童生徒も全国と変わらず増加傾向にあるとのことで、1つ目に、必要な指導・支援、相談を行い、在籍校への復帰を目的とした学びの場——延岡市ではアウトリーチ・オアシス教室と言いますが、この拡充と、2つ目に、市専属のスクールソーシャルワーカーの拡充、3つ目として、ICTを活用したオンライン学習支援、この3つを今年度から「誰一人取り残さない「新たな学びのフィールド」構築事業」として開始したところです。

事業の目的は、「オンライン上の居場所を提供し、共に学ぶことやオンライン学習支援員等との交流によって、心の安定と自己実現への意欲を高める。その上で、個に応じた学びの機会の提供や状況に応じた支援や働きかけを行うことで社会的自立を支援する」とあります。

学習の配信を行う拠点校として、市内中心部

から離れた熊野江小学校の空き教室を利用していました。この学校の児童数は4名。今年度は中学生のみの支援です。隣接する南浦中学校とも、週3回、月・水・金曜日の午前中に行われております。

そこでお尋ねいたしますが、県教育委員会もこの取組について御存じのことと思います。延岡市の取組について、教育長の所感をお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 不登校の児童生徒の社会的自立を支援する上で、ICTを活用したオンラインによる学習支援は、大変有効な手段の一つであると考えております。

延岡市の取組は、配信拠点校にいる支援員と自宅の児童生徒をオンラインでつなぎ、支援員のサポートを受けながら、ウェブドリル等の学習コンテンツを個人のペースで進めることができると聞いておまして、県内で初めての取組として注視しております。

県教育委員会といたしましても、この延岡市の先進的な取組について、先日、市町村の担当者会を開き、その成果を共有したところであります。私もこの取組が児童生徒の次につながる一歩となることを期待しております。

○松本哲也議員 延岡市においては、今後、火曜と木曜の支援や小学生の取組、支援員の数など、課題や事業の拡充についても意見交換をさせていただきました。まだまだいろんな支援の在り方や取組があると考えます。

そこで、県内の公立小中学校における不登校児童生徒の学びの場の確保に対する市町村の取組と県の支援について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） これまで本県の公立小中学校における不登校児童生徒に対して

は、各市町村の実態に応じた支援がなされておりました。しかしながら、コロナ禍を経て、顕在化した課題に対応するため、各学校では学びの場の確保のために、空き教室を利用して校内教育支援センターを整備したり、ICTを活用したオンラインによる学習を行うなど、新たな取組が始まったところであります。ほかにも、一部の市町におきましては、フリースクールとの連携も進んでまいりました。

県教育委員会といたしましては、今後とも、市町村教育委員会において児童生徒の学びの場の確保がなされるよう、国の動きを注視しながら、支援の在り方について研究を進めてまいります。

○松本哲也議員 今後、特例校の動きなど、取組が注目されると思いますので、今後の研究を期待したいと思います。よろしくお願ひいたします。

最後の質問でございます。社会教育の振興についてお尋ねいたします。

初めに事例を紹介いたします。

延岡市教育委員会では、社会教育課の事業として、延岡市の自然や文化、産業に触れる体験を通して、郷土に親しむ心、生きる力を育成することを目的として、「はらはらわくわくふるさと体験隊」という事業を実施しています。前身の事業開始が昭和52年と伺っておりますので、実に47年間継続されている、すばらしい事業です。

現在は、市内の小学校を対象に、各学年10名、合計60名を募集して、違う学校の子供たちが一緒になって、はらはらわくわく、心と体を動かし、田植えや林業体験、宿泊体験など、5月から毎月1回、年間9回、様々な体験活動を行っています。この事業の実施に当たっては、

教育委員会が委嘱した15名の市少年団体指導員の方々が指導に当たってくださいます。

この事業に、先ほどの熊野江小学校の全児童4名、浦城小学校の全児童3名が教育課程の一環として参加しており、体験を通して交流し、学んでおります。

集団活動する上では当然リーダーが必要となり、この事業のリーダーは小規模校の児童が務めており、まとめ役を率先して買って出たと伺っております。

日頃、経験することができない集団生活の場で、知らない友達を引っ張っていくことは大変なことだと思いますが、この小規模校の児童は、日頃から地域のボランティアの方々と放課後子ども教室などで見守っていただき、その中で、このすべを得ていたのではないかというふうに思っております。

このことを考えたときに、昨年12月の県社会教育委員会議の提言書が目にとまりました。提言書では、「生涯学習の視点に立った社会教育の在り方」とありました。4年間かけてまとめられたすばらしい提言です。これをしっかりと生かして実践していただきたいと思っております。

そこで、教育長に、令和4年度に出されました県社会教育委員会議の提言を受け、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県では、今後の社会教育の在り方等につきまして、4年の審議を経て、有識者の皆様から御提言をいただきました。この提言は、今、議員からも御案内のありましたように、本年度策定した宮崎県教育振興基本計画にそのまま反映させていただいておりました。具体化に向け、現在、取り組んでおります。

例えば、「地域ぐるみでつながる」という提言の下、アドバイザーを派遣し、地域と学校の連携・協働を支える体制を整えております。同時に、県民参加の研修会を開催し、事例発表や協議を通して、当事者意識を育成する取組を行っております。これらは、地域の皆様の生きがいがいづくりにもつながるものと考えております。

今後とも、提言を生かした一層の社会教育の充実に、市町村とともに取り組んでまいります。

○松本哲也議員 ありがとうございます。未来を切り拓く、心豊かでたくましい、宮崎の人づくりには、社会教育の振興が必要であると私は思っております。今後の展開に期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○日高博之副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、4日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時36分散会

12月4日（月）

令和 5 年 12 月 4 日 (月 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)

1 番	齊藤了介	(志誠会)
2 番	永山敏郎	(県民連合立憲)
3 番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
4 番	工藤隆久	(同)
5 番	内田理佐	(宮崎県議会自由民主党)
6 番	川添博	(同)
7 番	荒神稔	(同)
8 番	福田新一	(同)
9 番	本田利弘	(同)
10 番	山内いっとく	(同)
11 番	山口俊樹	(同)
12 番	下沖篤史	(同)
13 番	濱砂守	(同)
14 番	黒岩保雄	(緑風会)
15 番	脇谷のりこ	(親和会)
16 番	松本哲也	(県民連合立憲)
17 番	山内佳菜子	(同)
18 番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
19 番	西村賢	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	二見康之	(同)
21 番	後藤哲朗	(同)
22 番	山下寿	(同)
23 番	野崎幸士	(同)
24 番	佐藤雅洋	(同)
25 番	安田厚生	(同)
26 番	日高利夫	(同)
27 番	凶師博規	(無所属の会 チームむか)
28 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29 番	井本英雄	(自民党同志会)
30 番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
32 番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	武田浩一	(同)
34 番	山下博三	(同)
35 番	日高陽一	(同)
36 番	丸山裕次郎	(同)
37 番	中野一則	(同)
38 番	外山衛	(同)
39 番	日高博之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	川北正文
環境森林部長	殿所大明
商工観光労働部長	丸山裕太郎
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	原口耕治
会計管理者	長倉佐知子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
総務部参事兼財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	米良勝也
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	鬼川真治
議事課長	福島久大
政策調査課長	牧浩一
議事課長補佐	佐藤亮子
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	山本聡

◎ 一般質問

○日高博之副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、黒岩保雄議員。

○黒岩保雄議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日南市選出の緑風会、黒岩保雄です。傍聴にお越しいただきました皆様、またインターネットで視聴いただいている皆様、心からお礼を申し上げます。

今回は、知事の政治姿勢、行財政改革などのほか、これまでに県民の皆様から私に寄せられました相談、提案など、6項目について質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年は置県140年の年、知事も私ども議員も新たなスタートの年になりました。改めて140年の歴史を振り返ると、人口も少なく、主力産業もない、またかつては小藩が分立していた宮崎県を、ここまで発展させてこられた先人の尽力に感謝せずにはられません。

政治に携わる私どもとしましては、先人に対し誇れる郷土に、未来を担う次世代には夢と希望を与えるふるさとにしなければなりません。

こうした中、本年は、世界が注目する会合やスポーツ合宿に加え、県人会世界大会を開催し、県内各地でも様々な交流が図られるなど、関係者からも高い評価をいただいたところであります。

振り返れば、置県140年は「つながる」をキーワードとし、世界に、未来に、人と人がつながる大変意義ある年であったと思います。尽力された知事をはじめ、職員、企業・団体の皆様、関わった全ての方々に心からお礼を申し上げます。

す。

こうした中、10年後に迎える150年は大きな節目となります。その間には、国スポ・障スポ開催のほかに、足元では、少子高齢化、人口減少など山積する課題を抱える中、知事は10年後の置県150年に向け、どのような県づくりを目指されていくのか、思いをお伺いします。

また、知事の思いを実現するためには、各種施策を着実に展開しなければならず、その土台となる税財政基盤の確立は欠かすことができません。

国においては、地方公共団体に交付する地方交付税の財源不足に対処するため、その不足する金額の一部を一旦地方公共団体が借金して賄っておく臨時財政対策債を2001年から認めるようになりました。これは時限的な措置として導入されましたが、国の財源不足は解消されず、現在まで延長されています。

本県の場合、令和4年度の決算で見ますと、およそ610億円の県債発行額のうち、約48億円が臨時財政対策債となっています。

この対策債の元利償還金は、後年度に国がその金額を地方交付税で措置することになっていますが、本来、地方交付税としてその年に交付されるべきものを起債で賄わなければならない現状であることから、全国知事会においては、この臨時財政対策債を廃止し、地方交付税の総額の確保を求めています。

このように、国も地方も厳しい財政運営が続いている中、県が策定しているみやざき行財政改革プランに沿った改革を断行することは、非常に重要であります。

プランの中で「健全な財政基盤の構築と資産の有効活用」をプログラムの一つに掲げ、県税の収入確保に関する取組を強化することとされ

ています。

そこで、県税収入の合わせて約4割を占める個人県民税と自動車税種別割の徴収率の状況と、その対策はどうなっているのか、総務部長にお伺いいたします。

あわせて、県の知事部局の職員数については、平成17年から24年までの間に約1割が減少し、その後の約10年間は、ほぼ横ばいで推移しています。職員数については、単に削減することではなく、真に必要な行政サービスを効率的で効果的に提供できる人員体制が適正な定員管理だと思います。

そこで、令和元年度から4年度までの第三期のみやざき行財政改革プランの期間中、職員数に増減のあった主な業務は何か、また今後、どのような業務が職員数の増減に影響すると見込んでいるのか、総務部長にお伺いいたします。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

置県150年に向けた県づくりについてであります。

置県140年となる今年は、主要国際会議では23年ぶりとなるG7宮崎農業大臣会合や、WBC侍ジャパン、ラグビー日本代表の合宿、県人会世界大会など、本県と世界がつながり、本県の魅力を発信する機会に恵まれた年となりました。

本県が再配置されてからこれまでの間の発展は、幾多の先人たちの情熱と並々ならぬ御尽力なしにはあり得なかったものと、改めて感謝の思いと、その歩みを未来へ引き継いでいく責任の重さを感じているところであります。

この節目の年に、県では、2040年を見据えた

新たな総合計画を始動させたところでありませう。

今後10年を見据えますと、本県のみならず、我が国も人口減少が急激に進むことが予測されます。その中で、人口80億人を超えた国際情勢というのは、さらに大きく変化をしてくる。その中で、私は、この宮崎が持つ豊かな自然や歴史や文化、食の供給機能、温暖な気候、ゆったりした時間が流れる癒やしの空間、そういった本県固有の価値や魅力というものが最大限に生きてくる、またそれが求められてくる、そのような時代になろうかと考えております。

総合計画が目指す「安心と希望あふれる宮崎」の実現に向けて、こうした魅力を最大限に生かすとともに、基幹産業であります農林水産業のさらなる活性化や、先端技術の活用による新たな産業の創出、暮らしや産業を支える社会基盤の整備など、人口減少が進む中であっても、活力があふれ、先人たちはもとより、将来世代にも誇れるふるさと宮崎づくりを目指してまいります。以上であります。 [降壇]

○総務部長(吉村達也君) [登壇] お答えします。

まず、個人県民税及び自動車税種別割の徴収についてであります。

令和4年度の徴収率が、個人県民税は97.6%で全国第13位、自動車税種別割は99.8%で全国第5位となっております。いずれも着実に伸びている状況にあります。

その対策としまして、個人県民税では、賦課徴収を行う市町村と連携し、徴収職員の技術向上を図る併任人事交流や、滞納の早期解消を図る県への徴収引継ぎ等に取り組んでおります。

自動車税種別割では、コンビニ、クレジットカード、スマホアプリ等の多様な納付手段や、

SNS等を活用した広報により、納期内納付を推進するほか、催告や滞納処分などの滞納整理に計画的に取り組んでおります。

今後とも、これらの対策をしっかり行うことで、県税収入の確保につなげてまいります。

次に、職員数の増減についてであります。

令和元年度から4年度までの第三期みやざき行財政改革プランの期間中、国スポ・障スポの開催準備や新型コロナ対応などの業務が増加しましたが、一方で、国文祭・芸文祭や防災庁舎の整備が終了したことなどから、知事部局等の職員数は、プランに目標値として掲げた3,800人程度を維持してまいりました。

今後、新型コロナの5類移行や、さらなる業務効率化などにより、一定の業務量の減少は見込まれますが、国スポ・障スポに向けた体制強化や危機事象への対応、また新たな行政需要に 대응していく必要があることから、今年6月に策定した第四期プランでは、令和9年度における目標値を3,900人程度としております。以上であります。〔降壇〕

○黒岩保雄議員 答弁をありがとうございます。特に知事におかれましては、今後の10年間で歴史に残る成長を遂げる期間となりますように、全力で取組をよろしくお願ひしたいと思います。

また、税の徴収につきましては、期限内納付の推進も図りながら、税収の確保を引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

職員配置につきましては、デジタル関係の職員も今後必要になってくるのではないかと考えています。県内の市町村や県民の方からのいろんな相談、そういったものに柔軟かつ迅速に対応できる体制をよろしくお願ひしたいと思います。

さて、第三期の改革の中で、県の行政機関における対応についての満足度につきましては、平成30年度の83.3%を令和4年度には90.0%にするという目標でありましたが、実績では81.0%でございました。私は、80%を超えていれば、これは大きく評価できるものと考えております。今後も県としましては、日々さらなる行政サービスの向上に努めなければなりません。

そこで、第四期プランでは、行政サービスのさらなる向上のために、何に重点を置いて取り組んでいかれるのか、総務部長にお尋ねします。

○総務部長（吉村達也君） 県民ニーズが多様化・複雑化する中、そのニーズに迅速かつ的確に 대응するためには、利便性の高い行政サービスを提供することも重要であると考えております。

このため、第四期みやざき行財政改革プランにおいては、新たに行政のデジタル化を重点的に取り組む柱の一つとして位置づけ、電子申請システムの利用拡大や、相談業務等におけるAI等の活用、電子納税・電子申告の対象拡大など、行政サービスのさらなる利便性の向上を図ることとしております。

人口減少が進み、今後、職員の確保がさらに厳しさを増す中であっても、県民の行政サービスに対する満足度をさらに高めていけるよう、引き続き行財政改革に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 行政手続の電子化、これはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

さて、令和6年度の当初予算編成方針の中で、新規及び改善事業については、事業の成果を検証するために、原則として、事業と関連性の高い指標、いわゆるKPIの設定を行うと定められています。

このK P Iとは、キー・パフォーマンス・インディケーターの略で、重要業績評価指標のことです。K P Iを設定することは、事業の目的や期待する効果が明確になり、事業の進捗や方向性にブレがないかなどを測定できます。本年度の補正予算の事業でも非常に分かりやすい設定がしてあり、円滑な審査ができたところでございます。

今後は、新規及び改善事業に限らず、例えば単発のイベント、P R事業などについても設定を拡大し、併せて県民の皆さんにも分かりやすい形で公表するなど、積極的な活用が望ましいと考えております。

こうしたことから、令和6年度の当初予算編成方針で示されているK P Iの設定について、どのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 限りある財源を効果的に活用していくためには、予算編成におきまして、客観的なデータなどに基づき、事業の計画、実行、評価、改善を行う、いわゆるP D C Aサイクルをしっかりと回していくことが重要であると考えております。

このため、令和5年度当初予算から、新規・改善事業の構築の際に、原則として、事業との関連性や客観的な効果測定の可否などを踏まえたK P I（重要業績評価指標）を設定し、課題等の分析や事業手法の妥当性の検討などに活用しております。

また、令和5年度当初予算案の公表資料では、事業概要の説明資料に記載するとともに、来年度からは「主要施策の成果に関する報告書」にも示してまいりたいと考えております。

こうした取組や政策評価への反映を通じて、事業や施策の意義や効果を県民の皆様に分かり

やすく説明できるよう、しっかり取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 来年度の「主要施策の成果に関する報告書」にも掲載されるということで、非常に期待をしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、農林水産業の振興です。

県内の漁協に所属するカツオ船が今シーズンの漁を終え、各港に戻ってまいりました。今シーズンは過去最高の漁獲高を記録した船も多く、そしてついに南郷漁協所属の竜喜丸がカツオ一本釣りの漁獲量で日本一となりました。地元の港が大変活気づいています。この機会に、漁業に対する理解と魅力が高まり、漁業に就労する人が一人でも多く増えることを願っています。

こうした中、県内漁協の合併についても、さきの県内J Aに続き、合併の議論が進められていると聞いています。この進捗状況についてはどうなのか、また県はどのように支援しているのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県内の漁協の合併については、令和4年6月に、県内19漁協の組合長等から構成される宮崎県一漁協合併推進協議会が設立され、令和7年4月1日の合併を目標に、合併計画等について議論を行っているところです。

県としましては、漁業者や漁協職員の減少はもとより、近年の物価高騰など、社会状況の変化に対応するためにも、漁協組織体制の強化は急務と考えております。

このため、協議会設立の段階から、水産局が一体となって、指導助言など積極的に支援を行っており、私自らも協議会の委員として参画しているところです。

今後とも、本県水産業の成長産業化のため、関係団体と連携し、県一漁協の実現に向けて取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 合併に際しましては、組織の改編でありますとか電算システムの改修とか、様々な経費等もごございます。県の的確なアドバイスと財政の支援もよろしくお願ひしたいと思います。

さて、福島第一原子力発電所事故に伴いますALPS処理水の放出が本年8月に開始されました。このALPS処理水は、環境や人体への影響は考えられないとされておりますが、水産物等への風評被害などが懸念されております。

本県のカツオ船なども東北地方に水揚げしていただいておりますが、本県の漁業への影響は出ているのか、また影響があった場合の対応はどうするのか、農政水産部長にお伺ひします。

○農政水産部長（久保昌広君） ALPS処理水については、8月24日に初めて海洋放出されて以降、これまでに3回の放出が実施されておりますが、周辺海域の水産物や海水は、国のモニタリングにより、安全であることが確認されております。また、県では、本県漁船の東北地方の水揚げ地での魚価を調査しており、放出前後において顕著な下落は見られておりません。

しかしながら、処理水の放出は約30年間と長期にわたることや、今後、輸出の停止が長期化した場合、国内水産物への間接的な影響も考えられることから、引き続き市場等の状況を注視するとともに、必要に応じて、国の「水産業を守る」政策パッケージの活用など、漁業関係者が安心して事業を継続できるよう対応してまいります。

○黒岩保雄議員 地元の漁業関係者からは、東北地方で漁協が水揚げされた魚等を冷凍保管し

た場合に、新たに水揚げされた魚が冷凍保管できないのではないか、飽和状態になるのではないかとことを危惧されております。引き続き注視をお願いし、必要に応じた対策をお願いしたいと思います。

続いて、子牛の価格についてでございます。

飼料高騰などの影響で、県内子牛の価格が下落しております。先月行われました県内での子牛の競り市では、1頭当たりの県内の平均価格が49万2,000円となり、前年同月と比べ2割近く安くなっております。

県をはじめ、畜産関係者の方々は、長年、宮崎牛のブランド化に取り組み、全共での日本一をはじめ、知事のトップセールス、最近では東京食肉市場まつり2023での成功など、数々の実績を上げてこられました。本県の子牛の価格は全国と比べどのように推移しているのかを農政水産部長に伺ひます。

また、この子牛の価格の下落の支援として、国の和子牛生産者臨時経営支援事業に加えて、県もこれに上乘せする形で緊急支援をしておりますが、この国の支援事業が今月までで終了するため、支援の延長や新たな支援策が望まれているところでございます。

繁殖農家の方々から「このままでは年が越せない」「今後の経営が不安である」などの声を聞いております。農政水産部長に、子牛価格の下落の状況と、その影響を受けている繁殖農家への支援についてお伺ひいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 昨今の子牛価格の状況を見ますと、飼料価格の高止まりによる生産コスト高や、牛肉の消費低迷による枝肉価格の低下を受けて、令和5年5月頃から全国的に子牛価格の下落が続いており、本県でも同様に厳しい状況にあります。

このため県では、配合飼料の価格高騰に関する支援を行うとともに、畜産経営コンサルなどを活用した経営体質の強化や生産性の向上の推進を図っております。

加えて、国の肉用子牛生産者補給金制度と連携した価格差補填により、繁殖農家の支援を行っているところであります。

引き続き、国や県、市町村、関係団体で同じ方向を向いて一体となって、肉用牛の生産基盤の維持・強化を図ってまいります。

○黒岩保雄議員 ありがとうございます。おっしゃるとおり、同じ方向を向いて、肉用牛の生産基盤の維持を図っていただきたいなと思います。

県総合農業試験場亜熱帯作物支場は、昭和9年に当時の南郷町に開設された農事試験場南郷柑橘試験地から始まり、その後、名称の変更や移転などを経て現在に至っております。

これまでには、亜熱帯性の果樹、花卉、花木の生産技術の研究・開発をはじめ、柑橘類の生産技術の開発に取り組み、大きな成果を上げてこられました。

また、敷地内にある有用植物園には、世界の三大花木である、南米を原産とするジャカランダの群生地があり、これまでも民間の有志の方々などで組織する日南市ジャカランダ研究会や、ジャカランダプロジェクトによるジャカランダの普及啓発、維持管理、イベントの開催などに組み込まれてきました。

特に、毎年6月に開花するジャカランダは、この植物園が日本一の群生地であり、全国から多くの観光客が訪れ、今年の開花時期にはおよそ6万8,000人が来場いたしました。

しかしながら、ここ数年、ジャカランダの樹木が老木等により開花が少なくなっており、地

元の方々や観光事業者などが心配されております。このことについて、県はどのような対策に取り組んでおられるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 今年のジャカランダにつきましては、昨年度の台風や冬の低温の影響等により、例年に比べ、開花が少ない状況でありました。

また、近年は、樹木の老化等により、開花しない株や、花の数が減少している株も出てきております。

県といたしましては、日南市や市民団体の道の駅なんごうジャカランダプロジェクトの皆様、さらには地域ボランティアの方々と連携しながら、開花しない株の伐採と新しい苗木の植樹を進めているところです。

あわせて、県では引き続き、施肥や下草刈りなど、ジャカランダの成長を促す適正な管理に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 ジャカランダの樹木の始まりは、数十年前にブラジル県人会の方が帰省されたときに持ち込んだ種から始まったと聞いております。大事にしていきたいと思います。

また、有用植物園は、平成14年の「道の駅なんごう」の整備と併せ、リニューアルされました。園内には、トロピカルガーデン、ロックマウンテン、展望広場などがあり、亜熱帯性の樹木と風光明媚な景観を有する個性ある植物園として、隣接する「道の駅なんごう」とともに、日南海岸を代表する観光地になっています。

しかしながら、リニューアルから20年以上が経過し、木製の歩道が腐食したため、使用禁止となっている箇所もあります。どのように対処されるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 亜熱帯作物支場は、本県農業の振興を図る上で欠かせないマンゴーやライチといった亜熱帯性作物を対象とした研究機関であるとともに、毎年多くの方が来場される憩いの場ともなっております。

そのような中、議員御指摘のとおり、支場内の木製遊歩道等の施設で一部老朽化が進んでいる箇所については、安全確保のため通行禁止としております。

県といたしましては、今後、計画的な修繕を行い、来場者の安全性の確保に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 本当に素晴らしい植物園ですので、しっかりと管理をよろしくをお願いします。

ところで、この有用植物園の名称について、来訪者や観光事業者から、有料なのか立入禁止なのかなどの誤解を招いていると聞いております。もっと分かりやすく、県民に親しみやすい名称にできないか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（久保昌広君） 有用植物園は、温暖な気候と亜熱帯作物支場の研究成果を活用した亜熱帯性植物専門の植物園として昭和58年に開園し、県内外の多くの方に御利用いただいているところであります。

議員御指摘のとおり、有用植物園という名称から、入場料が必要であったり、県民の立ち入ることができない施設であるなど、誤解を与えているといったお話も伺っております。

一方で、開園から40年が経過し、有用植物園という名称は定着していると考えられますことから、県としましては、地元の日南市など関係者等と意見交換を行い、来場者に分かりやすい利用情報の提供を行ってまいります。

○黒岩保雄議員 県民に親しみやすい名称で、いろいろな方々の御意見をいただきながら対処をお願いしたいと思います。

続いて、総合交通と安全対策です。

今年10月からスタートいたしました「みやざきシニアパス」は、65歳以上の県民を対象に、宮崎交通の路線バスが1乗車200円で乗れるICカード型の乗車券であります。その経費の一部を県が令和6年度末まで補助する事業でございます。

こうした中、利用者の方々からは、「ガソリン代高騰の折、とても助かる。自動車の利用を減らし、バスを利用したい」「県内のイベントや施設に出かける機会が増えた。期間限定ではなく、ずっと続けてほしい」というような意見があり、好評のようです。また、これにより、乗車人員の増加、さらには高齢者の外出機会の創出にもつながっていると聞いております。

そこで、現時点での利用状況はどうなっているか、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 「みやざきシニアパス」の本年10月末時点でのカード申込み件数は約1万4,000件となっており、また、宮崎交通の路線バスにおける利用回数は約1万6,000回となっております。

実際に利用された路線、区間などについては、現在、同社において分析中ではありますが、宮崎一飢肥線など比較的長距離のバスを中心に利用が増えているとお伺いしております。

なお、このシニアパスに対する県の支援は令和6年度までとなっておりますが、終了後におきましても、バス事業者において、事業の継続や同様の企画乗車券を新たに造成することなどの検討を行い、高齢者の利用促進に取り組んでいくこととしております。

○黒岩保雄議員 このカードの申込みにつきましては、日南市や西都市の方が多いと聞いております。また次の機会でも、その利用状況について詳しくお伺いしたいと思います。

支援の終了後も、バス事業者において、事業の継続や新たな造成も検討するというところでございます。

先日、早く65歳になりたいという方がおられました。なぜかと聞きましたら、200円バスに乗りたいからと言われました。ただ、この方は令和6年度には65歳になりませんので、事業がそのまま終了しますと、私は怒られることとなります。

この事業が将来も持続するためには、この機会にもっとバス乗車の関心を高め、気軽に利用いただけるようにする必要があると思います。

シニアパスの制度は知っているが、そもそも乗り方が分からないという人が多いようです。利用促進に向けた今後の取組について、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県におきましては、地域公共交通を将来にわたり持続可能なものとするための指針として、現在、宮崎県地域公共交通計画の策定を進めており、その中で、バスのさらなる利用促進に取り組んでいくこととしております。

具体的には、県や市町村、交通事業者等から成る利用促進協議会を新たに設置し、バスのイベントや高齢者向けの乗り方教室を全県的に開催することなどを検討するとともに、Ma a Sの推進や新たなキャッシュレス決済の導入など、デジタル技術を活用した利便性向上も図っていくこととしております。

このほか、鉄道とのダイヤ調整による結節強化に取り組むなど、関係機関とも連携し、積極

的な利用促進に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 利用促進協議会の設置はともいいと思います。早期の設置と組織が機能することを大いに期待しております。

さて、新しい道路ができた場合など、交通の流れが変わりますと、当然のことながら、信号機が必要になってきます。高速道路の開通で車の流れが変わった日南市の方から、新たな信号機の設置について相談を受けました。

信号機の設置につきましては、安全性の確保などの観点からは有効である一方、交通量の少ない時間でも信号が変わるまで停止しなければならないなどの不便さが生じる場合もあります。慎重な判断が求められるものと考えております。

そこで、警察では信号機設置の必要性をどのように判断されているのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 信号機の設置につきましては、警察庁から指針が示されており、本県もこの指針を基準として設置を行っております。

具体的な指針の内容といたしましては、一定以上の交通量があること、車が安全にすれ違うための道路の幅員や横断しようとする歩行者の待機場所が確保できること、学校、幼稚園、病院等の付近において生徒や高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があること等の条件が示されており、この条件に合致するかなどを総合的に判断した上で、真に必要なが高い箇所を選定して信号機を設置しております。

○黒岩保雄議員 指針を基に判断されているということが分かりました。

また一方で、県民の方からは、信号機の設置までにはかなりの期間がかかるのお話も伺っ

ています。

そこで、本県での信号機は年間に何か所新設されているのか、またそれは必要と判断された数に抑えられているのか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 信号機の新設数についてのお尋ねでございますけれども、令和元年度は13か所、令和2年度は7か所、令和3年度から令和5年度までは年間8か所に設置しております。

信号機の設置要望への対応につきましては、全ての要望について、要望者から直接お話を伺った上で、先ほど申し上げた、警察庁から示された指針を満たしているかなどの現地調査を行い、設置の必要性を判断します。

その結果、限られた予算の中で既存の信号機や横断歩道等の更新費用などを勘案しつつ、真に必要性が高いと認めた箇所に優先的かつ計画的に設置を進めております。

なお、設置の必要性が低い箇所につきましては、道路管理者と連携しつつ、交差点のカラー化や減速マークの設置などの対応をしております。

○黒岩保雄議員 1か所当たりの信号機の設置費用につきましては、場合によっては1,000万円ほどかかると聞いておりました、設置までには、現地調査、設計、工事、さらには道路管理者による道路改良まで必要な場合もあるため、短期間での設置は難しいと伺いました。

また、県内では2,300基を超える信号機がありまして、このメンテナンスの費用も膨大だと聞いております。

いずれにいたしましても、交通安全の確保・向上のために、厳しい財政状況であります、着実な対応をよろしくお願ひしたいと思いま

す。

それでは、企業立地の質問に入ります。

熊本県内に台湾企業のTSMCが進出するなど、九州全体で投資の活発化の動きがあります。本県でもロームの第2工場の建設の発表がありました。

こうした追い風の中、本県に対し企業から寄せられる立地に関しての相談はどのような状況なのか、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 本県におきましても、企業の投資が活発化しており、昨年度は43件の立地認定を行いました。

その内訳は、半導体関連企業4件を含む製造業が16件、流通関連業が7件などとなっております、今年度も様々な立地に関する問合せや相談をいただいているところです。

具体的には、半導体関連企業をはじめとする製造業や2024年問題への対応が求められている流通関連業など県内外の企業から、まとまった工業用地はあるか、インターチェンジなど周辺インフラの状況はどうか、補助制度についてはどうかなどの相談が寄せられております。

○黒岩保雄議員 TSMC効果だけではなく、物流の2024年問題、こういったものに関連した問合せがあるということがよく分かりました。

それで、関連質問でございますが、かつて自動車産業の関連企業が九州に進出する際に、高速道路が整備されていた九州北部には工場が集積いたしました、九州南部にも高速道路が整備されていればチャンスはあったはずだと伺ったことがあります。今回はこのチャンスをしっかりとつかむためにも、県内における企業立地の条件整備を行う必要があると思います。

そこで、企業立地の受皿となる工業団地と人

材確保について、課題とその対応を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） まず、工業団地につきましては、企業立地のニーズにマッチした整備が重要であるほか、団地造成に伴う様々な規制や各種手続に対応するノウハウが必要であります。

このため県では、市町村の担当者を対象とした団地整備に関する研修会を開催するとともに、市町村が実施する団地造成のための調査事業や基盤整備事業等に補助を行っております。

また、人材確保につきましては、企業立地においても大きな課題であります。県といたしましては、操業時の求人広告や企業説明会等の経費を補助しているほか、操業後のフォローアップを含め、人材確保につながる様々な支援を行うとともに、今月、半導体人材の育成・確保のためのコンソーシアムを立ち上げる予定であります。

○黒岩保雄議員 特に人材確保につきましては、市町村単独では取り組むことがなかなか困難な場合がありますので、県がしっかりとリードしてほしいと思います。また、コンソーシアムを立ち上げられるということでございますので、しっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

一方で、市町村が団地造成を行う際は、多額の費用を要するものの、団地が埋まるほどの企業を誘致できるのかという不安があります。

そこで、次の質問です。

県内の各市町村が取り組む企業誘致に当たっては、どのような分野の企業が地元の地理・地形などの条件に適しているか、地場企業や産業に相乗効果をもたらすか等の視点での判断が必要になります。

しかしながら、そうした専門的な知見が市町村には必ずしもあるとは限らず、戦略的な取組が図られていないのが現状であろうと思います。

このように、各市町村が地域の特性に応じた企業立地に取り組むためには、専門的な知見が必要となりますが、県の市町村に対する支援について、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 社会経済情勢が大きく変化する中、企業立地を推進するには、国の動向や先端産業等に関する最新の情報収集など、専門的な知見の向上が重要であります。

このため、県と市町村等で構成する企業立地促進協議会の活動として、企業立地の専門機関が行う研修会に参加するとともに、企業の投資動向や誘致戦略などをテーマに、外部講師を招いた研修会を開催しております。

また、市町村と連携して、企業訪問、現地視察、展示会出展、情報発信等にも取り組んでおります。

今後とも、投資に意欲的な企業等の最新情報の収集、また市町村との情報共有に努め、より一層の企業立地の推進につなげてまいります。

○黒岩保雄議員 ありがとうございます。部長の答弁は、研修による市町村職員のスキルアップと情報収集・共有ということでございますが、現在の追い風、このチャンスをしっかりとつかむような企業誘致の戦略を立てるには、市町村個々の状況に応じた、より専門的な分析、助言、こういったものが必要じゃないかと考えております。

部長におかれましては、東京事務所長も経験しておられますので、その辺りの必要性もよくお分かりだと思います。さらなる支援体制の充

実をよろしくお願いいたします。

次に、台湾との交流についてです。

本県出身の画家で映画監督の小松孝英さんは、日本統治下時代の台湾で画家として活躍した本県出身の塩月桃甫のドキュメンタリー映画を制作いたしました。また、現在では、かつての台北高校を卒業し、後に宮崎県立図書館長や宮崎相互銀行の社長を務めた、本県出身の作家である中村地平のドキュメンタリー映画を制作いたしております。

今回の映画の完成によって、台湾との文化芸術の交流がさらに深まり、経済の交流につながることを願っているところであります。

こうした中、本県では、コロナ禍以前、経済訪問団や県議会日台議員連盟などの台湾訪問をはじめ、台北との航空便の就航及びクルーズ船の本県寄港など、友好的な隣国として様々な交流が図られてきました。また、先日は、台中市にある日南駅と日南市の日南駅が、姉妹駅として協定を締結したところでございます。

そこで、このような交流を積み重ねてきた現在、本県の台湾への農畜水産物・食品の輸出の現状と今後の取組について、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 県が実施する貿易企業実態調査によると、令和3年の台湾への農畜水産物・食品の輸出実績は、牛肉や加工品を中心に約17億円となっており、国・地域別では、3番目の重要な輸出先であります。

輸出につきましては、これまで、トップセールスによる県産品のPRや、地域商社と連携した販路拡大の支援に取り組んでおり、今年6月に改定した「みやざきグローバルプラン」においても、引き続き台湾をターゲット地域に位置

づけ、重点的に取組を進めることとしております。

今後とも、現地レストランへの県産品セールスや経済分野の人的ネットワークの強化を図り、農畜水産物・食品のさらなる輸出の促進にしっかり取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 台湾に対しましては、17億円の輸出、そして3番目に多い貿易相手国ということでございます。まだまだ伸び代はあると思いますので、重点的な取組をよろしくお願ひしたいと思います。

こうした中、外国クルーズ船は以前、台湾や中国から本県に数多く寄港しておりました。特に台湾から来るクルーズ船は、乗船客の日本での消費欲も旺盛で親日的なため、本県の観光事業者をはじめとする関係者から歓迎されておりました。

その後、コロナ禍や国際情勢など様々な環境が変化してきた中、県における現在の外国クルーズ船の誘致の取組について、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 外国クルーズ船の本県への寄港数は、今年3月の約3年ぶりの再開以降、これまでに14回を数えるまで回復しておりますが、インバウンド需要を確実に取り込むため、さらなる増加を図っていくことが必要と考えております。

このため、現在、県では、船会社に対するセールス活動やキーマンの招請等を行うとともに、クルーズ見本市への出展等を通じて、本県の寄港地としての魅力を広くPRしております。

また、消費額拡大の観点から、高付加価値なインバウンド誘致が重要となっており、富裕層向けの小型ラグジュアリー船をターゲットとし

た宮崎ならではの体験型商品も提案しております。

今後とも、地元自治体と連携し、外国クルーズ船の誘致に積極的に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 富裕層向けの小型ラグジュアリー船は非常に経済効果も高いと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、高齢者福祉施設についてでございます。

公益社団法人全国老人福祉施設協議会の調査によりますと、令和4年度の特別養護老人ホームの経営状況は、62%が赤字であるとの発表がございました。物価高や光熱費の上昇などが原因とのことでありますが、県内における特養の経営状況はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺ひします。

○福祉保健部長（川北正文君） 厚生労働省が実施した令和5年度介護事業経営実態調査では、全国の特別養護老人ホームの収支差率はマイナス1%と、赤字の状態にあるという結果となっております。

県内の特別養護老人ホームにおきましても、全国と同様に、原油価格や物価高騰の影響を受けていることに加え、人材不足による施設の稼働率低下などもあり、多くの施設が大変厳しい経営状況にあると、関係団体等から伺っております。

○黒岩保雄議員 厚生労働省も厳しい状況を把握しているという中で、県内では人材不足による施設の稼働率の低下、こういったものもあると、これがさらに厳しい経営状況に拍車をかけているということでございます。

このような状況では、介護事業を休止、または廃止する事業者が現れ、地域での介護サービ

スの担い手が不足する事態になりかねません。

こうしたことは、利用されている方々やその家族のみならず、高齢者世代及び現役世代にも大きな不安を与え、社会全体に混乱を招くものと大変危惧しております。

介護事業者の収入となる介護報酬は国が決めるため、事業者の努力には限界がある中、来年度の介護報酬の改定に向けた議論が現在、国でなされていると聞いております。県内事業者も現状に鑑みた改定を強く望んでおられます。

そこで、厳しい経営環境において、高齢者の生活の場である特別養護老人ホームを運営することに関して、知事の見解をお伺ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の高齢者人口は年々増加を続けておまして、常時介護を必要とし、在宅介護が困難な方が利用する特別養護老人ホームの重要性はますます増しておまして、必要不可欠な施設と考えております。

光熱費や食材料費などの物価が上昇する中、また人手不足が深刻化する中、公定価格であります介護報酬が収益の中心となる特別養護老人ホームの事業運営は、大変厳しい状況にあると認識しております。そのような中、高齢者の暮らしをしっかりと支えていただいている介護事業者の皆様に深く感謝を申し上げます。

介護報酬につきましては、1月にも国から改定案が示される見込みではありますが、県としましては、これまで全国知事会を通じて、高齢者施設の支出増加の影響を踏まえた報酬改定等の財政措置を国に対して要望しておりますほか、社会保障審議会分科会におきましても、地方側の意見として、支援措置の検討を要望しております。

今後とも、適切な介護報酬が設定されるよう

国へ働きかけていくとともに、安定的な介護サービスが提供できるよう、必要な支援を行ってまいります。

○黒岩保雄議員 ありがとうございます。全国知事会等で中心的な存在であります河野知事におかれましては、さらなる働きかけをよろしくお願ひしたいと思ひます。また、事業者の方々の声を引き続き十分に酌み取っていただき、必要な支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の項目の健康と県立病院です。

宮崎県立看護大学教授で、宮崎県産婦人科医会会長の川越靖之医師の講演を聞かせていただきました。テーマは「宮崎県から子宮頸がんを撲滅しよう」というものであります。

これまでも県議会で取り上げられてきました子宮頸がん予防、2019年における本県の女性の部位別がんの罹患率は、大腸が全国で47位、胃が44位と、いい状況でございますが、一方で、子宮頸がんの罹患率は全国1位と、悪い状況であります。

国は、この子宮頸がんの対策となるHPVワクチン接種について、9年間の積極的奨励の差し控え期間を経た後、令和4年度から積極的奨励に転じました。小学6年生から高校1年相当の年齢を対象にした、このワクチンの定期接種について、本県の令和4年度の接種者数の割合は、全国に比べ低い数字にとどまっているということでございます。

そこで、このワクチンの接種は市町村が行う事業でありますけれども、子宮頸がん予防ワクチンの接種が低迷していることについて、知事の所見をお伺ひいたします。

○知事(河野俊嗣君) 子宮頸がんは、本県におきまして、30代から40代の妊娠や出産、子育て、

仕事などライフイベントの集中する世代での発症が多く、家庭や社会にも様々な影響を及ぼすがんの一つであります。

本県の子宮頸がん年齢調整罹患率は、全国と比較しても高い状況が続いており、議員御指摘のとおり、直近のデータであります令和元年は、全国ワースト1となっております。

また、子宮頸がん予防ワクチンの初回実施率で、本県は全国平均を約10ポイント下回っており、罹患率とともに深刻な状況であると認識しております。どちらも大変残念な数字であります。

以前、ワクチンによる副反応、健康被害が問題になったときに、女性のグループと意見交換を行い、そのワクチンのリスクを知事は認識しているのかと詰め寄られたことがありますが、その後の治験を踏まえて、今はスタンスが切り替わったわけでありますので、しっかりとそのことをお伝えし、接種率を高めていく、がんの罹患率を下げっていくことが重要であろうかと考えております。

ワクチンの接種促進は、女性の健康を守ることはもとより、女性の活躍や安心して生み育てられる子育て支援にも通ずる対策でありますことから、実施主体である市町村と協力して、その啓発も含めた接種促進に積極的に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 安心して生み育てられる子育て支援にも通じる施策、全くそのとおりだと思います。よろしくお願ひします。

こうした知事の思いにより、本年6月の県の補正予算で、子宮頸がん予防ワクチン接種緊急対策事業に県が取り組むこととされました。大変期待しておりますが、この取組状況について、福祉保健部長にお伺ひします。また、具体

的な目標数値があれば併せてお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 本年度6月補正の緊急対策事業につきましては、接種促進のための関係者向け研修会を9月に開催し、今後、接種対象である若者や保護者向けに、冬休み期間に合わせたテレビCMやSNSによる啓発等を計画しております。

特に、キャッチアップ接種は令和6年度までの措置となるため、接種の効果や安全性に関する情報はもとより、全額公費で3回の接種を完了するには、来年9月までの接種開始が必要であることや、自己負担の場合、約10万円の接種費用がかかることなど、具体的な情報を掲載したポスターを大学や企業等へ広く配布いたします。

目標としましては、令和5年1月時点で3,484件であったキャッチアップ接種を、令和6年度までに3万件にすることとしております。

○黒岩保雄議員 ありがとうございます。特にキャッチアップ接種に力を入れられるということですが、定期接種の期限が迫っています。おっしゃるとおりです。目標達成をぜひお願いしたいと思います。

今度は教育長にお尋ねしたいと思います。

接種の対象者は小学校6年生から高校1年生相当の年齢の女性が対象であるため、学校での周知や奨励が効果的であると考えています。

児童生徒に加え、PTAと協力し、保護者にも理解していただくことが重要と思われませんが、学校における子宮頸がん予防ワクチン接種の周知・理解促進の取組について、教育長にお尋ねします。

○教育長（黒木淳一郎君） 子宮頸がんワクチンの接種につきましては、子宮頸がん予防の重

要性、接種の効果や副反応等を正しく理解した上で、本人や保護者の判断により、接種を検討していただくことが重要であります。

県教育委員会におきましては、これまで、医療機関等と連携を図りながら、研修の案内や啓発、接種後の症状に関する相談窓口等も含めた必要な情報の提供等を行ってきたところであります。

今後は、これまでの取組に加え、子宮頸がんワクチン接種の重要性等について、管理職や保健主事、保健体育担当教員の研修等を通して、さらなる周知と理解の促進に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 今後は、学校における管理職、保健主事、保健体育担当先生の研修も行うということですので、またPTAのほうも含めまして、さらなる取組をよろしく願いしたいと思います。

この子宮頸がんワクチン接種につきましては、小学生、中学生、高校生が対象ですけれども、自分ではなかなか判断ができません。これは、やっぱり大人がちゃんと責任を持って、その対策を講じなきゃいけないと思います。そういう未来ある子供さんの命を皆さんで守ってきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、県立病院でございます。

医師や看護師の確保が難しい昨今におきまして、3つの県病院の医師と看護師数は、令和元年から5年で見ますと、微増であります。これは、医師や看護師の募集活動及び勤務環境改善に取り組んでこられた成果でありまして、評価するものでございます。

地域医療における県立病院の役割と期待は大きく、さらなる充実・発展を願うところであり

ますが、このためには、県立病院が働く人にとって魅力的な場所であることが重要となってきます。

例えば、育児休業の取得が容易であるという職場環境も一つの要素だと考えます。知事部局では、令和4年度の育児休業の取得率が、女性100%、男性44%であるということですが、病院局における男女別の育児休業取得率の状況と、取得しやすい環境づくりのための取組について、病院局長にお尋ねします。

○病院局長(吉村久人君) 病院局における令和4年度の育児休業取得率は、男性32%、女性100%となっております。

病院局では、育児休業等を取得しやすい環境づくりのため「両立支援ハンドブック」を作成し、育児に関する各種休暇の内容等の周知を図るとともに、子供が生まれる予定の職員に対しては、育児休業等の取得計画である「子育てマイプラン」を作成の上、所属長等が面談を行い、休暇等の取得を働きかけているほか、必要に応じて、担当業務の見直しなども行っております。

仕事と育児が両立できる魅力ある職場づくりにつきましては、人材確保にも資する重要な取組でありますので、引き続き、育児休業等の取得促進に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 男性職員の取得率が低いということですが、さらに取得しやすい環境づくりに努めていただきたいと思います。

続いて、入院患者に対する給食でございます。

利用する側の人々にとって、病院の魅力の一つに給食があり、入院された方々は、おおむね給食のメニューや味の批評をされます。入院患者にとりましては、給食は唯一と言っていいほ

どの楽しみであり、病院選びの一つの要素にもなっています。

県内の公立小中学校の場合は、年2回の栄養摂取状況調査を行い、給食の食べ残しを把握しているということですが、県立病院における入院患者の給食の摂取状況について、どのように把握されているのか、病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長(吉村久人君) 病院における給食は、医療の一環として提供されるものであり、患者の早期回復を図るためには、それぞれの病状に応じて、必要とされる栄養をしっかりと取っていただくことが大変重要であります。

このため県立病院では、給食の委託事業者が献立の内容や味の改善につなげるため、病院全体での食べ残しの量や重さを記録しております。

また、看護師等が、受持ちの患者の摂食状況について目視や聞き取りで確認の上、カルテに記載し、患者の状況に合わせた適切な給食内容の調整を行っております。

○黒岩保雄議員 答弁にありましたとおり、給食は健康をつくる上で大切なもので、特に病院における給食は、一つの医療行為であると私は思っております。

そこで、少しでも食べ残しを減らす取組は必要だと思いますが、患者さんの早期回復のために、給食でどのような工夫を行っておられるのか、病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長(吉村久人君) 県立病院では、患者ごとの摂食状況の記録等を基に、例えば摂食・嚥下機能が低い患者に対しましては、刻み食など食事形態を工夫したり、食欲不振の患者に対しては、給食の量を減らして栄養価の高い補助食品を付加するなど、必要な栄養量を満たす

取組を行っております。

また、嗜好や満足度など給食に関するアンケート実施のほか、複数のメニューから食べたいものを選ぶことができる選択食や、クリスマス、正月等の時期に合わせた行事食の提供など、病院ごとの工夫も行っているところであります。

引き続き、患者の早期回復を目的とした、給食の摂食促進のための様々な取組を通じて、良質な医療の提供に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 病院全体の食べ残しの量や重さにつきましては、記録されているということでございます。栄養の視点はもちろんでありますが、それに加えて、味の視点でも検証いただき、栄養のバランスの取れた給食の食べ残しが少しでも減るような取組をお願いしたいと思います。

以上で私が用意しました質問は終わりますが、今回の質問で、県税の徴収について地道な努力をされていることが分かりました。特に、自動車税種別割の徴収は全国5位ということでございます。知事が目指す3つの日本一の挑戦のほかにも、こうしたスモール日本一を目指す部局があり、大変心強く感じました。引き続き頑張ってくださいと思います。

また、K P Iにつきましては、各事業のほか、職員の皆さん自身も心の中にK P Iを設定していただき、モチベーションをさらに高め、事業の推進や県民サービスの向上に努めていただきたいと思います。

結びに、南郷漁協所属のカツオ船、竜喜丸がついに日本一になりました。地元は大いに盛り上がっています。マスコミも一面トップで報道しました。知事、やっぱり日本一はいいものです。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○日高博之副議長 次は、下沖篤史議員。

○下沖篤史議員〔登壇〕(拍手) お疲れさまです。11月1日から宮崎県議会自由民主党に会派入りしました、下沖篤史です。会派が替わって初の一般質問になりますが、よろしく申し上げます。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が始まってから、もうすぐ2年を迎えようとしております。イスラエルによるパレスチナ・ガザ地区への侵攻により、世界情勢の混迷がさらに深刻さを増す中、全世界で自国優先主義が台頭し、重要な国防の一つである日本の食料自給率が依然として4割以下の低い水準にとどまっています。ロシア・ウクライナ戦争が始まって以来、世界的に食料自給に対する危機感が高まっており、終えんの見えない不安定な世界の影響は、国民の収入が増えない中での物価高騰、燃油の高騰の影響が長期化する中で、県民の不安が増大し、先行きが見通せない状況です。

6月議会の一般質問におきまして、子牛価格の下落が進んでおり、子牛生産農家の危機的状況であると質問させていただきました。質問以降、さらに価格は下落し続け、離農される子牛農家も増加していると聞いております。生産農家の減少は、宮崎牛ブランドの根幹を揺るがしかねません。

現在の子牛価格の下落の状況をどう認識しているのか、知事にお伺いいたします。

ほかの項目につきましては、質問者席より行います。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えしま

す。

最近の子牛価格の下落は、飼料価格の高騰や牛肉需要の停滞による枝肉相場の低迷など、様々な要因によるものと認識しております。

私も県内全ての家畜市場を回り、多くの方から、経営が厳しい、先行きが見通せないという声を直接伺っておりまして、本県肉用牛の生産基盤を弱体化させるおそれがあるものと大変危惧している状況であります。

あれだけ畜産農家の皆さんの頑張りにより、4大会連続で内閣総理大臣賞を全共で達成して、宮崎牛ブランドの価値が高まっている状況がございます。そして、宮崎牛を国内外で高く評価している方がおられる中で、コロナ禍、円安、物価高もあり、持続可能な肉用牛生産を進めていく上での歯車が少しずつかみ合っていない、そういう状況というふうに認識しておりまして、何とか今のこの状況を乗り越えていかなくてはならない、そういう強い思いでございます。

現在、国や県による子牛の価格差補填の実施や、配合飼料等の価格高騰対策などを講じております。併せて牛肉の消費拡大を進めることが大変重要であると考えております。

畜産農家の皆様からも、あのコロナ禍における応援消費のような運動をいま一度お願いしたいという声をいただいております。

このため、あらゆる機会を捉えまして、「おいしさ日本一」を冠に宮崎牛のPRを集中的かつ継続的に実施しているところでありまして、特に近年、需要が大きく伸びている海外に向けましても、引き続き、販路拡大に積極的に取り組んでまいります。

今後とも、国や市町村、関係団体と一体となって、肉用牛の生産基盤の維持・強化を図

り、持続可能な畜産経営の実現に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○下沖篤史議員 それでは、畜産振興について質問させていただきます。

今、知事から答弁もありましたけれども、本当に大変厳しい状況ということが、多くの議員さんから今回質問が上がっています。6月の時点で、これが今からまだ下がるという現場の声を聞かせていただいて、6月に質問させていただきました。今現在、本当に低迷が長期化している、これをどのように活性化するのか、本当に難しい状況でありますけれども、質問させていただきます。

燃油高騰、物価高騰が長引く中で、畜産業の皆様、中でも和牛生産農家さんは大変厳しい状況にあります。高齢の農家さんにおかれましては、年金や貯金を切り崩して飼料高騰分を補填していると、多数の方からそのようなお話を伺いました。中には、母牛を含めて全部売ってしまって離農される方もいました。

そこで、厳しい経営状況が続いている畜産農家の戸数の状況を、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 畜産統計によりますと、令和5年の畜種別の農家戸数は、令和4年と比較しますと、酪農家は5戸減少し204戸、肉用牛農家は240戸減少し4,700戸、養豚農家は40戸減少し295戸、ブロイラー農家は16戸増加し462戸、採卵鶏農家は54戸で変動はありません。

○下沖篤史議員 このように数字にも出ている状況の中で、今からまた離農される方たちが増えていくんじゃないかという予測もされております。その声も伺っております。宮崎牛は子牛生産がなければ保てませんので、ぜひともお力

を貸していただきたいと思えます。

続きまして、その中でも若い後継者の方たちからよく伺うのが、母牛更新とか増頭を、今、値段が下がっている時期だからこそ若い雌牛を入れて、今がチャンスだから攻めていこうという動きをされているんですけども、金融機関からなかなか融資が受けられないという現状をよくお聞きします。運転資金の面でも厳しい状況があります。

このように、これからの宮崎を牽引する意欲ある若手畜産農家の経営が継続できるような金融支援策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、畜産農家を含む農業者に対する金融支援策として、融資機関が農業者に貸し付けた資金に対し、県が利子補給することにより、農業者の金利負担を低減する「みやざきの農を支えるひなた資金融通事業」を実施しております。

中でも、意欲ある農家の規模拡大や設備投資などに活用される農業近代化資金においては、全国1位の利子補給承認額となっており、金額ベースでその約7割を畜産農家が活用しております。

今後も引き続き、制度の周知に努めますとともに、普及センター等による営農指導も行いながら、若手畜産農家に寄り添った支援を行ってまいります。

○下沖篤史議員 農業の分野で、生産農家さんを含め畜産農家の中でも、若い方が多いのが和牛生産農家ですけれども、この若い方たちが辞めるということはぜひとも回避していただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、子牛価格の下落を止めるには、

枝肉価格の上昇がなければ、どうしても子牛価格の上昇は望めないところなんですけれども、国内での需要拡大だけでは、価格上昇、販売量の増加は厳しい状況です。本県でも、北米、香港、マカオ、シンガポールなどに輸出されていますが、新興国の発展に伴い、海外での需要はまだまだ開拓の余地があります。さらなる輸出拡大を図る上で、県産牛の輸出に当たっての課題と今後の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 昨年度の県産牛肉の輸出量は1,153トン、輸出額は79億円で、ともに過去最高を記録したところではありますが、さらに輸出を伸ばすためには、高級部位以外の利用促進や、新たな輸出国の開拓等が課題であります。

このため、サーロインなどの高級部位以外の肩ロースやもも肉において、例えば台湾や香港においては、定番料理である火鍋向けの食材としての活用を提案しております。

また、ハラル対応の食肉処理施設が西都市で操業する予定であり、今後新たにイスラム圏の市場も開拓するなど、関係機関と一体となって県産牛肉の輸出拡大に努めてまいります。

○下沖篤史議員 観光客の動向調査を見ていましたら、アジア、特にベトナムの方たちは、牛肉を好んで訪日される方が多いとも聞いておりますので、今から新興国を含めて給与水準が上がっていく中で、そういう新たな開拓を進めていただきたいと思えます。

続きまして、全国有数の畜産県でもある本県ですが、令和5年の家畜の飼養頭羽数は、ブロイラーが全国2位、豚が全国2位、牛肉が全国3位であるなど、畜産が非常に盛んです。また、令和3年の宮崎県農業産出額は3,478億円、

そのうち畜産産出額は2,308億円で、約65%を占めております。

これだけの量の家畜から毎日排出されるふん尿は相当な量になります。大規模な規模拡大を図っている農家さんが多い中で、畜産事業者の方の現場では、家畜排せつの処理が間に合うのかという危機感を持っておられます。

あと、今、物価高騰の中で処理経費の増大等のお声を聞きますが、本県で発生する家畜排せつ物の処理状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 県の推計では、県内で発生する家畜排せつ物は年間402万トンで、その内訳としましては、7割が発酵処理、2割が浄化処理され、残り1割がエネルギーとして利用されております。

また、発酵処理された家畜排せつ物から121万トンの堆肥が生産されております。生産された堆肥は、主に農業用として県内の農地へ還元されていますが、農地への散布時期に偏りがあることや、散布する農地を十分に確保できない畜産農家もありますので、畜産農家と耕種農家との需給調整や散布体制の整備など、利用促進に向けた様々な取組を進めております。

○下沖篤史議員 特に養鶏関係とか、そういうところから結構規模拡大をされて、先ほどの戸数も増えている、羽数もどんどん増えている状況の中で、そういう処理が間に合うのかと。ふん詰まりというか、ふん尿を排出しないと次が入りられない状況で、それも期間が短いんですよ。40日もないぐらいで入れていくので、今後そこがスムーズに行くことを鋭意検討していただいて、そういうことがないように進めていただきたいと思います。

続きまして、円安や世界情勢の変化により化

学肥料が上昇する中で、有用な肥料やバイオマス発電の燃料としても活用されている家畜排せつ物には、さらなる可能性があると考えます。

今回の3つの日本一プロジェクトの一つであるグリーン成長プロジェクトの中の循環型農水産業の推進に関して、地域資源を最大に活用する宮崎らしい取組として、堆肥の利用促進に向けて、県はどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 堆肥は県内に豊富に存在する資源であり、現在、価格が高騰している化学肥料の代替として、利用促進を図ることが急務だと認識しております。

このため県では、昨年度の補正予算で措置した県単事業を活用し、堆肥散布機械の導入等による散布作業の受委託を進めるなど、堆肥利用の体制整備を図っております。

また、県では、JAグループと連携した県産堆肥ペレット入り肥料の利用促進や、民間企業と連携した、需要のある県外への流通やホームセンターでの販売など、堆肥の広域的な活用を進めているところです。

今後も引き続き、これらの取組を進めるとともに、地域の要望等も踏まえながら、堆肥のさらなる活用を推進してまいります。

○下沖篤史議員 化学肥料の高騰で、その値段が上がれば、需要のある県外にも搬出ができたらいいなと思うんですけども、現状はなかなか価格と輸送費が割に合わないということで、進んでいない状況もあります。

特に、小規模、中規模の農家さんが化学肥料を使われて効率的にやられていたんですけども、堆肥の利用はグリーンプロジェクトの中でもぜひとも強力で推進していただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

続きまして、防災・減災について聞かせていただきます。

昨今の災害は、大型台風や線状降水帯など、急激な豪雨に災害が多発しております。地域住民の方や市町村からは、様々な危険箇所の声を聞きます。前々から危険箇所の声があった場所において、実際に災害が発生した場所が今回もたくさんありました。

県における道路や河川の事前防災の取組について、県土整備部長にお伺いたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 気候変動による影響が顕在化しつつある中、災害のさらなる頻発、激甚化へ対応するため、災害に強い道路や河川管理施設の整備、いわゆる事前防災を推進することは重要であると認識しております。

そのため、県におきましては、日頃から巡視や施設点検を行うなど、危険箇所の把握に努めるとともに、国土強靱化のための国の補助事業や県の単独事業を活用し、道路では斜面の落石対策や擁壁の補修など、河川では洗掘を防止するための根固め工や護岸の補修など、事前防災の取組を進めているところであります。

県としましては、県民の安全・安心を守るため、引き続き、公共土木施設の適切な維持管理に努めるとともに、県土の強靱化に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 市町村では災害待ちとか、そういう状況もありましたので、ぜひとも連携して事前に整備していただいて、大きな被害が出ないように、今後、市町村とも協力していただきたいと思います。

続きまして、人吉の豪雨災害の際には大量の災害ごみが発生しました。その際に、大型駐車場を持たれている商業施設とかいろんな業者の方たちが、一時的に仮置場として協力してお

り、迅速な災害復旧に寄与しておりました。これは災害時の民間業者との協力の一例ではありますが、本県で危惧される南海トラフ地震は、想像もできないほど被害が発生すると思われま

す。大規模災害時における民間事業者との災害廃棄物処理に関わる協力体制について、県の取組を環境森林部長にお伺いたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 大規模災害時は、行政機関の対応には限界があるため、平時から民間事業者との協力体制を構築しておく必要があります。

このため県では、災害時の仮設トイレの設置や被災建築物の解体撤去、災害廃棄物の処理や仮置場の管理運営など専門性の高い活動に関して、県内3つの民間団体と災害時の支援協定を締結しております。

一方、議員御指摘のとおり、地域の民間事業者との協力体制については、被災の状況によっては必要になってくる場合も考えられるため、他県の取組も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○下沖篤史議員 県とか市町村でも一応ヤードを含めた災害ごみの受入れ場所とかを決めておりますけれども、実際あれでは足りないんじゃないかと思っておりますので、今後も鋭意検討していただきたいと思えます。

続きまして、東日本大震災や人吉の豪雨災害の際に問題になったのが、被災して動かなくなった車の撤去や移動です。主要道は緊急時ということで道路から排除できますが、敷地や側道などでは撤去が遅れ、災害復旧の妨げになっていました。

被災してから動かなくなった自動車の対策について、県の取組を環境森林部長にお伺いた

します。

○環境森林部長（殿所大明君） 被災して動かなくなった自動車がそのまま放置されると、被災地支援や復旧に支障を来すため、まずは撤去を行う必要がありますが、その後、廃棄物としての処理を行うためには、所有者の意思確認が必要となるなど、慎重な対応が求められます。

このため県は、宮崎県産業資源循環協会と災害時における廃棄物の処理等に関する協定を締結しており、被災自動車の処理についても支援を受けられる体制を整えています。

また、自動車リサイクル促進センターの協力を得て、市町村職員等を対象に、被災自動車の処理に関する講習会も実施しております。

県としましては、被災自動車について速やかに処理ができるよう、市町村や関係団体と連携して取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 実際に、自分も以前、議員になる前に、自動車整備とレッカーの仕事をしていまして、知り合いの方と一緒に、レッカーに同行させてもらって、人吉での撤去作業をやりました。発災してから3日後だったんですけれども、やはり主要道は全部、皆さんがごみを出されて、持っていけるようにやっていたんですが、側道を含めて、敷地に車があって、邪魔で撤去作業が進まないところがたくさんありました。広島ぐらいまでのレッカー業者さんがほとんど集まって、ボランティアを含めた保険会社とチームを組んで撤去作業をされておりました。

そういう中で、県内の一部の市町村では、災害時の車の撤去や移動に関して、レッカー団体と協定を結んでいます。南海トラフ地震では、宮崎でも自治体の枠を超えて災害が発生すると思われまますので、広域で相当数の車の撤去や移

動が必要となると思います。ぜひともレッカー団体、あと保険会社等と協定などを結んで、防災訓練とかでも一緒に連携できたらいいなと思います。今後とも、その方向で検討していただけたらと思います。

続きまして、行方不明者捜索活動についてですけれども、自分も消防団を上がって、今は支援団員ですが、消防団の活動で、近年、行方不明者捜索が増えております。

県警における過去3年間の行方不明者届受理件数について、県警本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 県警察における行方不明者届の受理件数は、令和3年が589件、令和4年が693件、本年は10月末現在で587件となっております。

○下沖篤史議員 県全体でここまでたくさんあるとは、自分も今回、数字をお聞きしてびっくりしたところなんですけれども、消防団活動の中で行方不明者を捜索する際に、情報のばらつきがあって、特に顔写真があったりなかったり、車のナンバーが記載されていなかったりとかがありました。

捜索活動は時間との勝負でもあり、情報発信を素早く行うために、県警察の情報発信の状況について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 行方不明者の早期発見のため、広く情報を提供することは重要であると考えております。

そこで、県警察におきましては、行方不明者に係る情報提供に関して、届出人からの同意を得られた場合には、行方不明者の氏名、年齢、その他の事項について、新聞社等の報道機関に対する広報、防犯メールの発信、県警ホームページへの掲載、行方不明者に係る資料の警察

施設への掲示、現場で捜索活動を行っている方への情報提供などの方法により公開し、情報発信を行うこととしております。

○下沖篤史議員 ぜひとも御家族にも情報をなるべく出していただいで、早期に見つけられるようお願いしたいと思います。

あと、捜索犬に関してなんですけれども、迅速な行方不明者捜索活動の強力な味方が警察犬なんですけど、頭数にも限界があります。民間団体に捜索犬のボランティアを行っている団体があります。捜索犬を増やすことで迅速な発見につながると考えますが、県警察が行う行方不明者捜索に捜索犬のボランティア団体の活用ができないか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(平居秀一君) 捜索犬のボランティア団体が存在することは承知しております。本県では、警察活動として行方不明者の捜索を実施する場合、嘱託警察犬の出動を要請することはございますけれども、捜索犬のボランティア団体への協力要請は行っておりません。

しかしながら、御家族等からの依頼に基づき、捜索犬のボランティア団体の御協力をいただける場合には、当該ボランティア団体と連携して捜索を実施し、行方不明者の早期発見に努めてまいりたいと考えております。

○下沖篤史議員 事故とかけが、保険の関係で、安易にボランティアの方を入れるというのが捜索活動ではできないと思いますけれども、御家族がやる分には、ボランティアの方との協力で実際に投入できると思いますので、御家族にも丁寧に説明して、早急な捜索活動ができるように、今後とも頑張ってくださいと思います。

続きまして、観光政策についてですけれども、日本政府観光局の発表によりますと、円安

も追い風となり、今年10月に日本を訪れた外国人旅行者数は、推計で251万6,500人と、コロナ禍前の2019年の同じ月を超えました。

観光庁が発表した今年1月から3月期の訪日外国人消費動向調査の報告書によりますと、観光・レジャー目的で訪れた訪日外国人の平均宿泊数は6.6泊、国籍・地域別に見ますと、英国、フランスで平均宿泊数が15泊以上となっております。また、国内の観光需要についても、コロナ禍前の水準に戻っているとの報道も見受けられます。

観光庁は、令和4年版の観光白書で、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、世界的に、密となる有名な観光地より、自然環境に触れる旅行へのニーズが高まっていると分析しております。

本県には、豊かな自然環境、豊かな食、豊かな文化がありますが、一つの県での観光案内では目に留まりにくいと考えます。

今後、海外や大都市圏からの観光需要の本格的な回復を見据え、地方誘客の促進や観光消費の拡大を図るためには、県単独での取組に加え、九州各県や隣県と連携して広域的に取り組む必要があると思います。

そこで、広域的な観光連携の必要性について、知事の考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 九州各県や隣県等とタイアップしました広域的な観光連携につきましては、それぞれの地域が有する観光資源を相互に結びつけることで、観光地としての魅力の向上や、より強い情報発信にもつながることから、特に海外や大都市圏からの誘客を進める上で、非常に重要であると考えております。

先日、延岡市と佐伯市で、それぞれ地域の祭りやイベントを相互に盛り上げながら交流・連

携を深めていく、そういう民間のボランティアグループの話を伺う機会もあったわけですが、観光地としての魅力を高め、発信していく上で、そういう県境を越えた連携というのも非常に重要ではないかと考えたところでありませ

す。県としましては、九州各県と経済団体が共同で設立しました九州観光機構をはじめ、隣県と連携して設置しております南九州広域観光ルート連絡協議会や東九州広域観光推進協議会における広域的な事業により、国内外からの誘客促進に取り組んでいるところでもあります。

今年初めてツール・ド・九州という自転車のレースが行われましたが、九州各県と連携して九州一周のサイクリングコースを設定することによるサイクルツーリズムは、これからも大いに楽しみでありますし、3月にアジアゴルフツーリズムコンベンションを開催し、ゴルフツーリズムというのも、本県のゴルフ場環境、その魅力を使いながらも、本県だけで完結することはなく、隣県との連携によるツーリズムということは、非常に重要な視点であろうかと考えております。

今後、2025年大阪・関西万博の開催など、世界的な旅行需要の高まりが見込まれますことから、これを契機に、外国人等の観光客を本県に呼び込むため、九州各県、隣県等とより一層連携し、広域での観光誘致に積極的に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 今後とも、広域的な取組を推進していただきたいと思

います。あと、外国の方たちが何を見て日本に来たのかと思ったら、ネットの情報なんです。アジアと北米とか、国ごとに使われているSNSもばらばらで、そのシェア率も全然違いますので、

そこら辺もいろいろ使いながら、あとインフルエンサーとか、ああいう方たちをどんどん使いながら、宮崎の魅力、九州の魅力を発信していただきたいと思

います。続きまして、コロナが5類になり、旅行需要がコロナ禍前の水準に戻りつつある中で、教育旅行も本格的な回復傾向にあります。

日本修学旅行協会が2022年に実施した、中学校・高校の修学旅行に関する調査によりますと、教育旅行の今後の体験内容、見学場所は、「総合の時間と連携させる」「探究型プログラムの実施」との回答が、中学・高校ともトップ1、2を占める結果となっております。

一部の報道では、新学習指導要領の完全実施に伴い、教育旅行の中身が大きく変化しつあるとの意見もあるところ

です。これまでの観光地メインから、新たな教育旅行の流れが生まれつつある今こそチャンスであります。そこで、先ほどの質問とも連動しますが、多様な修学プランを提案するためにも、隣県と連携した教育旅行誘致の取組について、商工観光労働部長にお伺い

します。**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** 教育旅行の誘致につきましては、広域的なルートの需要が高いことから、隣県等と連携した取組が大変重要であります。

このため、九州観光機構や各県と連携した取組として、今年8月、東京、大阪、名古屋、広島において九州7県合同の説明会を開催し、広域的なモデルコースや学習素材の紹介等を行ったところ

です。また、熊本県及び鹿児島県と連携した取組として、県外の旅行会社等への誘致セールスを行っており、今年度は関西地区の旅行会社を対象に、南九州3県を巡る招請ツアーを行うこと

としております。

今後とも、隣県等と連携し、県境を越えた広域的な取組を積極的に行うことにより、教育旅行のさらなる誘致促進につなげてまいります。

○下沖篤史議員 観光事業者の方からも、それをどんどん進めていただきたいとお声を伺いました。あと、大都市部の何百人という大きい修学旅行の依頼もあったけれども、結局自分たちの県だけでは受け止められなかったということで、話が流れたというのも聞きました。そういう需要もありますので、今後どんどん進めていただきたいなと思います。

続きまして、2022年10月末時点で宮崎県で働くベトナム人は2,281人と、県内外国人全体の約4割を占めております。こうした状況は宮崎県だけのものではなく、お隣の鹿児島県でもベトナム人の数は4,601人と、外国人労働者の半数近くを占め、最多となっております。

22年度末時点で約32万人の技能実習生が日本に在留しており、そのうち約55%がベトナム人であり、ベトナムは有力な送り出し国であります。他方で、近年、ベトナムから日本への送り出し人数は減少しております。

来日する実習生が当面、減少傾向になる可能性があるとして予測されており、人材確保は、海外、他県とも競争が過熱しておりますが、ベトナムからの人材確保に向けて、現在の取組と今後の方向性について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少が進む中で、県内産業の維持、活性化を図るためには、多様な人材の育成・確保が必要でありまして、在留外国人の最多を占めるベトナムの方々の活躍をさらに促進していくことは重要であると考えております。

ベトナムとは、平成27年度からナムディン省と農業分野で交流を深めてきておりまして、昨年度は、人材確保を目的とする連聯合意書をベトナム国立農業大学と締結しております。

本年7月には、私自身がベトナムを訪問し、ベトナム国立農業大学の学長にお会いするとともに、本県で実習を予定している学生に対して直接講義を行ったほか、介護等の人材を送り出している会社幹部の方々と意見交換を行ったところであります。

今年は、ベトナムと日本の外交樹立50周年という節目の年であります。先週、来日されておりましたトゥオン国家主席にもお目にかかる機会があり、国家主席は、26年前にJICAの事業で本県を9日間ほど訪れておられまして、またホームステイも経験しておられます。現在の本県の取組状況も御説明しながら、さらに交流を深めていきたいということも申し上げたところでありますし、ぜひ再び宮崎を訪れていただければと、そんなことも思うわけであります。

現在、円安傾向や賃金水準などを背景として、国際的な人材獲得競争が激化してきております。ベトナムの皆さんも、日本よりも台湾や韓国に目を向ける学生たちも多いと伺っておりまして、今後さらに宮崎を選んでもらうためには、見かけの賃金水準のみならず、温暖な気候や食、観光など、宮崎の魅力を広く発信するとともに、仕事や暮らしのサポートや相談支援体制の充実など、受入れ環境の整備を進めることが重要であると考えております。

引き続き、国や市町村、企業等と連携を図りながら、ベトナムをはじめとする外国人材の確保を進めてまいります。

○下沖篤史議員 ぜひとも知事がトップセールスで、ベトナムとの関係、これは人材確保だけ

ではなくて、本当に宮崎とベトナムの友好関係を深めることが人材確保につながってくると思っていますので、今後とも頑張っていたきたいと思えます。

続きまして、山間地においては、人口減少、高齢化の進行により、人手不足の深刻さが増しております。特に農畜産業においては、繁忙期と閑散期があり、年間を通じた人材雇用が非常に難しい状況にあります。

こうした状況の解消に向けて、県内でも3つの特定地域づくり事業協同組合が立ち上がっており、今後も設立が見込まれるところですが、そこで、特定技能外国人の受皿としても、特定地域づくり事業協同組合制度が活用できないか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 特定地域づくり事業協同組合は、過疎地域などにおいて、人手不足に悩む複数の事業者が組合を設立し、採用した職員を各事業者に派遣するものであります。

この組合を特定技能外国人の受皿として活用できないかとの御質問でございますけれども、制度上、無期雇用で採用する必要があることから、在留期間の更新に上限のない特定技能2号の外国人を採用することができます。

なお、特定技能外国人に関する国の方針により、派遣可能な業務は、農業及び漁業に限定されております。

○下沖篤史議員 今回、自分たちも、委員会等の視察で、特定地域づくり事業協同組合制度を視察させていただきました。有利な事業であるんですけども、なかなかその人材確保を含めて大変なところがあります。こういう特定技能2号の方とかを入れて、今後その受皿になれば、農家さんたちとしても、外国人労働者の

力、恩恵を受けられるのかなと思ひまして質問させていただきました。

国のほうでも今、特定技能実習を含めた特定技能の見直しが始まっておりますので、この動き次第では、また働ける場所も変わってくるかなと思ひますので、そこら辺の情勢を含めて注視していただいて、さらなる県下での特定事業協同組合の立ち上げを進めていただきたいと思ひます。

続きまして、奨学金返済支援についてですけれども、大学進学を機に若者の県外流出が多い本県ですが、大学生の2人に1人が奨学金制度を使用しております。卒業後の返済に苦しむ若者が多い中で、奨学金返済支援によるUターンを促すことが重要であります。

そこで、本県で行われている「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」の概要とその実績を、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 本事業は、事業に賛同する県内企業に、大学等を卒業後、就職する若者の奨学金返還を支援することによりまして、宮崎の将来を担う産業人材の県内定着を図ることを目的に、平成29年度から実施しております。

4年制大学卒業者の場合、上限100万円を支援額として、就職して1年、3年、5年経過後の3回に分けて交付しており、支援額の4分の3を県が、4分の1を採用した県内企業が負担する仕組みとなっております。

これまでに249名を支援対象者に認定し、今年度は、95名に対して合計で約2,600万円交付しております。

今年度から、高校等を卒業後、就職する者まで対象を拡大したところであり、引き続き県内企業や学生等への周知に努め、積極的な活用を

促すことで、若者の県内定着につなげてまいります。

○下沖篤史議員 この実績を見せてもらって、大変いい事業だと思っております。この周知に関しましても、多分知らない方もいらっしゃると思いますので、学生さんに周知を図って、中学生、特に高校進学の時点でお金がないから諦めるということがある中で、これを知って、地域に戻って、奨学金の返還に支援がもらえるということをしていったら、また選択肢も広がるかなと思いますので、そこら辺もお願いしたいと思います。

続きまして、公共工事における地産地消について聞かせていただきます。

鉄鉱石を還元する際に、それに含まれるシリカ、アルミナなどの他成分を取り除くために石灰石を加え、石灰石は、他成分と一緒にすることで融点の低い溶融体を形成して、鉄と分離・回収しやすくなります。この回収物が鉄鋼スラグという名前になります。高炉スラグは約7割が高炉セメント用に使用され、製鋼スラグは、路盤材、土木工事用資材、あと地盤改良材として使われておりますけれども、本県の公共工事における鉄鋼スラグ等の副産物の使用の考え方について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県では、国が定めた「リサイクル原則化ルール」に基づき、建設工事で発生したコンクリートの塊等の建設副産物を骨材として活用する、再生利用の促進に取り組んでおります。

このため、本県の公共工事においては、コンクリートやアスファルトの塊から製造した再生骨材を優先的に使用しているところでありませ

議員御指摘の鉄鋼スラグ等の副産物について

は、建設工事以外で発生した工場等の「他産業からの副産物」となることから、工事現場から40キロメートル以内に再生骨材がない場合などに限り使用できることとしております。

○下沖篤史議員 この鉄鋼スラグは、ほぼほぼ他県から流入していると聞いております。県内の建設資材事業者の育成のためにも、県内での調達を望ましいと考えますが、公共工事における建設資材の地産地消の考え方について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県では、公共調達に関して、「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針」を定め、県産品の地産地消を推進しております。

これを受け、公共工事におきましても建設資材等の地産地消を推進しており、宮崎県工事請負契約約款に基づいた、県内企業からの建設資材の購入に関する要請や、設計段階において県産品を使用した設計を原則とする取組のほか、総合評価落札方式においては、県産資材の活用を評価項目として設定するなど、さらなる県産品の活用を図るための取組を進めております。

今後とも、県内経済の循環と活性化のため、公共工事における地産地消に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 分かりました。ぜひとも地産地消を推進していただきたいと思います。

続きまして、公共用地取得についてです。

不動産を持った方の相続の際に、相続人が行う必要がある手続の一つとして、相続登記があります。

この相続登記は、これまで行わなくても罰則など科されませんでした。必要がなければ、費用もかかるので、手続をしない方も多くいらっしゃいました。

しかし、相続登記がなされないことで所有者が特定できず、有効な土地が活用できないというところで、国レベルで大きな問題となっているため、この問題の対策として、2021年2月2日に、法制審議会民法・不動産登記法部会第26回会議において、民法・不動産登記法の改正等に関する要綱案が決定され、同年4月21日、参議院本会議で成立しました。相続登記の義務化は、2024年4月1日から施行されます。

これまで相続登記や所有者不明地等での課題で公共工事等に影響があったと思いますが、民事法制の見直しにより導入された相続登記の義務化や、所有者不明土地管理制度などによる県の公共事業用地取得に関してのメリットがあるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 公共事業の用地取得におきましては、相続登記がされていないことなどにより、相続人調査や用地交渉に多大な時間と労力を要する場合があります。

こうした中、今年度、令和5年度に所有者不明土地管理制度が導入され、行方不明者などの不在者が所有する事業用地のみを取得する方法が新たに追加されたところであります。

また、令和6年度には相続登記が義務化され、これにより、現在の所有者とその所在が特定しやすくなり、相続人調査等にかかる時間や労力が軽減されることが期待されます。

県では、このような新たな制度も活用しながら、引き続き、公共事業用地の取得に努めてまいります。

○下沖篤史議員 とてもいい法改正でありますので、県民への周知、あと、こういう民法とかに関わる際に、詐欺とかがいろいろ発生しますので、県民に民法改正の正しい情報提供を含めた発信をお願いしたいと思います。

続きまして、里親制度について聞かせていただきます。

保護者がいない、もしくは保護者に監護させることが適当でないと判断された児童の心身の健やかな成長とその自立を目的に、安定した生活環境の整備や、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を含む養育、独り立ちするための準備や自立支援といった幅広い役割を担う児童養護施設ですが、本県の入所状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 児童養護施設の入所状況につきましては、令和5年3月末現在で、県内17施設、定員420名に対して入所者は348名で、入所率は82.8%となっております。

○下沖篤史議員 こんなに児童養護施設に子供さんたちがいらっしゃるというのが本当に衝撃的などころでもありますし、82%は高い入所率でもある状況を鑑みますと、里親制度の推進が必要かなと思います。

里親制度について聞いたことはあるけれども、詳しくは知らない、そんな方が今の日本ではほとんどだと思います。現在の日本では、親と離れて暮らす子供たちが約4万2,000人いると言われております。虐待や死別、経済的理由などで親と暮らせない子供のうち、里親への委託率が宮崎県内では減少傾向にあり、2022年度は10.2%だったことが、11月4日までに県のまとめで分かったとの報道がありました。

全国平均は2割を超え、年々上昇する中、県内では前年度比0.5ポイント減となっておりますけれども、里親委託が進んでいないのはなぜか、現状と課題について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 議員御指摘の

とおり、本県の里親等委託率は令和4年度が10.2%で、全国と比較しても低い傾向が続いております。

その要因や課題としましては、里親委託について、実親の同意が得られにくいことや、虐待等の複雑な問題を抱えている子供と里親のマッチングを慎重に進める必要があることに加え、他県に比べ、児童養護施設が充実していることが考えられます。

○下沖篤史議員 施設が充実しているというのはいいことなんですけれども、なるべく里親を含めて、家庭のぬくもりというのを子供さんたちに授けるためにも、里親制度を推進していただきたいと思います。

里親制度は4つに分かれております。養育里親、専門里親、養子縁組里親——養子縁組前提の里親ですけれども、あと親族が里親になるという親族里親の4つに分かれております。

そういう状況の中で、こういう里親制度など、いろんな支援が出てきているんですけれども、今後どのように里親制度の普及を図るのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(川北正文君) 里親委託を推進するためには、まずは里親制度について多くの県民に理解していただくことが重要です。

このため、10月の里親月間を中心に、イベントの実施、テレビ等マスメディアやSNS等を活用した広報、普及啓発グッズの製作配布等を行うとともに、年間を通じて、NPO法人による出前講座も実施しております。

また、本県独自に、里親里子の物語である「ももたろう」「かぐやひめ」をモチーフとしたイメージキャラクターを作成しており、そのキャラクターによる絵本を制作した上で、保育施設等への配布等を行う予定です。

今後とも、里親制度を県民がより身近に感じてもらえるよう、普及啓発活動に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 やはり知らないということが、この里親に預けるという一歩が動かない現状につながるのかなと思いますので、ぜひとも制度の県内での周知を図っていただきたいと思います。

続きまして、県内の公共交通についてですけれども、国交省が進めているM a a Sとは、従来の交通手段・サービスに、自動運転やA I、様々なテクノロジーを掛け合わせた次世代の交通サービスですが、M a a Sという言葉が誕生した当初は、複数の交通手段を利用する際に、移動ルートを最適化し、料金の支払いを一括で行えるサービスと定義されておりました。近年は、物流M a a Sや決済サービスなど概念が拡張しております。

M a a Sが普及することにより、ユーザーの利便性が高まるだけでなく、都市部の交通混雑の解消や、過疎地や高齢者などの交通弱者対策といった様々な問題解決に効果があると期待されておりますけれども、M a a Sの推進に向けた本県の取組を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(重黒木 清君) M a a Sにつきましては、本県では、九州各県に先駆け、令和2年度より、路線バスと鉄道の共通乗車券に買物券をセットにしたデジタルチケットの販売など、実証実験に取り組んできたところであります。

また、今年度は、本格的な実施に向け、エリアやサービスの拡大について検討を行うとともに、来年度からは、九州各県等とも連携の上、アプリを統一し、高速バスなどの県をまたぐ広

域的な交通機関も含めたデジタルチケットの販売等を開始する予定としております。

今後も関係機関と連携し、MaaSの普及による公共交通機関の利用促進を図ってまいります。

○**下沖篤史議員** 宮崎県は特に1人1台と言われる車社会ですが、高齢化の中で免許返納が進み、公共交通の必要性、重要性が増しております。

しかし、採算性の課題から公共交通は充実しておらず、本県において、交通空白地帯や交通弱者が増加しております。特に中山間地においては、今後さらに深刻な状態になります。

市町村の財政や努力にも限界がある中で、中山間地における地域公共交通の確保について、総合政策部長にお伺いいたします。

○**総合政策部長(重黒木 清君)** 県ではこれまで、中山間地域をはじめとする地域の移動手段の維持・確保を図るため、市町村におけるコミュニティバスのデマンド化や貨客混載の取組に対し、車両・システムの導入や実証運行に対する支援を行っているところであります。

また、地域住民などが自家用車により有償で運送を担う自家用有償旅客運送について、運転に必要となる認定講習の受講費用を補助するなど、地域における取組も支援してきております。

人口減少や高齢化が急速に進む中、中山間地における地域公共交通の確保は、今後ますます重要になってくるものと認識しておりますので、引き続き、市町村や交通事業者等と連携を図りながら、地域の実情に応じた取組を進めてまいります。

○**下沖篤史議員** 公共交通を含めた中山間地の課題は喫緊の課題でありますので、ぜひとも

県、市町村と連携して、交通弱者が発生しないように対策をお願いして、一般質問を終わりたいと思います。(拍手)

○**日高博之副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時0分再開

○**濱砂 守議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、今村光雄議員。

○**今村光雄議員**〔登壇〕(拍手) 皆様、こんにちは。都城市選出、公明党の今村光雄です。今回も県民の皆様から頂戴したお声をしっかりと届けてまいりたいと思います。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた3年間がようやく終わり、新たな経済ステージに移行しつつあります。30年ぶりとなる株価水準の上昇や高水準の賃上げなど、明るい兆しが見られています。しかし、長引く物価高に賃金の上昇が追いつかず、生活が改善したという実感にまでは至っておりません。

賃上げや投資が持続的に伸びる経済の好循環を実現するためには、一定の期間が必要となります。その実現に向けて、物価高に対する県民、また事業者の皆様への支援に力を入れていくべきだと考え、我々公明党宮崎県議団は、先月28日に河野知事へ「物価高騰対策と経済再生に向けた提言」を提出いたしました。

住民税非課税世帯など低所得者世帯に対する7万円の給付措置が年内に実施されるよう、市町村とよく連携を図り、迅速に進めていくこと、国の電気、都市ガス、ガソリン代など燃油代補助が来年4月まで延長されたことに伴い、

県内におけるLPガスの負担軽減について同時期まで延長すること、エネルギー費用負担を軽減するための省エネ家電への買換え支援策を引き続き実施すること、光熱費やガソリン代などの高騰の影響を受ける医療機関、社会福祉施設などに対して負担軽減を図ることなどを県の施策に盛り込むよう提言してまいりました。

先月末、デフレ完全脱却のための総合経済対策の裏づけとなる国の補正予算が成立しました。この補正予算の中では、住民税非課税世帯などへの低所得者層に向けた給付金やガソリン代などの負担軽減措置を延長する予算なども盛り込まれています。中でも、重点支援地方交付金の推奨事業メニューに関しては、地方において柔軟に使える交付金となっております。

本県において、この重点支援地方交付金を活用して、どのように物価高対策に取り組むのか、知事にお伺いいたします。

壇上席からの質問は以上とし、以降は質問者席からお伺いいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

国の補正予算の効果を我が国全体に早期に波及させるためには、地方も国と一丸となって、事業の早期執行に努めることが重要であります。

そのため、今議会で重点支援地方交付金を活用した補正予算案を追加提案し、物価高対策に取り組んでいくこととしております。

一例を申しますと、新たな取組として、生活者支援では、LPガス使用世帯に対するガス使用料の補助、事業者支援では、食材料費高騰の影響を受ける医療機関や社会福祉施設等への支援などがあります。

これらの事業と併せて、6月補正予算などで

措置した約80億円の物価高対策を着実に実施することで、厳しい状況に置かれている生活者・事業者負担の軽減を実感していただけるよう支援してまいります。以上であります。 [降壇]

○今村光雄議員 先ほどの知事の答弁の中で一部紹介がありましたとおり、我々県議団の提言内容も盛り込まれていることに評価したいと思います。県民と事業者の皆様迅速に行き渡りよう、よろしくお願いたします。

次に、入札参加資格申請の負担軽減について伺います。

現在、地方公共団体の調達関連手続、入札参加資格審査の様式・項目などの手続方法は、それぞれの地方公共団体で大きく異なっています。

この方法は、国の法令で定められているのではなく、各地方公共団体の実情を踏まえ、財務規則などで定めて運用していることが異なる原因となっております。

公共事業への参入を希望する事業者は、契約獲得のために複数の自治体に申請を行い、同内容の書類をその自治体の分だけ作成することになります。申請書類に不備や不足があれば、また同じ作業が繰り返され、事業者だけでなく、自治体においても煩雑な事務を重複して行うことや、紙資源の無駄も生じてまいります。

これを受け、国においては、令和3年6月の規制改革実施計画の中で、総務省より、地方公共団体と事業者間の手続のデジタル化に取り組むこと、さらにこの実施計画を受け、同年10月には、各省庁が共通に定めている競争入札参加資格審査申請書の様式を基に、各地方自治体において活用されることを目的として、申請書の標準項目を取りまとめ、この活用を促しております。

では、国の調達手続はどうなっているかという、物品の製造や販売、また役務の調達手続に関しては、全省庁統一資格審査が行われています。電子申請にて申請を行い、一度の入札参加申請で複数の省庁への入札参加が可能となります。一度提出した情報は二度提出しないようにする、ワンスオンリー化がなされています。

また、公共工事の調達手続に関しては、公共工事の発注が多い省庁におけるインターネット一元受付システムで共通受付を行っております。

全国を見たとき、共同受付を行っているところは、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、三重県、滋賀県などがあり、全国的な広がりを見せております。

本県においても、業務効率化、コスト削減などを見込めることから、入札参加資格申請の市町村との様式の統一化や電子化を進めるべきだと考えますが、まずは、物品・役務の手続の今後の方向性について、会計管理者にお伺いいたします。

○会計管理者（長倉佐知子君） 自治体によって異なる入札参加資格申請様式の標準化や電子化については、現在、総務省において検討が進められており、年内にもその方向性を取りまとめた上で、自治体関係者等から成る作業部会を設置し、来年度以降、詳細な検討に着手するとされております。

本県における物品の買入れや役務の提供等に係る入札参加資格申請につきましても、市町村との様式の統一化及び電子化は、事業者の負担軽減や利便性向上のほか、行政事務の効率化にもつながる取組であることから、総務省における議論を注視しながら、今後、市町村における手続の実態を調査するとともに、それを踏まえ

た課題の整理や市町村との意見交換などを行って検討を進めてまいります。

○今村光雄議員 総務省から今月中に方向性が示されるので、それを受けてとのことですので。今後の取組をぜひお願いしたいと思います。

次に、建設工事などの入札参加資格申請の市町村との様式の統一化や電子化について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 建設工事等の入札参加資格には、建設工事に関するものと、測量や建設コンサルタント業務などの建設関連業務に関するものがあります。

このうち、建設工事につきましては、品質確保などの観点から、県・市町村が独自に評価項目を設け、建設業者をランク分けしております。

このため、申請書類には、県や市町村それぞれが発注した工事の成績に関するものなど独自の書類が多く、様式の統一化や電子化に向けては、市町村や建設業関係団体との意見交換が必要と考えております。

また、ランク分けを行っていない建設関連業務につきましては、総務省の検討状況を注視しながら、様式の統一化及び電子化を検討してまいります。

○今村光雄議員 工事に関しては、市町村独自の書類が多いため、時間がかかるものと思います。それに比べて、建設関連業務については、統一しやすいと思いますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

次に、本県における農業施策について伺います。

第八次宮崎県農業・農村振興長期計画畜産版アクションプランの中で、畜産経営の土台となる防疫、持続可能な畜産振興への取組、そして

販売・関連産業の発展に向けた取組が示されています。宮崎県においては、畜産は重要な基幹産業であり、アクションプランの取組の全てを強化・推進していかなければならないと考えます。

昨今は、社会状況の影響を受け、資材高騰、飼肥料高騰など、多くの農家が大変苦しんでいる状況に置かれています。畜産においては、飼料高騰に加え、子牛価格の下落や家畜伝染病の拡大など、取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれており、県としての支援が必要であります。

そこで、飼料高騰など畜産を取り巻く状況を踏まえ、畜産業全体を俯瞰して、どのように取り組んでいるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の畜産業は全国第3位の産出額を誇る基幹産業であります。私自身も様々な畜種の生産者と意見交換をする中で、飼料や資材価格の高騰などにより、経営環境が非常に厳しいという声も伺っております。

このため県では、令和4年度から国の交付金等も活用し、生産コストの多くを占める家畜飼料費の負担軽減のため、全ての畜種を対象とした飼料高騰対策を行っております。

また、それぞれの畜種の状況に応じて、肉用牛では子牛価格下落対策、酪農では乳用後継牛対策、養豚では種豚確保対策、養鶏では資材高騰対策などに加え、畜産物の消費拡大対策も行っているところであります。

今後とも、本県畜産業を取り巻く情勢を注視しつつ、国や市町村、関係団体とも連携して、生産性向上や経営体質強化を図り、持続可能で魅力ある本県畜産業のさらなる発展に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 飼料高騰対策は、肉牛や乳用

牛、ハープ牛、豚、鶏など全ての畜産において行っており、それ以外にも、状況に応じて県としての対策を打っている現状が分かりました。引き続きの支援をお願いし、本県が、海外に影響を受けない国内自給率の向上の先頭に立って、日本全体の農業を牽引していただきたいと思います。

次に、豚熱ワクチンに対する対策について伺います。

先月末に日南市で確認されました野鳥での鳥インフルエンザ疑い事例をはじめ、畜産農家は家畜伝染病に対し、非常に敏感に反応していかなければなりません。

本年8月に佐賀県で発生した豚熱に関しては、九州では平成4年以降、31年ぶりの発生となりました。豚熱が発生してしまうと殺処分の対象となり、養豚農家は大きな打撃を受けることが危惧されています。県としても大きな問題となってくるため、その対策として、養豚農場へのウイルス侵入防止対策の徹底や、野生イノシシに対するワクチン散布やサーベイランス検査、そしてワクチン接種プログラムが国に承認され、9月27日よりワクチン接種が開始されています。

ワクチン接種については、農場数が多い本県においては、迅速な初回接種のため、登録飼養衛生管理者を主体とする体制で取り組んできたところです。その際、それぞれの農家は、県内3か所の家畜保健衛生所にワクチンを取りに行くようになっていたと思いますが、集まるということは、ウイルス感染の防止策としては妥当ではないと思います。

その対策は打っているのか、またそれ以外の対策は行っているのか、農場に対する豚熱ワクチンの交付方法について、農政水産部長にお伺

いたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、宮崎・都城・延岡の各家畜保健衛生所に豚熱ワクチンの必要量を冷蔵保管しており、農場から提出される接種計画に基づき、ワクチンを交付しております。

ワクチンの交付方法としましては、農場から家畜保健衛生所まで取りに来ていただくほか、農場からの要望があれば、家畜保健衛生所から業者による配送も行っております。

なお、家畜保健衛生所での交付に当たりましては、来場する車両の消毒体制を徹底するとともに、ドライブスルー方式での受渡しも新たに取り入れ、また農場ごとに交付する時間を指定するなど、他の農場等と交差しないよう配慮しております。

○今村光雄議員 配送車などの消毒や車から降りずに受け取ることをはじめ、宅配も行っているとの回答であります。そのような対応もあり、先月末には初回ワクチン接種と交付が全て完了したと聞き、少し安心したところです。

ただ、ワクチンの免疫付与には個体差があると聞いています。その免疫付与率は8割から9割程度とされており、ワクチンを打ったからといって安心できるものではないことが分かっております。また、いろいろな条件が重なり、ちゃんと接種ができていなかった場合なども考えられることではないでしょうか。

そのことから考えると、ワクチン接種後の免疫付与率がどうなのか、ワクチンの効果がどうなのかといった点をしっかりと調査していくことが重要だと思います。

獣医師以外の豚熱ワクチン接種体制及びワクチンの効果の確認方法について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 養豚農場での豚熱ワクチン接種においては、農場管理者を対象に、ワクチンの取扱いに対する理解や接種技術等を習得するための研修会を開催し、これを受講した登録飼養衛生管理者による接種を進めております。

これまで、初回接種の対象となる県内311農場のうち266農場で、登録飼養衛生管理者がワクチンを接種しております。

今後、県では、ワクチンの効果を確認するため、ワクチンを接種した豚の抗体検査を予定しており、その結果を基に、接種方法についても併せて検証することとしております。

○今村光雄議員 今後、抗体検査を行っていく、注視していくとのことではありますが、さらに懸念されることは免疫空白期間であります。

初回接種が済んだ豚は今後も継続的にワクチン接種をしていくこととなりますが、生まれてきた子豚が母豚になった場合、抗体価のばらつきが大きくなり、そのため、子豚の移行抗体の消失時期にも差が出てくるため、ワクチン接種時期によっては、ウイルスを防御できない免疫空白期間ができてしまうと言われております。この時期が一番感染の危険性が高くなるため、この免疫空白期間を短縮することが重要となってきます。

そこで、本県における子豚の免疫空白期間の対応について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 既にワクチンを接種している本州では、接種農場においても豚熱の発生が確認されておりますが、その要因として、議員の御質問にありました、免疫の空白期間にあった子豚へのウイルス感染が挙げられております。

このため県では、定期的な検査により、ワクチンを接種した母豚から生まれた子豚の抗体の保有状況を把握した上で、適切な時期にワクチンを接種し、可能な限り空白期間を短縮することとしております。

さらに、空白期間にある子豚は、ウイルスへの感染リスクが高まることから、特に分娩舎や子豚舎におけるウイルス侵入防止対策の徹底についても重点的に指導してまいります。

○今村光雄議員 次に、人からの感染予防策についてお伺いいたします。

コロナが5類に移行したことにより、インバウンドも大きく動き始めました。経済再生のためにも、国内外の観光などの人的交流は大変重要になります。しかし一方で、豚熱などの家畜伝染病の拡大に対する懸念材料の一つとなってまいります。

また、登山やキャンプなどのイベントも元の広がりを見せつつあります。これらも観光と同様に経済再生につながるものでありますが、山林で靴に付着した土からウイルスが運ばれる可能性、また飲食物などのごみに野生イノシシが誘引される可能性もあります。

そのために、対策をしっかりと打ち出し、徹底した周知をしていくべきであると考えますが、インバウンドなどによる人を介した豚熱の感染防止対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 海外との人や物の往来が活発になる中、県では、国や関係団体等と連携しながら、外国人旅行者等が多く訪れる空港や港湾、ホテル・旅館、ゴルフ場などにおける靴底消毒に加え、動物検疫所が行う国際線利用者の手荷物検査により、国内外からの人や肉製品等によるウイルスの持込み防止に取

り組んでおります。

また、野生イノシシがウイルスの付着した食品廃棄物を食べることにより、豚熱に感染するリスクもあることから、屋外でバーベキュー等を行った際に残った食品を適正に処分するよう、啓発ポスターをキャンプ場や自然公園等の利用者が見えやすい場所に掲示しております。

これらの取組を引き続き徹底し、県内へ豚熱ウイルスが侵入することのないよう万全を期してまいります。

○今村光雄議員 豚熱に関する最後の質問になります。

もし豚熱が発生してしまった場合、家畜伝染病予防法に基づき、全頭殺処分となり、その農家は、その後の経営に大きな支障を来すことが予想されます。ワクチンを打っているのに全頭殺処分をするのかといった全頭殺処分に対する異論も聞かれるところではありますが、国としての見直しはなかなか難しい現状にあります。

その対策として、国は分割管理を示してきましたが、全頭殺処분을回避するための農場分割管理について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 特に大規模農場において豚熱等の家畜伝染病が発生した場合、防疫措置を迅速に完了させることが困難であるとともに、生産者の経営的な負担も大きくなります。

このため、1つの農場を複数の衛生管理区域ごとに人や物等の動線を分けて飼養管理を行うことで、殺処分の対象範囲を限定する分割管理マニュアルが、本年9月に国から示されたところです。

県内ではこれまで、分割管理に取り組んでいる事例はありませんが、今後、農場からの要望

に応じ、立地条件や畜舎構造などの実態、さらには、施設整備に係る国の交付金事業の活用も検討しながら、必要な指導・助言を行ってまいります。

○今村光雄議員 分割管理は大変有効ではありますが、大きな費用がかかるため、なかなか踏み切れない農家が多いと思います。施設整備に対する国の交付金だけでなく、人員に対しての補助もぜひ検討いただきたいと思います。

豚熱対策は、今年対策をしたから終わりではなく、今後10数年に及ぶ対応が必要となってきます。本県にとって重要な基幹産業の一つであるので、これからはしっかりと対策をお願いしたい。また、農家の要望にできる限りお応えするようお願いしたいと思います。

次に、有機農業について伺います。

SDGsに象徴されるように、世界では環境配慮型の産業へと大きく移行してきています。EUにおいては、農業における脱炭素化として、2050年までに有機農業の比率を25%に高めるという目標も打ち出されています。国内においても、農林水産省は、生物多様性の保全や地球温暖化防止などに寄与するとの調査・研究結果により、有機農業を持続可能な農業として位置づけており、有機農業の取組を2050年までに100万ヘクタールに拡大していくとしています。そういった背景もあり、有機農業への関心は、若い世代を中心に高まっている状況にあります。

本県においてもその取組を推進していくべきだと考えますが、現在における本県の有機農業の取組状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県では、安全・安心な有機農産物への嗜好の高まりを受

け、お茶を中心に有機JAS認証の取組が進んでおり、令和4年の本県の有機JAS認証面積は372ヘクタールとなっております。

このような中、先進的な取組として、お茶の生産グループによる海外輸出の拡大に向けた有機栽培への転換や、綾町では、本年6月に開校したオーガニックスクールで、有機農業の新規就農者の確保・育成が行われております。

県といたしましては、第八次農業・農村振興長期計画に掲げる令和7年度の有機JAS認証面積の目標面積523ヘクタールに向けて、市町村と連携しながら、有機農業を推進してまいります。

○今村光雄議員 次に、オーガニックビレッジ宣言について伺います。

国の政策である「みどりの食料システム戦略」に基づき、有機農産物の生産から加工・流通、消費まで地域ぐるみで一貫して行う「オーガニックビレッジ宣言」を出す自治体が全国的に広がっています。

国は2025年までに全国100の市町村でオーガニックビレッジ宣言を行うことを目標に掲げているところであり、宣言することで新規参入の拡大などが見込まれます。

県内市町村でのオーガニックビレッジ宣言の現状と県としての推進方向について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県内のオーガニックビレッジ宣言につきましては、本年4月に綾町が、6月に高鍋町、木城町が行ったところであり、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫した取組が進められています。

県といたしましては、本年度6月補正予算で「みやざき有機農業拡大加速化事業」を措置し、有機転換期間中の費用の増大分や有機JA

S認証に係る経費等への支援のほか、実需者とのマッチング等による販路拡大を支援し、有機農業を推進しているところです。

今後とも、本事業の推進により、有機農業に取り組む農業者の掘り起こしや産地づくりの機運醸成を図り、オーガニックビレッジ宣言が他の市町村へも波及するよう後押ししてまいります。

○今村光雄議員 有機農業は、栽培技術や管理、日本の気候の影響、経営面など多くの課題があり、なかなか前に進みにくい面があります。しかし、環境問題、脱炭素化としての大きな目標を鑑みたとき、これからの世代のためにも、積極的に取り組んでいく必要があるのではないかと考えます。そのためにも、県としても継続的な支援に力を入れていってほしいと思います。

次に、オンライン学習について伺います。

今回の一般質問の中で、多くの議員の方から不登校についての質問がございましたので、私からは1点だけ質問させていただきます。

既に周知のとおり、不登校児童生徒は増加している状況が続いています。無気力・不安、人間関係、発達障がいなど、その原因は様々です。保護者の皆様は、不登校になれば学習の遅れが出ることに不安を感じてしまいます。その対策の一つとしてオンライン学習があります。

学校を離れていても学びができ、コロナ禍のときに積極的に学校現場では導入されてきました。もちろん学校に来られるように支援を続けていくことは大切ですが、どうしても登校することのできない生徒に対しては、学びの場としてオンライン学習も非常に有効であると考えます。ただし、出席扱いにならない場合もあるようです。中学校において出席扱いにならない場

合、高校入試への影響が心配されます。

中学校における不登校生徒のオンライン学習において、出席扱いとなるための要件について、また、出席扱いとならなかった場合、高校入試の際に不利益とならないのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 不登校生徒が自宅で行うオンライン学習につきましては、学校等が提供する学習に取り組む場合と、生徒や家庭が独自に配信動画や学習ドリル等で取り組む場合があります。

どちらの場合も出席扱いとすることは可能でありまして、基本的にフリースクール等と同様、学校と保護者との間に十分な協力関係が保たれていることや、当該生徒への学習支援や相談支援が適切に行われていることなどを踏まえ、校長が子供一人一人の実情に応じて総合的に判断することとなっております。

なお、出席扱いにならないことが、高校入試において不利益となることはございません。

○今村光雄議員 欠席による高校入試への影響はないとのことですので、保護者の皆様は学校との連携もしっかり取りながら、安心して学力向上に打ち込んでいただければと思います。

次に、支援対象児童等見守り強化事業について伺います。

コロナ禍において、長期間にわたる外出自粛の行動制限などが大きなストレスとなり、外部から見えにくい形での児童虐待が懸念されてきました。児童虐待を未然に防止するためには、子供や子育て家庭の孤立化を防止し、地域ぐるみで子供の見守り体制を強化することも重要であります。

国は、要保護児童対策地域協議会が中心となって、子ども食堂や子供への宅食、学習支援

などを行う民間団体なども含めた、地域ネットワークを通じた見守り体制の強化の支援を行っています。

児童虐待を防ぐためにも、今後も必要な事業と考えますが、支援対象児童等見守り強化事業の実績と県としての考えを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 支援対象児童等見守り強化事業は、子ども食堂や子ども宅食等の支援を行う民間団体等が、支援ニーズの高い子供たちを見守り、必要な支援につなげることができる体制を強化する事業です。

この事業の実施主体は市町村で、補助基準額の範囲内で、国が事業費の3分の2を、市町村が3分の1を補助しており、令和4年度の実績は、9市町の14団体に対し、合計で約5,700万円となっております。

県としましては、児童虐待のリスクを下げるためにも、子育て世帯が孤立しないようにする支援は大変有効だと考えておりますので、引き続き、市町村への周知を図ってまいります。

○今村光雄議員 次に、身体障害者手帳の交付申請について伺います。

障害者手帳の申請に必要な書類の一つに、指定医の診断書・意見書があります。難病であったとしても定期的に通っている病院ならば、かかりつけ医師からの意見書の作成は容易なものとなりますが、かかりつけ医師を持たない、またあまり病院にかかったことのない者が急に障がいを持つことになった場合や、症状の進行が早まった場合、意見書の依頼先がないため、障害者手帳の申請が困難になることが考えられます。難病であれば対応できる病院も少ないことも懸念されます。

かかりつけ医師からの意見書を書いてもらっ

てきてくださいとの回答に、何もできずに苦しんだことがあるという方から、そのようなお話を伺いました。

身体障害者手帳の交付申請手続について、また申請に関わる相談にどのように対応しているか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 身体障害者手帳の交付申請につきましては、身体障害者福祉法に基づいて知事が指定する医師の診断書を申請書に添付の上、申請者が居住する市町村を經由して、都道府県知事に行うこととなっております。

申請に係る様々な御相談に対しては、市町村が窓口となっておりますが、必要に応じて、県身体障害者相談センターと連携しながら対応しております。

県としましては、申請手続が円滑に進むよう、市町村に対して状況に応じた助言等を行うなど、適切な対応に努めてまいります。

○今村光雄議員 まずは市町村の障害担当の課を訪ねるということです。しっかりと対応してもらえるよう、県からも連携をお願いしたいと思います。また、そこでの解決ができないようでしたら、県身体障害者相談センターに相談するということのように。何度も同じ作業が繰り返されないよう、丁寧な対応をお願いいたします。

次に、身体障がい者が利用する自動車の改造について伺います。

けがや病気などにより障がいを持ったとき、リフトがついた新しい車を買換えるのではなく、今まで使用していた自家用車を改造して、継続して利用したほうが安く済むようです。福祉タクシーの利用なども考えられますが、利便性を考えると自家用車の利用を望まれます。

市町村が実施する地域生活支援事業による、身体障がい者が利用する自動車の改造に対する支援の現状について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 市町村が実施する地域生活支援事業は、障がいのある方が自立した生活を営むことができるよう、国や県の補助を受けて、地域の実情に応じ、多様なサービスを提供するものであります。

この事業による身体障がい者が利用する自動車改造に対する支援につきましては、令和4年度には、県内9市町において実施されております。

なお、地域生活支援事業の実施に当たっては、市町村の財政負担が大きくなっている課題がありますことから、県としましては、今後とも、国に対し十分な財政支援措置を要望することにより、市町村における効果的なサービスの提供につながるよう取り組んでまいります。

○今村光雄議員 自動車改造のための費用補助は、各市町村にて補助があるようですが、あくまでも本人が運転することが要件となっており、本人の自立更生の促進を図ることが補助事業の目的となっております。

しかし、運転ができない身体障がい者の方であれば、家族が対応することとなり、補助の対象外となってしまいます。そういった方にも支援ができるよう、幅広い支援の検討をしていただければと思います。

次に、国民スポーツ大会について伺います。

都城市において競技場が着々と形を現していくさまは、大変感慨深く感じております。同時に、周辺環境の整備に不安を感じております。

国際大会もできるほどのランクの高い競技場となりますが、周辺の環境が整わないと、リ

ピーターとなるチャンスを逃してしまうことになってしまいます。宿泊施設などの整備をはじめ交通インフラの整備など、対応しなければならないことは数多くあります。

先日、交通インフラについては福田議員より御質問がございましたので、私からは、選手・監督、役員など、大会参加者の宿泊対策についてどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 大会期間中は、選手・監督、役員など県内外から多くの参加者が見込まれますことから、受入れのための宿泊対策は大変重要であります。

このため、昨年度は、参加者の宿舎として利用可能な施設に対し、受入れ可能な客室数や設備の状況等を把握するための基礎調査を実施したところであります。

今年度は、ホテル・旅館関係団体に対し、大会の周知や客室提供の協力依頼を行ったほか、必要と見込まれる部屋数を市町村ごとに割り振る配宿を行い、その不足が見込まれる場合の対策等を調査・検討しております。

今後、これらの調査結果を踏まえ、課題を明確化させるとともに、関係機関・団体と十分連携しながら、各競技や会場地市町村ごとの配宿計画の策定を進めてまいります。

○今村光雄議員 次に、県民の機運醸成について伺います。

さきの県人会世界大会は成功裏に終わり、次につながる意義深い催しでありました。関わった人たちからも喜びの声が多く聞かれた一方、直接関わりを持たなかった県民からは関心が薄く、よく分からなかったという声が聞かれたことも事実であります。

さすがに国民スポーツ大会が分からないとい

うことはないかと思いますが、広く興味・関心を持ってもらうことは、来てもらう人たちに対して、おもてなしまではいかないまでも、失礼のないような対応ができるのではないかと考えます。

また、選手ではない学生さんたちも積極的にボランティアや運営に携わることは、今後の活動に生かされる大変よい経験になるのではないのでしょうか。

県民の機運醸成についてどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 4年後の大会は県民総参加型の大会を目指しておりますことから、県民の皆様の興味・関心を高め、多様な参加機会をつくることが重要と考えております。

このため、今年度から広報・県民運動を本格的に展開しており、具体的には、大会を身近に感じていただけますように、昭和54年に開催した「日本のふるさと宮崎国体」パネル展の実施や、大会専用ウェブサイト及び公式SNSの開設など、大会に関する情報を広く発信するとともに、イメージソングの公募により、大会への県民自らの参加を促しているところであります。

今後市町村や関係団体等と連携しながら、ボランティアや花いっぱい運動など、県民が自発的・積極的に参加できる機会を創出し、一層の機運醸成に努めてまいります。

○今村光雄議員 様々な情報発信を行い、県民一丸となって大成功の大会となるよう、私も頑張っていきたいと思っております。

次に、介護人材について伺います。

内閣府によると、65歳以上の高齢化率は今後

も上昇し続け、14年後の2037年には、3人に1人が65歳以上の高齢者になると予想されています。

さらに、平均寿命や健康寿命も毎年延びており、介護が必要な期間も長くなってきております。長生きは大変すばらしいことですが、問題は、その介護に携わる人員が少ないということです。介護職員の離職率は、様々な施策が功を奏し、以前よりも回復傾向ではありますが、まだまだ全産業の平均よりも厳しい状況であります。

介護に関わる職種は、介護職だけでなく、ケアマネジャー、看護、調理、事務など多岐にわたりますが、事務を除く全ての業種に関して人材確保が厳しい現状にあります。

介護人材不足が問題となる中、介護人材の確保・定着に対する知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 全国を上回るスピードで高齢化が進む本県におきましては、今後、介護需要がさらに増加する一方で、生産年齢人口の急減に伴い、2025年には約2,600人の介護人材が不足すると見込まれておりまして、介護人材の確保・定着は重要な課題であります。

このため県では、テレビやSNSなどを活用した介護の魅力発信や外国人介護人材の受入れに関する支援など、様々な対策を講じているところであります。

また、限られた人材で介護の質を確保するためには、業務の効率化や職員の負担軽減が重要でありますことから、介護ロボットやICTの導入支援にも取り組んでおります。

先日、ふれあいフォーラムの分野版としまして、福祉系学科で学ぶ高校生と意見交換をする機会がありました。それぞれ使命感を持ちなが

ら、介護・福祉の分野を志し、実習等で厳しいつらい思いもしながらも、利用者の皆さんの感謝の思いというものに励まされながら、やはりこの道で頑張っていこうと、すばらしい学生が育っているなということを改めて感じたところでもあります。

人が人を支える介護の仕事は極めて重要な仕事だと考えております。また別途、ケアマネジャーの方々と意見交換する機会もありましたが、介護現場で働く職員の皆様は、日々やりがいを持って、献身的に仕事に従事しておられるということを改めて実感いたしました。

そのやりがいや魅力がより多くの方々に伝わるように発信するなど、引き続き、介護人材の確保・定着に向けた総合的な取組を進めてまいります。

○今村光雄議員 大きくは国の施策によるものばかりとなりますが、県としても細かな対策が打てるのではないかと思います。

特別委員会で学ばせてもらいましたが、移住政策、年配の方も含めた全戸へのタブレット貸出しによるDX化など、全国を見ると参考になる取組が多々ございます。苦勞している現場のためにも、よいものはどんどんまねて行ってもらいたいと思います。

次に、外国人介護人材について伺います。

来年は、6年に一度の医療・介護・障害福祉サービスのトリプルとなる報酬改定が行われます。それに向けて、厚生労働省は協議を重ねているところではありますが、介護人材不足の解消のため、外国人介護人材の配置要件の緩和が調整されているようです。介護はコミュニケーションが重要な仕事ですが、言葉の壁などもあるため、外国人介護人材を受け入れ難いという事業所側の問題もあります。ただ、いつでも対

応できるような環境は整備しておく必要があると思います。

本県における外国人介護人材の現状と、外国人介護人材の確保・定着に関する県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(川北正文君) 本県の外国人介護人材数は年々増加し、令和5年6月時点で275名となっております。

県では、外国人介護人材受入れ促進のため、介護事業所を対象とした受入れセミナーの開催や、外国人留学生へ奨学金を支給する介護事業所への補助などを行っております。

また、円滑な職場定着を促進するため、介護に関する日本語研修を実施するとともに、介護福祉士の資格取得や生活支援に係る経費を補助しております。

介護需要が増加し、介護人材不足が見込まれる中、引き続き、介護を担う貴重な人材である外国人材の確保、受入れ、定着に努めてまいります。

○今村光雄議員 今後も国の動向を注視しながら、対応をよろしくお願いします。

外国人介護人材でもありましたように、人材は、確保だけではなく、定着させていくことも重要であります。

先月30日の県の補正予算案の中でもありましたが、介護職員などへの処遇改善は大変重要な取組となります。ほかの産業よりも低い賃金の解消のためにも処遇改善は必要ですが、基本報酬ではなく、あくまで加算となっているため、その加算を取得するかどうかは事業所の判断となっています。そのため、要件を満たさなければ加算が取れず、3つある加算が複雑化しているため、全てを取得していない事業所も多くあると聞いております。

来年の改定では、改善する方向で調整しているとのことですが、現在の処遇改善に関する加算の取得状況と、取得促進のための県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 本県の処遇改善に関する加算の対象事業所数は、11月1日現在、2,025事業所であり、介護職員を対象とした処遇改善加算を91.9%の事業所が、また介護職員とその他の職種も対象としたベースアップ等支援加算を77.7%、特定処遇改善加算を61%の事業所が取得しております。

県では、これら3つの加算の取得をさらに促進するため、介護事業所を対象にしたセミナーの開催や、社会保険労務士による個別訪問等に取り組んでおります。

また、これらの加算の取得手続について、事務作業が煩雑で取得に至らないとの現場の声も伺っておりますが、県としても手続の簡素化を要望しており、現在、国において、来年度の介護報酬改定に向けて、加算の一本化の議論が行われているところです。

○今村光雄議員 本来は、賃金に関わることなので、加算という形で差をつけるのではなく、基本報酬に入れていくべきだとは思いますが、どの事業所も加算を取得できるよう、県からの手厚い後押しと支援をよろしく願います。また、処遇改善の要件をしっかりと取り組んでいくことが、人材の確保だけでなく、人材の定着につながっていくことになると思いますので、その点もバックアップをよろしく願います。

最後の質問になります。介護支援専門員の更新研修についてです。

介護支援専門員は、資格取得が難しく、業務も多忙なため、成り手不足が叫ばれています。

さらに、5年ごとの更新研修が必要となります。この更新研修ですが、様々な面で問題視されており、実務研修者として初めて更新する場合、88時間かかる研修時間や4万4,000円かかる研修費用、内容の充実など、見直しを求める声も多く上がっております。様々な難しい問題ではありますが、県として対策が打てる場所は、しっかりとやっていってほしいと思います。

本年度より研修費用の負担軽減の支援が始まったと聞きました。介護支援専門員の更新研修に関わる地域医療介護総合確保基金、また教育訓練給付制度の活用について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う介護支援専門員は、5年ごとの資格更新研修のたびに受講料が必要となるなど、様々な負担が生じていることは承知しております。

このため県では、今年度から地域医療介護総合確保基金を活用し、更新研修受講料を助成する市町村に対して、その4分の3の額を補助することにより、市町村の取組を支援しております。

また、国の教育訓練給付制度については、県介護支援専門員協会に対し、更新研修が給付の対象となるよう申請事務のサポートを行ったところであり、来年度から受講費用の一部が国から支給される見込みです。

県としましては、関係機関とも連携しながら、引き続き、介護支援専門員の負担軽減に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 先ほどの知事の答弁にもありましたとおり、介護業界は人と人との関わり合いで成り立つ仕事でございます。様々な影響に

より、労働者の心がすさんでしまえば、小さなケアがおろそかとなり、いずれは虐待へと発展してしまう可能性があります。また、離職率の原因のトップは人間関係であります。

多くの労働環境の改善を行っていますが、私は働くことに対する喜びが大事だと思います。その喜びにつながる一つに自分自身の成長があるのではないのでしょうか。施設長や管理者も含めた、そこで働く全ての労働者の成長のため、まだまだやれることはあるのではないのでしょうか。離職率の低い事業所もあると聞いております。国の施策だけではなく、県でできる取組もさらに挑戦していったらどうでしょうか。

高齢者の皆様のおかげで今があります。感謝とともに、私も一緒になってこれからも頑張っていきたいと思っております。

以上で一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時50分散会

12月5日（火）

令和 5 年 12 月 5 日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	齊藤了介	（志誠会）
2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	内田理佐	（宮崎県議会自由民主党）
6番	川添博	（同）
7番	荒神稔	（同）
8番	福田新一	（同）
9番	本田利弘	（同）
10番	山内いっとく	（同）
11番	山口俊樹	（同）
12番	下沖篤史	（同）
13番	濱砂守	（同）
14番	黒岩保雄	（緑風会）
15番	脇谷のりこ	（親和会）
16番	松本哲也	（県民連合立憲）
17番	山内佳菜子	（同）
18番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
19番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
20番	二見康之	（同）
21番	後藤哲朗	（同）
22番	山下寿	（同）
23番	野崎幸士	（同）
24番	佐藤雅洋	（同）
25番	安田厚生	（同）
26番	日高利夫	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	武田浩一	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	日高陽一	（同）
36番	丸山裕次郎	（同）
37番	中野一則	（同）
38番	外山衛	（同）
39番	日高博之	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	川北正文
環境森林部長	殿所大明
商工観光労働部長	丸山裕太郎
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	原口耕治
会計管理者	長倉佐知子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
総務部参事兼財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	鬼川真治
議事課長	福島久大
政策調査課長	牧浩一
議事課長補佐	佐藤亮子
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	山本聡

◎ 議案第33号から第45号まで追加上程

○日高博之副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案の委員会付託であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第33号から第45号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高博之副議長 御異議ございませんので、そのように決定いたしました。

議案第33号から第45号までの各号議案を一括上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○日高博之副議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、家畜伝染病について御報告を申し上げます。

まず豚熱については、9月5日に九州全域がワクチン接種推奨地域に設定されたことを受け、本県では、熊本・鹿児島両県と足並みをそろえ、9月27日からワクチンの接種を開始しました。

この間、ワクチン接種実施者の養成を当初の予定より前倒しで進めるなどした結果、初回接種が必要な311農場、約72万頭全てに対し、11月30日までに家畜防疫員等によるワクチン接種や認定農場に対するワクチンの交付を完了することができました。

今後は、母豚や新たに生まれてくる子豚に対し、継続的にワクチンを接種するとともに、ワクチンの効果を確認するための抗体検査を定期的に実施してまいります。

一方、高病原性鳥インフルエンザについては、現在、隣の鹿児島県を含め、全国各地の農場で発生するとともに、日南市において野生のカモの感染疑いが確認されるなど、県内農場でも発生リスクが高まっております。

このため、これらの家畜伝染病の農場への侵入防止に向けて、関係団体等と緊密に連携し、対策をさらに強化するなど、危機感を持って取組を進めてまいります。

それでは、ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

今回、追加提案しました議案は、国の総合経済対策に係る補正予算等に対応するもの、並びに県人事委員会の勧告等を踏まえた一般職及び特別職の給与改定等を行うものであります。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計が349億111万2,000円、特別会計が192万8,000円、公営企業会計が8億4,738万7,000円であります。この結果、一般会計の予算規模は7,358億7,641万2,000円となります。

今回の補正予算案による一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金6億7,133万2,000円、国庫支出金188億5,500万8,000円、繰入金30億1,837万9,000円、諸収入7億4,409万3,000円、県債116億1,230万円であります。

続きまして、今回の一般会計補正予算案に計上した主な事業の概要について説明いたします。

今回、国の補正予算に対応する事業は、物価高対策、所得向上対策及び国土強靱化対策等の

公共事業の3つの柱で構成しております。

初めに、物価高対策の主な事業についてであります。

まず、「宮崎県LPガス料金負担軽減事業」は、LPガス使用世帯に対して、使用料上昇の影響を軽減するため、支援を行うものであります。

また、「医療・福祉分野における食材料費高騰対策緊急支援事業」は、食材料費高騰の影響を受ける医療機関、社会福祉施設等に支援金を給付するものであります。

そのほか、農畜水産業や交通・物流分野等における価格高騰対策の既定予算につきましても、追加で予算措置を講じております。

次に、所得向上対策の主な事業についてであります。

まず、「介護職員等処遇改善事業」は、医療、介護、障がい福祉分野などで働く介護職員等の賃上げを令和6年2月から実施するための費用を対象施設等に補助するものであります。

また、「障がい者就労施設工賃向上実現事業」は、障がい者が働く県内全ての就労継続支援B型事業所を対象に、その工賃向上に資する設備投資への補助等を行うものであります。

続いて、国土強靱化等対策についてであります。

こちらは、道路や河川、砂防、港湾等の整備や農地防災、山地治山などの事業を通じて、県土の強靱化を図るものであります。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第42号及び第43号は、県職員及び市町村立学校職員の給与を改定するため、関係条例の改正を行うものであります。

議案第44号は、特別職の期末手当の支給月数

を改定するため、関係条例の改正を行うものであります。

議案第45号は、会計年度任用職員に令和6年6月期から勤勉手当を支給するため、関係条例の改正を行うものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○日高博之副議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○日高博之副議長 ただいまから一般質問に入ります。まず、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。公明党宮崎県議団の重松幸次郎です。通告に従い質問を行いますので、知事をはじめ、関係部長の明確な御答弁をお願いいたします。

先月15日に、公明党の創立者である池田大作名誉会長が御逝去されました。我が党の山口那津男代表が謹んで哀悼の意を表し、ここでその談話の一部を簡潔に申し上げます。

「公明党の結党に先立ってお示しいただいた「大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいく」という指針は、党の立党精神として今もお生き続けており、全国3,000人近い議員の骨身にしみて浸透しております。これを現代に展開し、「小さな声を聴く力」というキャッチフレーズとして実践し、こうした公明党のスタイルを進化させながら、国民の期待、そして創立者の恩に報いてまいりたい」と述べられました。

公明党宮崎県議団の議員一同、この「大衆と

ともに」の立党精神をしっかりと受け継いで、県勢発展のため、また、県民の生活の安定と福祉の向上のため、新たな気持ちでスタートしてまいります。

それでは質問に入ります。

初めに、令和6年度当初予算の概要について伺います。

頂いた説明資料にも「令和6年度は2年目となる総合計画アクションプランの積極的な展開を図りながら、施策を重点的に推進していく」とありましたが、一方で、「優先度の高い事業の推進には多額の財政負担が見込まれるため、財政の健全化を図りながら予算編成を行う」とありました。後ほど確認させていただきますが、物価や燃油高の対策、生活者支援などの緊急を要する支出にも、適時に予算措置を図り、事業の推進をバランスよく取っていただきたいと思えます。

そこでまず、令和6年度の当初予算の編成についての基本的な考え方を知事に伺います。

あわせて、具体的に重点施策の推進方針の概要について、総合政策部長に伺います。

以上を壇上からの質問とし、以下の質問は質問者席から伺います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。令和6年度当初予算の編成についてであります。

来年度の当初予算につきましては、引き続き健全な財政運営を維持しつつ、人口減少対策、国土強靱化対策をはじめとする本県の諸課題に的確に対応し、県民生活や地域経済の早期再生と、将来を見据えた新たな成長活力の創出に向けて、積極的に編成してまいります。

このため、県民生活や地域経済の早期再生を目指す宮崎再生につきましては、宮崎再生基金

の活用により、日本一挑戦プロジェクトについては、新たな基金を設置し、あらかじめ財源を確保した上で、重点的かつ着実に取り組んでまいります。

また、公共施設等の老朽化対策など、多額の財政負担が見込まれる事業は、将来にわたる負担の平準化を図るため、総額の抑制及び計画的な予算計上を行います。

さらに、事業構築に当たりましては、限られた財源を有効に活用し、施策の効果を最大限発揮するため、新規・改善事業にKPI(重要業績評価指標)を設定し、いわゆるPDCAサイクルをしっかりと回していくことにより、予算の質を高める取組を進めてまいります。以上であります。[降壇]

○総合政策部長(重黒木 清君) [登壇] お答えします。重点施策の推進方針の概要についてであります。

この方針は、急速な少子高齢・人口減少に加えて、物価高騰やデジタル化・脱炭素化への対応などの様々な課題に対応するため、来年度、特に力を入れる施策を掲げたもので、2つの柱で構成しております。

1つ目は「日本一挑戦プロジェクトの本格展開」であり、本県が優位にある3つの分野において、その強みをさらに伸ばす施策を展開し、県政の新たな成長につなげてまいります。

2つ目は「宮崎再生の着実な推進と次なる成長活力の創出」であり、まずは物価高対策など県民生活・経済活動の回復や、さらなる交流拡大等により、早期の宮崎再生を図るとともに、人口減少下においても、安心と活力ある社会に向けて、先端技術等の活用による暮らしの維持や産業の活性化などに取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○重松幸次郎議員 それぞれに御答弁いただき、ありがとうございました。

本県が抱える課題に的確に対応し、将来を見据えた新たな成長活力の創出に向けた優先度の高い施策を積極的に推進することを期待いたします。

次に、国の総合経済対策について何点か伺います。

デフレ完全脱却のための総合経済対策の裏づけとなる2023年度補正予算は、先月29日に参院本会議で成立しました。一般会計の歳出予算額は13兆1,992億円で、公明党の主張が随所に反映されており、物価高を上回る持続的な賃上げ実現や、困窮する生活者の支援に向けた対策を加速させる狙いがあります。

そして、先ほど追加補正予算が上程されました。国の総合経済対策について、地方としてどのように評価し、取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 国の総合経済対策につきましては、全国知事会が要望しておりましたエネルギー価格の負担軽減、中小企業等の賃上げ支援、国土強靱化の推進などが盛り込まれたことに加え、地域の実情に応じた対策を機動的に講じるための重点支援地方交付金の追加や、地方交付税の増額等を行うとされたことを評価しております。

その上で、地方としても、事業の早期執行に向けて各自治体での予算化に努め、政府と一丸となり、社会・経済活動の活性化に向けて総力を挙げて取り組む必要があると考えております。

本県としましても、物価高に苦しむ県民や事業者の皆様が安心できるような対策を一刻も早く講じることが喫緊の課題であると認識してお

り、重点支援地方交付金等を活用した事業について、本日、追加提案させていただいたところでもあります。

今後も市町村とも連携を図りながら、まずは経済対策の早期執行に努め、しっかりと宮崎再生を推進してまいります。

○重松幸次郎議員 おっしゃるとおり、物価高に苦しむ県民や特に生活困窮者、そして事業者の皆様が安心して元の生活を取り戻せるように対策を講じることが必要だと考えます。

本年3月にも措置されました、地域の実情に応じた自由度の高い地方創生臨時交付金のような実効性のある今回の重点支援地方交付金を、市町村と連携を図りながら、速やかに進めていただきますよう要望いたします。

それでは、その内容について個別に伺いますが、今年度、中小企業者向けに実施している物価高・原油高に対する対策について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 物価高・原油高に伴う生産コストの上昇、利益の圧迫により、中小企業者は引き続き厳しい状況に置かれています。

このような状況に対応するため、県では、省力化のための設備改修や新事業展開等に要する経費の補助などにより、事業者の収益力や生産性向上に向けた取組を支援しております。

また、運転資金の確保が必要となった場合には、県融資制度によるつなぎ融資を実施するとともに、事業者の経営改善を支援するため、金融機関等の支援機関や専門家による伴走支援の強化を図っております。

さらに、コスト上昇分を適正に価格転嫁できる機運を醸成するため、「価格転嫁の円滑化に関する協定」に基づく取組を進めているところ

であります。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

現在、県が実施している中小企業者向けの支援については、今、答弁いただきましたが、コロナ禍と併せて、エネルギーや物価高騰の影響を受けやすい製造業に対しては、どのような支援をされているのでしょうか。県内製造業への物価高騰に対する支援について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 物価高騰等の影響は、県内製造業においても大変厳しいものがあります。このため、本年6月補正予算において、「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業」を措置し、省力化や自動化、生産性向上に向けた設備改修に必要な経費を支援しております。

具体的には、製造工程の省力化に向けたロボットの導入や少人数生産のためのラインの一元化などに有効活用されており、募集期間終了後も支援を求める多くの相談があったことを踏まえ、これらのニーズに速やかに対応するため、本定例会で追加の予算措置をお願いしたところであります。

本事業を通じ、生産性向上に向けた企業の前向きな取組を支援し、県内製造業の振興にしっかりと取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 先ほどの中小企業各社全般に言えることではありますが、物価高騰による価格転嫁や人材確保のための賃上げの実行など、厳しい経営判断を余儀なくされていると思われるので、商工業の関係団体とも連携しながら、支援のほど、よろしくお伺いいたします。

一方で、低所得者やひとり親家庭など、日々の暮らしに困窮されている方をはじめ、物価高に直面している生活者の支援も重要だと思いま

す。

追加補正予算案における生活者支援の内容と予算額について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 今回の追加補正予算案には、物価高対策のうち、生活者支援として7億4,000万円余を計上しております。

具体的には、LPGガスを使用する約32万戸を対象とした使用料金上昇の影響を軽減する事業に6億7,200万円、また、6月補正予算で1億5,000万円措置した省エネ性能の高い冷蔵庫やエアコンの購入を支援する事業の6,900万円の増額などであります。

これらの事業については、補正予算成立後、早期に執行するとともに、これまで措置してきたプレミアム付商品券や、特別支援学校をはじめ、県立学校の給食費及び私立学校を含む生徒寮の寮食費への支援などの事業も着実に実施することにより、生活者に寄り添った支援を行ってまいります。

○重松幸次郎議員 まさにタイムリーな補正予算の上程、ありがとうございます。事業者支援と併せ、生活者支援についても早期に執行されますよう要望いたします。

次は、健康・福祉行政について質問いたします。

初めに、盲聾者等への支援についてです。

先週1日の本会議では、山内佳菜子議員が聴覚障がい者における手話言語条例の現状や、手話通訳士（者）の確保等について質問されており、さらに聴覚障がいのみならず、全ての障がい者への生きる希望となる支援を訴えられました。全く同感でございます。

本年9月に、我が党の吉田久美子衆議院議員、県議の私と市会議員の3名とで、宮崎市内

にあるNPO法人宮崎県盲ろう者友の会を訪問し、井上代表理事様や事務局、介護員の方々と懇談させていただきました。

盲聾者は目と耳の両方に障がいのある人のことで、頂いた友の会のリーフレットには、「盲ろう者は視覚と聴覚の両方に障害があるため、日常生活や社会生活を営む上で、大きな困難を抱えています。音もなく、光もない世界。「永遠に続く静かな夜に閉じ込められた」「突然宇宙に放り出されたよう」と表現する盲ろう者もいます」とありました。

こうした盲聾者は、見えない、見えにくい、聞こえない、聞こえにくいという4つのタイプがあり、日本にも少なくとも1万4,000人いるとされ、宮崎県内には190名ほどいらっしゃるようですが、実は盲聾という障がいは、日本の法律、身体障害者福祉法上の規定はなく、そのため、現状では、身体障害者手帳に目（視覚）と耳（聴覚）の両方の障がいが記載されている人のことを盲聾者と定義されています。

盲聾者として世界的に有名な人としては、ヘレン・ケラーが挙げられますが、日本でも世界で初めて全盲聾にして東京大学の教授となった福島智さんがいらして、その御本人がモデルとなった「桜色の風が咲く」の映画が昨年11月に公開されました。御覧になられた方もいらっしゃるでしょう。私もユーチューブで視聴いたしましたので、少しだけあらすじを紹介しします。

この映画は、福島智さんの幼少期から大学受験までが描かれ、難病で視力と聴力を高校生までに完全に失ってしまいます。暗闇と無音の世界で、孤独にさいなまれる智さんに希望を与えたのは、母親の令子さんが彼との日常から考案した指点字——点字タイプライターのキーを打

つ要領で相手の指をタップする方法——であり、これでコミュニケーションを図ることができ、ここから智さんの人生が大きく開花していく内容です。

この指点字は、現在は盲聾者のコミュニケーションの手段の一つとなっております。盲聾者の方は、他者との語らい、1人での移動、情報の入手の3つに特に困難を感じておられます。

そこで質問です。県内における盲聾者等への支援の状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 県では、盲聾者を支援する通訳・介助員の養成研修や派遣を実施しており、昨年度、養成研修につきましては8名の方が修了し、派遣につきましては、34件実施しております。

また、視覚障がいのある方への支援として、点訳・朗読奉仕員などの養成のほか、県立視覚障害者センターにおいて、点字図書の貸出し等を行っております。

聴覚障がいのある方への支援としては、手話通訳者などの養成や派遣のほか、県立聴覚障害者センターにおいて、字幕つき映像作品の貸出し等を行っております。

県としましては、関係団体等と連携しながら、引き続き、盲聾者等の支援に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

通訳・介助員は、盲聾者と社会をつなぐかけ橋であり、大切な存在であることを伺いました。盲聾者をはじめとする障がい者は、日常生活、社会生活を営む上で困難を抱えていますので、全ての障がい者支援をよろしく願いいたします。

次に、関連しまして、障がい者が円滑に情報

を取得・利用し、意思疎通していけるよう、国や自治体を挙げて取組を進めるための「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が今年の5月に施行されました。

視覚に障がいのある方が、印刷物を読めない、読みにくいことを解決するために、バリア（障がい）を取り除く手だてとして、日常生活の中で「読める」をもっと当たり前にすることができるのが、日本視覚障がい情報普及支援協会、通称JAVISが開発した音声コード「Uni-Voice（ユニボイス）」リーダーアプリです。今回は、その音声コードの活用を提案いたします。

操作は簡単で、誰でも無料でダウンロードできるUni-Voiceアプリを取り込み、印刷物の右下に半円形で5ミリほどの切り欠き加工がついておりますQRコードに似た「ユニボイスコード」を読み取ると、印刷物の内容・情報を音声で伝えてくれます。音声コードは800文字ものテキストが格納されております。

現在、ねんきん定期便、マイナンバー通知カード、水道料金検針票といった通知物など、様々な場面で活用されています。

Uni-Voiceは20言語の多言語対応が可能で、観光や防災の分野でも活用されており、視覚障がいのある方だけでなく、高齢者や日本語を理解できない外国籍市民の情報アクセシビリティの向上にもつながるものです。

このような音声コードの活用は、県をはじめ、各市町村でも活用を進めることは有効だと思います。

そこで、音声コードの活用について県はどのように考えるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 音声コードに

つきましては、視覚障がいのある方に対し、刊行物により県政情報を発信するに当たって、非常に有効な手段であると考えております。

本県におきましては、障がい福祉分野におけるパンフレット等において、音声コードを活用しているところであり、今後とも、視覚障がいのある方が県政に関する情報を円滑に取得できるよう、障がい福祉をはじめとする県政の様々な分野で作成する刊行物において、音声コードのさらなる活用促進を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 県の福祉分野では既に活用されているということで、私も先日、県立視覚障害者センターに行っていました。印刷物には、このUni-Voiceもやっぱりしっかりとついておりました。

それでは、続いて、改正障害者差別解消法が来年4月に施行されますが、これは行政機関と同様に民間事業者に対しても、障がい者が生活上で感じるバリア（障がい）を取り除く対応を義務化する法律です。

そこで、もう一つ提案したいのが、この音声コードを使った「耳で聴くハザードマップ」の活用です。この「耳で聴くハザードマップ」は、視覚障がい者がいる場所にどのような災害リスクがあるのか、災害情報が発令されたとき、どこに、どの方向に避難したらよいかを音声より知ることができるシステムであります。導入するには月額の利用料金がかかりますが、例えば県が導入した場合、県内全ての市町村が無料で利用することができるということです。

市町村ではありますが、ハザードマップ配布の義務化が水防法第15条で定められ、全県下の視覚障がい者への配布・周知のためには有効だと考えますが、ハザードマップ情報の提供に当

たり、音声コードの活用を促進する考えはないかをお尋ねいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 災害時において、障がいのある方が防災に関する情報を円滑に取得するためには、障がいの特性に応じて、自ら情報取得の手段を選択できることが重要であり、音声コードにつきましては、視覚障がいのある方にとりまして、有効な手段であると考えております。

県といたしましては、障がいのある方の災害時の安全・安心を確保するため、必要な方に必要な情報が行き届くよう、庁内関係部局とともに、ハザードマップを作成する市町村と連携を図りながら、効果的な情報発信について研究してまいります。

○重松幸次郎議員 命に関わる情報について、誰一人取り残されないデジタル化を進めていただくために、「耳で聴くハザードマップ」の推進を御検討ください。

次は、子宮頸がんの予防についてです。

この件につきましては、これまでも我が会派で幾度も質問し、また、本会議でも数名取り上げておりますので、重複を避けてお尋ねいたします。

子宮頸がん予防のあるホームページから引用いたしますが、「数あるがんの中で唯一予防できるがんと言われているのが子宮頸がん。しかし、残念ながら、毎年多くの女性が子宮頸がんによって亡くなっています。健やかな未来のために大切なのは、予防に対する正しい知識と行動です。子宮頸がんの予防法は2つあります。1つは定期的な子宮頸がん検診の受診、もう1つは子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けることです。この2つは車の両輪。検診またはワクチンの二者択一はできません。検診とワクチン

の2つを組み合わせるこそ予防が可能になります」とありました。

ワクチン接種につきましては、昨日、黒岩議員からも、定期接種と接種勧奨を差し控えたことにより接種機会を逃した平成9年度生まれから平成18年度生まれの女性に対し、公費による接種機会が得られるキャッチアップ接種の完了までの周知について質問がありました。実施主体は市町村であります。令和6年9月までに3回接種の開始を周知することを、私からも重ねて要望いたします。

ワクチン接種と併せて検診も重要です。しかしながら、本県の受診率は全国よりも低い状況と聞きました。罹患率がワースト上位の本県にとって、検診率の向上も大切です。

そこで、本県の子宮頸がん検診の受診率向上に向けた取組を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 子宮頸がんは、子宮がんの中で死亡数が最も多く、検診により、早期発見、早期治療につながるがんですが、令和4年における本県の受診率は42.7%と、全国よりも0.9ポイント低い状況です。

県では、検査への不安を解消するため、検査方法を分かりやすく紹介する動画やパンフレットを作成するなど、様々な工夫をしながら関係機関と連携し、情報発信に取り組んでおります。

さらに、HPVワクチンの接種勧奨に合わせた普及啓発にも取り組んでおり、今後とも、関係機関や実施主体である市町村と連携し、子宮頸がん検診の受診率向上に向けた取組を推進してまいります。

○重松幸次郎議員 受診率向上に向けた取組を

よろしくお願いたします。

さて、もう一つ提案ですが、男性へのHPVワクチン接種の公費助成の検討もお願いするものです。ヒトパピローマウイルス（HPV）は男性も感染します。主に性交渉で感染するHPVが原因ですが、女性だけでなく男性にもワクチン接種をすることで、HPV関連の病気から本人を守るとともに、互いにパートナーの感染を防ぐ効果が期待されます。

海外の状況でいいますと、既に約40か国で男性接種が公費助成されています。早くから男女とも公費助成されたオーストラリアでは、2028年には子宮頸がんの撲滅が達成できるとされています。同じく男女とも公費助成し、高い接種率を維持するイギリスでは、未接種の人たちの感染率も下がっていることがデータで確認されています。

国内において、男性接種について、厚労省は2020年12月、9歳以上を対象として承認しましたが、あくまでも任意接種。必要な3回分の接種費用は総額5万円から6万円に上り、全額自己負担となります。

そこで、男性接種の助成制度を創設する自治体は広がっております。既に実施しているのは、東京都中野区など9自治体ですが、都道府県での助成は始まっておりません。

そこで、男性へのHPVワクチン接種も、がん予防に効果があると言われておりますが、男性への接種について、県の考えを福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（川北正文君） HPVワクチンのうち、4価ワクチンについては、HPV感染による肛門がん等に対する予防効果が認められ、令和2年12月より、男性への接種も薬事承認されたところです。男性へのHPVワクチン

接種は、男性自身のがんを予防するだけでなく、集団免疫の効果により、女性のHPV感染予防にもつながることが期待されております。

現在、国の審議会において、男性のHPVワクチン定期接種化の安全性や有効性、費用対効果等を検討しているところであり、県としましても、その検討状況を注視してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 子宮頸がん罹患率の高い本県が男性への接種勧奨をどこよりも早く検討されますことをお願いたします。

次は、グリーフケア——悲しみを癒やすケアについてであります。あまり聞き慣れないグリーフケアですが、流産や死産、人工妊娠中絶といった周産期の死を含め、病気や事故で子供を亡くした家族らへの行政の対応について、悲しみ（グリーフ）を癒やす（ケアする）グリーフケアの視点が重視されることになっております。

厚生労働省は、グリーフケアに関する手引を初めて作成し、活用を促す通知を今年の4月に都道府県に出しております。

初めに、本県における死産率及び人工妊娠中絶率の現状について、福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 死産とは、国において、妊娠満12週以後に死亡した胎児を出産することと定義されており、国の人口動態統計によりますと、令和4年の本県の死産率は、出産1,000件当たり23.9で、全国の19.3よりも高く、また、国の衛生行政報告例によりますと、令和4年度の本県の人工妊娠中絶率は、女子人口1,000人当たり6.7で、全国の5.1よりも高くなっております。

○重松幸次郎議員 いずれも高い数値であるこ

とを理解いたしました。全国でも年間約15万人が流産・死産を経験していることに触れ、「グリーフケアは決してマイノリティーな問題ではない」と、党女性局の勉強会で講師からの指摘がっております。

厚労省の調査では、流産や死産によるつらさを感じていた人は、6か月後でも5割を超え、約3割は1年以上続いています。最もつらかった時期にうつ状態になるなど、日常生活に支障があった人は7割近いもので、また、流産や死産は、近親者以外に知る人が少ないため、社会に認められにくい負担とも言われております。

そこで質問ですが、本県における流産や死産を経験した方へのグリーフケアの取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 流産や死産等により子供の死を経験された方に対しては、精神的負担を軽減するための配慮等が大切であり、医療機関や行政等の関係者による連携や御本人へのきめ細かな支援が重要であります。

県では、中央保健所に設置している女性専門相談センター「スマイル」等において相談支援を行うほか、グリーフケアに関する理解が深まるよう、子育て世代包括支援センターや産後ケア事業を実施する市町村担当者等を対象とした研修会を行っております。

引き続き、市町村や医療機関などの関係機関と連携し、流産や死産等を経験された方に対する適切なグリーフケアが実施できるよう支援に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 大切な人を失ったとき、悲嘆（グリーフ）にある方に寄り添い、悲しみを生きる力に変える援助（ケア）のため、グリーフケアの活動を多くの方に知っていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたしま

す。

次は、この夏、私も体験いたしました熱中症についてでございます。

恥ずかしながら、本年8月に行われました九州各県議員野球大会の1回戦終了後の午後に、突然、私は両足がつり始め、やがて背中中の筋肉まで硬直し、呼吸するのもしんどくなり、自分では体のコントロールが利かなくなりました。まだ幸いに意識はしっかりあったものの、事務局スタッフの献身的な対応で、少し持ち直したところで病院へ搬送していただきました。涼しい診療室で点滴治療を受け、おかげさまで、2時間後には自力で歩くまで回復いたしました。事務局の皆様、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

さて、政府は本年5月、熱中症対策について、関係府省庁が今後5年間で取り組む実行計画を閣議決定し、2030年までに熱中症による死者数を現状から半減させることが柱とされております。

熱中症による緊急搬送者は、全国で昨年5月1日から5月21日の間で1,042人だったのが、今年と同期間で倍以上の2,566人に上っていました。深刻な問題であり、国を挙げた取組が不可欠との認識です。

まず、本県の現状から伺います。本県の熱中症による救急搬送の現状について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 消防庁の発表によりますと、本県の今年5月から9月までの熱中症による救急搬送人員は931名と、前年同期比で138名増加しております。年齢区分別の割合では、18歳未満が11.9%、18歳以上65歳未満が29.3%、65歳以上が58.8%と、高齢者が半数以上を占めている状況です。また、救急搬送さ

れた方の初診時における傷病の程度では、死亡はなかったものの、入院が必要とされる重症及び中等症は全体の27.2%となっております。

○重松幸次郎議員 少なくとも、初診時には死亡者が出なかったことは幸いです。

では、熱中症にかかりやすい人の特徴と予防のポイントについて、再度、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 熱中症は誰でもかかる可能性があります、特に注意が必要なのは子供と高齢者です。

子供は、体温の調整機能や汗をかく機能が未熟で体に熱がこもりやすく、身長が低いため、地面からの照り返しの影響が強い等の特徴があります。

また、高齢者は、暑さに対する感覚が弱く、汗をかきにくいことから体温が上がりやすく、体内の水分量が少ない上、喉の渇きを感じにくいことから、熱中症にかかりやすい特徴があります。

熱中症予防としては、気温や湿度を測り、室内を涼しくする、喉が渇く前に少しずつ水分を取る、外出時は小まめに日陰や室内で休憩するなどの対策が重要でありますので、引き続き、注意喚起に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 小まめな休憩と水分補給が重要であることの広報をお願いいたします。

余談ですが、私たち、50年前の中学・高校時代は、部活動の練習中、休憩中でも、先輩からあまり水は飲むなとか言われておまして、怒られたものでした。その影響でなのか、少々の喉の渇きぐらいは我慢しているのか、そういう昨今でございます。

今はトレーニングの途中でも水分補給をする練習をされているようです。また、高校野球で

も、夏の甲子園では、5回終了時にはクーリングタイムを導入しております。とてもよいことで、時代の趨勢を感じます。

ともあれ、気候変動の影響で、年間平均気温が上昇し続けており、熱中症のリスクの増加が予測されています。5月以降は体が暑さに慣れていないため、体温を調整する機能がうまく働かず、特に警戒が必要な時期に、家庭や職場など、皆で周囲の目配りが不可欠だというふうに言われております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、フードバンクの取組についてお尋ねいたします。

フードバンクとは、安全に食べられるのに、包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、生活困窮者等に無償で提供する活動です。

こうした中、需要が高まっているのが、未利用食品を福祉施設や生活困窮者などに提供するフードバンクであります。食品ロス削減推進法にもフードバンクへの支援が明記されています。

そのフードバンクへの支援の材料にある食品ロスの概要についてであります。販売や消費が行われずに、食べられる状態のまま廃棄される食品のことを食品ロスといいます。よく似た言葉に食品廃棄物があります。これは食べられない部分を廃棄することも含まれていますので、食品ロスより広い意味となります。分かりやすく説明しますと、バナナの中身を捨てることは食品ロスで、捨てたバナナの皮は、食品廃棄物です。

日本国内で発生する食品ロスは、2021年度推計値で年間約523万トンであります。この量は、

世界的な食料支援の約1.2倍に相当する驚くべき数値です。1人当たりに換算すれば、毎日お茶わん1杯分、約114グラムの食べ物が捨てられているのです。これは「もったいない」という日本人の美徳に反するばかりか、社会的に、環境的にも大きな問題となっております。

食品ロスは、製造段階から、流通、販売、そして最終的には消費という一連のフードチェーンに沿って発生します。これには、農場での不採算部分の選別、運送中の損傷、小売店やスーパーマーケットでの期限切れや売れ残り、そして家庭での調理過多、また、消費し切れないことが主な要因と挙げられております。紛争や飢餓で苦しむ世界中の人々の食料不足を思えば、もったいない気持ちになるのは当然です。

そこで質問ですが、食品ロスをフードバンクに結びつける必要があると考えますが、県の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 食品ロスを削減するためには、私たち一人一人が買い過ぎない、作り過ぎない、食べ残さないといった取組を実践するとともに、製造流通過程で販売できなかったり、家庭で消費できずに余った未利用食品の活用を図ることが重要であります。

このため県では、未利用食品を集めて、食品を必要としているフードバンク等に寄附する活動であるフードドライブの普及啓発に取り組んでおり、活動団体向けのマニュアルを策定したほか、各種イベントにおいてフードドライブに取り組んだところであります。

近年、フードドライブは、県内の民間企業等でも広がりを見せており、引き続き、普及啓発に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 未利用食品の活用、少して

も無駄にせず活用できますように、食品関連及び物流業者さんとも連携して、フードドライブの推進をよろしくお願ひいたします。

さて、県内各地のフードバンク活動を行っている事業者は、子ども食堂や学習支援といった子供の居場所づくりをはじめ、生活困窮者への食料・物資支援など、広範囲な事業を展開しております。その数、県調査によりますと、平成29年8月時点で7市3町の11か所で、令和5年4月現在では9市9町の35か所へと広がっております。

しかしながら、地域のニーズは広がっているものの、実施している団体の財政基盤は脆弱で、人手や費用が不足しており、さらに、運び込まれた食材などをストックする保管場所不足など、フードバンク事業者への支援に緊急的に取り組むよう求める声をいただいております。

フードバンクの活動を拡大していく必要があると考えますが、県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） フードバンクは、食品ロスの有効活用や生活困窮世帯への食材提供など、大変重要な役割を担っております。フードバンク等の子供の貧困対策に取り組まれている団体からは、人材や活動経費の確保、企業等の理解・協力が課題であると伺っており、県におきましては、これまで子供の貧困対策に取り組む人材の育成や支援者間のネットワークづくりを進めるとともに、今年度から活動経費の補助に取り組んでおります。

また、各団体の取組の周知を図り、企業等の協力につなげるため、リーフレットの作成や配布等の広報を行うこととしており、引き続き関係機関と連携し、活動の拡大に向けて取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 ますますニーズが高まることで予測されますので、持続可能な運営を維持するために、実情に合わせた活動支援を続けられますよう、よろしく願いいたします。

さて、前半にお伺いしました令和6年度当初予算の重点施策及び国の総合経済対策の中で、宮崎再生や物価高対策などをただしてまいりましたが、残りは本県の課題や成長に資する項目をお尋ねいたします。

まずは、商工業における人材の育成・確保についてです。

雇用労働政策課から頂いた資料では、高校生の県内就職率は上昇傾向にあるものの、依然として全国を下回っている状況であります。県内の若者の県内就職率の向上を図ることは、全業種における人手不足を解消するためには喫緊の課題であります。

そこで、商工業における人材の育成・確保対策のうち、高校生等を対象とした取組について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 生産年齢人口が減少し、労働力の確保が喫緊の課題となる中、依然として若者の県外流出は続いておりますことから、まずは就職を希望する高校生の県内定着が重要であると考えております。

就職した高校生へのアンケートでは、県外就職を選んだ理由として、一人暮らしや都会への憧れなどが挙げられているほか、地元企業の魅力が十分に伝わっていない現状もあると感じております。

このため、県におきましては、宮崎労働局と連携して、高校3年生を対象とした合同企業説明会を開催するとともに、高校1・2年生を対象としたオンライン説明会や、中学生、教職員、保護者を対象としたセミナーも開催してお

ります。

高校生に県内企業の魅力や宮崎の暮らしやすさを伝えるためには、本人はもとより、進路選択に影響を与える周囲の方々も含めて、より早い段階からしっかり情報を届けることが重要であり、今後とも、様々な工夫を凝らしながら、高校生の県内就職の促進に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 県内企業の魅力や働きやすい職場環境であること、何よりも自然豊かで子育てしやすい宮崎のポテンシャルを届けていただきたいと思います。

毎年、夏に行っております我が党主催の政策要望懇談会には、観光業界や交通・物流業界の皆さんから、人手不足解消への方策を引き続き要望されております。

まず、交通・物流分野における人材の確保の取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 本県の交通・物流分野の人材につきましても、人口減少や長期にわたる新型コロナの影響による需要低迷などにより、全体的に不足している状況にあります。

このため県では、バスやタクシーの運転手確保に向けて、2種免許の取得支援に取り組むとともに、宮崎空港の国際線再開に当たり、地上職員を採用する航空会社等への支援を行っております。

また、物流の2024年問題により、今後さらなるトラックドライバー不足が懸念されることから、トラック協会を通じた大型免許等の取得支援にも取り組んでいるところであります。

本県にとりまして、交通及び物流は、県民の日常生活や経済活動を支える重要な基盤であり

ますので、引き続き、関係機関と連携を図り、人材確保に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 ドライバーの高齢化、2024年問題を抱えて、厳しい労働環境に直面しております。引き続きの支援をよろしくお願いいたします。

続いて、本県の基幹産業であります観光業の人員確保も重要であります。特に宿泊業は、これからスポーツキャンプやインバウンド誘客等においても重要であります。

そこで、宿泊業の人手不足に対する取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 宿泊業の人手不足は重要な課題であると認識しており、県では、本年6月補正予算において、限られた人員でも宿泊客の受入れができる体制づくりに向けて、「宿泊業の生産性・サービス向上支援事業」を措置し、経営力強化につながる取組に対する支援を行っているところであります。

本事業には予算額の2倍を超える応募があったことから、これらのニーズに速やかに対応し、業務の省力化につながるデジタル機器等の導入を推し進めるため、本定例会で追加の予算措置をお願いしたところであります。

本事業を通じ、宿泊業の人手不足への対応を支援することで、国内外からの観光客の受入れ体制をしっかりと強化してまいります。

○重松幸次郎議員 宮崎再生対策特別委員会でも、雇用・労働の現状や、人材確保・育成について多岐にわたる取組を伺っております。引き続き、職場環境の整備などよろしくお願いいたします。

次は、コンテナ苗の生産拡大について伺います。

今議会では、3つの日本一を目指す「グリーン成長プロジェクト」において、河野知事自らが再造林率90%以上の達成のため、椎葉村にて植栽を視察・体験されたことを述べられました。また、多くの議員さんからも再造林に向けての質問がございました。

宮崎県林業技術センターが平成20年度からコンテナ苗を育てる「Mスターコンテナ苗」の開発に着手し、平成25年6月に「コンテナ苗を用いたスギ育苗マニュアル」を発行し、今日に至っておりますが、通年植栽が可能で、活着率が高いなど、効率のよいコンテナ苗の生産を増やすことは、再造林率を高めるためには重要だと思います。

まず、県内のコンテナ苗の生産状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 本県の令和4年度における杉苗木の生産量は、633万4,000本となっております。このうち、コンテナ苗は274万2,000本と、杉苗木全体の43%を占めており、また、5年間で約4倍に増加しております。

○重松幸次郎議員 5年間で4倍に増加し、コンテナ苗生産事業者も増加しているということです。それでも、本県のコンテナ苗が足りずに、他県からも調達していることもお伺いしました。

そこで、コンテナ苗の生産拡大に向けた本県の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） コンテナ苗は、畑で育苗する従来の露地苗に比べ、除草の手間などの作業が軽減できる一方、施設整備等に係る費用や作業員の確保、高い生産技術が必要となります。

このため県では、自家採穂園の造成や生産施

設の整備、福祉施設との連携による苗木生産の取組などを支援するとともに、穂木の採取や育苗管理などの技術研修会を開催しております。

このような取組により、コンテナ苗の生産量は年々増加しておりますが、さらなる生産拡大に向けては、苗木生産の歩留まりを高める必要があることから、「グリーン成長プロジェクト」においては、これまでの取組に加え、生産技術の向上に向けた研修の充実について検討してまいります。

○重松幸次郎議員 技術研修と併せて、採穂園の造成、苗木生産施設整備などへの支援をよろしくお願いいたします。

最後の質問となりました。

夜間中学がいよいよ来年度、宮崎市内に開校いたします。公立夜間中学は、年齢や国籍を問わず、義務教育を十分に受けられなかった人へ教育機会を保障する観点からも重要と考えます。

宮崎市の夜間中学の開校に向けて、現在の募集状況と、県としてどのように支援に取り組むのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 宮崎市が令和6年4月に開校を予定している県内初の夜間中学「宮崎市立ひなた中学校」は、県内に在住する学齢期を過ぎた方で、中学校を卒業していない、または不登校などで十分に学べなかった方を対象に、本年9月29日まで募集が行われたところであります。

宮崎市によりますと、今年12月には入学者の決定を予定しており、現在、その準備を進めていると伺っております。

県教育委員会といたしましては、令和4年度より、宮崎市の夜間中学設置準備室へ指導主事を派遣しておりまして、開校に向けて、本年度

さらに1名増員したところであります。

今後も、開校後の円滑な運営に向けて、教育課程の編成や教職員の配置等について適切な支援を行ってまいります。

○重松幸次郎議員 県からの支援をよろしくお願いいたします。全国の地方議員、我が党も含めまして、各地で粘り強く設置を訴えてきたことが後押しとなりまして、2025年度までには、28都道府県58校に夜間中学が開校されると聞きました。九州では、福岡県で1校開校しておりますが、新たに、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県と本県の5県で6校開校される予定であります。県内初の宮崎市立ひなた中学校の実績と成果が県内各地に波及することを願いながら、よろしくお願いいたします。

先ほどの盲聾者である大学教授の福島智さんの著書の後書きを紹介して終わりたいと思います。

「光」と「音」を失って盲ろう者となった私は、自分が真空の宇宙空間に投げ出された“裸の存在”になったように感じた。凍り付くような魂の“寒さ”と自分の存在が“消えてなくなってしまうような”空虚な孤独感を私は体験した。

しかし、これはもしかすると、盲ろう者だけの問題ではないのかもしれない。人間は本来、孤独な生き物なのではないか。

皆、一生の間、“皮膚一枚”の中に閉じ込められ、凍える魂を抱えながら、宇宙空間にばらまかれ、人生という“旅”を続けざるをえない存在。どうにかして、互いに離れ離れにならないように、いつも必死で誰かの手を探し求めながら、暗黒の宇宙を旅する存在…。

こうした私達人間一人ひとりをつなぎとめ

るうえで、最も大切なのは何だろうか……。

私は盲ろう者となった自らの体験を基に、私達を最後の部分でつなぎとめる〈命綱〉が、心に響くコミュニケーションなのではないかと思うのである。

と、このように語っておりました。

共生社会実現のために精進してまいることを決意して、全ての質問を終了させていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○日高博之副議長 次は、佐藤雅洋議員。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。自民党の佐藤雅洋です。

本日、地元西臼杵郡は五ヶ瀬町、高千穂町、日之影町をはじめ、延岡、日向、宮崎からも傍聴においでいただいております。ありがとうございます。

土に立つ者は倒れず、土に生きる者は飢えず、土を護る者は滅びず。私たちは先人が耕した大地の上で生きています。先人への感謝を忘れず、全25問、中山間地の課題について質問を進めてまいります。

天高く馬肥ゆる秋を過ぎ、初冬の例年より穏やかな朝、抜けるような青空の下、緑深き神殿の張り詰めた空気を、一つの笛の音が突き通しました。

先月、高千穂神社の新嘗祭に出席した私は、アマテラスオオミカミをも導き出したと言われる、この高らかな響きに強く引きつけられました。これこそが天孫降臨の地、日本人の心の原点。軽快かつ爽快な小気味よい太鼓の胴をたたくガタの音、ずしりとくる太鼓の響き、笛の音は、聞く者、見る者、そしてその場にいる者の心を高ぶらせ、かつ荘厳さを感じさせるものでした。

日本は世界の文化人類学の宝庫であり、神楽

は世界の平和と文化に貢献する普遍性を持つとも言われます。

神社本庁の長老の称号をお持ちの、高千穂神社、後藤宮司いわく、「神楽を見れば、男性は10年長生きをする」「では、女性は？」との問いに「女性は十分長生きをしているので、女性は10年若返りをする」との答えをいただきました。居合わせた者は顔を見合わせ、皆、笑顔となりました。

神楽は、五穀豊穡の感謝と願い、家内安全、家庭円満、子孫繁栄、国家の安寧を願うものがあります。神武天皇以来、現在、皇紀2683年、伝統の継承と振興の大切さ、文化伝統芸能を守る重要さを感じ、早期のユネスコ登録を祈願いたします。

ところで、皆様は、神楽宿に行き、神楽を見られたことはありますか。知事をはじめ、職員、議員の皆さんにも、ぜひ西臼杵へお越しいただき、夜を徹しての神楽を堪能していただきたいところでもあります。

また、同じ西臼杵には、昨年、ユネスコ無形文化遺産に登録が決まりました五ヶ瀬町の「荒踊り」もあり、これらのすばらしい民俗伝統芸能が今でも地元の人々によって守り継がれています。

しかし一方では、新型コロナの影響で、それらの催事、神楽などが中止になって以降、再開ができない、あるいは規模縮小せざるを得ない地域もあります。何百年を超えても続いてきた伝統芸能が、ここ2～3年のことで途絶えることがあっていいのでしょうか。時代の背景にこそ違いはあるものの、先人たちは、今よりもっと苦しい、厳しい時代の中で、それらを継承し続けたからこそ今があります。今を生きる私たちがここで途絶えさせるようなことがあつ

では、後世に言い訳ができません。

神楽の元気は地域の元気。高齢化、人口減少で神楽の継続に大変苦勞している関係者の皆様を支援すること、支えること、応援すること、それは自然の恩恵を受けてきた我々にとって大事なことであり、必要なことではないのでしょうか。そして、その課題をその地域の問題として、町や村、集落だけに託すのではなく、このすばらしい風土を持った宮崎県のためにも、日本のためにも、もっと深く関わりを持ち、先を見据えた支援をしていくべきと考えます。

神楽のコロナ禍における中止や規模縮小等の状況を、県としてどう捉え、今後どのようにしていくのか、知事にお伺いいたします。

次に、本県の国宝について伺います。

西臼杵の隣町、熊本県山都町では、最近、「祝 国宝指定 通潤橋」の横断幕が下がっております。3か月前の9月に正式に指定されたようです。気になり、宮崎県の国宝のことを調べました。国宝がないのです。日本で国宝がない県は、徳島県と宮崎県の2県であるとのことでした。

そこで、そういったことに大変造詣の深い中野県議に教えていただきました。東京の五島美術館が所蔵する日向国西都原古墳出土、金銅馬具類は、宮崎県西都市で出土したものであると教えていただきました。

国宝とは、「国の宝。近代以降の日本において、文化史的・学術的価値が極めて高いものとして、法令に基づき指定された有形文化財を指し、具体的には、重要文化財の中から特に価値の高いものとして指定した建造物、美術工芸品などをいう」とあります。

私の地元西臼杵では、重要かつ価値が高いと思われるものとして、安永7年、1778年に完成

しました高千穂神社の本殿、九州地方を代表する大規模な本殿建築であります。高千穂地方の伝説や祭礼に関連した彫り物など、地方色も顕著に有しており、高い価値があるとも評価されています。

あわせて、1971年に国の重要文化財に指定された高千穂神社（鎌倉時代）の鉄造狛犬。また、旧高千穂鉄道では、当時の鉄道省が最先端の技術を駆使して完成させた、幾つかの主要橋梁などの鉄道遺産もあります。西臼杵に限らず、県内には国宝に値する価値のあるものが幾つもあるのではないのでしょうか。

そこで、本県ゆかりの国宝や重要文化財について、どのようなものがあり、その重要性をどう捉え、また、県民にどのように周知していくのか、知事に伺います。

昨年9月に、全国各地で猛威を振るった台風第14号は、美しい山々に囲まれた西臼杵に甚大な被害をもたらしました。その中には、今季も再開を断念せざるを得ない五ヶ瀬ハイランドスキー場があります。そのスキー場では、唯一のアクセス道が大規模な崩壊をし、現在も復旧しておりません。

日本最南端のスキー場は、県としてもPR効果抜群の観光地であるとともに、地元五ヶ瀬町にも大きな財産です。ゆえに、五ヶ瀬の人たちにとっては死活問題であります。スキー場の観光客は大いに町を潤すものです。今は冬場の職を探さなくてはならない町民も多くいます。地元に与える経済的影響は大きなものがあります。

2期連続休業している五ヶ瀬ハイランドスキー場の営業再開前及び再開後の支援について、県の考えを日隈副知事に伺います。

その五ヶ瀬ハイランドスキー場に通じる町道

及び林道の災害復旧状況について、環境森林部長と県土整備部長にそれぞれお伺いいたします。

次に、県道竹田五ヶ瀬線の夕塩工区、波帰之瀬工区、土生工区の整備状況について、3年前の令和2年度の質問で、当時の明利県土整備部長より「必要な予算確保に努め、早期整備に向け、しっかりと取り組んでまいります」との回答をいただきました。そのとおり、工事はかなり進んでいるようで、ありがとうございます。

3年たった現在の県道竹田五ヶ瀬線の夕塩工区、波帰之瀬工区、土生工区の整備状況について、県土整備部長にお伺いします。

先月、五ヶ瀬町で、河野知事、濱砂議長、商工建設常任委員会委員の県議、県北の県議の皆さんの出席をいただき、九州中央道蘇陽五ヶ瀬道路五ヶ瀬町側の着工式が行われました。全ての関係者の御尽力のおかげで、五ヶ瀬町内の2つの工区は着工しました。高千穂町内でも事業が進み、童里トンネルは9月に安全祈願祭を実施しています。

日之影町は、雲海橋－平底間が開通し、高速道路の速さを享受しています。しかし、懸案の平底－蔵田間がまだ白紙の状態です。九州の東西軸として、南海トラフ地震発生時などに防災道の駅の必要な、命の道となる九州中央自動車道の早期整備が重要であります。

現在は国土交通省道路局の総務課長であり、沖縄出身の前任の永山副知事は、「心を宮崎に残して行きます。私の思いはいつまでも宮崎にあります」との言葉を残されています。

九州の東西軸として、九州中央自動車道の早期整備に向けて、神戸の六甲おろしに吹かれて育ち、宮崎県副知事として重責を担う立場になられた佐藤弘之副知事の熱い思いをお聞かせく

ださい。

ここまでを壇上の質問といたします。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。まず、神楽の状況と県の支援についてであります。

コロナ禍の影響が残る昨年度は、県内203の神楽のうち、半数以上が規模縮小や中止となったと聞いております。今年は4年ぶりに神楽が再開し、各地のにぎわいが伝わってきております。先日訪れました椎葉村の榎尾神楽でも、地域の皆様の、また神楽をできるという喜びが伝わってまいりました。

一方で、しばらくの間ブランクが生じたことによりまして、舞でありますとか様々な手順を思い出すのに時間がかかるという声や、人手が足りないことから、本来の夜神楽が昼神楽へ変更になったという事例もあり、神楽の振興・継承に向けた課題として重く受け止めております。

そのような中、地区外のボランティアが準備に参加したり、女性の舞手が登場したり、さらには、途絶えていた鶴戸神楽が60年ぶりに復活したりするなど、保存団体や地域の新しい取組が行われ、光の差す思いもしているところであります。

現在、本県が中心となり、全国に呼びかけ、神楽のユネスコ登録に取り組んでおります。私たちの宝である神楽というものを世界の宝にしていこうということを目指しているものでありまして、これは県内全ての神楽を次世代へ確実につないでいくことを目指すものであり、ひいては、神楽を核とした地域の活性化を目指すものであります。

県としましては、この実現のために、まずは

足元の保存団体や自治体にしっかりと寄り添い、将来にわたって支援をしてまいります。

次に、本県ゆかりの国宝等についてであります。

本県ゆかりの国宝には、御指摘のありました東京の五島美術館が所蔵する西都市百塚原古墳群から出土をした金銅馬具類があります。この馬具は、細かな龍の透かし彫りを持つなど、古墳時代の馬具として、我が国屈指のものとされておりまして。

また、重要文化財としましては、東京国立博物館が所蔵します西都原古墳群出土の子持家形埴輪のほか、県内におきましては、これも御指摘がありました高千穂神社所蔵の鉄造狛犬や、日之影町と延岡市の河川に架かる旧綱ノ瀬橋梁及び第三五ヶ瀬川橋梁などがあります。

これらの国宝等は、我が国においても大変価値の高い国民的財産であるとともに、神楽や古墳と同様に、長い歴史と豊かな風土で育まれた、次世代に継承するべき、本県が誇る貴重な宝であります。

本県ゆかりの国宝等の周知については、国文祭・芸文祭の一環として開催した国宝の里帰り展覧会や、デジタルミュージアムでの公開等に取り組んでまいりました。

今後にもさらにその価値が県民に伝わるよう、活用の在り方を工夫しながら、様々な機会を捉えて周知してまいります。以上であります。

〔降壇〕

○副知事（日隈俊郎君）〔登壇〕 お答えします。五ヶ瀬ハイランドスキー場の営業再開前及び再開後の支援についてであります。

五ヶ瀬ハイランドスキー場は、本県の貴重な観光資源であり、地域経済にも大きく貢献してきているところでありますが、お話のとおり、

昨年の台風被害の影響により、2期連続休業を余儀なくされ、私自身も大変残念な気持ちであるとともに、早期に再開を図る必要があるものと考えております。

スキー場の来年度の再開に向けましては、地元五ヶ瀬町が向坂山森林公園再生検討委員会を設置し、スキー場の魅力向上や地域のにぎわい創出について議論を行っているところであります。同委員会には県も参画しておりまして、再開後のスキー場がより魅力的なものになるよう、地域活性化や観光振興の観点から必要な助言や情報提供など、幅広く意見交換を行っているところであります。

営業再開後の取組につきましても、今後の検討委員会での議論を踏まえ、五ヶ瀬町としっかり連携し、スキー場をはじめとする観光資源を生かした観光誘客や関係・交流人口の拡大など、五ヶ瀬町の地域振興策について協議・検討してまいります。以上であります。〔降壇〕

○副知事（佐藤弘之君）〔登壇〕 お答えします。九州中央自動車道の早期整備についてであります。

高速道路の整備については、私が国土交通省で携わっていた新たな国土形成計画において、「シームレスな拠点連結型国土の構築」が掲げられ、その中で、高規格道路ネットワークの形成が位置づけられるなど、重要性は十分に認識しております。

副知事に就任して以降、県北地域を訪問しまして、地域の方々から実情を伺う中で、高速道路の早期整備にかける強い思いをひしひしと感じ、広域観光や、それから地場産業の振興はもとより、議員の御指摘のとおり、南海トラフ地震などの災害時における人命救助や救援物資の輸送のためにも、九州を東西に結ぶ九州中央自

自動車道の早期整備が必要であると改めて強く感じたところであります。

先月には、蘇陽五ヶ瀬道路の着工式が行われるなど、整備が本格的に進んでおりますが、その一方で、御指摘のとおり、県内においては平底一蔵田間が未事業化区間として残されており、早期事業化が非常に重要であります。

先ほど申し上げました国土形成計画に掲げた「シームレスな拠点連結型国土」が描く国土構造というのは、質の高い交通ネットワークの強化を通じて、活発な人・物の流動、それによるイノベーションの促進、そして災害時のリダンダンシーが確保された国土というふうになっています。

私、国土形成計画の策定に携わった1人として、この国土構造をぜひとも実現したいと強く思っているところであります。そのためにも、九州中央自動車道については、一日も早い全線開通が求められているところでありまして、県議会の皆様の御協力もいただきながら、全力で取り組んでいきたいと思っております。以上です。

〔降壇〕

○環境森林部長（殿所大明君）〔登壇〕 お答えします。林道の災害復旧状況についてであります。

スキー場の維持管理等に使われている波帰林道は国有林内にあり、宮崎北部森林管理署が災害復旧工事の実施主体となっております。

森林管理署に工事の進捗状況を確認したところ、昨年9月の台風第14号の豪雨により被災した8か所の復旧に向けて、本年7月に工事契約を締結し、11月末現在の進捗率は15%で、令和6年11月に完成する予定と伺っております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（原口耕治君）〔登壇〕 お答

えいたします。町道の災害復旧事業状況についてであります。

五ヶ瀬町が管理する町道本屋敷波帰線は、昨年9月の台風第14号の豪雨により、5か所で被災し、全面通行止めとなっております。

現在、町において復旧工事が進められており、このうち2か所が年内に完成予定であり、来年1月には別の2か所の工事を発注する予定と伺っております。

残る1か所につきましては、大規模な地滑りが発生しており、現在、復旧工法の検討が鋭意進められておりますが、本復旧には相当の期間を要するため、来年11月までにスキー場までの通行が可能となるよう、仮設道路による仮復旧を行うとのことであります。

県としましては、早期復旧に向けて、引き続き国との協議を進めるとともに、五ヶ瀬町への技術的な助言や支援に努めてまいります。

最後に、竹田五ヶ瀬線についてであります。

県道竹田五ヶ瀬線は、防災上の観点はもとより、広域的な観光周遊ルートを形成する上でも重要な路線であります。

議員お尋ねの夕塩工区につきましては、平成30年度から延長約1.6キロメートルの整備に着手し、今年度460メートルが完了したところであります。

次に、波帰之瀬工区につきましては、平成26年度から延長約1キロメートルのバイパス整備に着手し、現在、五ヶ瀬川に架かる412メートルの橋梁工事を進めております。

また、土生工区につきましては、平成29年度から延長約0.8キロメートルの整備に着手し、令和6年度の完成を予定しております。

県としましては、今後とも必要な予算の確保に努め、早期整備に向け、取り組んでまいりま

す。以上であります。〔降壇〕

○佐藤雅洋議員 知事、神楽を核とした地域活性化こそ、集落の存続維持に必要であります。保存団体や集落、自治体に寄り添い、将来にわたり支援するとの力強い答弁、心強く思います。お礼に、知事には神楽宿で振る舞いをさせていただきますので、ぜひ西白杵の神楽宿にお越しください。

日隈副知事、スキー場再開前の支援もしっかり行うよう要望いたします。

佐藤副知事、防災道の駅も必要な中央道の平底一蔵田間の事業化を早期にお願いいたします。

県内の道路については、関係機関の御尽力により、かなり整備が進んできております。しかし、道路が延びれば延びるほど、工期短縮の関係からか、やけに波を打った舗装が目にかかります。利用者の多い交差点の横断歩道近くの停止線に目をやると、わだちができている箇所も少なくありません。

何度も繰り返し舗装することで、総合的な費用が大きく必要となる現在のような道路には、技術開発が進んでいるコンクリート舗装の活用を検討すべきではないでしょうか。コンクリート舗装は施工技術も発達し、継ぎ目の目打ち板も必要なく、タイヤに優しい、音も出ない、使う者にも優しいつくりです。道路の路面は、普通に走りやすいものであるべきであります。

そこで、舗装補修におけるコンクリート舗装の活用について、県の考えを県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） コンクリート舗装につきましては、アスファルト舗装に比べ耐久性が高く、長寿命であるとともに、騒音や振動が抑えられる工法などの技術開発も進んで

きております。

一方で、アスファルト舗装に比べ工事費が高く、コンクリートが固まるまで車を通せないことなど、活用に当たっての課題があります。

県としましては、新たな技術開発の動向を注視しながら、バイパス区間や4車線の道路など、現地の条件、経済性、施工性を考慮の上、コンクリート舗装の活用について、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 舗装と併せて、夜間や雨の日など、道しるべとなる白線が消えて見にくくなっている道路も多く、走りにくいとの声をよく耳にします。物流24年問題で苦しむ物流業者やトラックドライバーなどがすいすい走れるような心遣いと、使う者の目線に立つことが必要です。道路は使う者のためにあると考えます。交通事故を未然に防ぐためにも、しっかりとした整備を要望いたします。

西白杵郡では、高千穂、日之影、五ヶ瀬にあるそれぞれの国民健康保険病院において、令和12年までに、既存施設を活用しながら段階的に機能再編を行い、持続可能な医療提供体制を目指すと伺っております。課題の多い中山間地域の地域医療において大変明るい話題であり、県からの廣池さんにも大変御苦労いただいておりますが、西白杵郡3公立病院が進めている統合再編の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 現在、西白杵郡3公立病院において、病院間の医療連携や経営基盤の強化による持続可能な医療提供体制の構築を目指し、来年4月の統合再編に向けた準備が順調に進められております。

具体的には、西白杵広域行政事務組合に3病院の経営を統合するほか、高千穂町国保病院を

急性期から回復期までの医療に特化し、日之影町国保病院に慢性期病床を集約、五ヶ瀬町国保病院では、介護保険施設の機能強化を図るなど、病院間の役割分担をより明確化することとされております。

県においては、基本構想の策定経費や施設整備の補助など、3町の取組を支援してきたところであり、こうした取組は、地域医療の存続に向けた先駆的な事例であると考えております。

○佐藤雅洋議員 先駆的な事例がうまく進みますよう、支援のほどよろしく願いいたします。

宮崎県の農業団体は、東京都内の議員会館で県選出国會議員らに対し、肉用牛生産者の逼迫する経営に関する緊急要請をいたしました。内容としては、肉用牛子牛価格の大幅な下落は生産基盤全体の弱体化につながるとして、セーフティーネットの強化、予算確保、需要拡大喚起策拡充を求めたものです。

また、県町村会会長の佐藤貢日之影町長は、10月に、飼料や燃料、各種資材の価格高騰で厳しい経営を強いられている肉用牛生産農家を守る対策の実施を求める緊急要望書を、知事に提出しました。

今後も肉用牛生産者が安心して経営を継続できるよう、国と県で連携した対策や県独自の消費拡大策などを求めたもので、生産農家の廃業などが懸念されることから、緊急要望に至ったものであります。

そこで、県町村会からの「肉用牛生産農家の経営に対する緊急要望」への知事の受け止めをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県町村会からの緊急要望につきましては、物価高などを背景とします子牛価格の低迷によりまして、若い担い手の営

農に対する意欲の低下や小規模・高齢農家の廃業が加速することが危惧される中、肉用牛の生産が盛んな中山間地域において特に影響が大きいことから、切実な要望をいただいたものと受け止めております。

本県にとりまして、畜産業は、農業産出額の6割以上を占める基幹産業であります。全国和牛能力共進会で4大会連続で内閣総理大臣賞を受賞するなど、畜産農家の皆様のたゆまぬ努力で今の宮崎牛ブランドが確立されてきた。その思いを受け止めますと、子牛価格下落対策は喫緊の課題であると認識しております。

このため、9月補正予算におきまして、子牛の価格差補填や高齢な繁殖雌牛の更新対策を措置し、現在、取り組んでいるところであります。

また、さらには、様々な機会を捉えて、宮崎牛のPR、食肉市場まつりへの協賛などもございました。引き続き、こうした消費拡大対策や配合飼料価格高騰対策、自給飼料の利用拡大につきましても取組を進めながら、国や市町村、関係団体と一丸となってこの難局を乗り越え、肉用牛生産基盤の維持・強化に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。

さきに挙げたように、肉用牛子牛価格の大幅な下落は大変深刻なものです。全共では4大会連続内閣総理大臣賞受賞に大貢献、県共では団体優勝をした地元西臼杵郡の畜産農家の方々の努力は報われているのでしょうか。私たちには見えないところで、それは大変な努力と苦労があったと思われまます。宮崎牛の名を世間に知らしめてくれた畜産農家の皆さんのその努力と苦労が、価格に到底結びついておりません。

子牛価格低迷の現状をどう捉えているのか、

農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 近年の子牛価格の動向を見ますと、令和元年度は70万円以上であったものが昨年度は50万円台に、そして今年の5月以降は50万円を下回る水準となり、畜産農家の経営は大変厳しい状況にあります。

このため県では、配合飼料等の価格高騰に対する支援をはじめ、国の肉用子牛生産者補給金制度と連携した価格差補填の実施や能力の高い繁殖雌牛への更新の支援にも取り組んでいるところです。

あわせて、東京食肉市場まつりやみやざき焼肉フェスタなど、様々な機会を捉えて、「おいしさ日本一宮崎牛」のPRを行い、牛肉の消費拡大にも努めております。

引き続き、市場価格の動向を注視しながら、畜産農家が安心して経営を続けられるよう取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 県内では、牛の繁殖の際に宮崎県家畜改良事業団の種雄牛を推奨しているかと思いますが、県外の種雄牛の子牛のほうが高値がつくなどとして、それらを好んで取り寄せている繁殖農家があるのではないかと農家の方々から質問されます。

日本一の宮崎牛をつくってきた本県の種雄牛よりも、それらの種雄牛のほうが高く評価されているのでしょうか。いいえ。県の推す種雄牛は、基本理念、政策の下に行われているわけですから、県内農家への周知徹底、意思統一、宣伝を含め、全国的発信にしっかりと取り組むことが必要なのではないのでしょうか。

県種雄牛の能力をどう評価しているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 県有種雄牛につきましては、能力の指標である脂肪交雑など

は全国トップクラスであり、これらの県有種雄牛から生産される宮崎牛は、国内外から高い評価をいただいております。

本県の種雄牛造成は、畜産農家の御協力を得ながら、関係機関と一丸となって行っており、過去には安平や、近年では耕富士など、全国から購買者が訪れるような優秀な種雄牛を造成してまいりました。

現在、次世代のエース級と期待される二刀流や桃白鵬などの種雄牛も造成されてきておりますので、引き続き、畜産農家の所得向上に貢献できるように、太りやすく、飼いやすく、そして肉質のよい種雄牛づくりに努め、「おいしさ日本一宮崎牛」の地位を確固たるものにしてまいります。

○佐藤雅洋議員 11月21日に国の予算委員会で、宮下農相は和牛の増頭を抑制するとの方針を明らかにしました。消費者の節約志向により、牛肉の国内需要が伸びない今、全国的にはその方向でよいが、我が地元西臼杵などの中山間地域は、農産物の売上げの大半を畜産が占める地域です。小規模繁殖農家は、高齢化、担い手不足が追い打ちをかけ、畜産を続けられないといった声も多くあり、牛の頭数が減少するのは目に見えています。

当地域では、引き続き、若手が意欲的農家へと成長するよう増頭すべきではないでしょうか。それにより、域内の頭数が維持され、競り市が継続できると考えます。

そこで、中山間地域における増頭意欲がある肉用牛繁殖農家に対する支援策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 議員御指摘のとおり、中山間地域において、肉用牛生産は大変重要な産業ではありますが、担い手不足や高齢

化が特に深刻となっており、将来的には市場規模の縮小が危惧されております。

このため県では、中山間地域の農業を支える多様な担い手の確保や意欲ある農家に対する施設整備の支援を行っております。また、飼養管理の省力化や生産コストの低減、繁殖性の向上など、経営面でのメリットがある放牧も支援しております。

今後とも、地域の実情を踏まえながら、国や市町村、関係団体とともに、意欲ある肉用牛繁殖農家が夢と希望を持って経営を継続できるよう支援を行い、中山間地域の畜産業の活性化に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 子牛価格の下落が続いている今、子牛が安く売れば、それだけ安値で市場に出回るのかと思いきや、店頭での牛肉は相変わらず高額品であります。物価高の今ではなかなか手を出しづらいのか、牛肉消費も下降ぎみです。市場価格が変わらないのに、肥育農家や繁殖農家の売り価格が下がっているというのは何が原因なのでしょう。愛情を込めて育てた子牛を巣立たせた後、市場に出回るまで、どれだけの中間マージンが発生し、そしてそれらは正常に値するものなのでしょうか。

そこで、肉用牛生産コストが高止まりする中で、子牛価格や枝肉価格は低迷しているが、小売価格は一定の水準となっていることについてどのように考えるか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 議員御指摘のとおり、配合飼料価格が令和2年と比較して約4割上昇する一方で、子牛価格は大きく下落し、また、枝肉価格は伸び悩むなど、必ずしも小売価格の動きとは連動せず、畜産農家の経営は非常に厳しい状況にあると認識しておりま

す。

このような中、現在、国におきまして、適正な価格形成の仕組みを構築するための議論がなされておりますが、生産コスト上昇分が販売価格に適正に反映されることが重要であります。

このため、県としましては、引き続き、生産現場の実態を国に伝えるとともに、物価高騰など厳しい経営環境にも対応できるよう、生産性の向上や経営体質の強化に向けた取組を推進し、畜産農家の所得向上に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 新規就農者支援については、さきに他の議員からも質問がありましたので、私は支援の具体的な取組事例について伺います。

県内の新規就農者を減少させないためには、農業の楽しさ、喜びの周知など、様々な支援や指導が必要と考えます。

そこで、全国的に新規就農者が減少する中、本県の高千穂ファーマーズスクールのような新規就農者確保のための取組事例について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県では、新規就農者を確保するため、市町村やJA等と連携し、15か所の就農トレーニング施設での技術習得などを支援しております。

このうち高千穂ファーマーズスクールは、高千穂町で自営就農を目指す移住者等を対象に、栽培技術などを2年間で学ぶカリキュラムで、令和4年度の開校後、3名が入校しており、今年度末に1名が卒業し、就農する予定と伺っております。

また、西都市や川南町では、JAと連携して整備したハウスを新規就農者にリースし、就農時の初期投資の低減を図ることで、新規就農者の確保につなげております。

今後とも、このような取組を展開し、本県農業を支える担い手の確保に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 農業は国の営みの大本、国の食料安全保障の面からも、全国民が農業政策への理解を深め、農家支援の正当性を理解していただくときではないでしょうか。

農山漁村において、その地域ならではの伝統的な生活体験や地元の人々との交流を楽しむことができる農山漁村滞在型旅行、いわゆる農泊は、農山漁村の農業、食、伝統文化等の地域資源の魅力を国内外に発信し、地域活性化を図る上で有効な手段であり、コロナ後の国内のみならず、インバウンド等の旅行需要の受皿として期待されているものと考えます。

そこで、県内の農泊の現状と今後の利用拡大に向けた取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 県内には、農泊に取り組んでいる施設が178軒あります。コロナ禍においては、県内の農泊の受入れは減少しておりましたが、今年度は、インバウンドなど観光需要の回復傾向に伴い、既に昨年度を大きく上回るペースで順調に推移しております。特に受入れが進んでいる西臼杵地域では、香港やヨーロッパなど、海外からも200人を超える方々が訪れていることもあって、昨年度の2.5倍以上の受入れ状況であります。

議員御指摘のとおり、農山漁村の地域活性化を図る観点からも、農泊は有効な手段の一つであるため、県としましては、引き続き、各地域の農泊団体等と連携し、受入れ体制の整備や宿泊施設などの情報発信等に取り組みながら、国内外に農泊地域の魅力をしっかりとPRしてまいります。

○佐藤雅洋議員 昨年の6月にも取り上げさせていただきました移住・定住に関する質問です。

移住・定住等の住環境整備、紹介、マッチングなどの活動をしているNPO法人一滴の会が、高千穂にはあります。人口減少が進む高千穂町において、移住を希望される方と町内の空き家を利活用して、移住者用住宅を補っています。放置されたままでは朽ち果てるが、有効に利活用されれば集落維持にもつながり、環境保全にも役立ちます。

その一滴の会が早くも100組もの移住・定住に成功しております。マッチングに成功しております。その100組達成記念式典に私も出席させていただきました。そこでお会いした移住者の方々が、数十年も住む私たちよりも高千穂のよさを話される様子を見て、大変うれしい気持ちになりました。

さきに挙げました農泊等で足を運んでいただいた方々に地域の魅力を発信するとともに、この活動をさらに広げることが地域の維持継続につながります。

以前、私が質問した際に、県としても大いにこの活動を広めるべきとの回答をいただきましたが、県外からの移住を促進するためには、一滴の会のような民間の取組を含め、空き家の活用が重要と考えます。

その後の県の取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県外からの移住には、住居の確保が何よりも重要なことから、県では、移住・U I J ターン情報サイトにおいて、居住可能な空き家情報の掲載やマッチングを行うとともに、市町村の空き家バンクの運営や移住者向けの空き家改修などを支援して

おります。

議員から御紹介のありましたNPO法人一滴の会につきましては、移住相談から住居の確保や紹介、改修までを一貫して行うなど、他地域には見られないモデル的な取組でありますことから、今年8月に県が実施した市町村担当者会議におきまして、事例を発表していただいたところでございます。

今後市町村や民間団体と連携・協力しながら、空き家の利活用による住居の確保やマッチング支援を強化し、移住促進に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 移住促進がさらに図られ、農山漁村地域の活性化を進めるよう要望いたします。

次に、高千穂高校の全国枠について伺います。

県立高校では数年前から、飯野高校、高鍋農業高校が全国から生徒の受入れを行っているようですが、我が母校、高千穂高校では、私が学生の頃から、剣道部に入りたいと全国から入学してきていました。今もその伝統は引き継がれ、優秀な人材を集め、育て、そして巣立たせています。

当時は、寮や下宿などの衣食住が課題でした。そういう課題を解決して、他の部活生や一般の生徒も高千穂高校に集い、切磋琢磨していただきたいと考えます。

そこで、高千穂高校の魅力づくりの一環として、全国からの募集を行うことが有効であると考えますが、その効果と今後の取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、県立高校におきまして全国から募集を行っている学校は、議員の御指摘にもありましたように、飯野高校

と高鍋農業高校の2校で、入学者数は延べ31名であります。この生徒たちは、宮崎の豊かな自然や温かな県民性に触れ、充実した学生生活を送っております。また、地元の生徒たちも、県外から入学した生徒の好奇心旺盛な姿や多様な価値観から刺激を受けておまして、共に地域の行事を企画し参加するなど、地域活性化にも好影響を与えております。

このような成果もありますことから、県教育委員会といたしましては、高千穂高校につきましても、地元自治体のニーズを把握しながら共に研究し、学校の魅力づくりに、より一層取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 高千穂高校なしで西臼杵の継続的發展はありません。生徒数増加、そして地域住民のためにも、全国枠導入をよろしく願います。

次に、ゼロゼロ融資対策について伺います。

コロナ不況は終わっていません。ゼロゼロ融資対策の長期的な制度の見直しを含め、コロナ融資返済の不安を取り除くためには、新たな支援が必要との声が大きく聞こえてきます。政府の担当者は、金融機関に対して、融資の借換保証制度等を活用して中小企業の資金繰りを支えるよう呼びかけています。

「はたらけど はたらけど猶わが生活楽にならざり ぢつと手を見る」とは石川啄木の歌ですが、売るものは安い、買うものは高い、農家も含めた小規模事業者は大変苦しんでいます。本日は12月5日ですが、月末をやっとの思いで乗り切った事業者の方も少なくないはずで、そして、年の瀬ともなれば、苦悩の末、自死さえ頭をよぎるほど追い込まれる者もいるはずで、そのような人々を取り残すことがないよう、人々の苦労をどれだけ同じ目線に立つ

で考えることができるかが大事であります。

そこで、コロナ禍や物価高など未曾有の危機に直面した中小企業者に対するこれまでの資金繰り支援と今後の対応について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 県ではこれまで、コロナ禍や物価高に直面した中小企業者への資金繰り支援として、約2,076億円の貸付けを実施しました。また、今年度は、これらの借換えやつなぎ融資として、10月末までに約60億円の貸付けを実施しております。

今後は、こうした資金繰り支援に加え、事業継続に向けた本質的な経営改善の取組を支援していくことが大変重要であります。

このため県では、専門家の支援を受けて経営改善計画を策定する費用の一部を補助するとともに、中小企業支援ネットワークにおいて、複数の外部専門家を活用した伴走支援体制の強化を図るなど、金融機関や商工会など関係支援機関と連携し、経営支援の強化を図ってまいります。

○佐藤雅洋議員 商工会などとの連携をしっかりと取り、支援をお願いいたします。

今、世界情勢は混沌としています。ウクライナとロシア、イスラエルとパレスチナでは、実際に争いが起きています。今後は中華人民共和国と中華民国、いわゆる台湾有事、北朝鮮と韓国は38度線を挟み休戦中ですが、日本も巻き込まれないとは限りません。今、日韓関係が、新しいユン大統領に替わり、好転しています。人の往来は増え、韓国からゴルフやサーフィンに来県される方も増加していると伺っています。

そこで、宮崎ーソウル線の国際定期便が9月から運航を再開しましたが、再開後の利用状況と県の取組について、総合政策部長に伺いま

す。

○総合政策部長（重黒木 清君） ソウル線につきましては、本年9月の運航再開以降、10月末までの搭乗率が8割を超えており、運航するアジアナ航空からは、順調な滑り出しと伺っております。

また、利用者の約8割を外国人が占めておりますが、韓国では、コロナ禍以降、若者や女性の間でもゴルフに関心を持つ方が増えており、このうちの約7割がゴルフ客ということであり

ます。一方、本県から韓国に向かう日本人は観光目的が多いため、県では、韓国の食や文化をイベントやSNSで発信するとともに、全県民を対象としたパスポート取得支援などにより、利用促進に取り組んでおります。

ソウル線は、韓国との交流を図る上で重要な基盤でありますので、引き続き航空会社や旅行会社等と連携を図りながら、路線の維持に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 宮崎ーソウル線は順調のようで安心をいたしました。さらに行き来する人々が増加することを期待します。あわせて、宮崎ー台北線の就航も、当局の御努力により早期就航となることを願います。

次に、細島港と東京を結ぶ定期航路が、川崎近海汽船により今年2月に開設されたところですが、川崎近海汽船より、航路を休止すると発表があったと伺いました。細島と関東を直接結ぶ航路がなくなることは、本県にとって大きなダメージであると考えます。

そこで、細島港における東京航路の開設と休止の経緯、また、今回の休止による影響について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 細島港におけ

る東京航路は、これまでの大分―清水航路に細島港と東京港を追加し、今年2月から週1便で開設したものであります。

本航路は、東京からの鋼材や砂糖の原材料などの貨物を扱っていましたが、船会社から「当初想定していた貨物量が見込めないため、12月下旬をもって休止する」と発表されたところでもあります。

休止による影響につきましては、現時点では不透明な状況にありますが、関東への航路は、直面している物流の2024年問題への対応においても重要でありますので、今後の貨物の動向に注視するとともに、船会社や物流会社などに対し、港湾セミナーや企業訪問でセールスを行うなど、航路再開に向けた取組に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 本県の宮崎カーフェリーや日向のRORO船「HAKKOひなた」にとっても、何らかの影響があると思われまますので、しっかりと動向を見極めて対応していただくように要望いたします。

次に、人口減少・少子化問題が課題の一つでもある本県であります。それと同時に、不妊治療に思い悩む方々の苦悩もあります。不妊治療の費用については、2022年より保険適用となり、一歩大きく前進です。県でも今年度より新たな支援事業が始まり、出生率日本一を目指す宮崎県として、少しずつですが、寄り添った対策ができていると思います。

しかし、それでも個人の負担は大きなものであります。そのような方々が安心して治療に臨める環境づくりは必要なのではないでしょうか。

今年度、新たに開始した不妊治療費支援事業の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 不妊治療費支援事業は、特定不妊治療を受けた方に対して、保険適用後の自己負担額について上限9万円、また、保険診療と組み合わせて実施された先進医療に対して上限10万円を助成するものであり、県内各保健所において申請を受け付けております。

県では、テレビや新聞、ホームページ等による事業PRのための広報に加え、市町村担当や医療従事者などに対する事業の周知と利用促進への協力依頼を行っているところです。

今後とも、市町村や医療機関などの関係機関と連携し、不妊治療に取り組まれている方々への経済的支援を行うなど、子供を安心して生み育てることができる環境づくりを推進してまいります。

○佐藤雅洋議員 出生率日本一を目指す本県です。個人の負担が少しでも軽減され、安心して治療に専念できるよう、また子供を生み育てたい人々の支えとなっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」の結果については、27位と昨年より順位を5つ上げ、大変すばらしい結果でありました。選手をはじめ、監督、関係者の皆様の努力のたまものであると敬意を表します。

少しでもよい結果をと取り組んでこられた県では、今回の結果をどのように評価・総括しているのでしょうか。特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」の結果について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 今回のかごしま国体につきましては、男女総合成績である天皇杯順位は、昨年の栃木国体から順位を5つ上げ、27位となり、目標としていた20位台を達

成することができました。

今回の結果は、これまで計画的に進めてきた競技力向上対策の取組により、一定の成果が得られたものと認識しておりますが、何より、最後まで粘り強く戦った選手をはじめ、監督など関係者の皆様の御尽力、さらには、県民の皆様のお声援のおかげだと考えております。

今後とも、宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けて、関係機関や競技団体との連携を深めながら、全競技における競技力の底上げや、成年有望選手の確保など、さらなる競技力向上に向けた取組を進めてまいります。

○佐藤雅洋議員 特に少年種別の競技力向上においては、優秀な、そして経験豊かな指導者の確保・育成が大変重要と私は考えます。天皇杯獲得に向け、引き続きよろしく願いいたします。

次に、高千穂町五ヶ所の祖母山は、初代神武天皇の祖母を祭った山です。そのお母さんはアマテラスオオミカミ。そのアマテラスオオミカミがお隠れになった天岩戸、神武天皇の孫が国見をしたと言われる国見ヶ丘などは、天皇家ゆかりの場所であります。

そこで、国民スポーツ大会で御来県が期待されます天皇皇后両陛下の御視察において、高千穂や天岩戸などの皇室ゆかりの地を訪問していただきたいと考えますが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 国民スポーツ大会は地方行幸啓が行われる行事の一つでありまして、これまで天皇皇后両陛下が大会の御臨場と併せて、地方事情を御視察されることが恒例となっております。

本年10月に鹿児島県で開催された特別国民体育大会では、総合開会式へ御臨席されたほか、

フェンシング競技や農産物の生産加工会社を御視察になられたと伺っております。

また、昭和54年に本県で開催された国民体育大会では、昭和天皇が西都原古墳群や宮崎神宮等を御視察されております。

県としましては、天皇皇后両陛下が御来県いただける場合には、国民スポーツ大会に伴う行幸啓の御日程等も踏まえながら、地方事情御視察の候補地について、宮内庁に提案してまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 このことは宮内庁が決めることではありますが、想像するに、天皇陛下自ら御希望は言われないと考えます。きっと皇室ゆかりの天孫降臨の地、高千穂、岩戸をお訪ねになりたいはずであります。陛下のためにも、しっかりと提案していただくとともに、関係者、国会議員への周知をしっかりとさせていただきますよう要望いたします。

最後の質問です。

子供の目は純粋です。大人が思う以上に核心を見ています。ふとした拍子に学校に行けなくなる子供たちは、その小さな体にたくさんものをしょい込んでいます。強さやしなやかさも必要なかもしれませんが、その強さやしなやかさを育てるのも学校等の役割かもしれません。

さらに、行きたくなる学校をつくるのも学校の役割です。まずは登校させる、自分のクラスに入りづらい児童生徒の学校内の居場所を確保する、そういったことが不登校対策において必要と考えますが、そういったときに、空いている教室や廃校を利用すべきと考えます。

そこで、県内の小中学校の空き教室の利用状況と学校での取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県内公立小中学校の空き教室利用につきましては、少人数学習や生徒会活動など、様々な利用が現在なされているところであります。

そのような中、令和5年9月に県が市町村に聞き取ったところによりますと、163校で不登校児童生徒の支援に活用されております。

その支援としましては、教職員が交代で学習支援を行ったり、1人1台端末を用いた学習や教室からの授業を配信するなど、学習の場や居場所づくりとなる取組を進めております。

県教育委員会といたしましては、今後も各学校におきまして、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた取組が、より充実されるよう、支援員の配置など、国の動向を注視しながら、必要な支援に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 県内には、廃校後、十分な施設でありながら使われていない建物もあるのではないのでしょうか。それらを有効活用した子供たちの居場所づくりも提案させていただきます。

大人が子供一人一人をしっかりと認めてあげることこそ、今、必要なことなのではないでしょうか。子供は国の宝です。宮崎県の大事な宝です。全ての子供たちが笑顔で学校に行けるよう心から願ひまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○日高博之副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） いよいよ最後の質問になりました。6月のときも会派の中では一番最後だったんですけども、まだ今村議員と松本議員が残っていたのを大変心強く思ったのが、もう半年前かと思います。最後の締めとして、先ほど山下会長から大変プレッシャーをいただきましたが、できる限りのことで、努めさせていただきたいと存じます。

さきの定例会のときに、みやざき骨髄バンクの20周年に関連して、いろいろと質問をさせていただきました。担当課の方々は、本当に現状を親身になって聞いていただきまして、できる限りの対応を取っていただきましたことにつきましては、本当に心から感謝申し上げます。ボランティアの方々も本当に心から喜んでおられて、もっとこれから頑張っていこうというような気持ちで、新たに取り組んでできているところです。

そして、先月11月19日に、みやざき骨髄バンク推進連絡会議の設立20周年記念イベントが開催されました。日隈副知事のほうにもお越しいただきまして、御挨拶いただき、また、みやざき犬も3匹そろってステージイベント等に参加していただいております。また、職員の方にも、医療講演会等にも来ていただき、本当に皆様方の御協力により大変すばらしいイベントになったかと思えます。

ステージイベント、スタンプラリー、パネル展——これは天使になった子供たちの笑顔あふれる写真や描いた絵画、そういったものを展示させていただいたパネル展でありました。

また、献血及びドナー登録会、これも日赤の方とか多くのボランティアの方に御協力いただいております。

医療講演会も、15周年のときにもお越しいただきました、骨髄移植の第一線で活躍されている谷口先生をはじめ、宇都宮先生、また地元の都城の前田先生や中野先生にも御出席いただいたの医療講演会となりました。

運営につきましては、骨髄バンクのメンバーがたくさん出席、参加して、会場の設営や運営、撤収と、準備から最後の最後まで、みんなで協力して務めました。

この風の強い中でも、外で受付や参加してくれた方へのお土産品の準備などを、丸山議員や重松議員が、大変寒い中、風が吹きすさぶ中で、髪を乱しながら頑張っておられたと伺っておりますし、また脇谷議員のほうは、医療講演会におきましても司会進行を務めていただき、会場の皆様との橋渡し役、またドクターの方々のそれぞれのよさを引き出すようなすばらしい司会をされたなというふうに感じたところでした。

私は、その講演会の会場の設営をする係で、裏方の中の裏方みたいな仕事でしたけれども、来られた方々が熱心に話を聞いているさま、そして喜んでおられる姿を見ると、頑張っただけよかったなと思います。

また、会場では、私はお会いしなかったんですけども、山内いっとく議員のほうもお越しになられたと伺っております。

実行委員長のほうからは、「この会場は県議だらけだ」と言われるぐらい、個々の議員の方々の多くの助けがあってイベントができたわけなんですけれども、やはりボランティアの方々が本当に心から助けられる命を助けるためには、自分たちがこの第一線で頑張らなければいけない、多くの人たちに、骨髄バンク、ドナー登録の重要性を知っていただき、助けを求

めている人たちへの思いをつなぐのは自分たちだという強い思いで頑張ってきた結果じゃないかなとも思います。

また当日は、ダンスボーカルグループのMADKIDというグループがあるんですけども、そのボーカリスト、SHINさんも参加いただきました。この方、まだ30歳になったかならないかだと思うんですけども、骨髄バンクについて特別な思いを持っていらっしゃるということで、話を伺いましたら、10歳のときに妹さんに骨髄を提供されたということでした。残念ながら、その妹さんは2歳のときに天国に行かれたということだったんですけども、しかし、その自分の体験を通して、1人でも多くの方に、骨髄バンクの意義、重要性を知っていただき、そしてその活動が助けられる命につながっていくんだと。

先ほど述べました谷口先生も、いまだに医療の第一線で活躍されているわけなんですけど、講演会のほうで、若い先生から「いつまでされるんですか」というような質問を受けて苦笑いしていましたけれども、やはり助けられる命がそこにあるから、自分ができることを一生懸命やっているんだなという思いで、今でも最前線で活躍されているんだなと感じたところです。

会場に来られた多くの方もその思いに共感していただいて、献血のところでもたくさんの方がドナー登録していただいたと伺っていますし、また後日、カーリーノの献血センターにも多くの方が来られて、ドナー登録をされたというふうにお話も伺っています。

今、登録者は、40代、50代が半数以上ということで、これからの白血病の治療に必要なドナー登録の活動をますます充実させていく必要があるかと存じます。

県政におきましても、様々な課題がありますが、それぞれ一人一人、思いは違うけれども、成し遂げたいことというのは、この地域社会において必要不可欠なものがたくさんあると思います。

新型コロナウイルスとの3年間の闘いも、5月に5類感染症へ移行して以来、今年は地域行事や学校行事等も通常どおりに再開され、また、まちなかのイベント等も活発に動いてきております。経済のほうも動き出してきましたが、医療現場のほうでは、いまだにコロナ、インフルエンザなど、高度の感染症対策を強いられているのが現実でございます。医療と経済の両立を図る取組は、いまだ必要とされております。

まず初めに、知事に伺いますが、これまでの新型コロナに係る対応について、知事の所感を伺います。

以下の質問は、質問者席より行います。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

県では、令和2年からの新型コロナ流行以降、県民の命と健康、暮らしを守り抜くという強い使命感の下、時々刻々と変化する感染状況の中で、国や市町村、関係機関等と連携しながら、その対策に懸命に取り組んでまいりました。

感染拡大時には、九州唯一の医師少数県であることなど、本県の実情を踏まえて、早期の感染抑制を図るため、不要不急の外出自粛など、早め早めの強い行動制限も行ったところであります。

また、第7波以降は、オミクロン株の特性を踏まえ、強い行動制限は行わず、社会経済活動

との両立を図りながら、医療提供体制の強化やワクチン接種の促進等により、医療の逼迫防止に努めてまいりました。

改めて、医療機関や高齢者施設をはじめとする関係者の皆様の御尽力、そして県民の皆様の感染防止対策への御理解、御協力に深く感謝を申し上げます。

新型コロナは5月に5類感染症へと移行しましたが、夏場にインフルエンザが流行するなど、改めて感染症対策の難しさも感じておるところであります。県では、引き続き、通常医療との両立を図りながら、冬の感染拡大にも対応可能な医療提供体制の確保に努めるとともに、新たな感染症リスクに備えた取組を進めてまいります。以上であります。[降壇]

○二見康之議員 厚労省のほうは、この10月以降、新型コロナ医療支援策について、高額な抗ウイルス薬は全額公費負担から所得に応じて一定の自己負担を求める措置を来年3月まで取ることとし、4月以降は診療・介護報酬の改定を行い、通常のコピーへ完全移行する方針のようです。

県もこれまで交付金を活用し、現場で感染拡大防止に必要な防護服などの消耗品等についての支援を行ってきておりますが、来年4月以降の対応はどのようなようになるのか、現場のほうでは大変危惧しておられます。

コロナ前と今では、感染症対策の在り方そのものが変わり、現場負担も生じておりますが、県はどのような措置を検討されているのか。来年4月以降の新型コロナに係る対応について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(川北正文君) 新型コロナへの対応は、5類感染症移行後も過去の感染流行を念頭に、医療提供体制の確保に取り組んでま

いりました。

新型コロナは今後も周期的に流行を繰り返すことが想定されますが、来年4月以降について、国の方針では、確保病床によらない体制のほか、平時からの感染症対策を反映した診療報酬体系の見直しにより、通常の医療提供体制への完全移行を目指すこととされております。

診療報酬を含めた詳細につきましては、現在、国の審議会等で議論されておりますが、県といたしましては、制度変更に伴う混乱が生じないよう、県民や医療機関などに対し丁寧な説明に努めるとともに、円滑な移行に向け、関係機関と連携して取り組んでまいります。

○二見康之議員 現場のほうと、よくよく情報交換をしていただきたいなと思います。

また、コロナに関して、県は実質無利子・無担保のゼロゼロ融資に係る支援を行い、県内企業の倒産防止にも取り組んでこられました。これは午前中の佐藤議員のほうからも質問がありました。

さきの質問に関して、これは新聞記事で読んだんですけれども、広島県では、県が信用保証協会と補償契約する融資において、返済できなくなった企業から回収できる権利を放棄する、そういうケースの条例制定に向けて動いているとありました。これは、県が権利放棄する場合、議会の議決が必要なため、議会判断を待つ間に企業が倒産するおそれがあり、企業が再生計画策定など一定の条件を満たしたときに放棄を可能にし、迅速な経営再建を後押しする制度だということです。

本県においては、同条例は既に制定されていると伺っておりますが、県内企業の経営状況が心配される現在、資金繰りが厳しい中小企業者に対し、倒産を防止するためにどのような金融

支援に取り組んでいるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 現在、県では、経営状況が悪化した事業者支援として、金融機関に対し柔軟な金融支援を要請しており、コロナ関連融資を受けた事業者の約1割において、返済猶予などの対応がなされております。

こうした事業者の倒産を防止するためには、経営改善に向けた取組が必要となることから、県では、経営改善計画を策定する費用の一部を補助しております。

また、事業再生が必要となった場合には、迅速な債務整理が必要となるため、県では、平成20年度に中小企業に係る損失補償に関する条例を制定するなど、事業者の早期再生を図る取組を支援しております。

今後も金融機関など関係支援機関と連携し、倒産防止に向けた金融支援に取り組んでまいります。

○二見康之議員 この条例が活用されたという事例はまだないというふうに担当課からも伺ったんですけれども、そこら辺の実情もしっかり調査していく、確認しておく必要もあるかと思っておりますので、今後の対応もよろしく願います。

次に、災害対策について伺います。

総務省は、頻発かつ激甚化する自然災害に対応するため、デジタル技術を活用して、防災・減災並びに自治体職員の不足にも対応できるよう、防災のデジタル化を進めており、現在、災害時に活動する公共機関が現場の画像や位置情報などを共有できる専用の通信システムの運用を来年4月から始めるために、本年度は自治体などを含めた実証実験をしているとの報道があ

りました。

このシステムは、公共安全L T Eと呼ばれ、アメリカや韓国では既に同様の仕組みが導入されているそうです。スマートフォンのアプリを通じて災害現場の画像を共有し、現場と災害本部をつなぐオンライン会議を開くことも可能になり、自治体、自衛隊、消防、救急、警察などとスムーズに情報の共有ができるようになることですが、実際、本県の災害対応において、現在とどう変わってくるのか、今後どのような活用が見込まれるのかを、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（横山直樹君） 公共安全L T Eは、一つの事業者で通信障害が発生しても、他の事業者の回線に接続が可能なシステムで、民間企業が提供する通信サービスでございます。

これにより、議員から御紹介のありました利活用のほか、例えば災害時に通信が混雑した中であっても、避難所における避難情報を災害対策本部に報告したり、地図機能アプリを用いて、現場と災害対策本部との間で、被害状況と発生現場の位置情報を共有したりすることが可能になるとのことです。

現段階で国からの説明がないため、システムやサービスの詳細は不明ですが、今後、国における実証実験の成果を確認するとともに、情報の収集に努め、本県での活用の可能性について検討してまいります。

○二見康之議員 今、本県の課題、またそういったものをしっかり整理しておくことが重要なかなと思いますので、準備のほうをしっかりとよろしくお願いします。

次に、災害復旧に関連して伺います。

先述の通信システム同様、新型コロナによ

り、様々な分野で加速度的に導入が進めてられましたデジタルトランスフォーメーションですが、災害査定においても、この導入による効果が現れてきているようです。ドローンなどを活用して、現地調査や資料作成などを簡素化することで、職員や測量設計業者の負担を減らす利点があるということです。

国が道路や河川などインフラの復旧費用を算定する災害査定において、被災自治体は、その査定の基となる資料を現地調査等を行い作成し、復旧費を見積もらなければならないのですが、鹿児島県では、6月、7月の豪雨災害で護岸が崩落した現場において、上空からドローン、地上から360度カメラを駆使し、被害の範囲を撮影し、写真データを専用ソフトに取り込み、翌日に現場一帯を立体的に再現した360度映像や測量データを生成したそうです。

これまで作業員5～6人がかりで被害範囲の計測を行い、現場写真等をA1判用紙に貼りつける資料作成には2週間ほど要していた作業がたった2日間でき、その被災状況をまとめたデータは、そのまま国交省災害査定官への説明資料として、タブレット端末で示しながら説明することができたそうです。

人員、時間ともかなり簡素化・簡略化できる取組ではないかとも思われますが、公共土木施設の災害査定におけるデジタル技術の取組状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 災害査定におけるデジタル技術の活用につきましては、被災現場での作業の省力化や安全性の向上が図られる有効な取組であると考えております。

これまでに、県内ではドローンによる写真撮影やレーザー測量による図面作成、申請資料のデジタル化によるペーパーレス査定等を実施し

ております。また、国が策定した手引では、スマートフォンを活用した測量やクラウドによるデータ処理、リモートによる査定等の事例も示されており、活用を検討しているところであり

ます。デジタル技術の活用は、生産性向上や業務の効率化の効果も期待できますことから、今後、機材の整備や人材育成を図るとともに、国や他県の取組状況を参考にしながら、積極的に取り組んでまいります。

○二見康之議員 今の課題に加えて、この災害査定は原則、災害発生後2か月以内にしなければならないと。同時多発的に災害が発生した場合は時間との勝負になるということなので、スピード化の期待が大きいと思います。県内市町村ともよく情報交換しながら、特に小規模自治体との連携をしっかりと図りながら取り組んでいただきたいと思います。

次に、子育て支援について伺います。

知事は、子ども・若者プロジェクトにおいて、日本一子供を生み育てやすい県づくりに挑戦し、主な指標として、合計特殊出生率や第2子以降の希望を後押しする施策等を強化すると、今議会の質問でも答弁されておりましたが、具体的にどうアプローチを図っていかれるのかがよく分かりません。しかしながら、これまで取り組んできている施策もあることですので、幾つか確認も含めて質問したいと思います。

まず、男性の育児休業取得についてであります。

総務省に戻られました当時の渡辺福祉保健部長は、イクボスとして全国から大変注目され、管理職であっても夫婦協力して子育てに関わり、共働き世代の家族像というものを示された

のかなと思います。

この育休取得に当たっては、知事をはじめ、関係職員の方々の深い理解と協力があったのかと思います。知事部局において、育休取得を実際どのように対応してこられたのか。利点や課題、必要な対応など、その形を県民にも広く進めていくことが重要だと思います。

女性に比べ、なかなか男性の育休の取得が進まない現実がありますが、県は取得が進まない理由をどう考え、取得促進にどう取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 男性の家事や育児への参加は、第2子以降の出生に大きく影響することから、男性育休の取得促進は、少子化対策を進める上で重要な取組であります。

男性の育休取得は女性に比べ広がっておりませんが、その背景には、代替要員の確保が難しいことや、取得者の収入が減ることなどがあると考えております。

制度の実効性を高めるためには、企業の理解や、仕事と育児を両立できる環境の充実が欠かせないことから、県では、働きやすい職場「ひなたの極」認証制度の啓発のほか、企業経営者を対象としたセミナーや、パパ向けワークショップ等に取り組んでおります。

国においても支援制度の拡充が検討されており、引き続き、国と連携を図りながら取組を加速させてまいります。

○二見康之議員 鳥取県のほうでは、今、男性の育休取得を推進するために、事業者への奨励金制度を新設するというふうに動いているそうです。代替職員の人件費や取得者の同僚への応援手当の支給に対して助成するような内容だそうです。

代替職員を確保する場合、1事業者につき144

万円を上限に、1か月当たり12万円を助成、休業中に取得者の業務を補助する同僚への応援手当は、24万円を上限に、15日当たり4万円を助成するという事です。また、中小事業者向けに社会保険労務士などを派遣し、育児休業を取得しやすい環境整備を支援するというような内容だということです。

今、県のほうで一生懸命、広報啓発活動をされていると思うんですけども、県内の事業所の抱えている課題、これまでもいろんな話を県のほうでも聞いていらっしゃると思いますが、そこにしっかりアプローチするような取組というものをぜひ期待したいなと思うところです。

育児休業を取得するに当たって、第2子以降の場合、上の子が保育園とかに入っていると、その退所を余儀なくされる育休退園と呼ばれるものがあります。特に、在園中の子が0歳から2歳児のクラスを利用していることが多いようですが、2015年の国の子育て支援策では、育休中も保育施設を継続利用できること定められましたけれども、最終的な判断は市町村に委ねられております。

これまで保育士不足や待機児童問題などがよく取り上げられてきましたが、本県の状況はどのようになっているのか。県内の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 保育所等を利用するには、保護者の就労や病気など、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が定める保育を必要とする事由に該当することが必要です。下の子が生まれ、保護者が育児休業を取得した際に、既に保育所等を利用している上の子の継続利用が認められない、いわゆる「育休退園」となった事例は、令和4年度に県内4町村で16件、令和5年度上半期に2町村で8件となって

おります。

子供を安心して生み育てることができる環境づくりは大変重要でありますので、県といたしましては、制度の趣旨や地域の実情を踏まえ、さらなる保育サービスの充実が図られるよう、市町村との意見交換等を行ってまいります。

○二見康之議員 本県の第2子以降の出生数というのは多いので、それに比べたら少ないかもしれませんが、その中身ですよ。実際どういう状況でこういうケースに至ったのか。聞けば、夫婦ともに育休を取得したとか、そういうのもあるみたいですので、しっかりこういう不安がないような県の保育関係の県政運営をお願いしたいなと思うところです。

また、親は子供の健やかな成長を願っておるものですが、身体や精神、知的などの障がいや自閉症、学習障がいなどを持って生まれてくる子供もおります。特に幼児期には、障がい名が特定されず、発達障がいの疑いがあるというような診断を受けることが多いようです。

また、それぞれの障がい特性が重なることもしばしば見られ、児童発達支援センターなどの施設では、保護者からの様々なニーズに対応できるよう、療育の強化、質の高いサービス提供などに取り組んでおられますが、私もよく耳にします、利用者の数が増えており、ニーズに対応し切れていないという声です。

このように、障がい児支援施設が不足しているという声を聞くんですが、こうしたニーズに県はどのように対応していくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 近年、発達障がいへの認識の広がりなどから、児童発達支援事業所などの障がい児支援施設のニーズが高まってきており、地域によって不足が見られる

状況にあります。

現在、令和6年度から3年間の各市町村のサービス見込量などを踏まえ、本県の障がい福祉サービスの提供体制等を定める第7期宮崎県障がい福祉計画の策定を進めており、この中で必要とされる障がい児支援サービスの数値目標を設定することとしております。

今後、この計画に沿って、施設の充足率や国の整備方針などを勘案し、必要に応じて環境整備への支援の検討を行うとともに、事業所の開設に必要な管理者等の養成など、人材の確保や質の向上への取組を進めることにより、本県の障がい児支援施設の不足解消に努めてまいります。

○二見康之議員 日本一子供を生み育てやすい県づくりに挑戦されるという河野知事ですが、これらの課題は、ほんの一部のことではありますが、子育て環境整備においては不可避の課題だというふうにも感じます。

子ども・若者プロジェクトについて、本県の現状を踏まえた上で、具体的にどう取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 少子化対策は、本県が持続的に発展していく上で、また我が国全体の将来を考えた上でも、喫緊かつ最重要課題の一つであると考えております。

このため、本県の恵まれた子育て環境のさらなる充実により、将来的な人口減少の抑制を図るべく、このプロジェクトでは、本県の現状を分析した上で、従来の施策にとらわれることなく、新たな、また大胆な発想で施策を検討するよう指示したところであります。

現在進めております外部有識者による少子化研究会の分析によりますと、結婚している若い女性の割合と、夫婦の第2子以降の出生割合が

全国と比較して高い、その点が本県の強みであるとされております。

しかしながら、コロナ禍で婚姻数が大きく落ち込むとともに、出生数についても、希望する子供の数とは隔たりがあるのが現状でありまして、出生数の減少につながるものと危機感を抱いております。

このため、出生数の回復に向けまして、出会い・結婚の支援と、第2子以降を希望する家庭の後押しを重要な柱と位置づけた上で、研究会のさらなる分析も踏まえながら、施策の具体化を図ってまいります。

○二見康之議員 私も会議の資料を少しネットに上がっているのを見せてもらいましたけれども、確かに国によっては、出生数は変わらないけれども、そのまま晩婚化・高齢出産化している国もあれば、イタリアや日本のように、晩婚化並びに出生数の減少というのを抱えている国もあります。しかしながら、こういう現象というのは、研究会の話を待たずとも、本県の用いる情報の範疇かなと感じました。やっぱり子育てをしている、今この宮崎に住んでいる人たちの声にしっかり耳を傾けていただきたいというのが率直な感想です。

今までも、日本一とは言わなくても、しっかりとした子育て県として取り組んできた宮崎でありますから、これらの施策をしっかり充実すること、そして足りなかったところにちゃんと手を加えていくことですよ。さっきの鳥取県の男性の育休についても、現場のほうで課題があるという声を聞いていたので、しっかりそれに対して真正面から答えを出してきているというような姿勢が見られたんじゃないかなと思うわけなんです。

研究会の答申が来るのは今度の2月でしょう

か。それを待たずとも、今、本県にできることはしっかり施策を打っていけるぐらいの力量は皆様あると思いますので、自信を持って打ち出してほしいなというふうに感じるどころです。

では次に、公共交通対策について伺います。

「バスや鉄道をはじめとする地域の公共交通は、通勤や通学、買い物といった県民の日常生活や本県観光を支える重要な基盤ですが、人口減少や自家用車の普及により、その維持が困難になってきたことから、利便性の向上や利用促進などに官民をあげて取り組んできました」という言葉は、今現在、県のほうで作成中であり、宮崎県地域公共交通計画（案）の冒頭に書かれている一文です。

今、コロナ禍を経て、一段と厳しい状況に置かれている本県の交通機関であります。これをいかに今後デザインしていくかというのが急務であるかと思えます。県はこれまで様々な事業に取り組んできておりますが、解決の見通しはまだ先のように感じるどころです。

さて、この夏、多くの議員のところで、大学生のインターンシップを受け入れられたと思えます。私のところも宮崎大学の1年生3名を受け入れ、2か月間、活動を共にしました。このうち2人は、都城の自宅から大学まで、JRやバスを利用して通学しているという学生でしたので、その利用実態についてもいろいろお話を伺いましたが、本当に私なんかより、ずっと公共交通の未来の姿というのをイメージできていると感じたものですから、大変感心したところではあります。

また、この活動の中では政策コンテストが開催され、インターン生3名は、「M o b i l i t y 革命を起こそう」という題目で、駅の利用状況に応じて、多機能型もしくは簡易型の自動

改札機の導入とか、全国共通のアプリを開発して、公共交通機関同士の連携システムを構築するとか、ただ、この目標が、30年後の日本が「誰もが自由に快適に公共交通機関を利用できる国に！」となっていて、30年後というと、やっぱり若さがあるなと感じますよね。その頃は私も70歳を超えていますから、もうちょっと早くできないものかなと感じるんですけども、若い人たちというのは、それぐらい遠く先を見越したビジョンを持って現実を見ているんだなと感じたところではあります。

県では今、令和6年度から令和10年度を計画期間とした宮崎県地域公共交通計画を作成中ですが、まず、公共交通機関の利便性向上に向けた取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県ではこれまで、公共交通機関の利便性向上を図るため、路線バスや鉄道への交通系ICカードの導入のほか、複数の交通機関等の検索、予約、決済手続を専用アプリで一括して行うM a a Sの取組等を支援してまいりました。

さらに本年度は、QRコードやクレジットカード決済について、路線バスへの導入に向けた取組を支援するとともに、鉄道事業者に対しても、これらに対応した環境整備を要望したところでもあります。

また、M a a Sにつきましては、来年度より、九州各県等と連携し、様々な交通機関で利用可能なデジタルチケットを統一のアプリで販売する予定としており、これらの取組により、公共交通機関のさらなる利便性向上を図ってまいります。

○二見康之議員 これまで公共交通機関では、利用者の減少により運行本数が減便されるなど

の対応が取られ、少ない本数であっても、鉄道やバスなどの連結を図ることが重要かと思えます。公共交通機関の乗り継ぎの円滑化に対する県の認識と取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 都市部に比べ、交通基盤が脆弱な本県におきまして、公共交通機関の利便性向上や運行の最適化を図るためには、デジタル技術の活用に加え、各交通機関同士の乗り継ぎの円滑化が非常に重要であると認識しております。

このため県では、現在、策定を進めております宮崎県地域公共交通計画におきまして、行政と交通事業者が連携し、改めてバスと鉄道などのダイヤの調整に取り組むこととしております。

また、現在、駅と最寄りのバス停が離れている箇所につきましては、駅のロータリーへバスが乗り入れることなども併せて検討することとしており、これらの取組を通じて乗り継ぎの円滑化を図り、公共交通機関の利用促進につなげてまいります。

○二見康之議員 これは行政が入らなかつたら、独禁法が絡んだりとかするということで、非常にデリケートかなと思うんですが、やはり利用者の人たちの声を代弁するのが行政であってほしいなと思うところです。

また、この間、視察で島根県のほうに行ってきましたけれども、あそこは出雲大社に行かれる方もいるので、日常利用される方が半分、観光目的で使われる方が半分ぐらいいて、やっとならできるかなというようなことも言われていました。

宮崎も、観光旅行をつくるということとか、観光列車とかもあるんですけれども、それも大

事だと思えます。ただ、日常の普通の生活路線をやっぱり観光でも使ってもらおうということも大事なんだろうなど。

この間、NHKの番組で六角精児さんの「呑み鉄」という番組があって、御覧になられたかどうか分かりませんが、大変勉強になりました。会津若松から奥会津のほうにずっと入っていくんですけども、あっちも減便とかされて、4～5時間、空いたりするんですね。

私も一度歩いて、乙房の日向庄内駅に着いて、疲れたから吉都線に乗って都城駅に行こうと思ったら、来るのが2時間後だったんですね。そうしたら、吉松行きの電車がちょうど来ました。悔しい思いをして歩いて帰ったんですけども、この六角さんは違いました。次の便が4時間後ですと、どうするかといったら、次に来る電車で一回元に戻るんですね。それからその次の便に乗って、また奥のほうに入っていく。どうしても僕らの感覚は前に前にしか考えていないですけども、鉄道に乗る人は、前に行って戻ってくる、そしてまた前に行く。

ある程度いろんな観光のスポットをつくること、そして、それをいわゆる旅程、旅行行程の中に組み込めるようなアイデアというのも持っていないといけないなど。吉都線の沿線については、いろんな神社とかもありますから、そこら辺の活用も含めて、今後の検討に期待したいと思えます。

次に、森林行政について伺います。

3つの日本一プロジェクトの一つのグリーン成長プロジェクトですが、再造林率日本一に向けた取組など多数の質問がありました。

先日、都城で、行政や森林組合、また地方議員、関係企業の方々と、森林環境譲与税並びにJークレジットについての勉強会をさせていた

いただきました。担当職員の方には都城までお越しいただき、本当に感謝しております。制度についての理解が深まり、また、現場が抱えている課題や疑問などについて、官民共通の認識を醸成することができ、大変意義あるものになったと思います。

今後とも、県と市町村、関係団体としっかり連携して、本県の林業の活性化に取り組んでいけるものと思いますが、まずは、再生林の推進につなげるため、県はどのように森林由来J-クレジットの普及に取り組むのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） J-クレジット制度を活用して外部資金を調達し、造林費用に充てることは、再生林を推進していく上で、有効な手段の一つであると考えております。

国では、昨年8月の制度改正で、再生林活動プロジェクトを新設したところですが、諸塚村では、今年3月に全国で初めてこのプロジェクトを登録し、販売収入を再生林に充てる見込みであると聞いております。

県では、制度の普及を図るため、今年度から、制度周知のための説明会や相談対応、登録や認証に係る費用の支援を行うこととしております。

また、今後は、需要者ニーズの把握や販売方法の検討などにも取り組みながら、森林由来のJ-クレジット制度のさらなる普及を図ってまいります。

○二見康之議員 この勉強会において、現場の方から、植林や下刈りの計画で手いっぱいだと。要するに、これ以上、植林する面積を増やすことができない現状があるというような話もありました。

これらの制度を利用して、山林所有者の所得

を増やすことも大事ですが、同じく現場の担い手の確保・充実を図る施策も必要だと思います。

グリーン成長プロジェクトにおいて、再生林を支える担い手確保のために、どのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、先人のたゆまぬ努力によりまして、豊富な資源が造成され、全国屈指の林業県となっております。引き続き、持続可能な林業を確立していくためには、林業に情熱を持ち、確かな技術力を備えた人材の確保・育成が重要であると考えております。

このため、SNS等を活用した林業の魅力発信や就業相談会の開催、植栽作業を行うインターンシップの実施などに取り組むとともに、みやざき林業大学校において、実践的な技術を持った即戦力となる人材を育成しております。

先日、私も椎葉村で苗木の植付け作業を体験しましたが、傾斜のある不安定な場所での作業は非常に難しく、機械化が進み、さらにはドローンなど新たな技術の活用も進んでいるものの、やはりまだまだ現場は人の力で支えられているということを改めて実感し、現場の負担軽減などが重要であると改めて感じたところであります。

グリーン成長プロジェクトでは、担い手確保対策として、植栽、下刈りなどの省力化・軽労化や作業員の待遇改善などにしっかりと取り組んでまいります。

○二見康之議員 スポーツマンの知事が大変だったと言うのだから、よっぽど大変だと思います。しっかり現場の方の思いに通じるような施策に取り組んでいただけるようお願いいたします。

次に、屋外型トレーニングセンターについて

伺います。

県は国に対し、屋外系競技の中核拠点施設の枠組みの創設並びに当該施設を指定すること、また、その前段として、トライアスロンのナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設としての位置づけを求めておられますが、これまで国との協議も重ねてきていると思います。具体的に何をすることを求められているのでしょうか。

本県の屋外型トレーニングセンターのナショナルトレーニングセンター中核拠点施設指定に向けた取組状況について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） ナショナルトレーニングセンターは、オリンピックに向けた国の競技力向上の施設であり、屋内種目は、東京都に複数の競技を集約した中核拠点施設が整備されていますが、屋外種目は、全国各地の関連施設を強化拠点として、国が競技別に指定する仕組みとなっています。

本県の屋外型トレーニングセンターは、まさにラグビー、陸上をはじめ、様々な屋外競技のトップアスリートに対応する施設であり、屋内と同様、中核拠点施設として位置づける新たな仕組みの検討を国に提案・要望しております。

一方で、国等との協議を踏まえ、その実現に向けて、まずは、県トレセンでの合宿等の実績を積み上げ、評価を高めていくことが大変重要と考えております。

このため、既に周辺施設が指定を受けているトライアスロンの強化拠点に含めるよう国に要望しているほか、競技団体に幅広く利用されるよう積極的に取り組んでまいります。

○二見康之議員 実績を積むことが今求められているんだということだと思いますが、この施

設は多額の県費を投入して建設されたものであり、県は、この建設に当たっては、スポーツ拠点としてだけでなく、プロキャンプ誘致などの経済波及効果を全県下に広げるように取り組んでいくと、議会審議において説明されていましたが、現在、どのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 屋外型トレーニングセンターについては、「スポーツランドみやざき」のブランド力向上の拠点として、トップアスリートの合宿受入れを積極的に進めており、その認知度向上に努めております。

この認知度向上を通じた県内への合宿・大会の増加による経済効果を高めていくため、市町村と連携した誘致セミナーの県外での開催のほか、市町村施設の高質化に向けて整備・改修の支援を図るなど、受入れ環境の充実にも取り組んでいるところです。

また、Jリーグ練習試合の複数自治体での開催等、広域的な大会開催を促進するなど、今後とも、スポーツ観光プロジェクトを通じ、本センター整備による経済効果を全県下に波及させるよう取り組んでまいります。

○二見康之議員 市町村施設の高質化に向けての支援をされているということですが、この中身については、また後日、詳しく伺いたいと思います。国体に向けて各市町村も頑張っているところですから、できるだけの支援をしていただくようお願いします。

また、まだ始まったばかりですから、あまりせかすことはありませんけれども、この波及効果がちゃんと見える形で、できているんだというところを早く示していただきたいなとも感じるところです。

では次に、教育行政について伺います。

4年後に迫ります宮崎国民スポーツ大会の開催に向け、各種競技力向上の施設整備も着々と進んでいることかと思えます。

この国スポ開催において、知事は10年前の議会答弁で、「国体の開催には、トップアスリートの育成はもちろんのこと、生涯スポーツの普及と発展、県民一人一人の健康増進などのいい効果がありまして、地域の絆づくりにも寄与するものである」、また「スポーツランドみやざきの取組のなお一層の推進に結びつくものと考えている」とおっしゃっています。

先日、都城において、福岡第一高校男子バスケットボール部を招待しての試合が開催されました。これは、都城市が成年バスケットボールの国スポ開催地でありまして、それに向けての運営準備、そして確認を兼ねてのことだというふうに伺っています。

午前中は小中学生との合同練習、お昼の時間に、今度、全国大会に出場する都城東ミニバスケットボールチーム——私も所属しておりました——と県選抜チームとの試合、そして午後には、福岡第一高校と延岡学園との試合が開催されたそうです。

全国トップクラスのチームとの合同練習、こんな貴重な経験はなかなかできないことであり、私も見に行きましたけれども、背の高い高校生たちと練習する小さな小学生、全然歯が立たないはずなんです、やっぱり指導者もうまいですね。高校生たちの指導、子供たちの動かし方、さすが一流の監督なんだなと思いました。練習の目的や方法など、選手のみならず、監督、コーチも大変勉強になったと思います。そして、このような機会、経験を通して、さらなる競技力の向上、そして話題になって、競技

の普及にもつながるんじゃないかなと感じました。

今現在、4年後の本県開催の国スポに向け、各種競技力向上に取り組んでいるところであります。さきに述べましたように、知事は、トップアスリート育成だけじゃなくて、生涯スポーツの普及とか健康増進とかの意義を見据えているということですが、本県スポーツの全体的な底上げについての取組と今後のスポーツ環境の維持向上をどう考え、取り組んでいるのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 4年後に開催予定の国民スポーツ大会につきましては、これまで教育委員会といたしましても、知事の思いをしっかりと受け止め、各施策に取り組んでまいりました。

そのような中、本県スポーツの全体的な底上げといたしましては、各団体のジュニア層等に対して幅広い支援を行っておりまして、特にワールドアスリート発掘育成事業による成果が現在の競技力向上につながってきております。

さらに、レスリングや自転車競技等に代表される、競技者の少ない、いわゆるひむかサライズ競技に支援を行うなど、競技人口の拡大にも取り組んでおります。

4年後の大会開催に向けましても、各競技団体が行っている一貫した指導体制の構築や、現在、整備を進めております部活動支援施設等の機能を生かし、大会終了後には、それぞれの競技が各地域や自治体のシンボルスポートとなり、生涯スポーツの普及や県民の健康増進にもつながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 大変楽しみにしております。

最後に、教員採用試験について伺います。

先日、ある新聞記事に目が留まりました。「教員受検 大学3年生も」という題目で、副題が「1次 人材確保へ来年度から」という内容です。山梨県教育委員会では、来年度実施の採用試験の1次検査において、2025年度に卒業見込みの大学3年生が新たに受けられるようになるそうです。小・中・高・特別支援、養護・栄養教諭の全ての校種について、1次の筆記検査を受検できるとのこと。大学3年で合格した場合は、翌年度に面接など2次検査を受けられ、3年時に不合格でも4年時に再挑戦できる仕組みとし、人材確保につなげる狙いのようです。

このような教員の成り手不足は全国で深刻化し、それは本県も同様の課題を抱えておりますが、どのように取り組んでいるのでしょうか。教員採用試験における大学新規学卒者の受検者数と質を確保するために、どのような取組をしているのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） これまで県教育委員会では、宮崎大学と連携した県教員希望枠の設置や、教員としての実践力を身につける「ひなた教師塾」の開設、全国9会場に拡大した説明会の実施など、新規学卒者の人材確保のため、様々な取組を重ねてまいりました。

また、令和3年度採用から、受験倍率の低い小学校などの一部受験区分では、県内外の大学が推薦する学生につきましては、1次試験を免除する大学推薦制度を設けております。殊に、この制度で合格した者は、採用後、高い水準で教育活動を行っている状況が見られることから、質の確保につながっているとも考えております。また、県外大学に進学した本県出身者の獲得にも効果があったと分析しております。

大学3年生の受験前倒しにつきましては、他

県の状況等を注視しながら、今後も県内外の大学との連携を強化し、新規学卒者の受験者数と質の確保に向けて、しっかり取り組んでまいります。

○二見康之議員 どこも必死になって確保に取り組んでいる状況だと思いますし、これが全国一律の制度じゃなくて、それぞれの独自のやり方があるというふうに勉強になりました。宮崎でのさらなる取組の充実を図っていただきますように、よろしく願い申し上げます。

以上をもちまして、私の一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で一般質問は終わりました。

○濱砂 守議長 次に、今回提案されました議案第1号から第45号までの各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第29号から第32号まで採決

○濱砂 守議長 ここで、収用委員会委員及び収用委員会予備委員の任命の同意についての議案第29号から第32号までの各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第29号から第32号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よっ
て、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第28号まで及び

第33号から第45号まで委員会付託

○濱砂 守議長 次に、議案第1号から第28号
まで及び第33号から第45号までの各号議案は、
お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係
の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日6日から11日までは、常任委員会、特別
委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、12日午前10時から、常任委員
長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時51分散会

12月12日（火）

令和 5 年 12 月 12 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (38名)

1 番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
2 番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
4 番	工 藤 隆 久	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
5 番	内 田 理 佐	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	川 添 博	(同)
7 番	荒 神 稔	(同)
8 番	福 田 新 一	(同)
9 番	本 田 利 弘	(同)
10 番	山 内 い っ と く	(同)
11 番	山 口 俊 樹	(同)
12 番	下 沖 篤 史	(同)
13 番	瀨 砂 守	(同)
14 番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
15 番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16 番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17 番	山 内 佳 菜 子	(同)
18 番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19 番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	二 見 康 之	(同)
21 番	後 藤 哲 朗	(同)
22 番	山 下 寿	(同)
23 番	野 崎 幸 士	(同)
24 番	佐 藤 雅 洋	(同)
25 番	安 田 厚 生	(同)
26 番	日 高 利 夫	(同)
27 番	図 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひまか)
28 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29 番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30 番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32 番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	武 田 浩 一	(同)
34 番	山 下 博 三	(同)
35 番	日 高 陽 一	(同)
36 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
37 番	中 野 一 則	(同)
38 番	外 山 衛	(同)
39 番	日 高 博 之	(同)

欠席議員 (1名)

3 番 今 村 光 雄 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
公 安 委 員 長	江 藤 利 彦
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
代 表 監 査 委 員	川 野 美 奈 子
人 事 委 員 長	佐 藤 健 司

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 常任委員長審査結果報告

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第28号まで及び第33号から第45号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、山下寿委員長。

○山下 寿議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和5年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号は、国庫補助決定に伴うものなどについて措置するもので、10億7,200万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金6億9,000万円余、県債3億1,000万円余であります。

次に、議案第33号は、国の総合経済対策に係る補正予算に対応するもの及び職員の給与改定に係るものなどについて措置するもので、349億100万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金188億5,500万円余、県債116億1,200万円余であります。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は7,358億7,600万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で13億2,200万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は321億9,200万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で9,500万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,450億1,400万円余となります。

次に、県プール整備運営事業に係る事業契約の変更についてであります。

これは、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」などに向けて整備されている県プール施設に係る整備運営事業の契約金額が、物価変動等に伴い、約10億6,200万円の増額となるものであります。

このことに関連して委員より、「今年8月に供用開始となった国スポ・障スポ関連施設のアスリートタウン延岡アリーナにおいて、相次いで施工不良が見つかるが、どのように受け止めているのか」との質疑があり、当局より、「公共施設において、あつてはならないことと受け止めている。今後このような事案が発生することのないよう、工事検査をこれまで以上に徹底するなど、安全性と品質の確保に努めてまいります」との答弁がありました。

これに対して委員より、「建設業界の人手不足などにより、工事の質の低下を懸念する声もある。そのような現状を踏まえ、国スポ・障スポ関連施設の整備に当たっては、工期や費用等を検証し、必要に応じて見直す必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「建設業界は全体的に人手不足となっており、工期にも一定の影響が出ているが、目標にしている工期内に完了するよう、施工業者において人員を確保していただき、工事を進めている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、現在整備が進められている国スポ・障スポ関連施設は、将来にわたり多くの人に利用され続ける、本県にとって重要な財産となるものであることから、慎重かつ丁寧に工事を進めていただくよう要望します。

次に、宮崎県地域公共交通計画の素案についてであります。

この計画は、「将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークの構築」を目指し、広域的なバス路線を中心に、望ましい地域旅客運送サービスの在り方を明らかにするものであります。

このことについて委員より、「利用者数の増加」という目標を達成するための施策の一つに「高齢者の利用促進」とあり、高齢者を対象とした事業に重点が置かれている印象を受ける。学生など自家用車を持たない若者が、生活の足として公共交通機関を利用しやすくするための事業を構築するなど、若者が住みやすい宮崎の実現に向けた観点も必要ではないか」との質疑があり、当局より、「学生については、事業者が実施する定期券の学生割引制度により、一定の配慮がなされていると考えているが、今後、QRコード読み取り端末を設置するなど、デジタル技術を活用した公共交通機関の利便性の向上等と併せて、学生や若者を対象とした利用促進についても検討してまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、厚生常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、国庫補助決定に伴うもの及び所要見込額の増に伴うものに要する経費として1,300万円余を、議案第33号が、国の総合経済対策に係る補正予算に対応する事業に要する経費及び職員の給与改定に伴う人件費に要する経費として12億7,600万円余を、それぞれ増額するものであります。

この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,683億1,100万円余となります。

このうち、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、宮崎県福祉総合センターをはじめとした7つの公の施設について、次年度以降の指定管理候補者を選定するものであります。

このことについて委員より、「審査項目ごとの配点については、配点次第では応募者が固定化し、競争力が維持できず、長期的には応募者がいなくなり、施設運営の継続が難しくなるおそれがあるのではないか」との質疑があり、当局より、「これまで選定方法などの改善は行っ

てきたところではあるが、審査時の配点についても、他県の状況を踏まえながら検討すべき課題である」との答弁がありました。

次に、令和5年度福祉保健部における計画の改定等の素案についてであります。

福祉保健部では、法令等に基づき策定が求められている様々な計画を所管しており、今年度は、15の計画の改定または策定を予定しているものであります。

当委員会といたしましては、2月定例会での改定計画案の提案等に向けて、実効性のある計画の改定または策定にしっかりと取り組んでいただきますよう要望します。

次に、宮崎県高齢者保健福祉計画の素案についてであります。

これは、老人福祉法及び介護保険法に基づき策定するもので、本県の高齢者保健福祉施策の指針となるものであります。

このことについて委員より、「高齢者施設や介護施設への入居が難しい中、在宅介護の重要性が高まっているが、働きながら自宅で介護を行うことは難しい状況にある。この課題についてどう考えているのか」との質疑があり、当局より、「在宅介護は重要であるため、介護サービスの基盤整備を引き続き行うことに加え、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの体制整備を計画に盛り込み、取り組んでまいります」との答弁がありました。

これに対して委員より、「中山間地域などを中心に、市町村単体では高齢者を支えていくことが難しくなっているため、広域で高齢者を支えるような計画を策定し、市町村との連携を進めていただきたい」との要望がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴うもので、病院事業費用について3億6,900万円余の増額補正となります。

次に、「宮崎県病院事業経営計画2021」の改定についてであります。

これは、令和3年度に策定された「宮崎県病院事業経営計画2021」について、国が新たなガイドラインを示したことを受けて、今年度中に改定を行うものであります。

このことについて委員より、「医師の時間外労働の上限規制の適用が令和6年4月から施行されるが、医師の働き方改革の推進に向けて、どのように取り組むのか」との質疑があり、当局より、「医師の業務を他職種へ移管する「タスクシフト」や医師の業務を分担する「タスクシェア」を推進するとともに、医療秘書の任用増などを通して、医師の業務負担軽減に取り組んでまいります」との答弁がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、商工建設常任委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、次期指定管理に係る管理運営委託費として3億3,700万円余の債務負担行為を設定するもの、議案第33号が、国の総合経済対策に係る補正予算に対応する事業に要する経費及び職員の給与改定に伴う人件費に要する経費として一般会計で8億2,800万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は676億5,300万円余となります。

このうち、「県内旅行宿泊応援クーポン付与事業」についてであります。これは、県内宿泊者に対して、県内の土産店等で使用できるデジタルクーポンを付与するキャンペーンを実施するものであります。

このことに関連して委員より、「クーポン付与事業により宿泊客を呼び込む一方で、県内の宿泊施設は人手不足で全ての客室を稼働できていない状況もあるが、そのバランスをどう考えているのか」との質疑があり、当局より、「今年度から3年間で、宿泊事業者の設備投資を支援する「宿泊業の生産性・サービス向上支援事業」に取り組む予定であり、今回もDX導入に係る支援を追加措置するための補正予算を計上している。今後とも、誘客と受入れ環境のバランスを考えながら事業に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、令和4年度宮崎県観光入込客統計調査結果の概要についてであります。

このことについて当局より、「令和4年の観光入り込み客数は1,269万1,000人回で、前年に比べ25.3%の増加となり、コロナ禍前の約8割まで回復した」との報告がありました。

これに対して委員より、「本県の観光地を見

ると、実態はこれより少ないように感じる」との意見がありました。

当委員会といたしましては、観光関連施策の判断に当たっては実態をしっかりと捉えることが重要と考えますので、この観光入り込み客数に加えて、宿泊者数等の複数のデータを用いるなど、さらなる実態把握に努めていただくよう要望します。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、道路橋梁調査事業など9事業で繰越明許費を追加し、公共道路新設改良事業など13事業において、及び次期指定管理に係る管理運営委託費として債務負担行為を設定するもの、議案第33号が、防災・減災、国土強靱化などの国の補正予算に対応するために必要な経費及び職員の給与改定に伴う人件費に要する経費として、一般会計と特別会計を合わせて220億9,100万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,071億4,200万円余となります。

次に、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

このことについて委員より、指定管理料のうち人件費相当部分について、「指定期間の5年間の間に、今般の物価高騰や賃上げの動きのような情勢に伴う見直しはあるのか」との質疑があり、当局より、「協定締結時に各年度の額を決定しており、原則として変更はしないが、県が特別の事情があると認めた場合は、指定管理者と協議を行い、利用者へのサービス提供に支障がないように対処する」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今回から指定期

間が3年から5年に延長されていることも踏まえ、期間中の物価高騰や賃金水準の上昇による人件費の増加を指定管理者のみが身を削って負担することにならないよう、配慮していただくことを要望します。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 次は、環境農林水産常任委員会、安田厚生委員長。

○安田厚生議員 [登壇] 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が一般会計で10億2,700万円余を、議案第33号が一般会計で33億200万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は266億6,800万円余となります。

このうち、新規事業「県内河川等におけるPFAS存在状況緊急調査事業」についてであります。

これは、健康被害が懸念されている有機フッ素化合物について、県内全域の河川や地下水を網羅的に調査することで、存在状況を把握する

ものであり、調査で国が設定した指針値を超えた地点については、汚染源調査や飲用水としての利用に対する指導を行う方針とされております。

このことについて委員より、「測定地点はどのように選定しているのか」との質疑があり、当局より、「PFASの測定のために新たに測定地点を選定するものではなく、これまでのBODやヒ素などを測定している環境基準点等において、新たにPFASを調査項目に加えるものである」との答弁がありました。

また、別の委員より、調査期間や調査結果の公表時期について質疑があり、当局より、「1月中旬から調査を開始し、3月下旬までに全ての地点の調査を完了させ、調査結果は3月中にホームページやプレスリリース等で公表することを予定している。なお、基準値を超過した場合は、調査期間中であっても速やかに公表したいと考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、国の専門家会議における検討の動向について情報収集を行い、調査結果の公表とともに科学的根拠に基づいた正しい情報発信を行っていただくよう要望いたします。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が一般会計で400万円余を、議案第33号が一般会計で42億2,700万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は477億1,000万円余となります。

このうち「堆肥等利活用促進緊急体制整備事業」についてであります。

これは、化学肥料の価格高騰や入手困難といった農業経営継続にとっての危機的状況に対

応するため、化学肥料から堆肥や有機質肥料への転換を推進し、堆肥利用に必要な堆肥散布機械の導入や堆肥調製施設の整備を支援するものであります。

このことについて委員より、「補助率が2分の1であり、2分の1は農家の負担となるが、経営が厳しい状況にある農家が実際に施設整備等を行うことができるのか」との質疑があり、当局より、「経営環境が厳しい中で設備投資を行うこととなるが、化学肥料から堆肥や有機質肥料への転換により、長期的な視点では農家負担が軽減できると考えている」との答弁がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、文教警察企業常任委員会、山内佳菜子委員長。

○山内佳菜子議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外8件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、企業局の公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、各公営企業会計における職員の給与改定に伴うもの、及び国の補正予算を受

け、県土整備部が多目的ダム改良工事の増額補正を行うことに伴い、共同施設負担金を増額するものであります。

このうち、議案第38号は電気事業会計について、収益的支出の事業費及び資本的支出で4億7,600万円余の増額を行うもので、補正後の合計額は122億1,100万円余となります。

また、議案第39号は工業用水道事業会計について、議案第40号は地域振興事業会計について、それぞれ収益的支出の事業費を増額するもので、補正後の合計額は、工業用水道事業会計が4億2,000万円余、地域振興事業会計が2,400万円余となります。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、県立学校の運動場整備に要する経費として2,800万を、議案第33号及び第37号が、職員の給与改定に伴い、13億9,000万円余を、それぞれ増額するものであり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,116億9,000万円余となります。

このうち、「県立学校運動場整備事業」についてであります。

この事業は、県立高校の部活動における硬式テニスの競技力向上を支援する寄附の申出を受けて、国スポに向けた競技力強化指定校である、佐土原高等学校のテニスコートをハードコート化する整備を行うものであります。

このことに関連して委員より、「強化指定校とそうでない学校とでは、競技力の差が一層開き、指定校以外の部活動の停滞が懸念されるが、どのように取り組んでいるのか」との質疑があり、当局より、「指定校については基準を見直し、入替えを行うなど、改善を図っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、国スポという大きな目標に向かい、一致団結して、競技力の向上を図ることは貴いものである一方、部活動は教育活動の一環であり、子供たちが競技を通じて、礼節や継続力といった学びを幅広く体得する大切な場でもあると考えますので、国スポ後を見据えた長期的な視点も持ちながら、部活動の在り方を検討していただきますよう要望します。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定に伴い、3億4,600万円余を増額するものであり、一般会計の補正後の予算額は281億2,100万円余となります。

次に、高岡警察署の移転候補地の選定についてであります。

このことについて委員より、「国富町への移転により、利便性や機能は維持できるのか」との質疑があり、当局より、「人口のほか、管轄警察署内の事件や交通事故の発生率など総合的に判断したものである」との答弁がありました。

さらに委員より、移転に関する住民への説明について質疑があり、当局より、「高岡警察署管内の自治会長などを中心に説明を行う予定である」との答弁がありました。

当委員会としましては、警察署は地域住民の安全・安心を守る非常に重要な拠点であり、宮崎北警察署及び宮崎南警察署が管轄する一部地域の編入を検討されていることから、説明会等を通じて、住民に対し、広くかつ丁寧に説明していただくことを要望いたします。

次に、特殊詐欺の被害の防止対策についてであります。

このことについて当局より、「今年度の認知被害額は10月末時点で2億1,000万円を超えている。また、手口としては架空請求詐欺が最も多い」との説明がありました。

このことについて委員より、「詐欺の判別が難しいメールも多いが、対策はあるのか」との質疑があり、当局より、「詐欺メールは無差別に送られてくるため、不審なメールは開かないようにすることが重要であり、県民に対し詐欺メール対応訓練等を行ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、日々手口が巧妙となり、海外からの犯行も後を絶たない特殊詐欺に対して、取締りや対策を一層強化していただくよう要望します。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○濱砂 守議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提案されました議案について、議案第4号、第26号及び第44号について、反対の立場から討論を行います。

まず、議案第4号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例案は、国の森林環境税が、令和6年度から個人県民税均等割と併せて課税されることになるとして、市町村がそれを徴収し、県に払い込むという規定を条例に追加するというものです。

国の森林環境税は、森林整備等に必要な地方財源の安定的確保のために、国が「国民にひとしく負担を求める」として創設したものです。

しかしこれは、2023年度末で終了とされている東日本大震災の復興を名目にした復興特別住民税1人1,000円を上乗せしている個人住民税への均等割を、森林環境税と看板を掛け替えて継続するもので、認められません。

個人住民税の均等割は、所得割が非課税の人にも一律の額で課税される逆進性の高い税であり、低所得者の負担をさらに強めるものです。

また、森林環境税を財源とする森林環境譲与税は、2019年から先行して各自治体に配分を開始していますが、真に森林整備が必要な自治体に重点的に配分できない仕組みであるなど、問題を抱えています。

森林環境税は、森林吸収源対策や森林の公益的機能の恩恵を口実に、二酸化炭素排出企業や法人には負担を求めず、森林整備の費用を国民個人に押しつけるものです。

災害対策としての森林整備は重要です。だからこそ、個人負担に固執した、いびつな制度でなく、国の一般会計に占める森林予算の拡大や地方交付税の増額などで、地方自治体の需要に見合った財源を国の責任で確保すべきです。

県の森林環境税との二重課税の問題もあり、県民にさらなる負担となる条例改定に反対するものです。

次に、議案第26号「公の施設の指定管理者の指定（県営住宅県北地区）について」です。

同議案は、県北地区の県営住宅（日向・延岡土木事務所、西臼杵支庁管内の27団地2,189戸）の維持管理を、前期と同じ一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会の構成員である延岡日向宅建協同組合に指定管理者として委ねるというものです。指定の期間は、令和6年4月から令和11年3月までの5年間です。

この指定管理者制度は、行政コスト縮減などを目的に、「官から民へ」の構造改革路線の一環として導入され、今あらゆる部署で進められています。

今回も、県営住宅を含む17の公営施設の指定管理者の更新が提案され、指定期間3年を5年に延長されているものもあります。

我が党は、特に公営住宅については、これまでも指定管理者制度はなじまないとして反対してきました。

公営住宅制度は、国や地方公共団体が、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で提供し、暮らしと福祉に寄与することを目的とします。それだけに、公営住宅は、他の公共施設の維持管理と違って、効率性だけを追求できない側面があります。

行政は、この住宅の確保とともに、個人のプライバシーの確保という重要な役割を担っています。

特に、民間委託による家賃の徴収・督促業務等に関して、個人情報守秘の扱いがしっかり担保されているか、住宅環境が十分整備されてい

るかも含めて考えなければならぬ課題を抱えており、公営住宅に関して、指定管理者制度を適用することはふさわしくないと考えます。

したがって、今回提案されました「県営住宅の指定管理者の指定について」も反対をするものです。

次に、議案第44号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてです。

本条例案は、国の特別職等の給与改定に準じて、知事や議員等、特別職の期末手当の引上げを行うものです。

人事院・人事委員会勧告による職員給与や手当を引き上げるとは当然のことです。しかし、今、コロナ禍の影響は続き、そこに物価高騰が追い打ちをかけ、県民所得は伸び悩み、消費税、国保税や介護保険料の引上げなど県民負担が増大する中で、知事をはじめ特別職の期末手当を引き上げるなど、県民の生活実態、県民感情からしても、決して好ましいとは言えません。県民の納得は得られないのではないのでしょうか。

今回の特別職に係る期末手当引上げの提案には賛成できないことを申し上げ、以上、各号議案に対する討論といたします。〔降壇〕

○濱砂 守議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第4号、第26号及び第44号採決

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。

まず、議案第4号、第26号及び第44号について、一括お諮りいたします。

これらの議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決す

ることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱砂 守議長 起立多数。よって、議案第4号、第26号及び第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第3号まで、第5号から第25号まで、第27号、第28号、第33号から第43号まで及び第45号採決

○濱砂 守議長 次に、議案第1号から第3号まで、第5号から第25号まで、第27号、第28号、第33号から第43号まで及び第45号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和5年12月12日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 議会運営委員長 野崎 幸士
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

HPVワクチン接種政策の充実を求める意見書

議員発議案第2号

食品ロス削減へ国民運動の推進を求める意見書

議員発議案第3号

高病原性鳥インフルエンザの対策強化を求める意見書

議員発議案第4号

地方公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第4号まで

追加上程、採決

○濱砂 守議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第4号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第4号までの各号議案

を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第4号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○濱砂 守議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○濱砂 守議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

今年も、あと19日を残すのみとなりました。執行部及び議員各位におかれましては、一層御

令和5年12月12日(火)

自愛の上、新たな年を御健勝で迎えますよ
う心から祈念申し上げます。

これもちまして、令和5年11月定例会を閉
会いたします。

午前10時43分閉会

資 料

令和5年11月定例会日程

19日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考	
11. 24	金	本会議	開会 議席の一部変更 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30	
25	土	休 会	(閉 庁 日)		
26	日				
27	月				一般質問通告締切 12:00
28	火		(議 案 調 査)		
29	水	本会議	一 般 質 問		
30	木				
12. 1	金				請願締切 16:00
2	土	休 会	(閉 庁 日)		
3	日				
4	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)	
5	火			議会運営委員会 9:30	
6	水	休 会	常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)	
7	木				
8	金			議会運営委員会 (特別委員会終了後)	
9	土			(閉 庁 日)	
10	日				
11	月	(議 事 整 理)			
12	火	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30	

宮崎県会議長 瀨砂 守 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和5年11月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第2号 令和5年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第3号 宮崎県部設置条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例
- 議案第8号 事業契約の変更について
- 議案第9号 工事請負契約の変更について
- 議案第10号 工事請負契約の変更について
- 議案第11号 民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について
- 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第28号 当せん金付証票の発売について
- 議案第29号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第30号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第31号 収用委員会予備委員の任命の同意について
- 議案第32号 収用委員会予備委員の任命の同意について

（文書取扱 財政課）

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和5年11月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第33号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第34号 令和5年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
- 議案第35号 令和5年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第36号 令和5年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第37号 令和5年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第38号 令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）
- 議案第39号 令和5年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）
- 議案第40号 令和5年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）
- 議案第41号 令和5年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第45号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

（文書取扱 財政課）

令和5年11月定例会

一般質問時間割

11月29日(水)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	自由民主党	坂口 博美	10:00~11:00	
2	自由民主党	丸山裕次郎	11:00~12:00	休憩
3	親和会	脇谷のりこ	13:00~14:00	
4	自由民主党	西村 賢	14:00~15:00	

11月30日(木)

順序	会派	質問者	時間	備考
5	自由民主党	安田 厚生	10:00~11:00	
6	自由民主党	川添 博	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	山内いっとく	13:00~14:00	
8	自由民主党	福田 新一	14:00~15:00	

12月1日(金)

順序	会派	質問者	時間	備考
9	自由民主党	山口 俊樹	10:00~11:00	
10	県民連立立憲	山内佳菜子	11:00~12:00	休憩
11	日本共産党	前屋敷恵美	13:00~14:00	
12	県民連立立憲	松本 哲也	14:00~15:00	

12月4日(月)

順序	会派	質問者	時間	備考
13	緑風会	黒岩 保雄	10:00~11:00	
14	自由民主党	下沖 篤史	11:00~12:00	休憩
15	公明党	今村 光雄	13:00~14:00	

12月5日(火)

順序	会派	質問者	時間	備考
16	公明党	重松幸次郎	10:00~11:00	
17	自由民主党	佐藤 雅洋	11:00~12:00	休憩
18	自由民主党	二見 康之	13:00~14:00	

令和5年11月定例会

議案 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和5年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）			可決		
第3号	宮崎県部設置条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	都市公園条例の一部を改正する条例			可決		
第6号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例				可決	
第7号	旅館業法施行条例等の一部を改正する条例		可決			
第8号	事業契約の変更について	可決				
第9号	工事請負契約の変更について				可決	
第10号	工事請負契約の変更について			可決		
第11号	民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について					可決
第12号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第13号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第14号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第15号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第16号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第17号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第18号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第19号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第20号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第21号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第22号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第23号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第24号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第25号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第26号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第27号	公の施設の指定管理者の指定について					可決
第28号	当せん金付証票の発売について	可決				
第33号	令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）	可決	可決	可決	可決	可決
第34号	令和5年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）				可決	
第35号	令和5年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）				可決	
第36号	令和5年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）			可決		
第37号	令和5年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）					可決
第38号	令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）					可決
第39号	令和5年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）					可決
第40号	令和5年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）					可決
第41号	令和5年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）		可決			
第42号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第43号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例					可決
第44号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第45号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	可決				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和5年11月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産 常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業 常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）	12月12日・可 決
〃 第2号	令和5年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第3号	宮崎県部設置条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	都市公園条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	旅館業法施行条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	事業契約の変更について	〃
〃 第9号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第10号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第11号	民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について	〃
〃 第12号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第13号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第14号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第15号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第16号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第17号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第18号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第19号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第20号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第21号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第22号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第23号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第24号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第25号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第26号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第27号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第28号	当せん金付証票の発売について	〃
〃 第29号	収用委員会委員の任命の同意について	12月5日・同 意
〃 第30号	収用委員会委員の任命の同意について	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
〃 第31号	収用委員会予備委員の任命の同意について	12月5日・同 意
〃 第32号	収用委員会予備委員の任命の同意について	〃
〃 第33号	令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)	12月12日・可 決
〃 第34号	令和5年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第35号	令和5年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第36号	令和5年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第37号	令和5年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第38号	令和5年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)	〃
〃 第39号	令和5年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第1号)	〃
〃 第40号	令和5年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)	〃
〃 第41号	令和5年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第1号)	〃
〃 第42号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第43号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第44号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第45号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	〃
議員発議案 第1号	HPVワクチン接種政策の充実を求める意見書	〃
〃 第2号	食品ロス削減へ国民運動の推進を求める意見書	〃
〃 第3号	高病原性鳥インフルエンザの対策強化を求める意見書	〃
〃 第4号	地方公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書	〃

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

HPVワクチン接種政策の充実を求める意見書

子宮頸がんは、HPVワクチン接種により「予防できるがん」の一つとされている。接種率の高い先進国では子宮頸がんは減少傾向である一方、わが国は年間約1.1万人が罹患し、約2,900人が死亡しており患者数・死亡者数とも近年漸増傾向にある。

2022年4月からHPVワクチンの積極的勧奨が再開されたが、本県においては子宮頸がん罹患率が全国ワーストとなっている。

各市町村でも独自の取組で接種率向上に努めているが、キャッチアップ接種の取組などの周知が行き渡っているとは言い切れない状況にある。

そのような中、キャッチアップ接種については公費接種期間が令和7年（2025年）3月末までとされており、対象者が知らぬまま公費接種期限を迎えてしまうことが懸念される。

よって、国においては、女性活躍社会や少子化対策として、未来に生まれ来る命を育む若い女性の命と健康を守ることにつながるHPVワクチンに関する政策の充実を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 キャッチアップ世代に対する無料接種の期間を延長すること。
- 2 キャッチアップ接種については、住民票を置く自治体に関わらず対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月12日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 殿
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
厚 生 労 働 大 臣	武 見 敬 三 殿
内 閣 官 房 長 官	松 野 博 一 殿
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (こども政策・少子化対策)	加 藤 鮎 子 殿

議員発議案第3号

高病原性鳥インフルエンザの対策強化を求める意見書

高病原性鳥インフルエンザは、昨シーズン（令和4年10月～令和5年4月）26道県84事例発生し、約1,771万羽が殺処分対象となり、発生件数・殺処分数とも過去最多であった。

国は様々な対策を講じているが、今シーズン、すでに佐賀県、茨城県等の養鶏場で発生が確認されたところであり、今後も発生が懸念され、その影響は鶏卵の価格高騰をはじめ、物価高にあえぐ県民の生活をもさらに厳しいものにしかねない。

よって、国においては、高病原性鳥インフルエンザ対策のさらなる強化に向け、下記の施策を講ずることを強く要望する。

記

- 1 本疾病の発生で損害を受けた養鶏農場及び移動制限・搬出制限区域の設定により影響を受けた養鶏農場等に対する経営支援を拡充すること。
- 2 農場の分割管理等対策推進に必要な支援策を講じること。
- 3 自治体が対策として実施する消毒や処分にかかる経費等、要した経費に対して速やかに支援を行うこと。また、防疫対策の強化が確実に実施されるよう十分な支援を行うこと。
- 4 飼養衛生管理基準を遵守するために必要な野生小動物の侵入防止柵や防鳥ネット等の資材の整備について、支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月12日

宮崎県議会

衆議院議長	額賀福志郎 殿
参議院議長	尾辻秀久 殿
内閣総理大臣	岸田文雄 殿
総務大臣	鈴木淳司 殿
財務大臣	鈴木俊一 殿
農林水産大臣	宮下一郎 殿
経済産業大臣	西村康稔 殿
内閣官房長官	松野博一 殿

議員発議案第4号

地方公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書

バスや鉄道など公共交通は、国民生活及び社会機能・都市機能の維持に不可欠な基盤であると同時に、最低限の日常生活を送るための移動の保障に欠かせない重要なインフラである。そのため、国は、交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等に基づき、地域公共交通を維持するための制度を充実させている。

一方で、公共交通事業者は、この間のコロナ禍によって、事業の存続に関わる大きな打撃を受け、運転手等の必要な人材確保にも苦慮している現状にある。

地域の公共交通の廃止や縮小に十分な歯止めはかからず、また、気象災害を受けて運行停止となる鉄道路線もあり、交通事業者の企業努力も限界に達している。

人口減少・少子高齢化のなか、地域コミュニティの維持、地球温暖化など環境問題への対応など、公共交通の果たすべき役割はますます重要になっており、公共交通に対する公的補助は、持続可能な地域政策として、拡充が求められている。

よって、国においては、地方公共交通の維持・充実のため、財政支援措置を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月12日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 殿
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
国 土 交 通 大 臣	斉 藤 鉄 夫 殿
内 閣 官 房 長 官	松 野 博 一 殿

議 員 派 遣

令和5年12月12日

次のとおり、議員を派遣する。

1 令和5年度九州各県議会議員交流セミナー

- (1) 目 的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、ともに九州の一体的な発展と地方主権の確立をめざす。
- (2) 派遣場所 福岡県福岡市
- (3) 期 間 令和6年1月29日（月）から
令和6年1月30日（火）まで
- (4) 派遣議員 日高 利夫 内田 理佐 川添 博 山内いっとく
山口 俊樹 下沖 篤史 重松幸次郎 工藤 隆久
松本 哲也 永山 敏郎

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容	
11月24日	金	本 会 議	開 会 議席の一部変更 会議録署名議員指名（福田新一議員、坂本康郎議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第32号上程 知事提案理由説明	
11月25日	土	休 会	(閉庁日)	
11月26日	日			
11月27日	月			
11月28日	火			
11月29日	水	本 会 議	一般質問（坂口博美議員、丸山裕次郎議員、脇谷のりこ議員、西村 賢議員）	
11月30日	木		一般質問（安田厚生議員、川添 博議員、山内いっとく議員、福田新一議員）	
12月1日	金		一般質問（山口俊樹議員、山内佳菜子議員、前屋敷恵美議員、松本哲也議員）	
12月2日	土	休 会	(閉庁日)	
12月3日	日			
12月4日	月	本 会 議	一般質問（黒岩保雄議員、下沖篤史議員、今村光雄議員）	
12月5日	火		議案第33号～第45号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（重松幸次郎議員、佐藤雅洋議員、二見康之議員） 採決（議案第29号～第32号）（同意） 議案委員会付託	
12月6日	水	休 会	常任委員会	
12月7日	木			
12月8日	金			特別委員会
12月9日	土			(閉庁日)
12月10日	日			
12月11日	月			(議事整理)

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月12日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第4号、第26号、第44号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第4号、第26号、第44号）（可決） 採決（議案第1号～第3号、第5号～第25号、第27号、第28号、第33号～第43号、第45号）（可決） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第4号追加上程、採決（可決） 議員派遣の件 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 濱 砂 守

宮 崎 県 議 会 副 議 長 日 高 博 之

宮 崎 県 議 会 議 員 福 田 新 一

宮 崎 県 議 会 議 員 坂 本 康 郎